



OAMISHIRASATO CITY

大網白里市
第5次総合計画
後期基本計画

大網白里市

平成28年4月

ごあいさつ

大網白里市では、平成 23 年度からの 10 年間を計画期間とする第 5 次総合計画に基づき、将来像「未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち」を実現するため、計画的に各種施策に取り組んでまいりました。

この間、東日本大震災の発生を契機とした防災に対する市民意識の高まりや、少子高齢化の進展、本格的な人口減少社会の到来など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しております。また、市においても平成 25 年 1 月 1 日には、大網白里町から「大網白里市」として新たなスタートをきりました。

このような状況の変化に対応し、市では、計画期間の折り返しとなる平成 28 年度からの 5 年間について、まちづくりの方向性を示す「第 5 次総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

この計画では、第 5 次総合計画における基本理念、将来像、基本目標、まちづくりの推進について更なる進捗を図るため、現状と課題を踏まえ、中長期的視点に立った施策の方向性を定めております。本計画の実現に向けて、市としても各種施策に取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、市民アンケート調査やタウンミーティングにご協力いただきました多くの市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会委員や関係団体の皆様方に、心から感謝申し上げます。

平成 28 年 4 月

大網白里市長 金 坂 昌 典



目次

序論	1
第1章 後期基本計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の構成と期間	1
第2章 基本構想の概要	3
第1節 まちづくりの基本理念と将来像	4
後期基本計画	7
1. 後期基本計画のあらまし	9
2. 紙面構成（計画の見方）	10
3. 計画における施策表現	12
4. 市の概況	13
5. 人口の推移と後期基本計画期間の人口と財政見通し	14
6. まちづくりへの住民の期待	16
7. まちづくりの課題	20
第1部 まちづくり分野計画編	25
第1章 健康で生きがいのある大網白里【保健・福祉の充実】	27
1. 生涯を通じた健康づくりの推進	29
(1) 健康づくり	29
(2) 医療体制	32
2. 安心して暮らせる福祉の推進	35
(1) 地域福祉	35
(2) 児童福祉・子育て支援	38
(3) 高齢者福祉	41
(4) 障がい者（児）福祉	44
(5) 社会保障	46
第2章 新しい文化を育む大網白里【教育・文化の充実】	51
1. 心豊かな子どもたちの育成	53
(1) 幼児教育	53
(2) 学校教育	55
(3) 青少年育成	59
2. 生涯を通じた学習活動の推進	62
(1) 生涯学習	62
(2) 生涯スポーツ	67
(3) 地域文化	70
第3章 快適で便利な都市機能が充実する大網白里【都市基盤の整備】	75
1. 総合的な交通体系の整備	77
(1) 道路整備	77
(2) 公共交通	80
2. 魅力ある街づくりの推進	83
(1) 駅周辺整備	83



(2) 市街地形成の推進	85
3. 快適に暮らせる生活環境の整備	89
(1) 下水道・排水対策	89
(2) ガス・水道	92
(3) 公園・緑地	95
第4章 豊かな自然と生活が調和する 大網白里【自然環境との共生】	99
1. 低炭素の社会づくりの推進	100
(1) 温室効果ガス排出抑制	100
2. 循環型の社会づくりの推進	103
(1) ごみの減量化と資源リサイクル	103
3. 水と緑の空間づくりの推進	106
(1) 自然環境の保全	106
(2) 緑化・環境美化	108
(3) 公害対策	110
第5章 安全な暮らしを確保する 大網白里【安全・安心の確保】	113
1. 災害に強いまちづくりの推進	114
(1) 防災対策	114
(2) 消防・救急体制	117
2. 安全な日常生活の向上	120
(1) 交通安全対策	120
(2) 防犯対策	123
(3) 消費生活対策	125
第6章 賑いある産業と観光を育てる 大網白里【産業・観光の振興】	129
1. 環境変化に対応する産業・観光の振興	130
(1) 農業・漁業	130
(2) 商業・工業	135
(3) 観光	138
2. 雇用・就労の場の充実	141
(1) 企業誘致	141
(2) 雇用・就労環境	143
第2部 まちづくり推進編	147
第1章 住民と行政が協働するまちづくり【協働のまちづくり推進】	149
1. 住民参画の仕組みづくり	150
(1) まちづくりの情報共有	150
(2) コミュニティづくりの推進	153
(3) 住民参画と協働の推進	155
2. 男女共同参画、交流の力	157
(1) 男女共同参画社会づくり	157
(2) 地域間・国際交流の推進	159
第2章 効率的な行財政運営【行財政運営】	163
1. 行財政改革の推進	164
(1) 組織力の強化	164
(2) 住民ニーズ対応の行政運営	166
(3) 健全な財政運営	168
(4) 情報化対応の推進	172
(5) 広域連携の推進	174

参考資料	177
1. 策定体制	179
2. 策定経過	180
3. 総合計画審議会	182
4. 策定委員会・策定部会	190
5. 人口減少対策及び後期基本計画策定に係る庁内検討組織（プロジェクトチーム）	193
6. 基本構想（策定時の原文紹介）	195
7. 用語解説	224

序論

第1章 後期基本計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

大網白里市では、平成23年4月に平成32年度を目標年次とした大網白里市第5次総合計画を定め、将来像である「未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち」を実現するための計画として、5か年の前期基本計画を策定し、各種の施策を実施してきました。

この前期基本計画が平成27年度をもって終了することから、前期基本計画における各施策の進捗状況や、平成25年1月の市制施行、また、さまざまな社会環境の変化なども踏まえて、平成28年度から平成32年度の5年間を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

第2節 計画の構成と期間

総合計画は、時代の潮流や、市の現状、住民の声を踏まえて、将来像や、将来像を実現するための施策の方向性などを取りまとめたものであり、本市行政を総合的かつ計画的に行っていくための最上位の計画として定めるものです。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つの柱から構成されています。

1. 基本構想

基本構想は、まちづくりの指針として、市のあらゆる計画の最上位に位置づけられ、市のめざす姿である「将来像」と、それを実現するための施策の基本的な方向を定めるものです。

計画期間は、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10年間です。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想にもとづき、今後推進すべき主要施策を各行政分野にわたり体系的に示したものです。

基本計画は、基本構想の期間を前期・後期に分けて策定します。今回の計画は後期計画で、第5次総合計画の総仕上げの計画になります。

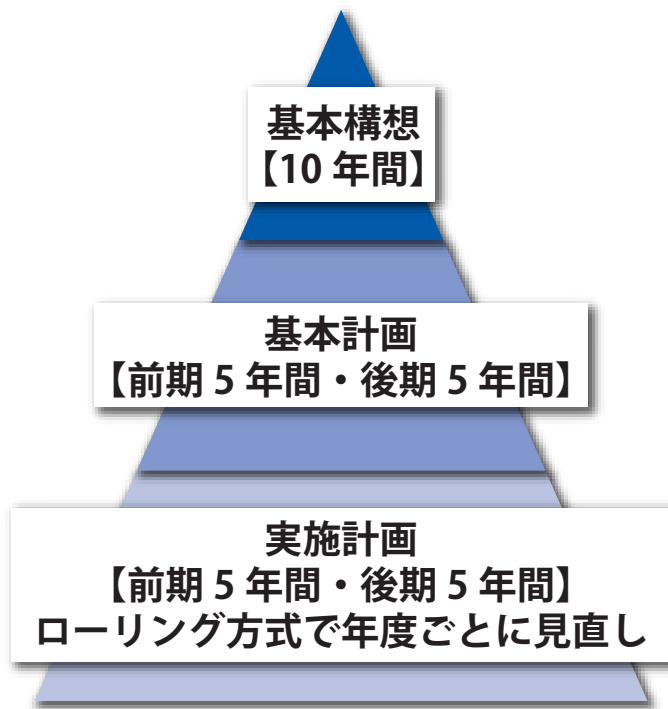
後期基本計画の期間は、平成28年度（2016年）から平成32年度（2020年）までの5年間とします。



3. 実施計画

基本計画に示された施策の体系にもとづき、実施すべき個別施策、事業を具体的に定めます。事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示したもので、予算編成の基礎となるものです。

計画期間は、前期 5 年、後期 5 年として策定し、今後の法改正、制度改革や財政状況、各事業の進捗状況や実施成果などを踏まえ、柔軟に対応していきます。また、計画・事業実施・評価・改善という PDCA の循環を基本にする行政評価システムの実効性を高めながら、ローリング方式で年度ごとの見直しを加え、実施事業の最適化を図ります。



《大網白里市第 5 次総合計画の構成・期間》

年 度	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
基本 構 想	基本構想 (平成 23 ~ 32 年度)									
基本 計 画	前期基本計画 (平成 23 ~ 27 年度)					後期基本計画 (平成 28 ~ 32 年度)				
実 施 計 画	前期実施計画 (平成 23 ~ 27 年度)					後期実施計画 (平成 28 ~ 32 年度)				

第2章 基本構想の概要

前 提

- 計画的、総合的な行政運営を行うために、まちづくりの目標を定める
- 各目標を達成するための推進力として「協働のまちづくりの推進」、「行財政改革の推進」を位置づける
- まちづくりを推進するための最上位計画として定める
- 目標年度：平成32年度（2020年） ●目標人口：53,000人

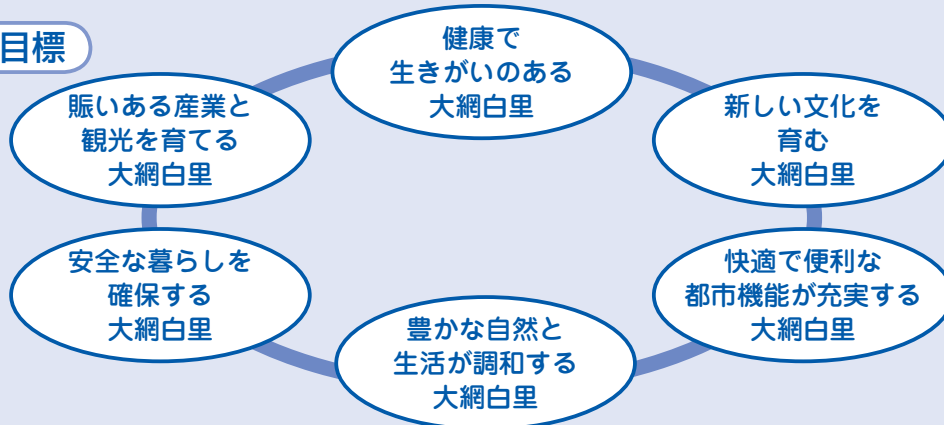
基本理念

- 市民憲章に定める“田園文化都市”の実現に向けて、自然や田園環境と都市環境の調和を念頭に、みんなでまちづくりに取り組む“参画と協働”を実践する

将来像

未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち

基本目標



まちづくりの推進

まちづくり推進力

$$= (\text{行財政改革による地域経営の力}) + (\text{協働の力}) + (\text{住民自治の力})$$

効率的な行財政運営

住民と行政が協働するまちづくり



第1節 まちづくりの基本理念と将来像

1. 基本理念

市民憲章である「明るく、豊かな、住みよい田園文化都市」の実現とその承継をまちづくりの根底に流れる考え方や姿勢、つまり基本理念として、まちづくりを進めてきました。

大網白里市市民憲章（昭和54年10月5日制定）

緑と太陽そして海、ふるさと大網白里市は環境に恵まれています。

わたくしたちは、「明るく、豊かな、住みよい田園文化都市」づくりと、まちの限りない発展を願い、この市民憲章を定めます。

- 一、自然を大切に、健康で安全なまちをつくりましょう。
- 一、ほこりをもって働き、豊かな、ゆとりあるまちをつくりましょう。
- 一、ふるさとを愛し、香り高い文化のまちをつくりましょう。
- 一、老人に安らぎを、若者には夢のあるまちをつくりましょう。
- 一、笑顔で助けあい、心のふれあうまちをつくりましょう。

※平成25年1月の市制施行に伴い、名称を「大網白里町町民憲章」から「大網白里市市民憲章」と改めました。

第5次総合計画においては、これまでの基本理念を継承しつつ、時代の変化に対応する要素を付加し、新しい時代の基本理念として、次の2つを基本理念に掲げます。

“田園文化都市の継承” 田園環境と都市環境の調和

「田園文化都市」とは、田園が持つ身近で豊かな自然や恵み、そして、都市が持つべき快適な都市機能と新たな文化性をあわせ持つまちの姿を表し、今日においても色あせない理想の都市像です。このまちづくりの考え方を住民共通の心象として継承し、まちづくりを実践していきます。

“みんなでつくろう” 住民参画と協働の推進

第4次総合計画では、「みんなでつくろう ^い ^い ^{まち} ^{ふるさと} 生き活きとした “良い街” “良い故郷” を基本理念に掲げました。特にまちづくりの原点として“みんなでつくろう”を継承し、住民誰もが何かを受け持つまちづくり、住民参画と協働への努力をさらに力強く、飛躍させることをめざします。試行錯誤を繰り返しながらも、住民一人ひとりの主体性を発揮できる環境と仕組みづくりに取り組み、時代に対応したまちづくりを実践していきます。

2. まちづくりの将来像

“田園文化都市の継承”：田園環境と都市環境の調和、“みんなでつくろう”：住民参画と協働の推進という2つの基本理念を踏まえた将来像を後期基本計画においても掲げていきます。

大網白里市の将来像

未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち

この将来像には、次のような想いが託されています。

- ① 地域の特性を活かした質の高い生活を、住民、企業、行政が一体となって創造し、安心、安全、快適さを実感できる、誰もが住みよいまち、“住みたい・住み続けたいと思えるまち”をつくります。
- ② “田園の良さ”を継承し、“都市の良さ”を充実し、双方が調和する“田園文化都市”をつくります。
 - ・丘陵のみどり、田園のみどり、海岸の白砂青松など、丘陵と里山・田園・海岸地域が育てている自然環境、美しい風景、先人がつくりあげてきた地域の歴史と伝統的文化、田園地帯としての農業、食の生産、農村のきずな、ふれあいなど都市では失われつつある“田園の良さ”を大切に、継承し、活かします。
 - ・賑いや躍動感、人の往来、工業や商業・サービス業の集積、交通・情報通信機能、教育・文化・余暇・生涯学習機能、選択の幅がある医療・福祉や雇用・就労の場、整備された市街地という“都市の良さ”が持つ機能を充実していきます。
- ③ 住民参画と協働で知恵や労力を提供しあい、“みんなで力をあわせて”未来に向けて、地域の発展可能性を引き出していくまちをつくります。



OAMISHIRASATO CITY

後期基本計画

2016—2020

後期基本計画

1. 後期基本計画のあらまし

(1) 計画の趣旨と期間

大網白里市第5次総合計画「後期基本計画」は、めざすべき将来像とそれに向かう施策の方向を定めた平成32年度(2020年)を目標年度とする「基本構想」の実現に向け、平成23年度(2011年)から平成27年度(2015年)で進めてきた「前期基本計画」の各施策・事業の進捗状況を踏まえ施策・事業の見直しを行い、平成28年度(2016年)から平成32年度(2020年)の後期5か年で推進すべき施策・事業を体系的に定めたものです。

基本計画では、「行政が主体となって進めるべきもの」、「住民の活動や民間活力で進めるべきもの」、「協働で進めるべきもの」、「国・県等への要望事項」なども加えた内容としています。なお、基本計画で示した基本的な施策の具体化を図るために、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる事業計画を示す「後期実施計画」を作成し、今後の法改正、制度改革や財政状況、各事業の進捗状況や実施成果などを踏まえ、柔軟に対応していきます。また、計画・事業実施・評価・改善というPDCAの循環を基本にする行政評価システムの実効性を高めながら、ローリング方式で単年度ごとの見直しを加え、実施事業の最適化を図ります。

(2) 計画の構成

後期基本計画は、「第1部 まちづくり分野計画編」と「第2部 まちづくり推進編」で構成し、各章は、基本構想で設定した「第5章 まちづくり施策の大綱」の大項目(基本目標)及び「第6章 まちづくりの推進」の大項目(推進目標)に相応します。また、各章は、「政策」:1.~の項目、「基本施策」:(1)~の項目、「施策」:施策1~の項目、「個別施策」:①~の項目、そして、個別施策内の●~の施策内容で構成しています。

基本構想	基本計画	
第5章 まちづくり施策の大綱	基本目標	第1部 まちづくり分野計画編 第1章~第6章
	政策	各章の1.~
	基本施策	各章の(1)~
	施策	基本施策内の施策1~
	個別施策	施策内の①~
	施策内容	個別施策内の●~
第6章 まちづくりの推進	推進目標	第2部 まちづくり推進編 第1章~第2章
	政策	各章の1.~
	基本施策	各章の(1)~
	施策	基本施策内の施策1~
	個別施策	施策内の①~
	施策内容	個別施策内の●~



2. 紙面構成（計画の見方）

基本目標を達成するための政策を示しています。

1. 行財政改革の推進

(1) 組織力の強化 政策を進めるための基本施策を示しています。

◇現状と課題 基本施策ごとに現状と課題を示しています。

- 社会情勢の変化に伴い、行政ニーズは複雑・多様化し、行政事務は増大する傾向にあります。今後も地方分権の推進による事務事業の権限移譲が進み、より効率的な行政運営が求められてきます。
- 本市では、さまざまな行政運営の課題に対応するため、環境の変化に対応した事務事業の効率化を図る事務分担の見直し、組織・機構の改革、人員配置、情報システムの整備などを推進し、住民サービスの向上に取り組んできました。
- 今後も、新たな公共経営の実践、協働のまちづくりなどに対応した行政機構と事務改善を推進するとともに、総合計画などの進行管理と行政評価の連動、公共施設の有効利用と管理運営の効率化、協働によるまちづくりの仕組みづくりなど、さまざまな改革に取り組み、組織力を発揮する行政運営を進めていく必要があります。また、その実績を住民に広く周知していくことが求められています。

前期基本計画の期間内に実施した主な取り組みと成果を示しています。ニーズへの効果的な対応、自改革・資質向上が必要です。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
組織の改善と職員育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市制施行を機に、機構改革を実施した。 ■ 平成 25 年度に平成 28 年 4 月までの「定員適正化計画」を策定した。 ■ 市の懸案事項への対応や職員に必要な知識習得を目的に、市独自研修を実施した。（メンタルヘルス研修、パワーハラスメント研修、コンプライアンス研修など） ■ 平成 23 年度から人材育成を目的に人事評価の試行を実施した。（一部職員を除く）
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合計画における実施計画事業について、各部署で事務事業評価を行い、主要事業はまちづくり政策推進会議において2次評価を行った。

市民アンケート調査（平成 26 年度実施）の結果から関連する施策項目の満足度評価（加重平均値）と全 46 項目での順位、また、前回調査（平成 21 年度実施）との差異を示しています。市民の意見を受け、施策に効果的に対象施策・

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）		差異
組織力の強化 （前回：行財政運営の効率化）	2.02	44 位 /49	2.12	33 位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成 21、26 年度実施分）

基本施策ごとに取り組む施策と内容を記述しています。施策は、施策1…、さらに個別施策を①…として示し、個別施策ごとに●…として施策内容を表現しています。

◇施策の展開

施策 1 組織の改善と職員育成

① 最適な組織・機構の編成

- 権限移譲などに伴う事務事業の変化や住民のニーズに対応した機能的かつ効率的な組織・機構の編成を進めます。
- 事務の多様化や横断的な施策・事業に対し、効果的に対応するため、再任用職員、任期付職員などの雇用を含めた職員配置の適正化、部署間の横断的な連携と調整機能の強化を進めます。

② 職員の育成

- 「人材育成基本方針」にもとづき、自己啓発、自己研さんの支援を充実するとともに、各種研修制度を活用した職員研修を強化し、職員の能力開発を進めます。
- 新たな公共経営 (NPM) の実践を担う職員の育成に力を入れます。

③ 人事諸制度の推進

- 「定員適正化計画」にもとづき、計画的な定員管理を図ります。
- 人事院や千葉県人事委員会の勧告などを踏まえ、給与水準の適正化を図ります。
- 職員の意欲や能力の客観的・継続的な把握と評価を行い、職務に反映させる人事評価制度の活用を図ります。
- 職員の能力開発に効果的・計画的な異動、適材適所の人員配置を図るとともに、専門知識や資格を持った任期付・非常勤職員などの有効活用を進めます。
- 職員の健康管理体制の充実を図ります。
- 年度途中での採用や市独自の採用などにより、弾力的な人材確保に努めます。

施策 2 新たな公共経営の実践

① 総合計画の進行管理と評価の連動

- 総合計画にもとづく実施事業の評価の充実に向けて、住民への公表を推進します。
- 総合計画にもとづく目標管理の強化、住民ニーズと費用対効果を重視した事務事業の選択と財源配分を図ります。

基本施策ごとにできるだけ複数の指標を設定し、現状値と目標値を示し、後期基本計画期間においてめざす目標を表現しています。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
自治研修センターの参加者数	49 人	60 人	
市単独研修の参加者数	633 人	700 人	



3. 計画における施策表現

計画において、施策を表現している文章（◇施策の展開）の語尾表現では、次の考え方を基本にして表記しています。

●～推進します。～進めます。～図ります。

⇒ 市行政が主体になって実施、取り組んでいくもの

●～促進します。～支援します。

⇒ 具体的な実施主体は、住民や事業者となるが、実現に向けて市行政が支援し、呼びかけ、働きかけていくもの

●～要請します。～要望します。

⇒ 具体的な実施主体は、国や県などとなるが、実現に向けて市行政が働きかけていくもの

●～努めます。

⇒ 実施には時間がかかるが、市行政が主体となって実現に向けて継続的に取り組んでいくもの

●～検討します。

⇒ 今後、実現に向けて実施主体や具体的な内容などについて協議・調整・検討を要するもの

4. 市の概況

(1) 地勢と位置

本市は、東京都心から 50 ～ 60km 圏域に位置し、県都千葉市に隣接し、九十九里平野のほぼ中央にあります。西は緑豊かな丘陵部、中央は広大な田園部、東は太平洋に面した白砂青松の海岸部という多様な地勢と身近で豊かな自然を持つ風土（土地・環境）を有しており、温暖な気候にあります。市域は東西の長さが約 14km、南北は最長部で約 7km、総面積は 58.08km²、海岸線は約 3.5km となっています。

交通面では、首都圏から九十九里浜へと至る幹線道路沿いに位置し、さらに JR 外房線と JR 東金線の分岐点にあたることから、千葉県東部地域のなかでは外房地区の玄関口として地理的に優位な条件を備えています。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市西部を通過しており、市内にスマートインターチェンジの整備が予定されているなど、産業をはじめ新たな地域活性化の促進効果が期待されています。

(2) 歴史的経緯

歴史的にみると、明治 2 年（1869 年）には、宮谷の本國寺に庁舎が置かれ、木更津県が設置されるまでの 2 年 9 か月の間、宮谷県庁として千葉県近代史の一端を担いました。昭和 29 年（1954 年）12 月には 2 町 1 村の合併により大網白里町が誕生し、丘陵（旧大網町）・田園（旧増穂村）・海岸（旧白里町）の 3 つの特徴ある風土を持つまちが形成されました。

その後も豊かな海や自然を背景とした、農業を中心とする地域でしたが、高度経済成長期に入り、千葉市や東京都心部からの郊外型ベッドタウンとして注目され、昭和 50 年代からは、町西部の丘陵地を中心に住宅開発が進み、さらに JR 京葉線の外房線乗り入れなどの交通アクセスの向上によって急速に人口が増加して、住宅都市的な性格が強くなりました。

昭和 54 年（1979 年）に、自然環境に恵まれた良好な田園環境と都市機能が調和するまちを実現するため、町民憲章（当時）を制定して“明るく、豊かな、住みよい田園文化都市”をめざして、特に住宅開発については、5 団地（みずほ台、みやこ野、ながた野、みどりが丘、季美の森）構想の推進と市街地機能の整備などを通じて、住みよいまちづくりを進めてきました。

平成 25 年 1 月には単独市制を施行して「大網白里市」となり、現在に至っています。



5. 人口の推移と後期基本計画期間の人口と財政見通し

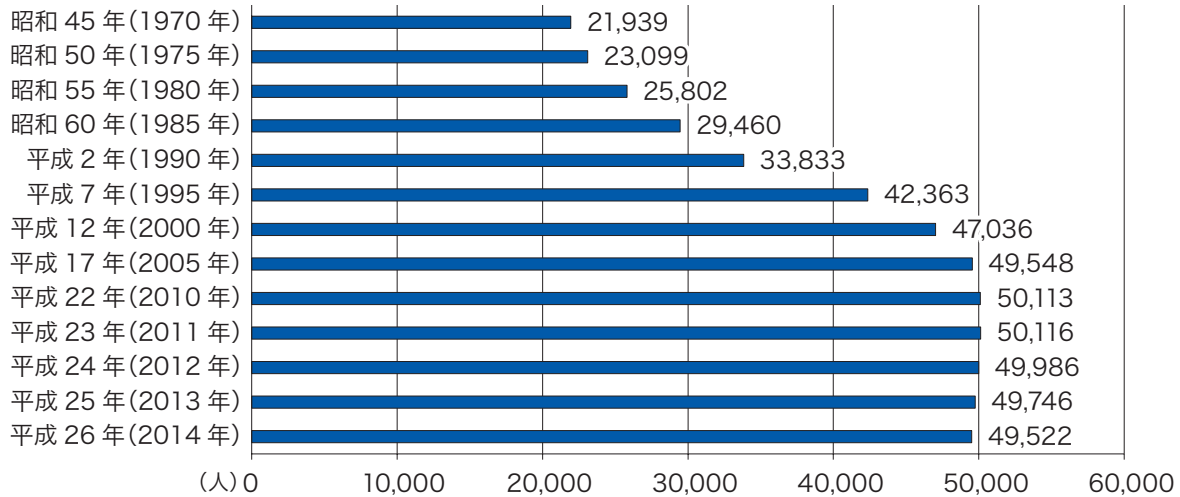
(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和 29 年の大網白里町誕生時には 25,000 人程でしたが、昭和 47 年に外房線が複線電化されたことを契機に住宅開発が進み、人口の増加が続いてきました。特に、5 団地の造成、分譲開始により、平成 2 年から 7 年の 5 年間で約 8,500 人 (5 年間増加率 25.2%) が増加するなど、急激な人口増加が生じたこともあり、平成 22 年 (2010 年) の国勢調査では 50,113 人となり、単独での市制施行を実現しました。

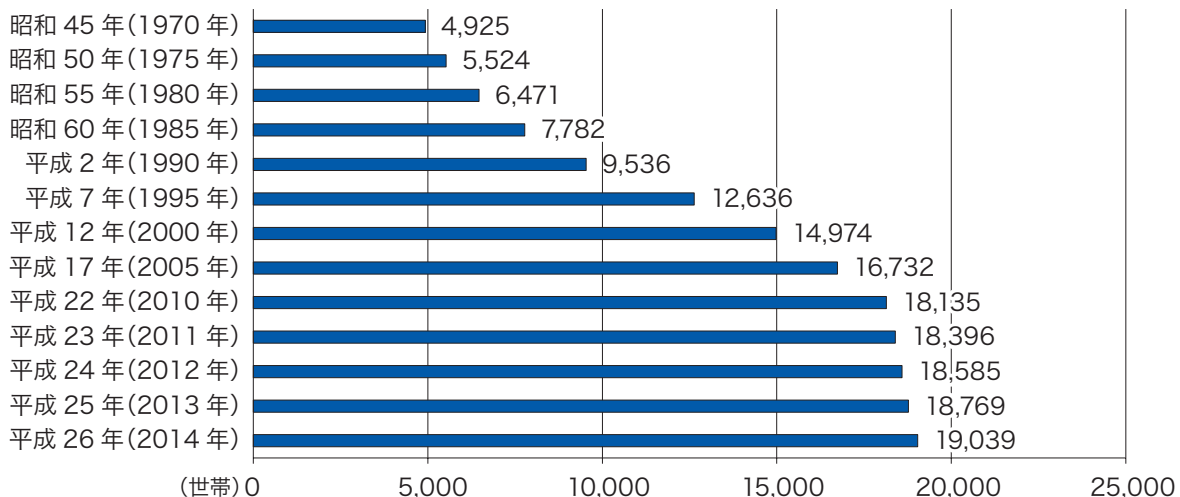
近年では、千葉県毎月常住人口調査報告書によると、平成 26 年が 49,522 人となっており、人口は、横ばいから微減で推移しています。なお、平成 28 年 2 月 1 日の住民基本台帳人口は、50,418 人となっています。

また、世帯数は、平成 22 年の 18,135 世帯 (国勢調査) から、平成 26 年は 19,039 世帯と増加を続けており、1 世帯あたり人員は 2.60 人となっています。

人口の推移



世帯数の推移



(2) 人口の見通し

人口の見通しについては、まち・ひと・しごと創生法第10条にもとづき、平成27年10月に「大網白里市人口ビジョン」及び「大網白里市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という）を策定して、将来人口の推計と分析、また、人口減少社会に対する本市の対策を示したところです。

この将来人口の推計と分析を行うにあたり、本市独自の状況などを勘案した推計を平成27年1月に行いました。これによれば、平成32年（2020年）において、本市の住民基本台帳人口は、約49,800人となることが予想されています。これに対して、総合戦略にもとづく各施策・事業により、平成32年（2020年）における本市の住民基本台帳人口が50,000人を維持していることをめざすとしています。

後期基本計画の期間における人口見通しは、この総合戦略における各施策・事業を後期基本計画における施策・事業と位置付けるため、総合戦略と同様に、50,000人を維持していることをめざした上で、さらなる自然増加、社会増加もめざしていくこととします。

(3) 財政の見通し

後期基本計画の期間における財政見通しについては、経常的な歳入歳出の主なものについて、過去の推移や平成28年度予算における伸び率などを踏まえながら、消費税率の改定などの制度改正を考慮して、理論的に試算したものです。その結果、一般会計の財政収支見通しは、地方税の減少が見込まれる一方で、扶助費（社会保障関係の経費）や公債費（市債の償還費）の増加が見込まれるため、非常に厳しい状況になることが予測されます。このため、ふるさと納税をはじめ税収など一般財源のさらなる確保とともに、経常的経費の一層の節減に努めながら、後期基本計画に掲げる施策についても、緊急性や優先度、費用対効果などに十分な検討を加え、選択して実施していく必要があります。

後期基本計画期間における財政収支の見通し（一般会計）

（単位：百万円）

区分	平成23年度～ 平成27年度累計	後期基本計画期間						10か年 合計
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	5か年累計	
歳入	59,991	12,729	12,995	13,113	13,234	13,358	65,429	125,420
1 地方税	24,592	4,800	4,777	4,753	4,730	4,707	23,767	48,359
2 交付税・交付金・贈与税	18,005	3,943	4,189	4,284	4,379	4,474	21,269	39,274
3 国・県支出金	9,922	2,543	2,592	2,643	2,694	2,747	13,219	23,141
4 市債	4,084	756	726	697	669	642	3,490	7,574
5 その他	3,388	687	711	736	762	788	3,684	7,072
歳出	59,991	12,729	12,995	13,113	13,234	13,358	65,429	125,420
1 人件費	13,518	2,837	2,879	2,923	2,966	3,011	14,616	28,134
2 物件費	6,077	1,383	1,409	1,408	1,409	1,409	7,018	13,095
3 扶助費	11,644	2,840	2,896	2,952	3,009	3,068	14,765	26,409
4 公債費	5,293	1,100	1,196	1,257	1,310	1,311	6,174	11,467
5 補助費等	9,087	1,951	1,976	2,002	2,028	2,054	10,011	19,098
6 繰出金	9,428	2,131	2,182	2,204	2,227	2,249	10,993	20,421
7 その他	622	115	115	115	115	115	575	1,197
小計（経常的経費）	55,669	12,357	12,653	12,861	13,064	13,217	64,152	119,821
政策経費充当可能財源	4,322	372	342	252	170	141	1,277	5,599

注1) 歳入のその他は、分担金・負担金、使用料、手数料、繰入金、繰越金、諸収入等。

注2) 歳出のその他は、維持補修費、積立金、投資・出資・貸付金等。

注3) 政策経費充当可能財源は、当該年度の歳入額から経常的経費を差し引いたものと見込む。



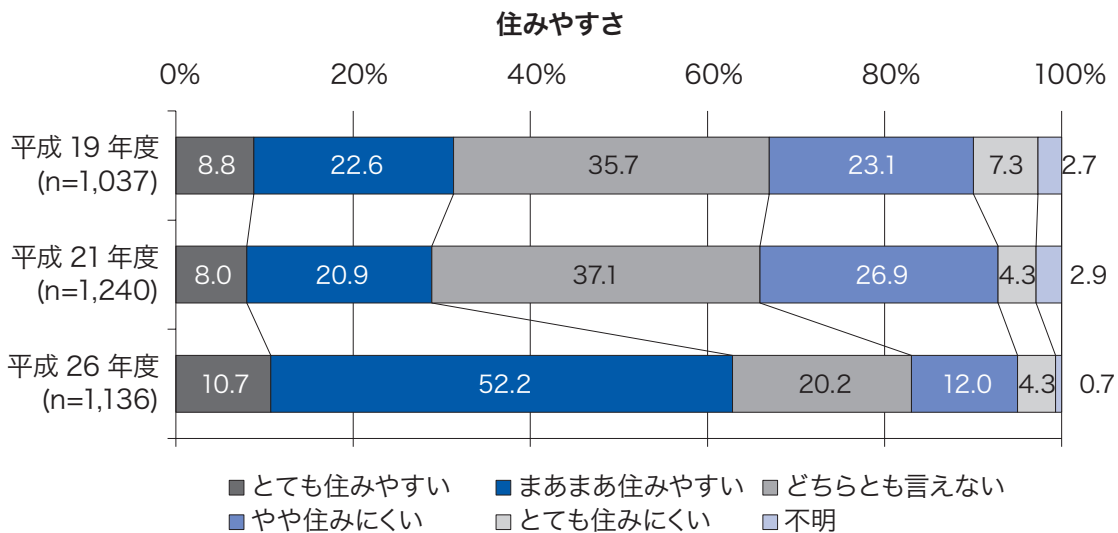
6. まちづくりへの住民の期待

新しいまちづくりに向けた住民の期待と提案について、市民アンケート調査（平成 27 年 3 月実施、市民 3,000 人対象、回答率 37.9%）の結果から、主な意見をまとめました。

(1) 住みやすさ

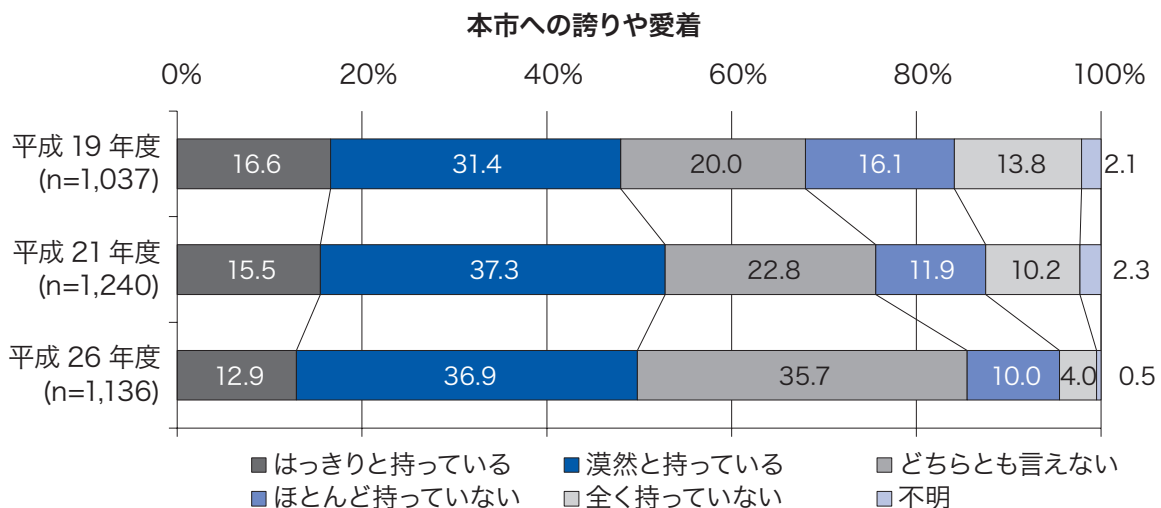
居住地区の住みやすさについては、『住みやすい』が 62.9% となっており、平成 19 年度：31.4%、平成 21 年度：28.9% と比べて大きく増加しています（平成 19、21 年度は選択肢が「とても住みよい」、「やや住みよい」、「ふつう」、「やや住みにくい」、「とても住みにくい」としており、完全な比較はできない）。

『住みにくい』は、16.3% となっており、平成 19 年度：30.4%、平成 21 年度：31.2% から大きく減少するなど、住みにくいと感じる人は減っています。



(2) 誇りや愛着

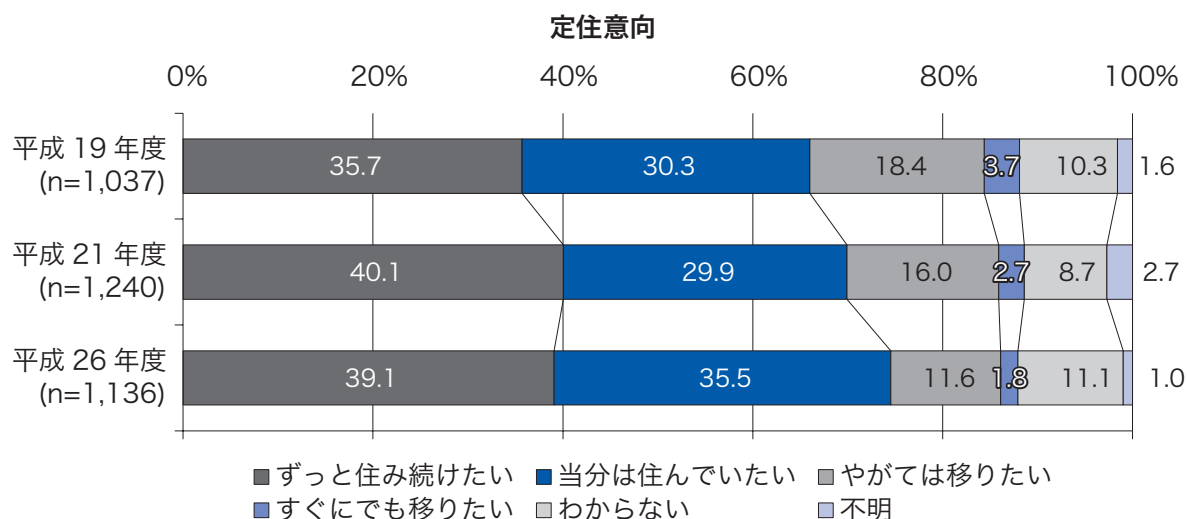
居住地区に対する誇りや愛着については、約半数が『持っている』と回答していますが、平成 21 年度と比較するとやや比率が低くなっています。もっとも、『持っていない』とする回答は、平成 19 年度：29.9% から、平成 21 年度：22.1%、平成 26 年度：14.0% となっており、誇りや愛着を持たない人が徐々に減っています。



(3) 定住意向

今後の定住意向については、『住み続けたい』が74.6%と、平成19年度：66.0%、平成21年度：70.0%より高く、住民の定住意向は高くなっています。

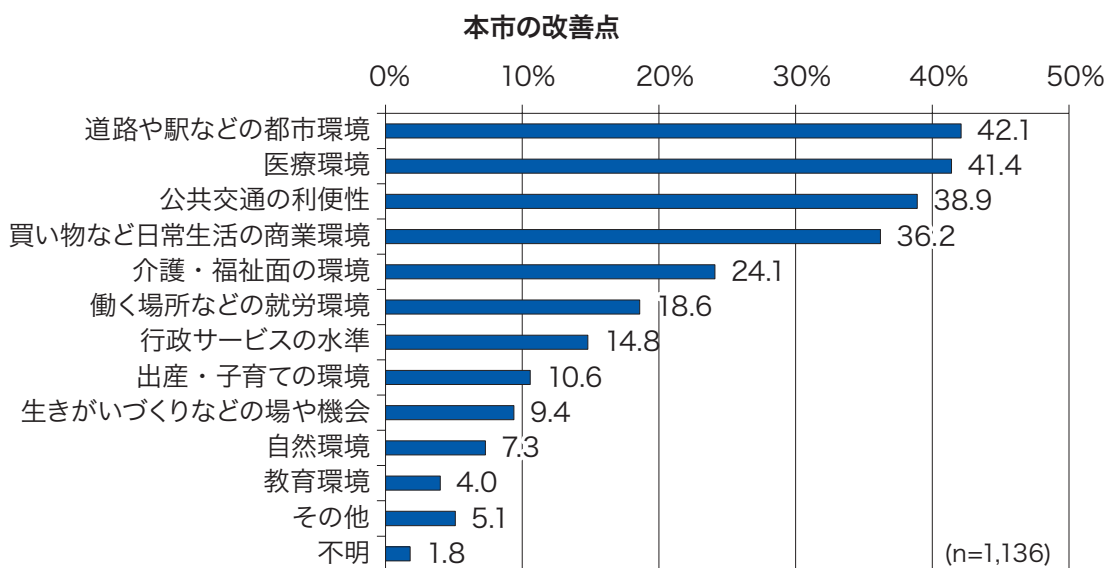
年齢別にみると、年齢層が高いほど『住み続けたい』が増える一方、20歳代は69.6%、30歳代は63.3%と、全体と比較すると低くなっています。若者の定住促進を図るなか、このギャップをいかに埋めていくかが課題となります。



(4) 市の改善点

本市の改善点としては、「道路や駅などの都市環境 (42.1%)」、「医療環境 (41.4%)」、「公共交通の利便性 (38.9%)」、「買い物など日常生活の商業環境 (36.2%)」が高くなっています。

定住意向が低い(移りたい)人は、「公共交通の利便性」や「買い物など日常生活の商業環境」を改善点としてあげる人が多くなっています。





(5) 施策の満足度と重要度の評価

施策全体で満足度が低く、重要度が高い項目は 14 項目あり、特に「保健・福祉分野」、「都市基盤分野」、「安全・安心分野」、「産業・観光分野」での項目が目立ち、重点的な課題領域として改善が望めます。

- 保健・福祉：「医療体制」、「障がい者福祉」
- 都市基盤：「道路整備」、「公共交通」、「駅周辺整備」、「下水道・排水対策」
- 自然環境：「公害対策」
- 安全・安心：「救急体制」、「交通安全対策」、「防犯対策」
- 産業・観光：「商業・工業」、「企業誘致」、「雇用・就労環境」
- 行財政運営：「健全な財政運営」

		分野	満足度	重要度
まちづくり施策の大綱	第1章 保健・福祉の充実	1 健康づくり	2.74	3.46
		2 医療体制	2.11	3.73
		3 地域福祉	2.23	3.22
		4 児童福祉・子育て支援	2.28	3.46
		5 高齢者福祉	2.33	3.43
		6 障がい者(児)福祉	2.21	3.34
		7 社会保障	2.28	3.51
	第2章 教育・文化の充実	8 幼児教育	2.55	3.37
		9 学校教育	2.53	3.55
		10 青少年育成	2.44	3.20
		11 生涯学習	2.60	2.84
		12 生涯スポーツ	2.40	2.90
		13 地域文化	2.43	2.79
	第3章 都市基盤の整備	14 道路整備	1.90	3.50
		15 公共交通	2.01	3.39
		16 駅周辺整備	1.65	3.53
		17 市街地形成の推進	1.91	3.22
		18 下水道・排水対策	1.99	3.49
		19 ガス・水道	2.43	3.51
	第4章 自然環境との共生	20 公園・緑地	2.39	3.03
		21 温室効果ガス排出抑制	2.35	3.29
		22 ごみの減量化と資源リサイクル	2.81	3.44
		23 自然環境の保全	2.48	3.23
		24 緑化・環境美化	2.49	3.10
		25 公害対策	2.11	3.39
	第5章 安全・安心の確保	26 防災対策	2.36	3.62
		27 消防体制	2.63	3.54
		28 救急体制	2.21	3.72
		29 交通安全対策	2.25	3.48
		30 防犯対策	2.22	3.51
		31 消費生活対策	2.39	3.05
	第6章 産業・観光の振興	32 農業・漁業	2.08	3.26
		33 商業・工業	1.79	3.34
		34 観光	2.11	3.17
		35 企業誘致	1.59	3.36
		36 雇用・就労環境	1.69	3.45

		分野	満足度	重要度
まちづくりの推進	第1章 協働のまちづくり推進	37 まちづくりの情報共有	2.68	3.06
		38 コミュニティづくりの推進	2.49	2.98
		39 住民参画と協働の推進	2.27	2.97
		40 男女共同参画社会づくり	2.32	2.86
		41 地域間・国際交流の推進	2.49	2.75
	第2章 行財政運営	42 組織力の強化	2.12	3.26
		43 住民ニーズ対応の行政運営	2.46	3.23
		44 健全な財政運営	2.09	3.49
		45 情報化対応の推進	2.30	3.13
		46 広域連携の推進	2.30	3.11

平均点 2.27 3.29

※網掛けは、
①満足度が平均以下
②重要度が平均以上のもの。

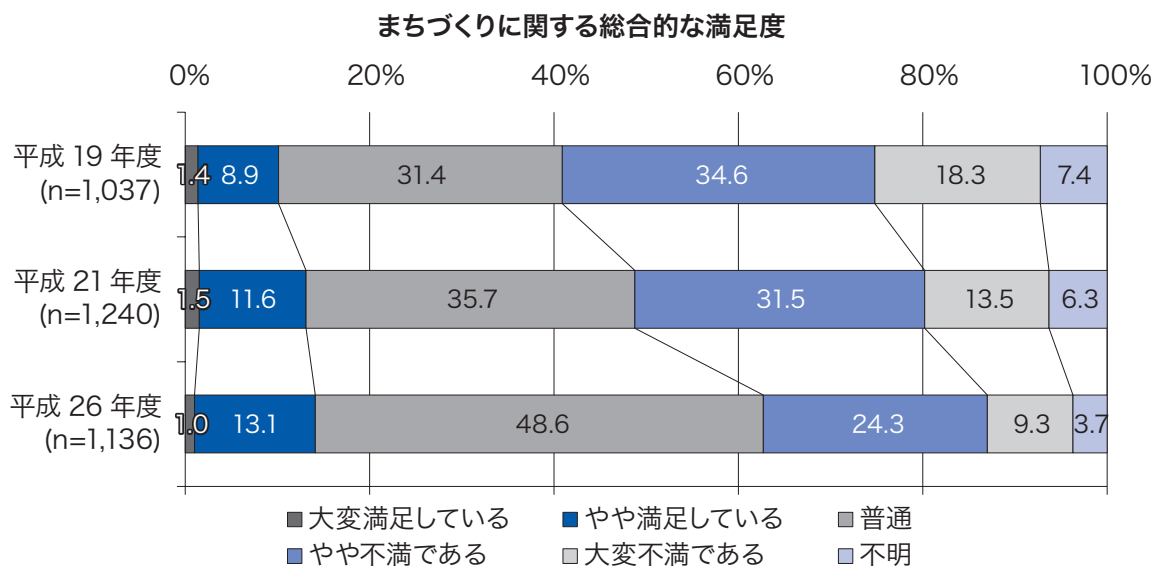
重要度が平均以上かつ満足度が平均以下の項目

分野	満足度	重要度
2 医療体制	2.11	3.73
28 救急体制	2.21	3.72
16 駅周辺整備	1.65	3.53
30 防犯対策	2.22	3.51
14 道路整備	1.90	3.50
18 下水道・排水対策	1.99	3.49
44 健全な財政運営	2.09	3.49
29 交通安全対策	2.25	3.48
36 雇用・就労環境	1.69	3.45
25 公害対策	2.11	3.39
15 公共交通	2.01	3.39
35 企業誘致	1.59	3.36
33 商業・工業	1.79	3.34
6 障がい者(児)福祉	2.21	3.34

(6) まちづくりに関する総合的な満足度

まちづくりに関する総合的な満足度をみると、『満足している』は14.1%と、平成19年度：10.3%、平成21年度：13.1%より高く、住民の総合的な満足度は高くなっています。

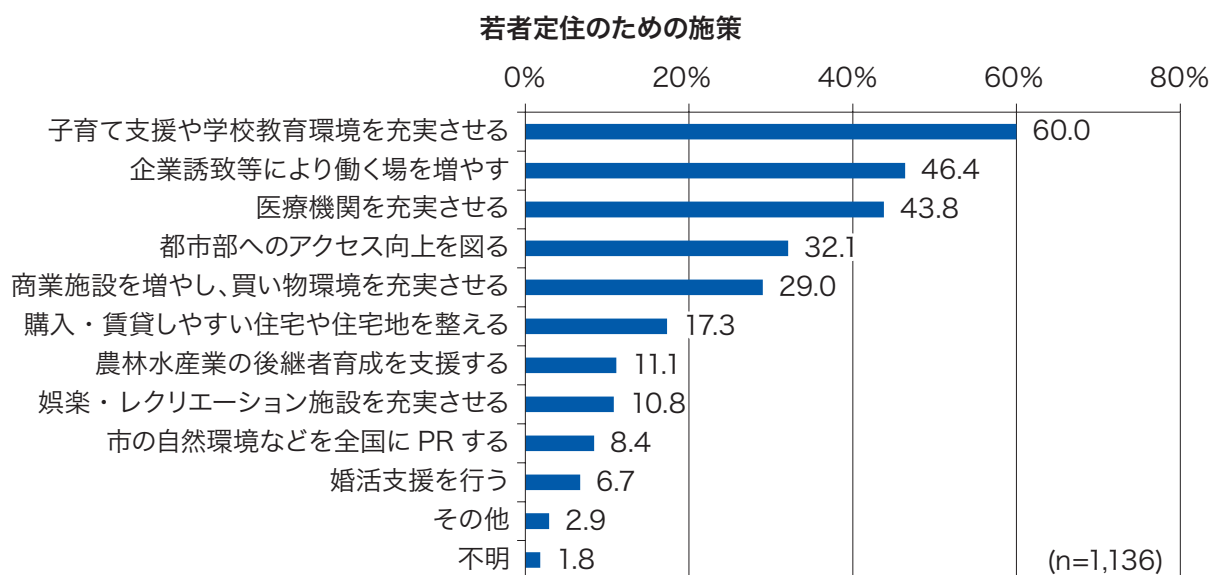
年齢別には、「70歳以上(19.1%)」が、居住年数別では「20年以上(15.5%)」の満足度が最も高くなっています。



(7) 若者定住

若い世代が定住していくために必要なことは、「子育て支援や学校教育環境を充実させる(60.0%)」、「企業誘致等により働く場を増やす(46.4%)」、「医療環境を充実させる(43.8%)」が高くなっています。

特に若者世代についてみると、20歳代は「商業施設を増やし、買い物環境を充実させる(49.3%)」や「都市部へのアクセス向上を図る(42.0%)」、「購入・賃貸しやすい住宅や住宅地を整える(30.4%)」が、30歳代は「子育て支援や学校教育環境を充実させる(73.4%)」が他の年齢層より高くなっています。





7. まちづくりの課題

後期基本計画の策定にあたり、本市の統計分析や各種アンケート、ヒアリング調査、団体意向調査などの各種調査及び若手職員による「人口減少対策及び後期基本計画策定に係る庁内検討組織（プロジェクトチーム）」の検討結果などを踏まえ、本市の課題を現在の施策の大綱に沿って以下のように整理しました。

【まちづくり分野計画編】

1 保健・福祉における課題

(1) 病院（産婦人科含む）や医師の確保などによる医療環境の充実

本市には市立大網病院をはじめとした医療機関はありますが、人口1万人あたりの病院数、医師数が近隣市と比較して低く、また、アンケートの結果でも、住民の医療体制への満足度は低く、市の改善点としても医療環境をあげる住民が多いなど、医療環境の改善・充実は喫緊の課題といえます。

また、市内には産婦人科医院がなく、妊娠している女性住民は他市で産婦人科医を探す必要があり、設置を求める声も多くなっていることから、今後子育て世代の定住促進を図るには、産婦人科医院の誘致も不可欠となっています。このように、住民が安心して暮らしていける医療環境を整備することが本市の重要課題といえます。

(2) 高齢者が健康でいきいきと過ごせる地域づくり

本市でも少子高齢化が進行していますが、特に本市の人口構成をみると、日本全体の年齢階級別人口と大幅に異なり、人口急増期にできたピークである55~69歳の人口が突出して多くなっています。現在においても、老年人口増加率は近隣市に比べて大きく、今後さらなる高齢化の進行が避けられない状況となっています。

一方で、定年の延長などにより、65歳以上でも現役で勤労する層が増えており、地域活動などにおいても豊富な経験とノウハウを地域に活かそうとする動きが広がっています。今後は、本市に移り住み、長く居住してきた高齢世代の方々が、生きがいを持って充実した生活を送ることができる仕組みづくりが求められています。

(3) 障がい者が暮らしやすいバリアフリーな社会の実現

市民アンケート結果によると、本市の障がい者（児）福祉は、重要度が高い割に、満足度が低くなっています。特に白里地区で満足度が低くなるなど、地域格差も生まれており、障がい者にとって暮らしやすい社会が実現されているとはいいきれません。

地域で活動する障がい者福祉団体や社会福祉士などと連携し、市内のネットワークを活用しながら、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり」を推進していくことが必要です。

2 教育・文化における課題

(1) 充実した教育環境の維持・拡充

本市の教育環境に関する住民の満足度をみると、幼児教育、学校教育ともに水準が高く、一定の評価を得ていることがわかります。もっとも、社会経済環境の変化のスピードは速く、時代の変化に応じた教育内容の充実を図っていくことが求められています。子育て世代などを惹きつけるためには、「学校教育環境を充実させる」ことが最も有効という意見も多いなか、学校運営への地域住民の参加や教育資源の積極的活用などにより、地域一体となった学校づくりを進める必要があります。

(2) 子どもから高齢者までが学べる生涯学習環境の充実

本市の生涯学習環境への満足度は高いものの、市の図書施設はスペース的な条件から機能に制約があり、住民のなかでも書籍の拡充など、機能強化を求める声が少なくありません。また、現在の市の学習環境は、市の課題に対応する活動や社会に還元される活動が少なく、受動的な学習形態が多いとの指摘もあります。住民一人ひとりが自己の能力を高め、生きがいを持って自由に学習機会を選択できるような生涯学習環境の充実が求められています。

3 都市基盤の整備における課題

(1) 誰もが利用しやすい道路整備と公共交通の利便性確保

市民アンケート結果では、本市の道路整備と公共交通については、重要度が高い一方、満足度は非常に低く、本市の改善点としても、「道路などの都市環境」や「公共交通の利便性」をあげる意見が非常に多くなっており、道路交通に関する改善対応は市の喫緊の課題といえます。

一方、今後、圏央道スマートインターチェンジの供用開始が予定されていますが、その活用方法として、人口受入や住民の利便性向上につなげることで、企業の誘致、既存商業の振興などさまざまな用途が期待されています。市の交通利便性の向上につなげるべく、スマートインターチェンジの効果を最大限発揮できるような活用の方向性を定めていくことが必要となります。

(2) 大網駅周辺の整備による魅力ある駅前空間の形成

道路整備などと同様に、住民の重要度が高く、満足度が低い項目として大網駅周辺整備があり、特に優先・重要視すべき項目としても駅周辺整備は最上位項目となっています。若手職員のプロジェクトチームからも、飲食店・商業施設などの充実と活性化を求める声が多く聞かれており、大網駅周辺の市街地整備は市の最重要課題といえます。



現在、大網駅東地区の土地区画整理事業により、駅周辺の交通渋滞を緩和する道路整備を進めており、少しずつ駅前空間が変わりつつあります。今後は、大網駅南地区の市街地整備に向けて、地権者との意見交換を重ねて合意形成を進め、住民にとって利用しやすく、また、来訪者を迎え入れるにふさわしい駅前整備を進めることが求められています。

(3) 市域全体に渡る生活インフラの整備充実

下水道・排水対策における住民の満足度は高くなく、大網地区と増穂・白里地区とではやや満足度に差異がみられるなど、地域ごとの差異もみられます。引き続き生活の基盤となるインフラ整備を進め、市域全体の満足度を高める取り組みが必要です。

4 自然環境との共生における課題

(1) 住民に愛されている豊かな自然環境の維持

市民アンケート結果では、本市の誇りや愛着を感じるものとして、「豊かな自然」とする声が多く、また、県外住民向けのアンケートでは、本市のイメージとしては、「海のあるまち」や「自然が豊かなまち」という意見が多くなっています。このように、本市の緑豊かな丘陵部、広大な田園部、太平洋に面した白砂青松の海岸部などの豊かな自然は、住民にとって誇り・愛着につながり、また、都心とのアクセス性の良さを活かし、市外から人を呼ぶことができる貴重な資源ということが出来ます。これら豊かな自然環境を維持し、次世代に継承していくことは本市の大きな課題であり責務といえます。

(2) 環境保全意識のさらなる向上

地球規模で環境問題が叫ばれるなか、住民においては「ごみの減量化と資源リサイクル」の満足度が非常に高いなど、循環型の社会づくりが継続的に行われてきた成果が出てきているといえます。今後も、引き続き、環境保全に取り組む NPO やボランティア、企業、住民などと協力・連携を図りながら、地域ぐるみの緑化・環境美化活動を推進するとともに、住民の環境意識をさらに高め、住みよい環境づくりを進めることが必要です。

5 安全・安心の確保における課題

(1) 地震・津波などの天災に備えた防災力の強化

東日本大震災以降、住民の地震や津波などに対する不安や、防災対策へのニーズは高まっており、アンケート結果にもそれが顕著に表れています。住民が不安に感じる災害としては「地震」が最も多く、また白里地区では、「津波」への不安をあげる声が多いなか、対策としては「非常用物資の備蓄の充実」や「情報収集・伝達体制の強化」など、東日本大震災の教訓を活かし、『自助』や『共助』によって命を守ることができる体制の構築が求められています。特に、津波対策としては、避難計画などのソフト面と避難施設などのハード面に関して、並行整備していくことへの要望も聞かれています。また、地域の安全を守る消防団などの各種団体・組織の高齢化や担い手不足への対応も含め、地域全体の防災力の強化は喫緊の課題といえます。

(2) 住民が安心して住める治安のよい地域づくり

市民アンケート結果をみると、本市の交通安全対策や防犯対策は、重要度が高いが満足度は低くなっています。具体的には、交通事故が頻繁に発生する箇所への信号機の設置や、見通しの悪い通勤・通学路などへの街灯の設置など、生活における交通安全や防犯面へ対応を求める声が強まっています。県外住民の声としても、立地選定時に重視することは「治安の良さ」が上位となるなど、今後の移住・定住を図る上でも、住民が安心して住めるよう、治安のよい地域づくりを進めることが必要です。

6 産業・観光の振興における課題

(1) 人を惹きつける魅力ある商業集積の形成

本市の改善点として、「商業環境」をあげる住民が多く、また、重要度は高いが満足度が低いなど、住民の商業環境の強化・改善ニーズは強いといえます。圏央道スマートインターチェンジの活用方法としても、大網駅南側地域における商業の振興をあげる声が多いなど、大網駅前及び幹線道路沿線への商業施設の立地誘導を図るなどにより、多様化する消費者ニーズに対応した魅力的な商業集積を形成することが求められています。今後は、増加が見込まれる空き家・空き商業施設の活用や、農業・観光業などとの連携も視野に入れながら、市内産の農産物や特産品などを販売する店舗の開設なども検討していくことが必要です。

(2) 市の特性にあった企業誘致による雇用の場の確保

本市に若者を呼び込むためには、企業誘致が必要とする声強い一方、企業誘致の取り組みへの満足度は低くなっています。本市には製造業の立地が乏しく、近隣市と比べて製造業の出荷額なども低位となるなど、住民の雇用の場が十分にあるとはいえません。もっとも、全国的に企業誘致競争が激化しており、また、本市では土地利用の制限など、工場誘致が難しい状況もあることから、幹線道路沿いの商業施設が主な雇用の場となってい



るのが実態です。今後、スマートインターチェンジの開通を含め、圏央道をはじめとする広域交通網が充実する立地条件など、市の特性にあった企業誘致を展開し、新たな雇用機会の創出に努めることが必要です。

(3) 地域資源を活用した観光産業の強化

本市には首都圏に近接した立地条件と海や豊かな自然などの観光資源があるものの、観光の取り組みへの住民の満足度は高くなく、観光客数も近隣市と比べて少なくなっています。一方で、日本全体で見ると、訪日外国人観光客が増加し、地方へも足を伸ばす外国人が増えており、また、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることなども踏まえると、本市においても、観光産業を強化する取り組みが求められています。特に、白里海岸は従来型の海水浴客だけではなく、レジャーの多様化に対応し、市外、県外からも多くの観光客を惹きつけることができるような魅力ある観光施設として整備することが課題です。

【まちづくり推進編】

1 協働のまちづくりの推進における課題

(1) 住民の協働に関する意識のさらなる醸成

住民アンケート結果をみると、住民参画や協働についての満足度は、「まちづくりの情報共有」や「コミュニティづくりの推進」で高く、また、「地域活動への参加度」や「協働への参加意思」についても前向きな意見が多くなるなど、住民のなかでも少しずつ、まちづくりやコミュニティ活動に関心が高まっています。協働のまちづくりを支える多様な主体が活動しやすくなるよう、現在本市で活動している住民団体などと力を合わせて、相互に主体同士として認め合いながら、住民と行政が協働するまちづくりを進めていくことが必要です。

2 行財政運営における課題

(1) 持続可能な財政基盤の構築

人口減少・少子高齢化の進行から、今後は歳入の減少、歳出の増加が見込まれており、これまで以上にスリムで効率的な行政運営が求められます。本市の財政指標を近隣市と比較すると、経常収支比率は悪く財政の弾力性は劣りますが、将来負担比率や、人口1人あたり地方債残高などの市の借金は近隣市より少なくなっています。将来人口や制度の改正を踏まえ、引き続き事務事業の見直しによる効率化や職員数と給与水準の適正化を図りながら、持続可能な財政基盤を構築していくことが課題です。



OAMISHIRASATO CITY

後期基本計画

第1部 まちづくり分野計画編 2016—2020

第1章 健康で生きがいのある 大網白里 【保健・福祉の充実】

第2章 新しい文化を育む 大網白里 【教育・文化の充実】

第3章 快適で便利な都市機能が充実する 大網白里 【都市基盤の整備】

第4章 豊かな自然と生活が調和する 大網白里 【自然環境との共生】

第5章 安全な暮らしを確保する 大網白里 【安全・安心の確保】

第6章 賑いある産業と観光を育てる 大網白里 【産業・観光の振興】

第1章 健康で生きがいのある 大網白里 【保健・福祉の充実】

政策：1 生涯を通じた健康づくりの推進

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 健康づくり	1 保健事業の推進	① 「健康づくり推進計画（健康増進計画及び食育推進計画）」の推進 ② 疾病の早期発見・予防の充実など健康管理、保健指導の推進
	2 健康づくり活動の促進	① 健康づくり意識の浸透 ② 健康づくり活動の促進
(2) 医療体制	1 大網病院の機能充実	① 大網病院の医療提供体制の整備
	2 地域医療の充実	① 地域医療機関の連携
		② 休日・夜間の救急医療体制の充実
		③ 通院手段の確保
		④ 産婦人科・小児科など医療機関の誘致

政策：2 安心して暮らせる福祉の推進

基本計画			
基本施策	施策	個別施策	
(1) 地域福祉	1 地域福祉推進体制の強化	① 地域福祉への理解と啓発	
		② 地域福祉推進体制の強化	
		③ 福祉ボランティアの育成	
		④ 活動団体の育成	
(1) 地域福祉	2 地域福祉活動の展開	① 福祉サービス事業の充実	
		② コミュニティ活動などと一体となった地域福祉活動の促進	
		① 地域環境のバリアフリー化	
		② 交通手段の確保	
(1) 地域福祉	3 バリアフリーの推進	③ 在宅通報機器の推進	
		4 生活の自立支援	① 低所得者の援護
			② 市営住宅の設備改善
(2) 児童福祉・子育て支援	1 保育サービスの充実	① 保育環境の充実	
		② 放課後児童対策の充実	
		③ 幼稚園・小学校との連携	
		④ 子どもの居場所づくり	
	2 家庭における子育てへの支援	① 子育て支援情報、相談と交流の場の提供	
		② 健康な子どもたちの育成	
		③ 経済的支援の推進	
	3 地域ぐるみの子育て支援の推進	① 地域の子育て団体などの育成支援	
		② 子育てのための協働・連携強化	



基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(3) 高齢者福祉	1 高齢社会への対応	① 高齢化対応のまちづくりの強化
		② 健康づくりの推進
		③ 地域包括支援センター機能の充実
		④ 地域包括ケアの推進
		⑤ 地域環境の整備
		⑥ 関連施設サービスの確保
	2 高齢者福祉サービスの充実	① 暮らしのサポートの推進
		② 介護予防の推進
	3 生きがい対策の推進	① 憩いと集いの場づくり
② 高齢者が担うまちづくり活動の推進		
(4) 障がい者(児)福祉	1 生活支援の充実	① 計画的な対策の推進
		② 情報提供・相談体制の整備
		③ 障がい福祉サービスの充実と利用促進
	2 社会参加の促進	① 就労の促進
		② 自主的活動の促進
(5) 社会保障	1 国民健康保険制度	① 国民健康保険制度の啓発の推進
		② 医療費適正化対策の推進
		③ 医療費の低減に向けた保健事業
		④ 事業運営の安定化
	2 高齢者医療制度	① 法改正にもとづく制度の推進
	3 介護保険制度	① 介護保険に関する情報提供
		② 介護保険サービスの充実
		③ 健全な財政運営
	4 国民年金制度	① 制度改革の周知・情報提供と相談

1. 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 健康づくり

◇現状と課題

- 保健センターを拠点に母子保健事業や成人保健事業、予防接種、各種教室・講座を行っており、健康に関する知識の普及・啓発、健康相談など、保健推進員や食生活改善協議会などと連携し、その組織体制の強化に努めながら地域における保健活動を推進しています。
- 住民の健康への関心は、高齢者だけでなく子育て世代においても高まっており、性別や年齢別の特徴にあわせて、健康づくりに関する情報提供や啓発を実施することが重要となっています。
- 現在、各種がん検診の受診勧奨・啓発活動を実施していますが、さらなる受診率向上、新規受診者・男性受診者の増加、精密検査受診率向上の対策として、受診勧奨強化、受診しやすい環境整備の検討が必要です。
- 予防接種は、感染症の流行・蔓延予防及び疾病予防・重症化予防のため、高い接種率の維持が重要となります。近年は、集団予防接種ではなく、定期予防接種の相互乗り入れ事業の個別予防接種を利用する人も増加傾向にあることから、効果的な周知・啓発による接種率の維持・向上を図ることが必要です。
- 高齢者の増加に対して健康寿命の延伸が重要となってくるため、特にがんや糖尿病の予防・重症化予防をはじめとする生活習慣病予防のほか、寝たきり予防を目的とするロコモティブシンドロームの予防について、関係団体や関係機関と連携しながら啓発活動を強化し、支援していく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦、乳幼児に関する健診や相談支援、予防接種については、ほぼ円滑に実施できた。 ■ がん検診受診率は目標値（平成 27 年度）を達成した。
健康づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健師・栄養士・歯科衛生士が、食生活改善協議会や保健推進員と協力し、生活習慣病予防や食生活・歯科保健などに関する予防に重点を置いた啓発・周知を各世代や地域住民に計画的に実施している。 ■ 食生活改善協議会の活動支援や食生活改善推進員の育成についても計画的に実施し、地域での活動の推進を図っている。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）	差異	
健康づくり （前回：①母子健康管理、 ②各種健康相談、検診体制）	① 2.90	1 位 /49	2.74		2 位 /46
	② 2.72	7 位 /49		+0.02	

（資料）市民アンケート調査結果（平成 21、26 年度実施分）



◇施策の展開

施策1 保健事業の推進

①「健康づくり推進計画（健康増進計画及び食育推進計画）」の推進

- 「健康づくり推進計画」にもとづき、保健事業と食育活動の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉関係機関、団体との連携により、「健康づくり推進計画」を実践する体制を充実していきます。

② 疾病の早期発見・予防の充実など健康管理、保健指導の推進

- 母子保健事業、成人保健事業、予防接種事業を適切に実施するとともに、受診率向上のための受診勧奨の強化、広報紙・ホームページ・回覧・パンフレット・スマートフォンアプリなどを活用した正しい知識の普及・啓発活動及び保健事業や健康情報の提供を図ります。
- 住民の健康管理や介護予防をさらに重視し、がん検診などの各種健（検）診の実施、受診率の向上、検診後の指導の強化を図ります。
- 住民の健康増進に向け、各種教室や講座などの健康教育、健康相談の充実を図ります。
- 乳幼児及び保育者が交流する場や発達支援の場を提供し、その充実を図ります。
- 健康管理システムの有効活用を図り、健康管理事業の効果的運営を推進します。
- 保健推進員や食生活改善推進員の研修を実施し、充実した活動を展開します。

施策2 健康づくり活動の促進

① 健康づくり意識の浸透

- 健康づくりに関する正しい知識や情報を提供し、ライフステージに応じた住民自らの健康管理や健康増進への意識の高揚を図ります。
- 食育活動を実践する推進体制の強化により、食からの健康づくりの啓発を図ります。

② 健康づくり活動の促進

- 食生活改善協議会及び保健推進員活動の充実に向け、支援を図ります。
- 生活習慣病予防・重症化予防について、関係団体や関係課と連携して、効果的な対応・支援を図ります。
- 積極的に地域に出向いて情報提供に努め、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 健康スポーツ・軽運動、地産地消の食など、市の特性を活かした健康増進プログラムづくりを進め、提供します。
- ウォーキングやジョギングなど活動の場を提供し、生涯スポーツと健康づくりの連携を強化します。

◇成果指標と今後の目標

指 標		現状値(平成 26 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
がん 検診 受診率	胃がん	7.1%	8.0%	検診対象者に対する受診者数の割合(40歳以上男性・女性)
	乳がん	24.7%	30.0%	検診対象者に対する受診者数の割合(30歳以上女性)
	子宮がん	20.1%	25.0%	検診対象者に対する受診者数の割合(20歳以上女性)
	大腸がん	23.6%	30.0%	検診対象者に対する受診者数の割合(40歳以上男性・女性)
	肺がん	38.0%	40.0%	検診対象者に対する受診者数の割合(40歳以上男性・女性)
乳幼児 健康診査 受診率	5か月児健診 (平成 26 年度までは 4 か月児健診)	96.0%	98.0%	
	1歳6か月児 健診	100.0%	98.0%	
	3歳児健診	93.1%	95.0%	



(2) 医療体制

◇現状と課題

- 地域における中核的な役割を担う国保大網病院は、一般病床 99 床、内科、外科、消化器科など 9 科、常勤医師数 12 人（平成 27 年 4 月現在）の運営体制にあり、平成 26 年度における 1 日平均病床利用者は 74.2 人、外来の 1 日平均受診患者数は 263.1 人となっています。地域の中心的な医療機関として、住民に安全で質の高い医療を提供するために、治療に最適な機器の導入や耐用年数を超えた既存機器の更新を計画的に行っていく必要があります。
- 本市には産婦人科がないことから、安心して妊娠、出産できる環境を確保するため、産婦人科や小児科などの医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 平成 26 年 4 月に、救急医療、急性期医療に軸足を置いた、地域の中核病院である東千葉メディカルセンターが開院したことにより、救急の管外搬送が減少し、救急医療の改善が図られました。
- 休日在宅当番医・夜間急病診療所・二次救急医療機関輪番制の救急医療制度を継続し、医師への負担が過大にならないよう、かかりつけ医の推進、救急医療に関する啓発を継続的に行う必要があります。また、夜間急病診療所や救急車の適正利用についても周知・啓発していく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
大網病院の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最新の検査機器の導入により、迅速で的確な診断結果が得られ、多くの患者の早期治療につながっている。 ■ 最新の手術機器の導入により、より高度な手術にも対応可能となった。外来治療、病棟治療に必要な機器も十分であり、安心して診察、入院できる治療環境を整備した。 ■ 人間ドックの利用人数は年々増加傾向にあり、検診などについても、特定健診、がん検診の受け入れを積極的に行ったため同様に増加している。
地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ かかりつけ医の推進や夜間急病診療所・救急車の適正利用の啓発、乳幼児の保護者への小児救急電話相談（番号：# 8000）やインターネット「こどもの救急」の紹介・周知を行ったほか、家庭訪問や電話での病気・けがの相談に対応した。 ■ 夜間急病診療所での小児科医の配置について、こども病院からの招致により週 2 日は確保できるようになった。急病者以外の夜間急病診療所の利用や軽症者の救急車利用など課題があり、住民へ周知・啓発を図る必要がある。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）		差異
医療体制	2.19	32 位 /49	2.11	34 位 /46	
救急体制	2.17	38 位 /49	2.21	31 位 /46	+0.04

（資料）市民アンケート調査結果（平成 21、26 年度実施分）

◇施策の展開

施策1 大網病院の機能充実

① 大網病院の医療提供体制の整備

- 広域医療における機能分担と連携を前提とした病院医療機能の充実に努めます。
- 医師や看護師などの確保に努めます。
- 病院施設の改修や計画的な医療機器の更新を図ります。
- 健康管理や生活改善指導など市の保健事業と福祉施策との連携を強化します。
- 病院ボランティア活動の周知とその育成に努めます。
- 利用者のニーズを踏まえて、がん検診、特定健診、人間ドックなど各種検診などの受け入れを推進します。

施策2 地域医療の充実

① 地域医療機関の連携

- 住民の生活圏における医療機能の充実に向け、大網病院、市内医療機関及び広域的な病院・診療所間などの機能分担と連携強化を促進します。
- かかりつけ医の重要性について、広報紙、ホームページを活用するほか、乳幼児から高齢者まで、人が集まる機会を利用して啓発を図ります。
- 多受診者に対する指導などを強化し、医療費の抑制を図ります。
- 医療と保健・福祉の密接な連携により、住民の健康づくりや在宅医療の推進に努めます。
- 遠隔医療機能や医療機関情報ネットワークの推進など、ICTの活用を推進します。

② 休日・夜間の救急医療体制の充実

- 救急診療体制、休日・夜間の医療体制の維持・継続に努めます。
- 小児救急電話相談（番号：#8000）の周知に努めます。
- 山武郡市消防ネットワークによる搬送体制の円滑化を図ります。

③ 通院手段の確保

- コミュニティバスの運行改善や福祉サービス連携の移動サービスの確保などによる、通院手段の確保に努めます。
- 福祉タクシーの活用促進や社会福祉協議会などによる有償移送サービスの促進に努めます。

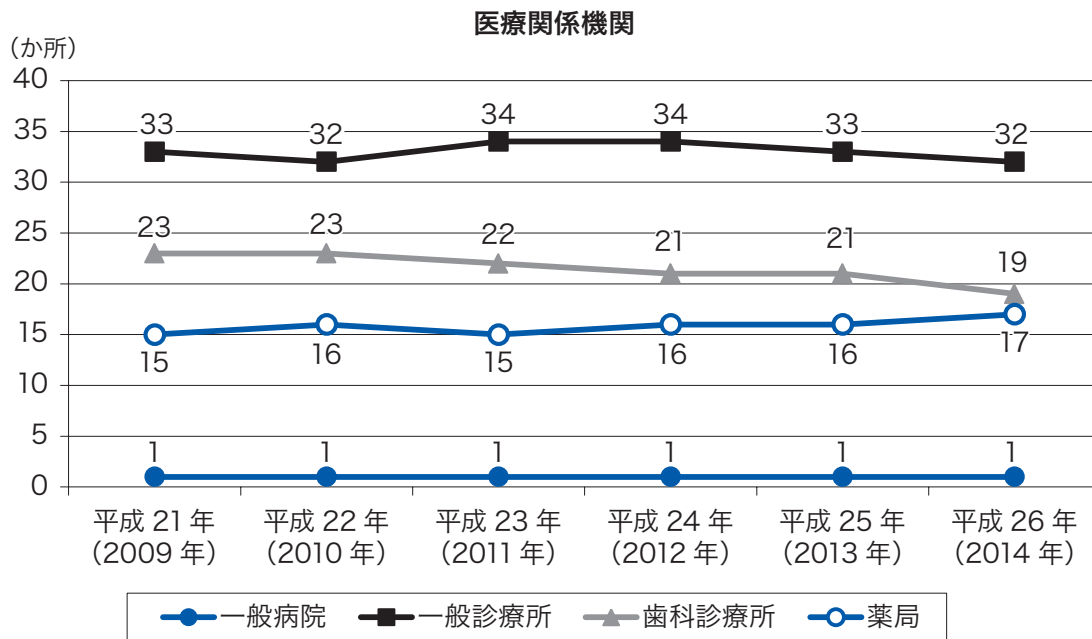
④ 産婦人科・小児科など医療機関の誘致

- 妊娠、出産期において、母体の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できる環境を確保するため、産婦人科医院の誘致及び子どもに対する医療体制の充実に努めます。



◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
医療機器の整備額 (拡充及び更新)	50,000 千円 / 年	50,000 千円 / 年	平成 32 年度までの間、年間 50,000 千円の予算で治療機器、検査機器を計画的に整備
市民アンケート 「医療体制」の満足度	2.11	2.50	市民アンケート調査による満足度(加重平均値)の向上



(出所) 千葉県統計年鑑

2. 安心して暮らせる福祉の推進

(1) 地域福祉

◇現状と課題

- 地域福祉の推進には、住民同士のつながりや連携による助け合いが重要ですが、核家族化の進行など、人間関係が希薄化しているほか、福祉に関する団体会員の高齢化なども進み、推進体制の維持が難しくなっています。
- 本市の社会福祉・障がい者福祉に携わる団体においても、財源や人材の確保、後継者の育成などが課題としてあげられており、情報の一元管理や共有化などとあわせて、効果的な活動の展開が必要となっています。特に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年問題に備え、福祉について改革的な見直しが必要となっています。
- 急速に進展する高齢化に伴い、高齢者生活困窮世帯の増加が懸念されていますが、社会福祉協議会協力員を中心として、地域の高齢者の見守り活動が行われています。今後も、地域福祉に取り組む団体への支援を強化するとともに、地域福祉の重要性について住民から理解が得られるよう、啓発活動を積極的に行う必要があります。
- 障がい者や高齢者など身体機能が低下した人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、道路の段差解消をはじめ、さらなる公共施設などの利用しやすさが求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地域福祉推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会との協働により、地域福祉に携わる人材の発掘・育成に取り組み、地域福祉活動の強化を図ることができた。 ■ 自治会、民生委員、社会福祉協議会協力員、地域福祉の協力者などにより、地域における一定の相互扶助が確保できた。
地域福祉活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会協力員と民生委員児童委員が連携し、地域の子どもたちや高齢者の見守り活動を実施した。 ■ 障がい福祉サービスを紹介するしおりを作成し、窓口相談時に活用するなど、情報提供の強化に努めた。
バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設などのバリアフリー対応状況がわかるよう、千葉県が提供する「ちばバリアフリーマップ」への最新情報の提供に努めた。
生活の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅を喪失または喪失するおそれがある離職者に対して家賃を給付するなど、生活保護事業・住宅支援給付事業の実施により、生活困窮者の自立支援につながった。



◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
地域福祉 (前回：①地域福祉、②福祉施設の整備、③低所得者への相談・支援体制)	① 2.18	36 位 /49	2.23	29 位 /46	
	② 2.18	36 位 /49			+0.05
	③ 1.88	46 位 /49			+0.35

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策 1 地域福祉推進体制の強化

① 地域福祉への理解と啓発

- 地域福祉の担い手となる人材の発掘・育成により、少子高齢化の進行や世帯構成の変化に対応します。
- 広報紙やホームページ、社協だよりなどにより、地域福祉活動への取組情報の提供を強化します。

② 地域福祉推進体制の強化

- 「地域福祉計画」の進行管理と見直しを行います。
- 協働による福祉活動の中核である社会福祉協議会への支援・連携と、「地域福祉活動計画」の推進に努めます。
- 社会福祉協議会による住民主体の福祉活動の一層の活性化を図るべく、地区、自治会、民生委員児童委員、福祉ボランティアなどとの交流・連携を促進し、地域福祉のネットワーク体制の強化に努めます。

③ 福祉ボランティアの育成

- ボランティア講座の開催と活動団体間ネットワークの構築に努めます。
- ボランティア実践活動の紹介などの情報提供や各種ボランティア活動の支援に努めます。
- 学校教育や生涯学習と連携したボランティア体験の場づくりに努めます。

④ 活動団体の育成

- 暮らしのサポート、子育てサポートなど、公的な福祉サービスを補完する NPO 団体など民間事業者の育成を支援します。
- 住民の交流や地域活動を活発にしていけるため、活動拠点となる施設の整備を図ります。

施策 2 地域福祉活動の展開

① 福祉サービス事業の充実

- 福祉サービスの情報提供の強化と相談支援体制の充実を図ります。

② コミュニティ活動など一体となった地域福祉活動の促進

- 社会福祉協議会協力員や民生委員児童委員など、地域福祉の協力者との連携を強化し、子どもたちや高齢者の見守り活動など地域ぐるみで支え合う体制を強化します。
- 商業活動と連携した買い物代行、宅配、理容や補修の出張サービスなどの促進に努めます。

施策3 バリアフリーの推進

① 地域環境のバリアフリー化

- 「千葉県福祉のまちづくり条例」などにもとづき、市内の施設・設備のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインにもとづく整備を推進します。
- 公共施設などのバリアフリー対応状況がわかるよう、千葉県が提供する「ちばバリアフリーマップ」への最新情報の提供に努めます。

② 交通手段の確保

- 送迎・移動などに対応する福祉サービスによる補完手段の確保に努めます。
- 地域需要に応じた住民の生活交通確保や旅客利便の増進、また地域実情に即した輸送サービスの実現に向けた取り組みを進めます。

③ 在宅通報機器の推進

- 高齢者や障がい者への緊急通報装置の設置を促進します。

施策4 生活の自立支援

① 低所得者の援護

- 「生活困窮者自立支援法」にもとづき、生活困窮者の自立を支援します。
- 関係機関や民生委員との連携による生活実態、援護ニーズの把握に努めます。
- 自立促進を手助けするカウンセラーなどの配置、相談、指導の充実に努めます。

② 市営住宅の設備改善

- 「市営住宅長寿命化計画」の策定にあわせ、市営住宅の改修や設備などの改善、また、高齢者居住に向けた暮らしやすい設備の改善を推進します。
- 老朽化した市営住宅の取り壊しなどを検討します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
ボランティア登録者数	416 人	450 人	市社会福祉協議会のボランティア登録者数



(2) 児童福祉・子育て支援

◇現状と課題

- 本市には、認可保育所 5 か所、地域型保育施設 5 か所があり、定員は 577 人ですが、保育施設を希望する家庭が増え、待機児童が発生しています。また、市内全 7 小学校区に学童保育室を設置し、授業終了後の児童に適切な遊び場及び生活の場を提供していますが、共働き家庭の増加などから、保育や学童に対するニーズは増加傾向にあります。
- 安心して子育てができるよう、子ども医療費助成事業や病後児保育事業を継続することが求められています。
- 平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」のなかで、妊娠・出産から切れ目のない子育て支援施策に地域全体で取り組むこととしています。
- 国では、地方創生の大きな柱として、「出産・子育て」を掲げており、本市に住む若い世代が安心して子どもを産み、育てられるよう、保育所の待機児童解消、病児・病後児保育の実施、学童保育の施設拡充、児童館などの子どもの居場所づくりなどが強く求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ みどりが丘保育園内に病後児保育室を開設し、病気回復期の児童を預かる事業を開始した。 ■ 旧大網小学校跡地を利用した認定こども園などの児童福祉施設設置の検討をしたが、当該用地の立地上の問題から不相当とした。
家庭における子育てへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども医療費助成事業に関して、通院・調剤・入院の助成対象を中学校 3 年生まで拡大した。 ■ 出産子育て支援事業に関しては、平成 25 年 4 月より認定要件を緩和したことで、支給対象者が拡大した。 ■ 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立支援に関する相談体制を強化した。
地域ぐるみの子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「子ども・子育て支援推進会議」を組織し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定した。 ■ 子育て世帯に対する各種事業や制度について、出前講座により住民へ周知した。 ■ 家庭児童相談室を設置し、家庭児童福祉に関する相談体制を強化した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)	差異	
児童福祉・子育て支援 (前回：①保育サービス、②学童保育サービス、③ひとり親家庭への支援)	① 2.31	24 位 /49	2.28	25 位 /46	▲ 0.03
	② 2.26	28 位 /49			+0.02
	③ 2.11	41 位 /49			+0.17

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 保育サービスの充実

① 保育環境の充実

- 保育施設・学童保育の待機児童解消を図る取り組み及び一時預かり事業などの各種サービスの拡充を図ります。
- 病後児保育施設の利用拡大に努め、病児保育事業の検討を行います。
- 老朽化した保育施設の改修を進めます。

② 放課後児童対策の充実

- 民間学童との連携を図り、充実した学童保育を行います。
- 障がい児の受け入れに対する適切な対応を進めます。
- 利用年齢の拡充を図るとともに、良好な保育環境を確保するため、適正な規模となるよう学童保育室の施設整備を進めます。
- 放課後子ども教室との連携を図ります。

③ 幼稚園・小学校との連携

- 幼稚園・小学校との連携による発達連続性の確保を進めます。
- 保育所職員と幼稚園職員の相互研修など職員の育成を進めます。
- 幼稚園と保育所の機能を併せ持った認定こども園の可能性について検討します。

④ 子どもの居場所づくり

- 民間と協働しながら、児童館などの子どもの居場所づくりを推進します。
- 子どもが自由に遊び、学べる施設としての児童館や、学童保育の機能などを併せた総合的な子育て支援施設の整備を推進します。

施策2 家庭における子育てへの支援

① 子育て支援情報、相談と交流の場の提供

- 子育て支援センターや子育てサロン機能の充実を図ります。
- 家庭教育学級など、子どものことを考える機会や子どもと向き合う機会の拡充を図ります。
- 簡易マザーズホームを市の中央部に移転するとともに、保育などの機能を併せた児童福祉施設の整備を図ります。
- 結婚・出産・子育てに関する相談支援を行い、結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援情報の提供に努めます。

② 健康な子どもたちの育成

- 母子保健事業の強化、小児医療体制の充実、障がい児の早期療育の推進を図ります。
- 食育や食生活に関する情報提供と啓発を図ります。

③ 経済的支援の推進

- ひとり親家庭への支援、子ども医療費の助成、認可外保育施設利用者への助成など、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。



施策3 地域ぐるみの子育て支援の推進

① 地域の子育て団体などの育成支援

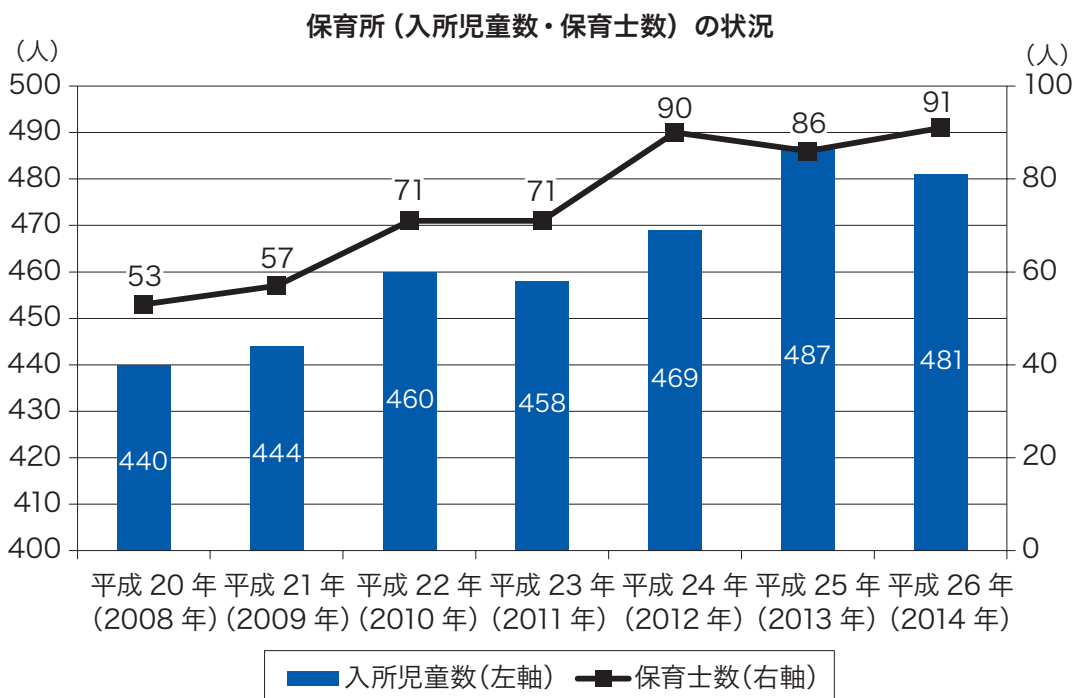
- NPO など子育て支援活動団体や子育てボランティアの育成を推進します。
- 育児サークルの育成を支援します。

② 子育てのための協働・連携強化

- ファミリーサポートセンターの設置に向けた取り組みを進めるとともに、子育てを地域で支える活動ネットワークづくりを推進します。
- 関係機関との連携による児童虐待の未然防止、要保護児童などの早期発見、早期対応及び自立に至る支援を行います。
- 福祉、保健、教育など関係部署や関係団体、市民活動団体の横断的な連携と協働体制の強化に努めます。
- 子ども会や青少年育成活動、スポーツ活動などの地域活動を通じ、世代間交流の拡充を図ります。
- 介護、子育てなど親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを促進する親元同居・近居などへの支援について検討します。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
待機児童数	12 人	0 人	保育所入所待機児童の国の定義にもとづく数
ファミリーサポートセンターの設置数	0 か所	1 か所	



(3) 高齢者福祉

◇現状と課題

- 本市の老年人口（65歳以上）は、13,919人（平成27年8月現在）となっており、高齢化率は27.6%と上昇傾向が続いています。また、高齢化率にも地域格差がみられ、高齢化率が4割を超えている地区もあることから、地区の実情に応じた高齢者福祉対策を検討することが必要です。
- 本市の年齢階級別人口では、現在55歳から69歳が突出して多くなっており、今後この世代が高齢期を迎えるため、高齢者が健康でいきいきと生活できる「健康寿命」を伸ばしていく取り組みも必要となります。
- 国では、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を推奨しており、本市においても推進していくことが求められています。
- 本市では、運動・口腔・認知機能の向上及び栄養改善を目的とした介護予防教室や公開運動講座の開催、介護予防サポーターの育成などを進めていますが、参加者の固定化やサポーターの活躍の場が少ないなどの課題が出てきています。
- 高齢者が生きがいを持ち、健康な生活を送れるよう、高齢者支援団体や高齢者自身が行う生きがいづくりなどに対し運営費の一部を助成するなど活動を支援しています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
高齢社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 65歳以上の介護認定を受けていない高齢者に対して、基本チェックリストの送付及び回収を行い、介護予防事業への参加を促した。 ■ 介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防活動を行うため、介護予防サポーターの育成・支援を行った。 ■ 平成23年度に第5期事業計画を、平成26年度に第6期事業計画をそれぞれ策定した。 ■ 地域包括支援センターで高齢者の総合相談を実施した（平成26年度実績1,023件）。
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 65歳以上の介護認定を受けていない人で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人を対象に、ヘルパーの派遣を行い、生活を支援した。 ■ 在宅の要介護4・5の人を対象に介護用品購入に係る費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図った。 ■ ひとり暮らし高齢者の実態調査として、民生委員が個別訪問し、緊急連絡先を把握するなどの見守り活動を行った。 ■ 成年後見人などの申し立てをする親族のいない高齢者の後見開始の審判の申し立てや、生活困窮者の成年後見人などに対する報酬の扶助を行った。 ■ 高齢者の万一の事故などに備え、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を自宅に保管するための情報キットを購入し配布した。
生きがい対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本チェックリストの結果、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を中心に、運動・口腔・認知機能の向上及び栄養改善のための介護予防教室「いきいきクラブ」を実施した。 ■ 高齢者が生きがいを持ち、健康な生活を送れるように市老人クラブ連合会及び単位老人クラブ連合会が行う高齢者の社会活動や生きがいづくりなどの各種活動に対し運営費の一部を助成した。



◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
高齢者福祉 (前回：①高齢者福祉サービス、 ②介護サービス)	① 2.19	32 位 /49	2.33	21 位 /46	
	② 2.23	30 位 /49			+0.10

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策 1 高齢社会への対応

① 高齢化対応のまちづくりの強化

- 高齢者数、要介護者数などの動向に対応した「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」などの適切な見直しと推進を図ります。
- 高齢化対応のまちづくり、家族の絆づくりの啓発、近隣の支え合いなど地域環境の整備を推進します。

② 健康づくりの推進

- 保健・医療などとの連携強化による介護予防のための健康管理やロコモ予防体操など健康づくり活動の強化に努めます。
- 認知症予防事業の充実を図ります。

③ 地域包括支援センター機能の充実

- 地域包括支援センター機能の充実と円滑な運営を促進します。

④ 地域包括ケアの推進

- 高齢者の相談に早期に対応するため、民生委員との連携を強化するとともに、地域包括支援センターと関係する行政機関との連携や医療、介護など多職種間の連携を強化することにより、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

⑤ 地域環境の整備

- バリアフリー化の推進、移動手段の確保、住宅改修の推進、災害時の支援体制など、高齢者が地域で住み続けられる地域環境の整備に努めます。

⑥ 関連施設サービスの確保

- 高齢者福祉施設は、既存施設の利用状況や待機者などの状況を判断しながら基盤整備を検討します。
- 介護人材の確保に努めます。

施策 2 高齢者福祉サービスの充実

① 暮らしのサポートの推進

- 生活支援、民生委員訪問、緊急通報装置の貸与など、在宅福祉サービスや暮らしのサポートの充実に努めます。

- 地域コミュニティや老人クラブ活動と協働した見守りなど、支え合い活動を促進します。

② 介護予防の推進

- 地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメント業務の充実を図ります。
- 広報紙やホームページを活用した周知・啓発を推進します。

施策3 生きがい対策の推進

① 憩いと集いの場づくり

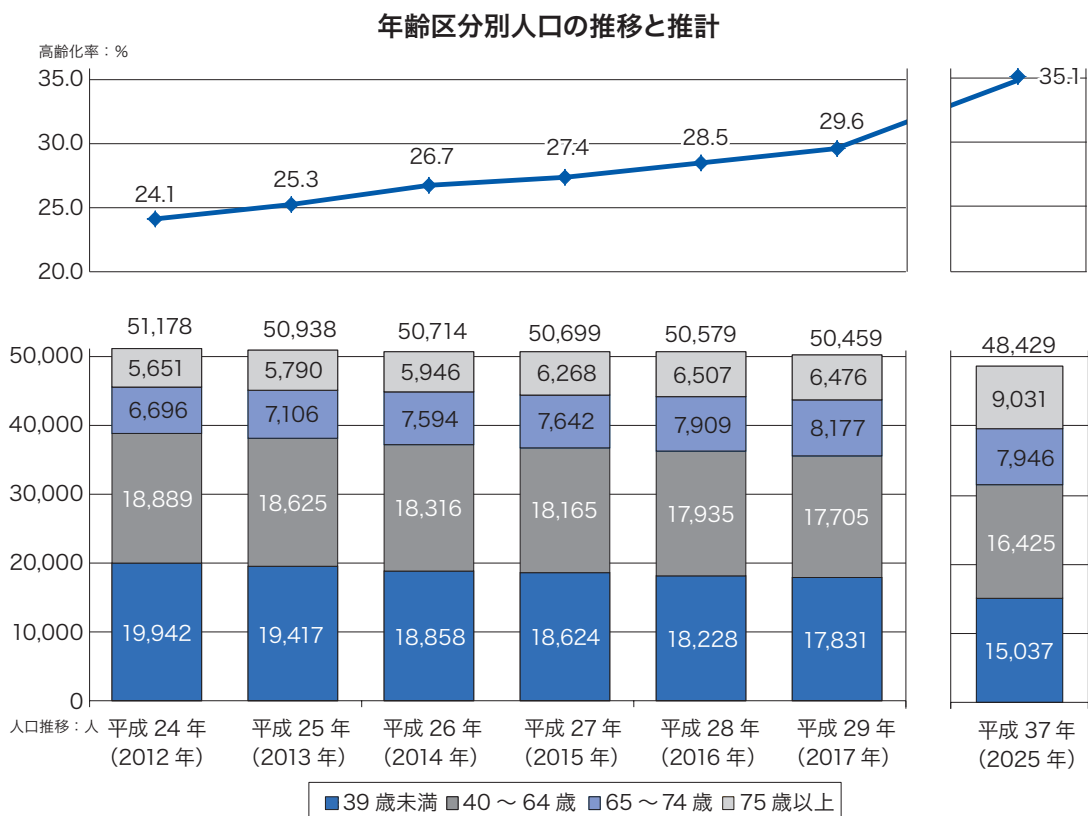
- 高齢者の集いと交流の場づくりを推進します。
- 老人福祉センターの利用活動を促進します。
- 高齢者向けの軽スポーツ活動や文化活動など生涯学習、健康づくりを促進します。

② 高齢者が担うまちづくり活動の推進

- 老人クラブ活動の支援、相互扶助・ボランティア活動を促進します。
- シルバー人材センターの運営の充実を支援するとともに、定年退職者の経験や技術を活かした活躍の場、就労の場づくりに努めます。

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
要介護(要支援)認定者を除く高齢者の割合	85.8%	85.8%	



(出所) 第6期介護保険事業計画



(4) 障がい者(児)福祉

◇現状と課題

- 平成 24 年度に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正されるなど、障がいのある人の雇用に関する法制度の整備が進んでおり、本市においても、障がい者雇用対策として、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターと連携しながら障がい者の雇用促進を進めています。
- 障がい福祉サービスを利用する場合、福祉サービス利用計画の作成が義務づけられ、障がいのある人それぞれの特性に応じたきめ細やかな支援を行うことが可能となりました。
- 市身体障害者福祉会では、県、市などの諸行事に積極的に参加し互いの親睦を深め、体力、健康づくりや情報交換をしています。年々会員の高齢化や体調不良などにより退会者が増加しており、会員減少への対応が課題となっています。
- 障がい関係団体の活動を支援・育成することにより、障がいのある人が社会に参加する機会の創出につなげていくことが重要です。
- 障がいの有無にかかわらず、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会を実現するため、障がいの正しい理解促進や受け入れしやすい環境づくりを進める必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉サービス利用計画の作成が義務づけられたことを受け、障がいのある人それぞれの特性に応じたきめ細かい支援を行った。 ■ 「地域福祉計画」、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」について、社会変化に応じた計画とするため、一定期間ごとに改定した。 ■ 障がいに対する支援制度の改正に伴い、障がい福祉サービスのしおりを適宜改訂し、新たな支援情報の提供に努めた。
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者雇用対策として、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターと連携しながら、障がい者の雇用促進に努めた。 ■ 障がい関係団体の活動を支援・育成することにより、障がいのある人が社会へ参加する機会の創出に努めた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		
障がい者(児)福祉 (前回：障がい者(児)への相談・支援体制)	2.26	28位 /49	2.21	31位 /46	▲ 0.05

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 生活支援の充実

① 計画的な対策の推進

- 「地域福祉計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」にもとづいた計画的な対策を推進し、障がい者それぞれの実情に応じた支援を図ります。

② 情報提供・相談体制の整備

- 関係機関と連携した相談・支援体制の構築を図ります。
- 障がい者福祉のしおりや総合福祉ガイドブックの整備による情報提供の充実に努めます。

③ 障がい福祉サービスの充実と利用促進

- 障がい者に対する福祉サービスの円滑な実施と介護保険制度との連携を図ります。
- 障がい者の生活を支え、自立と社会参加を促進するために、一人ひとりのニーズやその実情に応じたケアマネジメントの作成に努めます。
- 介護給付や訓練等給付、地域生活支援事業などの障がい福祉サービスを促進します。

施策2 社会参加の促進

① 就労の促進

- 関係機関との連携による障がい者の就業を促進するとともに、就労継続支援に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターの活用と地域活動支援センターの充実に努めます。
- 障がい者支援団体などへの加入を促し、社会活動に積極的に参加することの意識づくりを進めます。
- 障がいに対する理解を促進し、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

② 自主的活動の促進

- 関係福祉団体への活動を支援します。
- 住民との交流を拡大する機会の充実に努めます。
- 障がい者を支える家族の負担を軽減する支援の充実に向け、内容や対策を検討します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
障害者就業・生活支援センター利用者数	67人	80人	就職や職場への定着が難しい障がい者に雇用や保健福祉など、就業面と生活面を一体的に支援する施設



(5) 社会保障

◇現状と課題

(国民健康保険制度)

- 国民健康保険制度は、急速な高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより保険給付費が年々増加し、また、収納率は改善傾向にあるものの、加入者の構成の変化により保険税収入が伸び悩むなど、財政運営は厳しい状況となっています。国民健康保険事業の健全な運営のため収納率の向上を図るとともに、被保険者の健康意識を高め、医療費の適正化を図ることが必要です。また、生活習慣病やその予備軍を減少させるため、特定健康診査・特定保健指導を推進し、受診者を増やすことが課題となっています。

(高齢者医療制度)

- 後期高齢者医療制度の保険者は、千葉県後期高齢者医療広域連合ですが、被保険者に関する窓口業務と保険料徴収事務は、市町村で行っており、後期高齢者医療制度の周知と啓発を図ることが求められています。

(介護保険制度)

- 介護保険事業は、保険給付費が増加しており、介護給付の適正化を図るためには、幅広く住民に制度の理解を深めてもらうことが必要です。
- 本市では、窓口での相談や認定申請時に制度の説明をしているほか、65歳到達時に保険料の納付書にパンフレットを同封し、制度に対する理解を図っていますが、介護保険事業の円滑な運営のためには、さらに幅広く住民に周知を図る必要があります。

(国民年金制度)

- 国民年金制度は、「国民年金法」によって規定されている日本の公的年金ですが、安定した運営に向け、制度の啓発や窓口における国民年金に関する相談を行っています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
国民健康保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病やその予備軍を減少させることで、被保険者の健康保持と中長期的な医療費の抑制を図った。 ■ 人間ドック費用の助成により受診を推進し、疾病の早期発見、早期治療による被保険者の健康保持と医療費の適正化を図った。
高齢者医療制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報紙やホームページへの掲載や被保険者証送付時のパンフレット同封などにより、制度の周知、啓発を図った。 ■ 医療費通知を送付することにより、被保険者一人ひとりが医療機関の受診回数や医療費を認識することで医療費の抑制を図った。
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページ、パンフレット、出前講座などにより制度の周知を行った。 ■ 介護サービス事業者及びケアマネジャーとの会議を毎年2回実施した。 ■ 介護給付費の請求内容を介護サービス利用者に照会し、サービス内容を確認してもらい給付費の適正化を図った。
国民年金制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報紙の年金情報(ねんきんナビ)やホームページにより、制度に関する情報提供に努め、制度の理解促進を図った。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）		差異
社会保障（前回：介護サービス）	2.23	30 位 /49	2.28	25 位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成 21、26 年度実施分）

◇施策の展開

施策 1 国民健康保険制度

① 国民健康保険制度の啓発の推進

- 国民健康保険制度への周知を徹底し、理解促進を図ります。
- 国民健康保険制度についての情報提供と啓発を強化します。

② 医療費適正化対策の推進

- レセプト点検の強化、医療費通知などにより医療費の適正化に努めます。

③ 医療費の低減に向けた保健事業

- 保健事業と連携し、疾病の早期発見や生活習慣病予防（特定健康診査、特定保健指導の充実、短期人間ドック助成など）に努めます。
- 保健・医療・福祉の連携強化による医療費の抑制に努めます。
- 重複受診者、多受診者に対して、保健指導を実施するとともに、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業の効果的な実施を図ります。

④ 事業運営の安定化

- 国民健康保険税の収納率向上に努めます。
- 短期被保険者証の発行など、国民健康保険税の未納がある被保険者に対して、納付相談の機会を設けるよう努めます。
- 保健事業の充実、健康づくりの強化と連携した国民健康保険事業の安定化に努めます。
- 国民健康保険制度は平成 30 年度から財政運営の責任主体を都道府県に移行する制度改革が予定されており、さらなる制度の安定化を図ります。

施策 2 高齢者医療制度

① 法改正にもとづく制度の推進

- 高齢者医療制度改革についての情報提供と啓発に努めます。
- 新高齢者医療制度に必要な運営体制の整備に努めます。



施策3 介護保険制度

① 介護保険に関する情報提供

- 制度の仕組みやサービス提供事業の情報提供と周知を図ります。
- 介護サービスについての相談体制の強化に努めます。

② 介護保険サービスの充実

- 良質なサービスの確保と的確な利用に向けて、サービス提供事業者及びケアマネジャーとの連携を強化します。
- 認定事務の迅速化など円滑な事務処理のための運営体制を強化します。

③ 健全な財政運営

- 利用者への給付費通知、ケアプランの点検、認定調査状況チェック、医療情報との突合、縦覧点検による給付費の適正化に努めます。

施策4 国民年金制度

① 制度改革の周知・情報提供と相談

- 国民年金制度について、広報紙やホームページなどを活用して情報提供を行い、制度への理解促進を図ります。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
市民アンケート 「社会保障」の満足度	2.28	2.40	市民アンケート調査による満足度(加重平均値)の向上
特定健康診査の受診率	33.0%	50.0%	国民健康保険被保険者の特定健康診査の受診率
介護保険サービスの 利用率	88.7%	93.0%	要支援・要介護認定者に対する介護保険サービス利用者の割合

おおあみしらさと豆知識①

地域包括ケアシステム

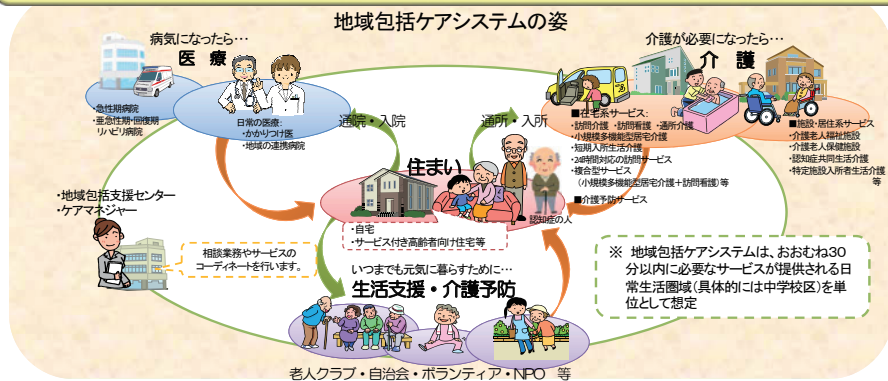
日本全体で高齢化が進行していますが、本市においてもそれは例外ではありません。本市の「第6期介護保険事業計画」にもとづく年齢区分別人口推計をみると、平成37年(2025年)には、65歳以上の高齢者人口が人口に占める割合である高齢化率が35.1%(住民の3人に1人以上の割合)になると予想されており、住民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このようななか、国(厚生労働省)では、平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にもとづき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされており、本市においても、地域包括支援センターを中心に介護予防や生きがいづくりなどに取り組んでいくこととしています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



出典：平成25年3月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

第2章 新しい文化を育む 大網白里 【教育・文化の充実】

政策：1 心豊かな子どもたちの育成

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 幼児教育	1 就学前教育の充実	① 教育環境の整備
		② 教育内容の充実
		③ 子育て支援機能の充実
(2) 学校教育	1 教育内容の充実	① 「生きる力」の育成
		② 健康な児童・生徒の育成
		③ 特別支援教育の充実
		④ 地域を教材にする体験的学習の推進
		⑤ 保・幼、小、中の連携
		⑥ 教育相談の充実
		⑦ 高度情報化、国際化への対応
		⑧ 教職員研修の充実
	2 教育環境の整備	① 学校施設の整備
		② 学校や地域の安全対策の強化
3 高等学校との連携	③ 地域と連携する学校運営	
	④ 家庭・地域・学校の連携による地域教育力の向上	
(3) 青少年育成	1 育成体制の充実	① 育成関連組織の連携強化
		② 子育て支援対策やコミュニティ活動との連携
		③ 地域環境の改善
		④ 青少年問題相談体制の充実
	2 育成活動の推進	① ボランティアなど社会参加、世代間交流の促進
		② 安全・安心な子どもの居場所づくり
		③ 子どもたちの自主企画、運営事業の促進
		④ 地域資源を活かした体験学習活動の促進

政策：2 生涯を通じた学習活動の推進

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 生涯学習	1 学習推進体制の充実	① 「生涯学習推進計画」の推進
		② 推進母体組織の機能強化
		③ 学習機会の拡充
		④ 学習活動団体の育成と相互連携の推進
		⑤ 指導者の育成と確保
	2 学習関連施設の充実	① 関連施設の整備
		② 施設の管理運営の充実
		③ 関連施設の有効活用



基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 生涯学習	3 学習活動の支援	① 学習情報の提供方法の充実
		② 学習プログラムの提供
		③ 自主企画運営講座の活動支援
		④ まちづくり、地域課題対応の学習企画の推進
		⑤ 生涯学習を通じた交流
	4 公共読書施設の充実	① 図書サービスの充実
		② 児童サービス及び各種団体との協力
		③ 地域の情報拠点としての基盤整備
(2) 生涯スポーツ	1 推進体制の充実	① 生涯スポーツ振興の指針
		② 推進組織の機能分担と連携の強化
		③ 活動団体の育成
		④ 指導者の育成と確保
	2 スポーツ活動施設の充実	① スポーツ施設の機能整備
		② 施設管理運営体制の充実
		③ 健康増進や観光との連携
	3 スポーツ活動の促進	① 生涯スポーツの普及
		② 競技スポーツの振興
		③ スポーツ交流の推進
		④ スポーツ合宿の受け入れ推進
	(3) 地域文化	1 地域文化振興体制の充実
② 文化活動団体の育成		
③ 地域文化活動情報の発信強化		
2 地域文化活動の支援		① 芸術文化事業の推進
		② 活動団体の発表と交流機会の充実
		③ 子どもたちの文化芸術体験企画の強化
		④ 市内外の文化交流企画の推進
3 郷土芸能・文化の保全と継承		① 郷土の文化資源の掘り起こし
		② 文化財などの調査・保護・活用
		③ 郷土文化の情報提供と公開
		④ 郷土芸能の継承支援
		⑤ 郷土学習活動の推進

1. 心豊かな子どもたちの育成

(1) 幼児教育

◇現状と課題

- 全国的に、少子高齢化が進行するなか、生涯にわたる人格形成の基礎を支える幼児教育の重要性は、今後ますます高まると見込まれます。
- 本市では、市立幼稚園4園、私立幼稚園2園で幼児教育が進められており、園児数は670人（平成27年5月）と5年前の668人から横ばいで推移しています。
- 幼児教育環境の整備と幼児教育を向上させるため、各幼稚園に対する施設・設備の整備や保育備品・図書備品の提供など、継続的な各種支援が行われています。
- 経済状況の変化や女性の社会参加意識の変化により、働きながら子どもを育てたいと考える住民が増加しています。平成24年10月から瑞穂幼稚園において預かり保育事業の試行を開始しましたが、実施にあたっては人材の確保が難しいなど課題も出てきています。
- 保育所は入所待ち状態にあるなかで、幼稚園機能のあり方も含めた子育て環境全体について、検討が必要になっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設・設備などについて、必要に応じて補修・改修工事を実施することで、教育環境の整備を図った。 ■ 保育備品・図書備品を計画的に購入し、各幼稚園の教育環境の維持・改善・運営などに係る教育環境の整備を図った。 ■ 平成24年10月から、瑞穂幼稚園において預かり保育事業の試行を開始した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
幼児教育 （前回：幼児教育や教育環境）	2.43	20位 /49	2.55	6位 /46	+0.12

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）



◇施策の展開

施策1 就学前教育の充実

① 教育環境の整備

- 各幼稚園施設の補修・改修の実施や、保育用備品、図書備品の計画的な購入などを通じて、各幼稚園の教育環境の整備を図ります。

② 教育内容の充実

- 生きる力を育む教育など幼稚園教育要領にもとづく教育課程の充実、特別支援教育の充実を図ります。
- 自然や農業など地域環境を活かした体験教育を推進します。
- 幼稚園から小学校への円滑な移行を図るための小学校との交流を進めます。
- 幼稚園職員と保育所職員の相互研修など職員の育成に努めます。

③ 子育て支援機能の充実

- 幼稚園施設の開放や子育て相談を実施し、幼児教育のセンターとしての役割を果たします。
- 家庭教育学級、学習機会の拡充など家庭教育の支援、幼稚園における子育て支援を充実します。
- 幼稚園と保育所の機能を併せ持った認定こども園の可能性について検討します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
幼稚園教諭の保育所での交流研修	未実施	全教諭	

(2) 学校教育

◇現状と課題

- 本市には、7小学校、3中学校があり、児童・生徒数は小学校が2,386人、中学校が1,293人（平成27年5月現在）となっており、5年前（小学校：2,749人、中学校：1,486人）と比べると、小学校、中学校ともに減少しています。
- グローバル化やICT化の進行など、子どもたちを取り巻く環境の急速な変化のなかで、子どもたちへの教育の一層充実と教育水準の維持向上が求められています。また、読書活動や心の教育、地域の力を活かした教育活動の推進、さらに教職員の資質の向上などを継続的に推進していく必要があります。
- 小学校での英語の教科化、ICT化への対応など教育環境の一層の向上を図るため、学校施設の整備・充実が求められています。しかし、ICT化については、ハード面、ソフト面ともに遅れがあるという課題があります。
- 個別の支援が必要な児童・生徒は増加傾向にあり、一人ひとりに対する支援の充実が求められています。
- 開かれた学校づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校が連携を深め、地域ぐるみで子どもたちを育成していく地域の教育力の向上を図っていくことが必要です。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教材備品、図書備品などを計画的に購入し教育内容の充実を図った。 ■ 特別な支援を要する児童・生徒の状況に応じて、小・中学校に介助員を18名配置し成果を上げた。 ■ 不登校や心因的な問題を抱える生徒及びその保護者の相談窓口として、子どもと親の相談員を各中学校に配置し、問題の解消を支援した。 ■ JETプログラムによる英語指導助手（ALT）の配置により、中学校英語教育及び小学校外国語活動の充実が図られた。
教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小・中学校施設の耐震化率100%達成を目標値として取り組み、計画的に必要な工事を実施し、概ね計画どおりに進捗した。
高等学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県の事業「高等学校と連携した食育活動支援事業」の指定を受け、大網高校との連携のもと、大網小、大網東小、季美の森小が栽培・収穫など農業体験を実施した。食への関心はもちろんのこと、社会科、生活科などの教科との関連も図ることができた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
学校教育 (前回：小・中学校の教育施設や教育内容)	2.46	17位 /49	2.53	7位 /46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)



◇施策の展開

施策1 教育内容の充実

①「生きる力」の育成

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てます。
- 学習指導要領や教育課題に対応した教材備品の計画的な購入を実施し、きめ細かな指導を確保する少人数指導の充実を図ります。
- 「朝の読書」を充実させ、読書活動の推進を図ります。
- 「豊かな心」を育む道徳教育を推進します。
- 運動に親しむ資質・能力の育成を図り、体力の向上を図ります。
- 学校教育の指針となる「教育基本方針」の策定を図ります。

②健康な児童・生徒の育成

- 学校給食の安全確保・充実を図るとともに、地産地消の推進、望ましい食習慣を身につける食育を推進します。
- 家庭での食生活や基本的な生活習慣の改善を促進します。
- 児童・生徒の健康管理・増進を図ります。

③特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた支援の充実のため、特別支援教育支援員の適正な配置とともに、力量を向上させるための研修の実施を進めます。
- 特別支援教育ネットによる関係機関との連携を進めます。

④地域を教材にする体験的学習の推進

- 環境、福祉、農業など地域資源を教材にする体験的学習、郷土学習を推進します。
- 主体的な進路選択・決定の基礎となるキャリア教育の推進を図ります。

⑤保・幼、小、中の連携

- 発達の連続性を確保する情報共有など連携の充実を図ります。

⑥教育相談の充実

- スクールカウンセラーなどとの連携による教育相談・カウンセリングを充実し、迅速な対応を進めます。
- 適応指導教室（ハートフルさんぶ）などとの連携により、長期欠席児童・生徒の解消を進めます。

⑦高度情報化、国際化への対応

- 学校の情報基盤の整備を図り、ICTを活用した情報教育を積極的に推進します。
- 小学校での英語教科化及び外国語活動の一層の充実のため、英語指導助手（ALT）の増員を検討するなど、ALTの活用による英語教育、国際教育の充実を進めます。
- 教職員の基本的な業務の効率化・標準化のために校務支援システムの導入を進めます。

⑧教職員研修の充実

- 教職員の力量を高める指導・課題研修などの充実・強化を図ります。

施策2 教育環境の整備

① 学校施設の整備

- 学校施設の耐震化を推進するとともに、学校施設や設備の維持管理・保守、更新を図ります。

② 学校や地域の安全対策の強化

- 通学路の点検など地域環境の整備に努めるとともに、見守り活動など地域ボランティア活動と連携し、安全対策を強化します。
- 緊急地震速報受信システムや災害緊急情報配信システムの導入により、安全・安心な環境づくりを進めます。

③ 地域と連携する学校運営

- 学校評議員の活用、学校評価の公表など学校からの情報発信の充実と地域との連携強化による学校運営を図ります。
- 体験的学習や郷土学習の講師などに地域人材の活用を進めます。

④ 家庭・地域・学校の連携による地域教育力の向上

- PTA活動との連携による家庭教育への支援を充実します。
- 子どもたちと地域住民のふれあいなど、各種活動団体の分担と協働により、地域ぐるみで子どもたちを育成していく地域教育力の向上への取り組みを促進します。
- 学校体育施設などの地域活動への開放を進めます。

施策3 高等学校との連携

① 高校が有する教育資源の活用

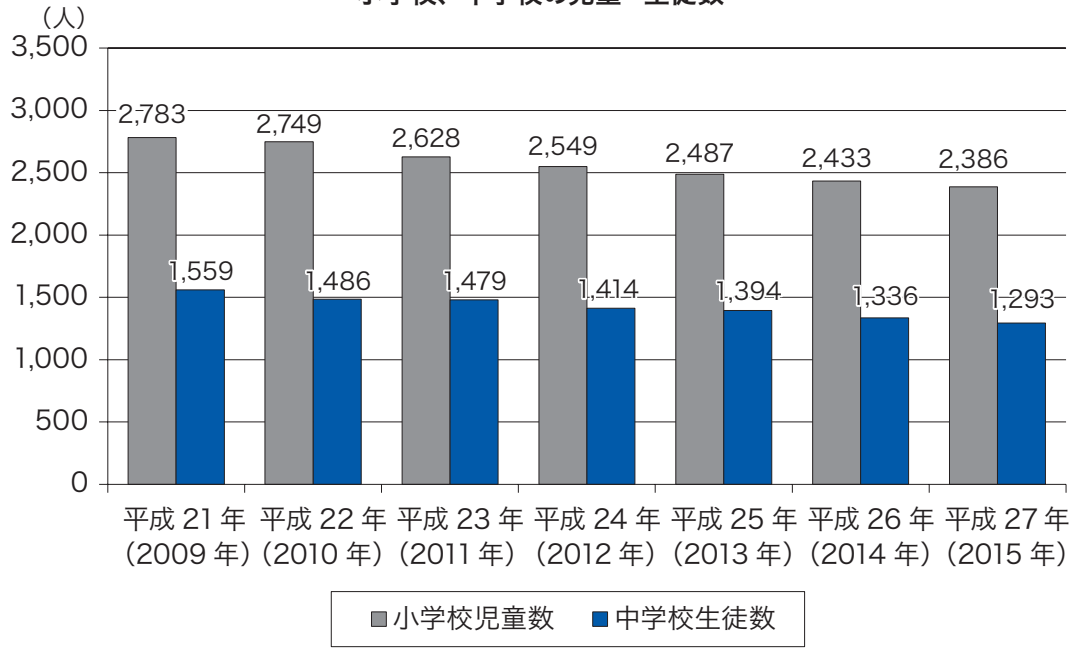
- 大網高校の農場での体験活動や大網高校産品を学校給食への食材料として利用するなど、連携を図ります。

◇成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
学校図書標準の達成率 100%の学校数	6校	7校	学校規模に応じた図書整備の目安 (学校数:小学校7校、中学校3校)
授業参観などでの 道徳の時間の公開率	100%	100%	
校務支援システムの 導入	0校	10校	
小・中学校施設の 耐震化率	97.5%	100%	



小学校、中学校の児童・生徒数



(出所) 学校基本調査

(3) 青少年育成

◇現状と課題

- 核家族化の進行、共働き世帯の増加のほか、スマートフォンの普及に伴う携帯型ゲームやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の浸透など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。親子や地域におけるコミュニケーションの不足などが顕在化しており、全国的に青少年が巻き込まれた事件や事故が発生しています。
- 本市では、青少年相談員連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウトなどの関連団体を通して青少年の健全育成活動が行われており、団体間相互の情報交換も進んでいます。一方で、各種育成団体の指導者層やイベント内容の固定化などの影響から、小中学生参加のイベントの参加者が減少傾向であるため、今後はより魅力ある企画内容や効果的な広報周知活動が必要となっています。
- 子どもと大人の橋渡し役となるジュニア・リーダーの育成が進められており、今後も、社会性を育むボランティア活動やリーダーの育成が求められています。
- 現在、放課後子ども教室の実施校が6校へと増加しており、また、放課後子どもプラン運営委員会を通じて学童保育との連携が強化されていますが、未実施校については、開室に向けて引き続き協議が必要となっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
育成体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年相談員連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウトなどの関連団体間相互の情報交換が進んだ。 ■ 放課後子ども教室の実施校を6校に増やした。また、放課後子どもプラン運営委員会を通じて学童保育との連携を強化した。
育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後子ども教室の実施校を6校に増やし、市内の小学生を対象に学習の機会を提供しており、参加者も増加傾向にある。また、放課後子どもプラン運営委員会を通じて学童保育との連携が強化された。 ■ ジュニア・リーダー育成事業では、毎年一定の参加者がおり、地域への行事にも参加するなどジュニア・リーダーの育成が進んでいる。また、子ども会の内部組織として大網白里市ジュニア・リーダースクラブが発足した。 ■ 成人式実行委員を募り、新成人の手によって式典やイベントの企画・運営を行った。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）	差異
青少年育成 （前回：青少年育成の場や機会）	2.19	32位 /49	2.44 13位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）



◇施策の展開

施策1 育成体制の充実

① 育成関連組織の連携強化

- 各種青少年育成団体との連携により、事業運営体制の強化を進めます。

② 子育て支援対策やコミュニティ活動との連携

- 家庭・地域・学校、関係機関・団体など、それぞれの役割の明確化により、子育て支援対策、コミュニティ活動との連携など、青少年の健全育成を図る総合的な施策を推進します。
- 放課後子ども教室と学童保育の連携の強化を図ります。

③ 地域環境の改善

- 学校教育、地域活動と協働した地域ぐるみでの子どもたちの安全対策を推進します。
- 有害な環境の改善とともに、街頭指導、声かけなど地域ぐるみで非行防止を推進します。

④ 青少年問題相談体制の充実

- 小・中学校、高校との情報共有のもと、青少年育成団体や関係機関などと連携した相談体制の充実を図ります。

施策2 育成活動の推進

① ボランティアなど社会参加、世代間交流の促進

- 青少年の社会性を育むボランティア活動など社会参加を促進します。
- 子ども会活動とコミュニティ活動と連携した世代間交流、家族と一緒に参加する活動を促進します。
- 高校生や青年層など若者世代と子どもたちが共同で企画する活動企画の実施を進めます。
- 育成活動への参加者を増やすため、効果的な周知及び内容の充実を図ります。

② 安全・安心な子どもの居場所づくり

- 放課後子ども教室の推進を図るとともに、学童保育との連携を強化します。
- 放課後・休日に利用できるよう社会教育施設などの開放を図り、住民との協働による居場所づくりを進めます。

③ 子どもたちの自主企画、運営事業の促進

- 養成講座によるジュニア・リーダーの育成を推進し、子どもたち自らの立案により、自主的に運営する事業の企画と実施を進めます。
- 育成事業の修了者が、事業で得たことを活かせるような機会の提供を進めます。

④ 地域資源を活かした体験学習活動の促進

- 自然や郷土文化、農業などの地域資源を教材として、青少年期における特色ある体験的な学習活動や郷土学習を推進します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
青少年育成団体と連携した各種事業の満足度	83%	90%	各種事業への参加者対象調査の満足度
青少年と協働した企画及び運営	4 事業	拡充	成人式実行委員会など、青少年世代と協働した企画事業の拡充



2. 生涯を通じた学習活動の推進

(1) 生涯学習

◇現状と課題

- 高齢社会の到来、社会の成熟、余暇時間の増大、自己実現意欲の高まりなどにより、さまざまな活動や学習に取り組む住民が増えています。そのため、生涯学習推進のための環境の充実が求められています。
- 本市の人口構成をみると、5団地の造成、分譲の進んだ平成2年から平成10年にかけて急激な人口増加があったため、現在55～69歳の人口が突出して多いという人口の特徴があります。そのため、全国的な水準よりもより顕著に高齢者の増加が見込まれることから、生涯学習環境の整備が求められています。
- 中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンターは、各種講座・教室の開催や公民館活動の場として活用されています。市の課題に対応する活動や社会に還元される学習活動など、新たな講座や学習形態が求められています。
- 生涯学習施設の改修の必要性を調査するとともに、改修計画を策定し、利用者に不便をかけないよう改修を進める必要があります。
- 図書施設については、保健文化センター、中部コミュニティセンター、白里公民館内にそれぞれ図書室を設置していますが、これら図書室には書庫がない状態となっています。将来的に図書館としての機能を果たすためには、基本資料・貴重資料を保存継承していくことなどが重要であり、増加する図書に対する蔵書スペースの確保と図書室の狭あい化の解消が求められています。
- 高齢者がいきいきと学び、生涯学習を通じて学んだ成果をまちづくりに活かし、地域の活性化につなげることが重要です。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
学習推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成25年度に「生涯学習推進計画」を策定し、各ライフステージ別の学習目標を立てることができた。 ■ 社会教育委員、公民館運営審議会からの公民館の学習活動についての意見をもとに特別講座の実施など学習活動の見直しを進めている。
学習関連施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成25年度に中央公民館の改修を行い、施設の利便性向上を図った。
学習活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ いきいき市民大学講座においては、住民の学習意欲を高める講師の選定を行うことができた。 ■ 十枝の森において行う住民ボランティア団体などによる学習・文化活動の実施について協力を行った。
公共読書施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本の鮮度を保つため新刊購入を継続的に行っているほか、インターネットによる予約や、ホームページでの蔵書紹介、図書室おはなし会・子ども映画会事業などを実施した。 ■ おはなし会などは、ポスターやチラシの掲示、配布により周知し、事業を継続することで図書室利用の促進に努めている。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
生涯学習 （前回：気軽に学習できる場や機会）	2.63	10位 /49	2.60	5位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）

◇施策の展開

施策1 学習推進体制の充実

①「生涯学習推進計画」の推進

- 「生涯学習推進計画」にもとづき、今後も住民の生活課題、ライフステージ、まちづくり課題に密接な生涯学習を推進します。

② 推進母体組織の機能強化

- 生涯学習推進本部及び生涯学習推進協議会、社会教育委員会議の機能強化を図るとともに、関連する活動団体組織との機能分担により、生涯学習推進体制の充実を図ります。

③ 学習機会の拡充

- 各種講座、公民館事業など、生涯学習事業内容と運営の強化を図り、今日的な住民の生活課題、まちづくり課題についての学習情報や成果が共有できる機会の拡大を進めます。
- 「非核平和都市宣言」にもとづいた、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝える非核平和事業を推進します。
- 社会教育施設における教室の見直しなどの検討を進めるとともに、今後も住民のニーズに沿った学習活動の場の提供を推進します。

④ 学習活動団体の育成と相互連携の推進

- さまざまな学習課題に対応する活動団体の育成を進め、団体相互の交流、連携した取り組みを促進します。

⑤ 指導者の育成と確保

- 社会教育主事などの養成と配置を図るとともに、生涯学習ボランティアへの支援を進めます。

施策2 学習関連施設の充実

① 関連施設の整備

- 既存の社会教育施設の計画的な改修及び維持管理に努めます。
- 子どもから高齢者まで利用できる施設の拡充に努めます。

② 施設の管理運営の充実

- 施設の管理運営への住民参画の拡大を図るとともに、学習施設の目的に応じた管理運営体制の最適化を推進します。



③ 関連施設の有効活用

- 施設利用の予約の利便化などを進めるとともに、施設間情報ネットワークを活かした施設利用予約システムの導入を検討します。

施策3 学習活動の支援

① 学習情報の提供方法の充実

- 広報紙、ホームページ活用の拡大など、生涯学習案内情報の提供、伝達手段の充実に図ります。

② 学習プログラムの提供

- ライフステージに対応した学習プログラムの企画と学習機会の提供を図ります。

③ 自主企画運営講座の活動支援

- 住民による自主企画講座の募集と活動を支援し、自主運営グループの育成を進めます。

④ まちづくり、地域課題対応の学習企画の推進

- 住民との協働、地域活性化、郷土学習機会の提供など、まちづくりに密接な学習活動を推進します。
- 子どもから高齢者まで異世代が参加できる世代間交流を促進する事業を推進します。

⑤ 生涯学習を通じた交流

- 市の自然、郷土文化、産業など地域資源を活用し、市内外の芸術文化、創作活動グループなどが交流しながら学習する企画を推進します。
- 十枝の森の活用方法について検討します。

施策4 公共読書施設の充実

① 図書サービスの充実

- 生涯学習を行う利用者に必要な知識・情報を提供するための施設として、所蔵資料の充実に図ります。
- 施設の老朽化及び狭あい化のため、書庫棟に相当する蔵書スペースの確保を図り、図書施設の環境改善に努めます。
- 効率的な資料の購入を行うとともに、相互貸借も活用し、住民ニーズに可能な限り応えていけるよう努めます。
- 図書システムについては、システムの維持管理及びホームページの充実などを行い、利便性の向上に努めます。

② 児童サービス及び各種団体との協力

- 住民が図書室に親しみを持てるよう、おはなし会、映画会を開催するなど、児童サービスを推進し、利用の促進を図ります。
- 乳幼児対象の絵本を介した子育て支援（ブックスタート）への協力、市内の学校や保育施設、放課後子ども教室への団体貸出など、読書推進のための連携を図ります。

③ 地域の情報拠点としての基盤整備

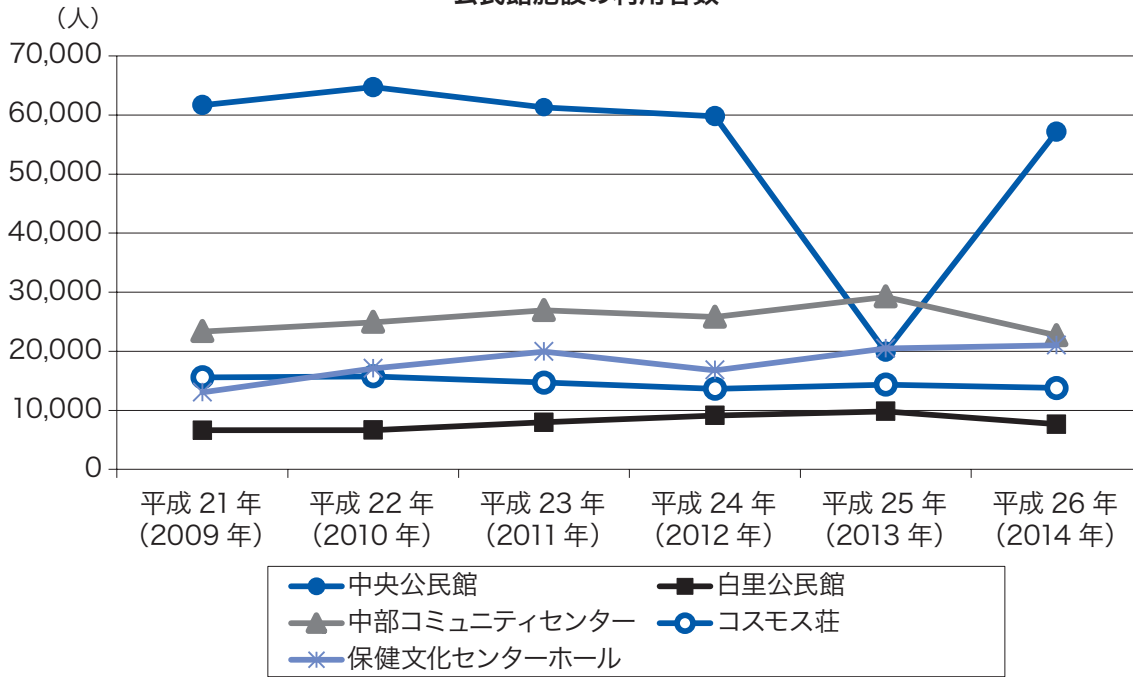
- 郷土資料、行政資料などの収集、保管、展示の充実を図ります。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
いきいき市民大学講座における受講生の満足度	93%	95%	受講生対象調査の満足度
中央公民館における教室・同好会の利用回数及び参加者数	1,600 回 21,000 人	2,000 回 26,000 人	年間の利用回数及び参加者数
図書貸出数	202,000 冊	225,000 冊	大網・中部・白里の 3 室及び団体貸出の合計数



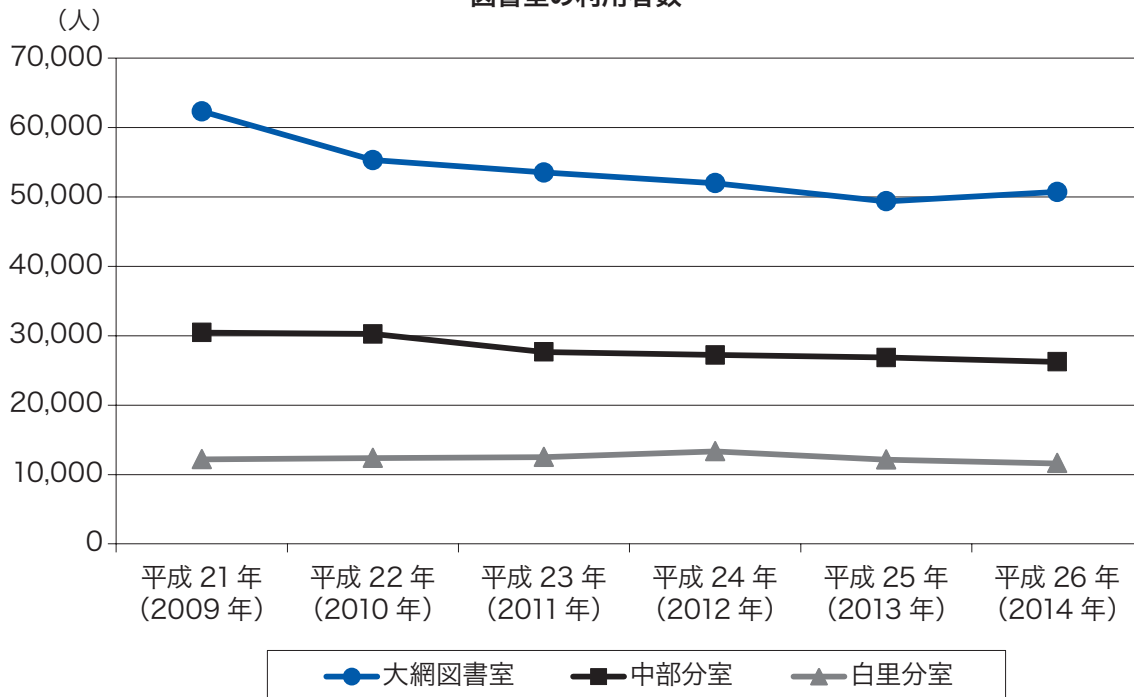
公民館施設の利用者数



(注 1) 出所：各施設

(注 2) 平成 25 年の中央公民館は改修工事のため利用者数が大きく減少している。

図書室の利用者数



(出所) 図書室

(2) 生涯スポーツ

◇現状と課題

- 本市では、体育協会やスポーツ推進委員、各種スポーツ団体が連携を図りながら、市民スポーツ大会や新春マラソン大会、各種スポーツ大会などを毎年開催し、多くの参加者を集めています。
- 本市には大網白里アリーナをはじめ、白里地区スポーツセンター、季美の森多目的広場、市営の野球場・サッカー場・テニスコートなど、数多くのスポーツ施設がありますが、老朽化が進み、改修・修繕が必要なものもあります。
- 健康・体力づくりと連携して、年代に応じて誰もが楽しめる生涯スポーツ活動を普及させていくため、「スポーツ推進計画」に沿った取り組みを関係団体などと連携して行うことが求められています。
- スポーツ観戦客や高校・大学、企業などのスポーツ団体を受け入れる体制整備や、各種競技やジュニア大会などの誘致を求める声も聞かれています。
- 本市には、スポーツ少年団が組織されており、青少年のスポーツ団体としてスポーツの振興及び体力づくり、心身の健全な育成、スポーツ・レクリエーションなどが行われています。スポーツ少年団の全市的な組織化と育成、団員の拡充と活動種目の拡大を検討するとともに、指導者の養成が必要になっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
推進体制の充実	■ スポーツ推進審議会及びスポーツ推進計画検討委員会を設置し、「スポーツ推進計画」を策定した。
スポーツ活動施設の充実	■ 社会体育施設の利便性の向上を図るため、予約方法の改善を行った。
スポーツ活動の促進	■ スポーツ教室、市民スポーツ大会及び新春マラソン大会を毎年実施し、多くの参加者を集めた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
生涯スポーツ （前回：スポーツ・レクリエーション活動の場）	2.50	14位 /49	2.40	16位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）



◇施策の展開

施策1 推進体制の充実

① 生涯スポーツ振興の指針

- 健康増進とスポーツ活動の密接な連携を重視した「スポーツ推進計画」にもとづき、生涯スポーツの振興を図ります。

② 推進組織の機能分担と連携の強化

- 体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの機能分担と連携の強化を図り、生涯スポーツを推進する組織体制、事業運営の機能を強化します。
- 健康づくり、医療・福祉分野の関係団体・機関との連携事業を推進します。

③ 活動団体の育成

- スポーツ推進組織の機能分担にもとづいて、スポーツ活動団体の育成を促進します。

④ 指導者の育成と確保

- 講習や研修会などの情報提供と参加を促進し、指導者の養成・確保に努めるとともに、生涯スポーツ活動支援ボランティアの養成とスポーツリーダーバンクとの連携を図ります。

施策2 スポーツ活動施設の充実

① スポーツ施設の機能整備

- 利用者が安全に、かつ安心して利用できるよう、大網白里アリーナを含む社会体育施設の適正な維持管理に努めます。
- 社会体育施設の長期改修計画を策定し、計画的にスポーツ施設の改修を進めます。
- 施設利用の予約の利便化などを進めるとともに、施設間情報ネットワークを活かした施設利用予約システム導入を検討します。

② 施設管理運営体制の充実

- 学校開放も含めた利用調整機能を強化するとともに、スポーツ施設の維持管理運営体制を検討します。

③ 健康増進や観光との連携

- 丘陵、田園、海岸に連なる地勢を活かしたウォーキングコースの設定など、健康増進や観光との連携に努めます。

施策3 スポーツ活動の促進

① 生涯スポーツの普及

- スポーツ大会などの開催運営への支援を図り、スポーツ活動の促進に努めるとともに、大会参加者の安全面に配慮した大会の実施に努めます。
- 健康・体力づくりを重視した各種スポーツ教室の開催を図るとともに、子どもから高齢者までのライフステージに対応した自発的で継続的なスポーツ活動の促進に努めます。

② 競技スポーツの振興

- 体育協会などの運営強化により、選手の育成や団体競技の強化、指導力の向上、各種大会への出場奨励や大会誘致の推進など、競技スポーツの振興を促進します。

③ スポーツ交流の推進

- 地域間交流などによるスポーツを通じた相互交流を推進します。

④ スポーツ合宿の受け入れ推進

- 高校や大学、企業などのスポーツ団体を受け入れる体制の整備を図り、情報提供を進めます。
- 東京オリンピック、パラリンピックに向けて、スポーツの機運の醸成を図ります。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
スポーツ教室受講者数	184 人	300 人	主催：市教育委員会 種目：卓球、剣道、柔道、弓道、バレーボール(5 種目) 対象：市民
市民スポーツ大会 参加者数	2,415 人	3,500 人	主催：市体育協会 種目：ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、軟式野球、剣道、柔道、弓道、ソフトボール、クレ射撃、アマチュアゴルフ、サッカー、テニス、ゲートボール、グランドゴルフ(16 種目) 対象：市民
新春マラソン大会 参加者数	853 人	1,000 人	主催：市体育協会 種目：年代別(小学 1~6 年、中学、高校一般、ファミリー) 20 区分 距離：1.0~5.0km 対象：市内外問わず



(3) 地域文化

◇現状と課題

- 本市では、さまざまな同好会などの文化活動グループや郷土芸能保存会などの活動が行われており、多くの住民が文化活動に参加し、郷土芸能の発表も継続的に行われています。一方、後継者不足の解消までにはつながっておらず、住民が気軽に文化活動や郷土芸能を体験できる機会の提供が求められています。
- 産業文化祭「文化の部」では、文化協会を中心に発表団体にも運営に協力してもらうなど協働による活動成果の発表がされているほか、指定文化財である本國寺を活用した事業など、さまざまな文化活動の展開がみられます。
- 市内の文化活動団体の人数が減少している状況のため、広報紙やホームページなどを活用して、広く周知し、組織強化をする必要が出てきています。
- 市内に日常的に文化財を公開している施設がなく、文化財の活用に限界があるため、市内の施設に公開スペースを設けるなど見直しが必要となっています。
- 出前講座によって、市内のさまざまな年齢層の団体に市の生涯学習や文化財を紹介する活動が行われていますが、郷土文化や郷土芸能を若い世代にも継承するため、身近に触れることができる社会教育施設が必要となっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地域文化振興体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化活動の拠点施設となる中央公民館を大規模改修し、利用者の利便性の向上を図った。 ■ 文化団体のイベントなどの住民周知については、ポスター・チラシや広報紙・ホームページを活用することで推進した。
地域文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業文化祭「文化の部」では、文化協会を中心に発表団体にも運営に協力してもらい、協働を推進した。 ■ 市美術会が企画・立案した事業を実施するなど、文化交流企画を推進した。
郷土芸能・文化の保全と継承	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 23 年度と平成 26 年度に2回の特別企画展を開催し、郷土の文化資源の再発見を促した。 ■ 出前講座では、市内のさまざまな年齢層の団体に市の文化財を紹介し、地域文化の継承に努めた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
地域文化 (前回：①文化活動にふれる場や文化施設、②歴史資料・文化財にふれる場や機会)	① 2.47	16 位 /49	2.43	14 位 /46	
	② 2.37	21 位 /49			+ 0.06

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 地域文化振興体制の充実

① 文化活動施設の整備

- 地域文化の普及、活動拠点となる既存の文化活動施設の改修を図るとともに、新たに複合的な機能を備えた施設整備を検討します。
- 文化活動の拠点的施設に関して、中長期的な改修計画の策定を図ります。

② 文化活動団体の育成

- 文化団体・サークルなどの育成と相互の交流を促進し、活動を支援します。
- 生涯学習ボランティアへの支援により、指導者の発掘・育成に努めます。

③ 地域文化活動情報の発信強化

- 文化活動団体のイベントや活動の住民周知を図るとともに、芸術文化公演事業、文化イベントの広域的な情報発信を進めます。

施策2 地域文化活動の支援

① 芸術文化事業の推進

- 優れた芸術文化にふれる機会や楽しむ機会を充実するとともに、芸術文化事業の企画段階からの住民参画を図り、事業実施を支える住民サポーターを育成します。

② 活動団体の発表と交流機会の充実

- 産業文化祭など文化団体・グループによる活動の発表機会を充実します。
- 市内で活動している団体の活動報告をホームページで紹介するなど、団体の組織強化を支援します。

③ 子どもたちの文化芸術体験企画の強化

- 芸術文化にふれる機会を提供するため、子どもたちの芸術や創作体験企画を推進します。

④ 市内外の文化交流企画の推進

- 市内外の芸術文化、創作活動グループがともに参画するワークショップなど、文化交流企画の推進に努めます。

施策3 郷土芸能・文化の保全と継承

① 郷土の文化資源の掘り起こし

- 地域コミュニティ活動などと連携した郷土の文化資源、また、伝統行事や郷土芸能、伝統食、伝統技術など地域固有の伝統文化の掘り起こし活動を支援します。
- 文化財を紹介する冊子・マップを活用したウォーキングなどの企画を推進します。

② 文化財などの調査・保護・活用

- 文化財の周辺環境の整備など保護対策を推進します。



- 文化財などの活用による文化財保護思想の普及と郷土意識の高揚を図ります。
- 文化財などの情報を市内外へ向けて発信し、観光資源としての活用と市の魅力向上を図ります。

③ 郷土文化の情報提供と公開

- 郷土資料公開施設の充実を図ります。
- 文化財などの郷土の文化資源を紹介する冊子やマップの活用を促進するとともに、自然、歴史文化、伝統産業など地域資料のデジタルデータ化を推進し、インターネット活用のデジタル博物館づくりを推進します。
- 市で所蔵している文化財・美術品を調査・研究するとともに、特別企画展を開催します。

④ 郷土芸能の継承支援

- 郷土芸能保存会活動を支援し、郷土芸能の継承に努めます。

⑤ 郷土学習活動の推進

- 出前講座などと連携した郷土学習活動を推進し、歴史文化のガイドや講師の育成に努めます。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
産業文化祭「文化の部」 における来場者数	2,122 人	2,600 人	延べ人数
文化財に関連する 事業数	4 事業	拡充	

2020年東京オリンピック・パラリンピック

2020年夏季五輪の開催都市を決める国際オリンピック委員会（IOC）総会が平成25年9月にブエノスアイレスで開かれ、IOC委員の投票で東京が選ばれました。1964年以来56年ぶり、2回目の開催はアジアで初めてで、また、パラリンピックについては、同都市での2回目の開催は世界初となります。

千葉県においては、千葉市でレスリング、フェンシング、テコンドーなどが開催されることが決定しており、千葉市以外でも、県内各地で事前合宿や国際スポーツ競技大会の誘致、ホストタウンの申請・登録などが行われています。その一環として、関係団体の専用サイトを活用したキャンプ候補地のPRも行われており、本市の大網白里アリーナが対象施設となっています。

そのほか、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、観光振興、国際交流、スポーツの機運醸成などが期待されています。



大網白里アリーナ



メインアリーナ

第3章 快適で便利な都市機能が充実する 大網白里【都市基盤の整備】

政策：1 総合的な交通体系の整備

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 道路整備	1 幹線道路の整備	① 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の接続整備対応
		② 国道整備の促進
		③ 主要地方道、県道整備の促進
		④ 都市計画道路の整備
		⑤ 広域農道整備の促進
	2 市道整備の推進	① 市道の整備
		② 私道整備の補助
	3 道路環境の整備	① 道路の安全・安心環境の整備
		② 沿道美化や景観づくり、維持管理の推進
(2) 公共交通	1 既存の公共交通の充実	① 鉄道の利便性の確保
		② 路線バスの確保
	2 新たな交通手段の確保	① 公共交通システム充実の検討
		② 新たな公共交通システムの確保
		③ 公共交通空白地域解消への検討

政策：2 魅力ある街づくりの推進

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 駅周辺整備	1 大網駅周辺の整備	① 直面している懸案への対処
		② 大網駅東土地区画整理事業の進展にあわせた機能整備
		③ 市の顔づくりへの取り組み
	2 永田駅周辺の整備	① 利便性の向上
(2) 市街地形成の推進	1 都市的土地利用の整備・開発・保全	① 開発ポテンシャルへの対応
		② 計画的な市街地形成
		③ 地域の維持・活性化への対応
	2 未来型の市街地形成	① 緑豊かな環境を重視した市街地形成
	3 良好な市街地景観の推進	① 自然と調和する落ち着いた景観形成
	4 安全な市街地と住環境の整備	① 防災対応
		② バリアフリーのまちづくり
		③ 良好な宅地供給の誘導
5 土地データの整備	① 地籍調査の推進	



政策：3 快適に暮らせる生活環境の整備

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 下水道・排水対策	1 処理施設の整備、 機能保持と普及	① 下水道処理施設機能の維持管理
		② 下水道処理施設の整備
		③ 下水道事業運営
	2 雨水排水対策の推進	① 公共下水道雨水排水施設の整備
		② 河川改修や排水施設などの整備
		③ ため池、排水機場や排水路の整備
3 し尿・汚泥の処理	① し尿・汚泥の処理	
	② 合併処理浄化槽	
(2) ガス・水道	1 ガス事業	① ガス供給施設の整備
		② ガス事業の運営
	2 水道事業	① 水道供給
(3) 公園・緑地	1 公園機能の整備・維持	① 自然公園
		② 都市公園
		③ 児童園地、その他の公園
	2 維持管理体制の充実	① 住民参画、協働の取り組み

1. 総合的な交通体系の整備

(1) 道路整備

◇ 現状と課題

(幹線道路)

- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のスマートインターチェンジ建設を推進しています。これにより、産業振興と地域活性化、さらには高度救急医療機関への搬送時間短縮や、災害発生時の代替道路など、さまざまな波及効果が期待できます。
- 国道 128 号は、朝・夕のピーク時に渋滞が日常化しているため、四車線化の早期供用に向け、用地取得と整備促進を図る必要があります。
- 主要地方道については、交差点改良や歩道整備を実施し、幹線道路の機能向上を図る必要があります。特に、JR大網駅周辺や国道 128 号交差点付近で、朝・夕のピーク時に渋滞が日常化しており、優先的な整備が期待されています。
- 県道については、未改良区間や歩道の未整備区間が多く残っているため、整備促進を図る必要があります。
- 圏央道へのアクセス道路の整備、通過車両の通行円滑化、歩行者・自転車通行の安全環境の整備を重点に、都市計画道路の見直しや整備を推進していく必要があります。

(市道)

- 市道は、補助事業を活用するなどにより、拡幅改良や排水整備工事を順次実施しているものの、未改良区間や歩道の未整備区間のほか、狭あいだで緊急車両の往来に支障をきたしている箇所、橋梁や舗装道路の劣化が進行している箇所なども多く残っています。また、児童・生徒の通学時などの安全を確保するため、通学路の合同点検における改良必要箇所については、優先的に改良工事を実施しています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 圏央道に設置するスマートインターチェンジは、国土交通省から圏央道本線との連結許可を得た。 ■ スマートインターチェンジと（主）千葉大網線をつなぐアクセス道路の用地買収を進めている。 ■ 社会情勢の変化や地域特性を踏まえ、都市計画道路の見直し方針を策定した。 ■ 都市計画道路大網駅東線（3・4・9 号線）の整備については、予定どおり完了した。 ■ （主）山田台大網白里線バイパス（都市計画道路 3・4・5 号線）の整備が完了し開通した。
市道整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路改良による道路拡幅や歩道整備、未舗装道路の舗装新設、老朽化した舗装の補修、道路冠水などの排水不良箇所の排水整備事業を実施した。 ■ 見通しの悪い箇所や危険な交差点などにおいて交通安全施設の整備を行い、より円滑で安全な交通環境に改善を図った。
道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花のボランティアによる（主）千葉大網線への植栽活動及び除草作業を毎年行い、憩いの空間を提供した。 ■ 各地域の道路に植栽活動を実施する団体へ費用補助を実施し、まちの彩りや住民に潤いと安らぎを与えると同時に、住民の道路環境美化に対する意識の醸成を図った。



◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）		差異
道路整備 （前回：道路の整備・管理）	2.03	43 位 /49	1.90	42 位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成 21、26 年度実施分）

◇施策の展開

施策 1 幹線道路の整備

① 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の接続整備対応

- スマートインターチェンジの設置に対応し、早期に用地買収を行い、後期基本計画期間内の供用開始をめざして、アクセス道路とスマートインターチェンジの整備を進めます。
- スマートインターチェンジの設置に対応し、市の発展に寄与する都市計画道路の見直しを進めます。

② 国道整備の促進

- 国道 128 号の四車線化整備の促進及び整備区間延伸を県に要望していきます。

③ 主要地方道、県道整備の促進

- （主）千葉大網線の整備について、県に要望していきます。
- （主）山田台大網白里線 JR 大網駅前直進化整備について、事業化するよう県に要望していきます。
- その他の県道について、交通量の増加に対応すべく、歩道の設置及び拡幅整備により、安全で円滑な道路環境となるよう県に要望していきます。

④ 都市計画道路の整備

- 市街地整備プログラムにもとづき、必要性、緊急性の高い都市計画道路の整備を進めます。
- 大網駅東土地区画整理事業により、都市計画道路大網駅東中央線（3・4・18 号線）の早期開通をめざします。また、大網駅東土地区画整理事業の進捗にあわせた関連道路の整備を推進します。
- 通勤通学や買い物など、自転車、歩行者の通行の安全を確保するとともに、利便性の高い市街地形成を実現する道路整備を推進します。
- 市街地内の通過交通を排除し、渋滞の解消及び走行時間の短縮による CO₂ の削減を図り、地球温暖化に配慮した道路交通網の構築を推進します。

⑤ 広域農道整備の促進

- 広域営農団地農道整備事業の促進を図ります。

施策 2 市道整備の推進

① 市道の整備

- 市道の幹線道路は、優先性や緊急性との均衡を図りながら計画的に整備を行うため、「道路整備計画」の策定を進めます。

- その他の道路改良、舗装新設、舗装補修、排水整備事業なども優先度を検討して、より安全で円滑な交通を確保するよう整備を推進します。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」にもとづき、維持管理による予防・保全の措置及び修繕を図ります。
- 瑞穂地区幹線道路整備事業を推進していきます。

② 私道整備の補助

- 地域住民の生活環境の改善及び快適な通行の確保を図るため、市が適切な支援を継続して行います。

施策3 道路環境の整備

① 道路の安全・安心環境の整備

- 道路改良整備による歩道整備や通行危険箇所の安全対策など、道路の安全環境の改善を進めます。
- 通行の妨げになる違法物件や張り出した樹木の枝などについては、パトロールや住民からの通報により早期発見し、所有者へ改善指導、適切な管理の啓発を進めます。

② 沿道美化や景観づくり、維持管理の推進

- 花とふれあいのあるまちづくり推進事業を継続して実施し、住民との協働により彩りや憩いのある道路環境の形成を図ります。
- 市道の維持管理や路肩の草刈、沿道の美化における住民協働型の手法を検討し、住民参画と機能分担による協働での取り組みを推進します。

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
道路改良済み延長	190km	195km	整備済みの市道の距離(整備延長の累計距離)
市民アンケート「道路整備」の満足度	1.90	2.35	市民アンケート調査による満足度(加重平均値)の向上

道路の状況(平成27年4月1日現在)

区分	路線数	実延長(m)	舗装率(%)
国道	1	4,146	100.0
県道	5	32,552	100.0
市道	1,776	614,347	76.7

(出所) 建設課

都市計画道路の状況(平成27年4月1日現在)

区分	路線数	総延長(km)	整備延長(km)	整備率(%)
都市計画道路	23	49.28	20.44	41.5

(注) 整備延長には圏央道の2車線暫定供用を事業費換算延長で加えている。

(出所) 都市整備課



(2) 公共交通

◇ 現状と課題

(鉄道)

- 本市の鉄道駅はJR大網駅と永田駅があり、平成26年度の1日平均乗車人数は合計で11,664人（大網駅：10,565人、永田駅：1,099人）ですが、平成22年度の12,240人（同：10,938人、1,302人）と比べると、両駅ともに減少しています。
- 鉄道の利便性向上には、JR外房線・東金線の両路線に対し、運行本数の増加や千葉・東京方面への直通電車の増発、バリアフリー化の推進などについて、事業者へ要請していくことが求められています。

(路線バス)

- 路線バスについては、大網駅を中心に21路線（高速バス路線を含む）が運行しています。白里地区における公共交通空白地域解消のため、平成25年度に新たなルートを増やしたものの、利用者数が伸び悩んでおり、運行継続にはさらなる利用者の増加が必要となっています。

(新たな公共交通)

- 増穂地区における公共交通空白地域解消のため、平成24年度から大網地区と増穂地区を循環するコミュニティバスを導入しましたが、安定的、継続的な運行のため、利用者確保することと、さらなる利便性向上が求められています。
- 公共交通の充実は、市民アンケートにおいても上位の要望であり、持続可能な公共交通システムの実現、利便性の向上に向けて検討をしていくことが必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
既存の公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年、「千葉県JR線複線化等促進期成同盟」及び「JR東金線複線化促進協議会」を通じて、運行本数の増加などの要望活動を行っている。 ■ 鉄道事業者が実施する大網駅東金線ホームのバリアフリー事業、永田駅ホーム屋根設置事業に補助を行い、車椅子の人や高齢者などの移動の円滑化や、利便性の向上を図った。 ■ 路線バスの運行維持・確保・拡大のため利用者の意見などを踏まえ、事業者と運行改善について協議を行っている。 ■ 平成25年度に既存バス路線に新たに2ルートを追加して、白里地区における公共交通空白地域解消を図った。
新たな交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年度から大網地区、増穂地区を循環するコミュニティバスを本格運行して、増穂地区における公共交通空白地域解消を図るとともに、日常生活における移動手段の強化を図った。 ■ 季美の森整形外科の送迎バスを活用してもらい、65歳以上の人の外出支援を実施している。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）		差異
公共交通 （前回：バスの利便性）	1.82	47 位 /49	2.01	39 位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成 21、26 年度実施分）

◇施策の展開

施策 1 既存の公共交通の充実

① 鉄道の利便性の確保

- JR線の利便性向上を図るため、運行本数の増加、千葉・東京方面への直通電車の増発、施設のバリアフリー化の推進などについて事業者へ要請していきます。
- 大網駅、永田駅の駅舎改良、施設利用の利便性向上などを要請または協議していきます。

② 路線バスの確保

- 路線バスの運行維持・確保について、バス事業者に要請または協議していきます。
- 利用者動向、意見を踏まえて、既存路線バスの便数増加や、新たな路線創設について、バス事業者に要請または協議していきます。
- 白里地区の新ルートにおける運行維持・確保について、バス事業者に要請するとともに、利用者の増加に向けて周知を図ります。

施策 2 新たな交通手段の確保

① 公共交通システム充実の検討

- 住民の生活交通確保やさらなる利便性向上を図ることのできる本市の実情に即した公共交通システムの実現に向けて、地域公共交通活性化協議会と連携して検討を進めます。
- 平成 26 年 11 月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」にもとづく、市公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」の策定に取り組みます。

② 新たな公共交通システムの確保

- コミュニティバスについて、利用者の確保を図り運行を維持するとともに、事業者とも協議して、さらなる利便性の向上を検討していきます。
- 季美の森整形外科の送迎バスの活用を引き続き行い、自力で移動手段を持たない高齢者のさらなる外出支援を検討します。
- 福祉・介護などの施設や機関と連携して、事業所の送迎バスを活用するなど、新たなサービスを検討します。

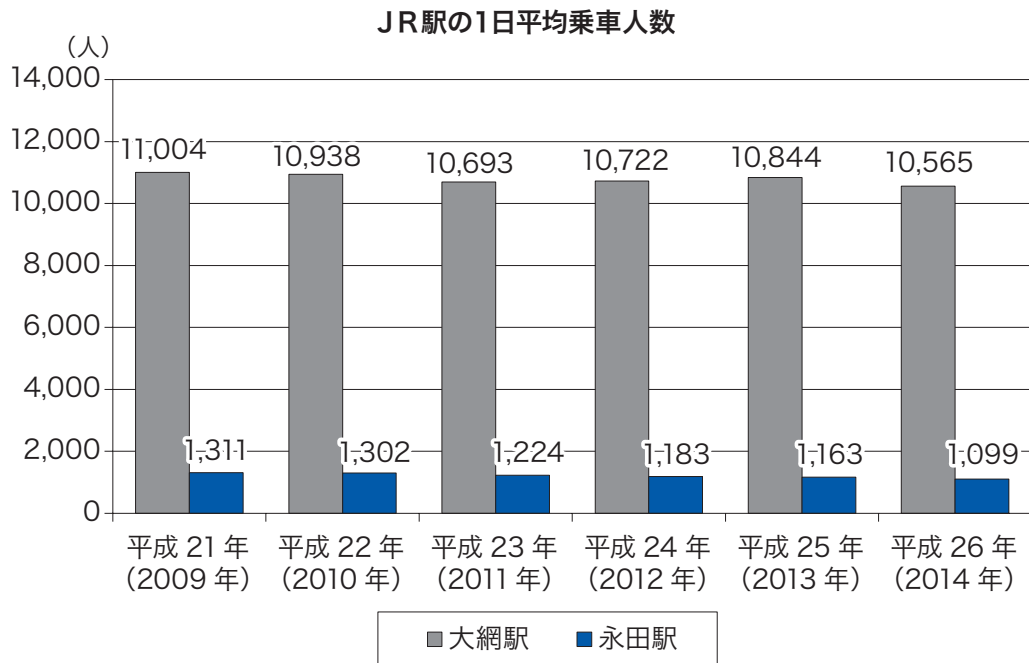
③ 公共交通空白地域解消への検討

- 交通手段の空白地域の解消に向けた補完的な交通手段を検討するとともに、公共交通問題に取り組む住民組織などとの協働の取り組みを検討します。



◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
コミュニティバスの利用者数	77人/日	80人/日	
バス路線数	21 路線	維持	



(出所) JR東日本千葉支社

2. 魅力ある街づくりの推進

(1) 駅周辺整備

◇現状と課題

- JR 大網駅は、特急・快速停車駅として、1日1万人以上の利用がありますが、周辺道路や駅前広場の機能が十分ではないため、朝・夕の渋滞が日常化しています。また、大網駅周辺地区は、生活利便施設や魅力的な施設が少ない状況です。
- 現在、大網駅東土地区画整理事業により、道路、公園、下水道などの公共施設整備や土地の区画を整えて宅地の利用増進を図り、市の玄関口としてふさわしい、便利で賑わいのある市街地をめざして整備が行われています。
- 大網駅南・北地区は、市街地形成が遅れている状況にあるため、交通利便性を活かした新市街地の形成をめざした整備が求められています。
- 平成 27 年に、JR 大網駅の駅前公衆トイレの解体及び新設が行われましたが、駅利用者などの利便性向上が引き続き求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
大網駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ JR 大網駅を中心とした拠点市街地の形成を図るため、大網駅東土地区画整理事業により、道路、公園、下水道などの公共施設整備や土地の区画を整えて宅地の利用増進を図った。 ■ 都市計画道路大網駅東線（3・4・9 号線）の整備が予定通り完了した。 ■ 大網駅南地区について、関係者とまちづくりに関する勉強会を開催している。 ■ 老朽化対策や駅利用者などの利便性向上のため、駅前公衆トイレの解体及び新設を行った。
永田駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 永田駅にホーム屋根及びスロープを設置し、利用者の安全性を確保するとともに利便性を向上させた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）	差異	
駅周辺整備	1.61	49 位 /49	1.65	45 位 /46	+0.04

（資料）市民アンケート調査結果（平成 21、26 年度実施分）



◇施策の展開

施策1 大網駅周辺の整備

① 直面している懸案への対処

- 駅前広場の再整備を検討し、送迎用駐車帯の確保など、朝・夕の送迎時の渋滞緩和と安全性の確保への対処を進めるとともに、「駅前広場の設置及び管理に関する条例」にもとづき適正な管理に努めます。

② 大網駅東土地区画整理事業の進展にあわせた機能整備

- 新しい市の中心市街地として、利便性の高い、賑わいと活気あるまちづくりを進めるため、関係権利者の理解と協力を得て、事業の早期完了に努めます。
- 大網駅東土地区画整理事業の進捗にあわせた関連道路の整備を促進します。
- 両総用水南部幹線の地中化に伴い、緑道としての上部利用を図り、安全で快適な歩行者、自転車交通の確保に努めます。

③ 市の顔づくりへの取り組み

- 中長期的な取り組みとして、大網駅南・北地区の市街地整備の推進による駅周辺一帯の都市的土地利用への転換を図るため、土地所有者などの協力を得て協議の場づくりを進めるとともに、公益的なサービス施設の配置など、大網駅周辺地域の市街地機能の整備による市の玄関・顔づくりの推進に努めます。
- 駐輪場利用者の動向をみながら駐輪場の整備を進めます。

施策2 永田駅周辺の整備

① 利便性の向上

- 永田駅舎の改良などを要請します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
市民アンケート「駅周辺整備」の満足度	1.65	2.35	市民アンケート調査による満足度(加重平均値)の向上
大網駅東土地区画整理事業の進捗率	63%	100%	面的な基盤整備の進捗状況

(2) 市街地形成の推進

◇現状と課題

- 圏央道をはじめ交通立地環境の変革は、本市の開発ポテンシャルを高め、市街地形成や新規土地需要をもたらすものと想定され、これらに対応する市街地形成、都市機能整備を進めていく必要があります。
- 本市の市街地は、分散型の市街地形成が進み、商業・業務ゾーン(大網駅周辺、国道128号沿道、永田駅周辺、増穂地区及び白里地区の(主)山田台大網白里線沿道)、住宅市街地ゾーン(大網地区市街地、増穂地区市街地、白里地区市街地、5団地)で構成されています。
- 大網駅東土地区画整理事業により、市の玄関口としてふさわしい、便利で賑わいのある市街地の整備が行われていますが、新しい中心核となる市街地形成が求められています。
- 子育て世代の転入者が増えるような良好な居住環境の整備が求められています。
- 住民自らが良好な街並みや景観の形成に参画し、生活空間や地域全体の魅力・質を高めていくことで、地域に愛着を持つことができる都市をめざし、多数の住民や事業者、市が協働し具体的な施策が実施できるよう、市全体の景観意識の醸成を図る必要があります。
- 障がい者や高齢者、身体機能が低下した人も、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、道路の段差解消をはじめ、さらなる公共施設などの利便性向上が求められています。
- 既成市街地や5団地などの市街地においては、良好な居住環境の維持と改善を進めていくことが課題となっています。
- 人口減少、高齢化の進行により、地域活動の維持や日常生活に支障がでてきています。将来においても地域で生計が立ち、地域コミュニティが維持できることが重要です。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
都市的 土地利用の 整備・開発・保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千葉県の都市計画見直しにあわせ、第5次総合計画に即した区域マスタープラン変更に関する都市計画手続きを進めた。 ■ 用途地域の見直しは、市役所庁舎や白里地区の既存工場などが用途上不適格となることから、建築動態と用途地域の不整合への対応方策を検討した。 ■ 「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」を策定した。 ■ 都市計画道路大網駅東線(3・4・9号線)の整備が予定通り実施された。 ■ 国道128号沿道地区の市道4路線及び大網東公園の整備を実施した。 ■ 圏央道の(仮称)大網白里スマートインターチェンジ設置による地域の活性化に向けた機能配置の検討結果などにもとづき、第5次総合計画の土地利用の基本方針を補完する「圏央道スマートインターチェンジ周辺地域の土地利用方針」を策定した。
安全な市街地と 住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設などにおけるバリアフリー化がわかるよう、千葉県が提供する「ちばバリアフリーマップ」への情報提供を実施した。 ■ 市内の公共施設や大型商業施設など、比較的利用者の多い施設でバリアフリー化の取り組みが進んだ。
土地データの 整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地籍調査事業は、平成26年度に実施計画書を策定し、事業着手に向けての準備を進めた。



◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
市街地形成 (前回：国道沿道の整備)	1.91	45 位 /49	1.91	41 位 /46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策 1 都市的土地利用の整備・開発・保全

① 開発ポテンシャルへの対応

- 圏央道をはじめ、交通立地環境の変革に伴う開発ポテンシャルの上昇を地域活性化に結びつけるため、多様な市街地形成や新規土地需要への対応を進めます。
- 社会経済情勢の変化に応じるとともに、総合計画や都市計画区域マスタープランなどに即した「都市マスタープラン」及び「緑のふるさとプラン」の見直しを進めます。
- 国道 128 号沿道は、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」にもとづき、適切に沿道型商業・業務系の土地利用を誘導します。
- 「圏央道スマートインターチェンジ周辺地域の土地利用方針」にもとづき、大網駅周辺からスマートインターチェンジ周辺までなどの市街地形成を進めます。

② 計画的な市街地形成

- 大網地区における道路などの都市施設の整備と計画的な市街地形成に努めます。
- 適切な土地利用の維持、誘導を図るため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定などの検討を進めます。
- 大網駅東土地地区画整理事業の進展に対応した市街地形成と都市機能の誘導を図ります。
- 既成市街地の良好な居住環境の維持と改善に努めます。
- 市街地における緑化の推進、安らぎと潤いのあるまちづくりを進めます。

③ 地域の維持・活性化への対応

- 人口減少、高齢化の進行により、地域コミュニティや日常生活の維持、地域での生計の確立に支障が生じていることに対応するため、県道や幹線市道沿道などについて、生活利便施設や産業施設などの立地に関する土地利用の検討を進めます。

施策 2 未来型の市街地形成

① 緑豊かな環境を重視した市街地形成

- 地球温暖化の防止に資する緑豊かな市街地環境の形成を推進します。
- 各市街地が公共交通などにより連絡した効率のよい市街地形成をめざします。
- 交通渋滞の解消や自然エネルギーの利用促進などにより CO₂ 削減を図ります。

施策3 良好な市街地景観の推進

① 自然と調和する落ち着いた景観形成

- 丘陵、田園、海岸という大網白里らしい豊かな自然景観の保全を図りながら、各地域の特色にあわせた良好な市街地景観の形成に努めます。
- 明るい住宅地、活力ある商業地、落ち着いた景観のある既存市街地など、それぞれの土地利用にふさわしい景観の創出または維持に努めます。
- 市内全域で事業者などが行う建築・開発行為などに対し、景観計画（景観形成基準）適合審査を活用して景観への配慮を促進します。

施策4 安全な市街地と住環境の整備

① 防災対応

- 火災による類焼防止や地震による建物倒壊を防止するため、ブロック塀の倒壊防止、屋根の不燃化や住宅耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

② バリアフリーのまちづくり

- 「千葉県福祉のまちづくり条例」などにもとづき、市内の施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザインにもとづく整備を推進します。
- 住宅改修補助などにより、高齢者や障がい者の安全に配慮した住宅の普及に努めます。

③ 良好な宅地供給の誘導

- 「宅地開発事業指導要綱」などにもとづき、良好な住環境の形成に資する民間住宅開発の誘導を進めます。

施策5 土地データの整備

① 地籍調査の推進

- 土地に関する権利の保護や土地取引の円滑化、行政の効率化を図るため、土地境界の確認、測量、面積測定を行う「国土調査法」にもとづく地籍調査事業を推進し、長期的に取り組めます。



◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
市民アンケート 「市街地形成」の満足度	1.91	2.35	市民アンケート調査による満足度 (加重平均値) の向上

都市計画用途地域指定の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

用途地域	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第 1 種低層住居専用地域	約 268	100	50
第 1 種中高層住居専用地域	約 69	200	60
第 2 種中高層住居専用地域	約 31	200	60
第 1 種住居地域	約 189	200	60
第 2 種住居地域	約 19	200	60
近隣商業地域	約 12	200	80
商業地域	約 8.4	400	80
準工業地域	約 36	200	60
用途地域計	約 632	—	—

(出所) 都市整備課

3. 快適に暮らせる生活環境の整備

(1) 下水道・排水対策

◇現状と課題

(公共下水道)

- 公共下水道は、住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、住民が快適で豊かな生活を送るための基盤的な施設であるとともに、河川や海などの公共用水域の水質保全に欠かせないものです。
- 整備状況（平成 27 年 4 月 1 日）は、人口普及率 47.4%、水洗化率 93.3% となっています。しかし、浄化センターなど初期段階で整備した下水道施設の老朽化が進んでいることから、下水道施設の計画的で適切な維持管理を行うため、施設の改修などが必要です。また、整備区域内の公共下水道への接続を促進していくことも必要になっています。
- 限られた人材、財源で効率的な下水道事業を行うため、効率的な業務管理がより求められており、低コスト手法の実現が課題といえます。

(その他下水処理施設)

- 市内には、農業集落排水施設及びコミュニティプラント施設が設置されていますが、経年劣化がみられ、適正な維持管理が必要になっています。

(雨水排水)

- 雨水排水対策においては、排水路の未改修区間や老朽化した区間が多く、「排水対策マスタープラン」にもとづき、緊急度の高い地区の排水対策を実施しており、整備の優先性や効率性を踏まえた河川改修、排水路の整備の推進が必要とされています。また、市街地の浸水被害の軽減対策として、公共下水道による雨水管きよの整備を進めていく必要があります。

(合併処理浄化槽)

- 市では、合併処理浄化槽への転換について補助金を交付していますが、現在も汲み取りや単独浄化槽を使用している世帯があるため、引き続き補助制度の周知をしていく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
処理施設の整備、機能保持と普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長寿命化計画にもとづいた浄化センター改築更新工事や汚水管きよ布設工事を実施した。 ■ 水洗化率を平成 21 年の 92.3% から平成 26 年の 93.3% に高めた。 ■ 平成 26 年 3 月に発生した下水道管きよ腐食などによる歩道陥没に対して、仮設による早期復旧、入替工事を実施した。 ■ 処理施設における良好な処理水質の確保を行った。
雨水排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雨水第二ポンプ場を完成させ供用開始した。 ■ 雨水管きよ布設工事を実施した。 ■ 「排水対策マスタープラン」にもとづいた準用河川金谷川の改修及び排水路の整備を推進し、流下能力を拡大したことで治水機能を向上させた。
し尿・汚泥の処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「大網白里市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」及び「大網白里市生活排水処理基本計画」にもとづき、補助対象区域の住民が合併処理浄化槽へ転換した場合に補助金を交付し、転換予定件数を概ね達成した。



◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
下水道・排水対策 (前回：①下水・汚水処理の整備、 ②雨水排水の整備、③汚水処理)	① 2.12	40 位 /49	1.99	40 位 /46	
	② 2.19	32 位 /49			▲ 0.20
	③ 2.46	17 位 /49			▲ 0.47

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策 1 処理施設の整備、機能保持と普及

① 下水道処理施設機能の維持管理

- 浄化センターなど老朽化に対応した改修事業を実施します。
- 第 2 期長寿命化計画の策定及び改築更新工事の実施による処理施設の健全化を図ります。
- 不良管きよの補修などによる下水道機能の維持と道路陥没などの重大事故の防止を図ります。

② 下水道処理施設の整備

- 汚水管の面的整備の拡大を図ります。

③ 下水道事業運営

- 処理区域における水洗化への補助制度の周知を進め、水洗化率の向上を図ります。
- 維持管理費及び施設修繕費は可能な限り、経費削減を図り、使用料体系の見直しなどによる経営の健全化を推進します。

施策 2 雨水排水対策の推進

① 公共下水道雨水排水施設の整備

- 大網駅東土地区画整理事業の進捗にあわせた雨水管きよの布設を推進します。

② 河川改修や排水施設などの整備

- 「排水対策マスタープラン」にもとづいた準用河川金谷川の改修、排水路の整備を推進します。
- 二級河川の改修整備の促進について、県へ要望していきます。

③ ため池、排水機場や排水路の整備

- ため池の維持管理を充実するとともに、湛水被害の発生を未然に防止する排水機場や排水路の整備・維持管理について関係機関への要請を図ります。

施策3 し尿・汚泥の処理

① し尿・汚泥の処理

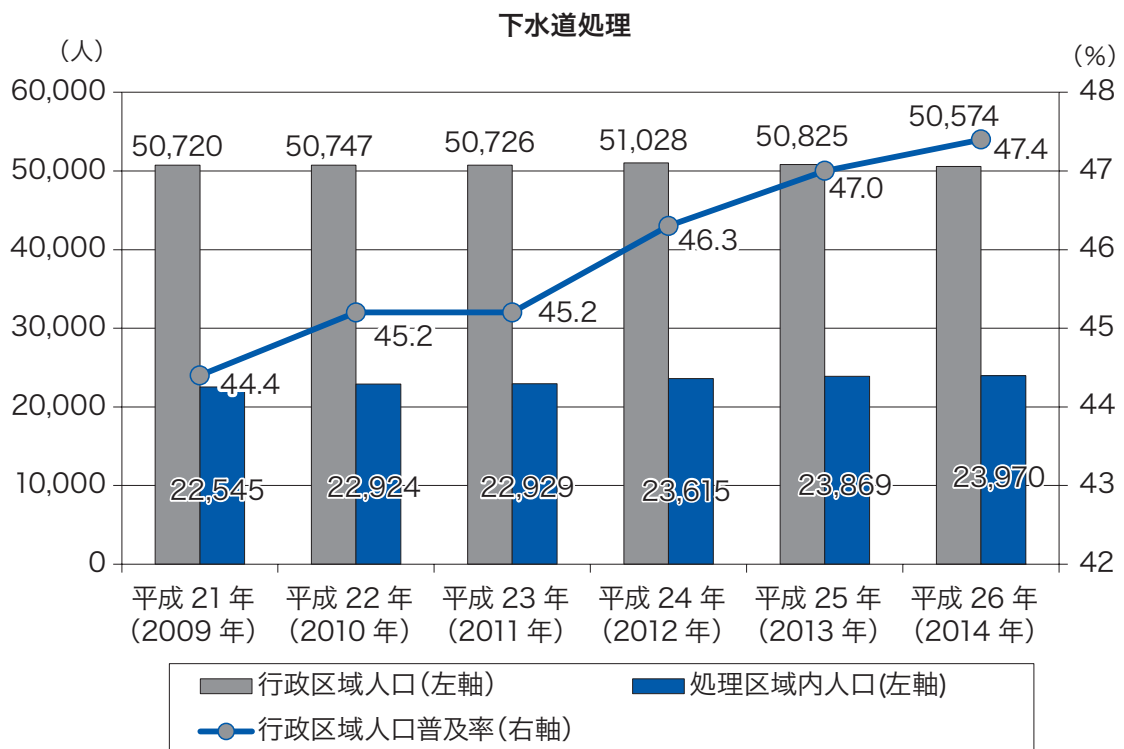
- 山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）との連携による処理体制を維持します。

② 合併処理浄化槽

- 合併処理浄化槽への転換補助事業（合併処理浄化槽設置整備事業補助金）の周知を図り、合併処理浄化槽への転換予定件数の達成を図ります。
- 浄化槽の法定検査の実施や保守点検など、適正管理の周知を図ります。

◇成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
公共下水道による水洗化率	93.5%	95.0%	公共下水道が整備された区域の人口のうち、使用開始した人口の割合
合併処理浄化槽設置(転換)補助基数	95基	100基	単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換数
排水路の整備延長	8.76km	10.45km	排水路の整備(構造物の設置)済みの距離(整備延長の累計距離、ただし要再整備延長を含まない)



(出所) 下水道課



(2) ガス・水道

◇現状と課題

(ガス)

- ガス事業においては、経年要対策管約 32km を平成 40 年度までに入れ替える計画を進めており、事業の進捗に比例して減価償却費の急激な増加が予想され、今後の経営に大きな影響を及ぼすものと懸念されています。
- 今後の消費税などの増税やガス小売自由化などの経営に大きな影響を与える制度改正が予定されていること、また、経年管の改修など供給施設の老朽化対策・災害対策を引き続き行っていくために、ガス料金の見直しを含めた財源の確保が課題といえます。

(水道)

- 水道事業においては、本市における上水道は、山武郡市広域水道企業団により、各家庭に配水し、普及率は 99.5% (平成 26 年度) になっています。
- 水道料金については、九十九里地域水道企業団及び山武郡市広域水道企業団の構成市町として高料金対策補助金を負担していますが、都市部に比べ高い設定となっており、格差是正についての要望を進めています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
ガス事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経年管対策事業については、目標値 12.0km に対し、12.9km の入れ替えを達成した。 ■ 経営の効率化のため、費用を抑える工法を積極的に採用し、コスト削減に努めた。 ■ ガス料金未納者対策を強化し、高い収納率を維持している。
水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 九十九里地域水道企業団及び山武郡市広域水道企業団の構成市町として負担金を負担することにより、水の安定供給と各家庭の水道料金の負担軽減を図っている。 ■ コストの削減や合理化の推進による費用の削減と、高額受水費に対する補助金の存続、拡充を要望し、さらなる水道料金の値下げを依頼している。 ■ 県内水道の統合・広域化に向けて、水道企業団の経営の安定と高い水準の水道料金の見直しについて取り組んでいる。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
ガス・水道 (前回：①町営ガスの供給、 ②上水道の供給)	① 2.90	1 位 /49	2.43	14 位 /46	
	② 2.76	5 位 /49			▲ 0.33

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 ガス事業

① ガス供給施設の整備

- 「導管入替計画」にもとづいた経年管対策事業など老朽設備の改修・更新を図るとともに、供給施設の保安・維持管理を充実します。

② ガス事業の運営

- ガス料金未納者対策を強化するとともに、ガス料金の適正化を進めます。
- 天然ガス利用の優位性についての情報提供と啓発を図ることで利用者の確保に努め、公営企業としての経営改善への取り組みを推進します。

施策2 水道事業

① 水道供給

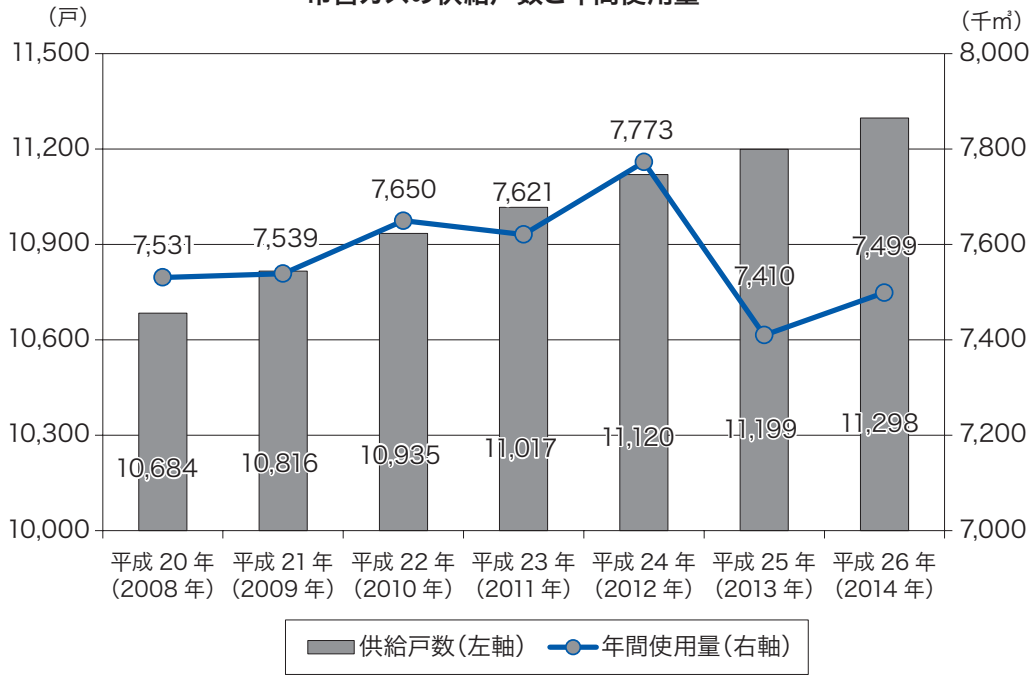
- 山武郡市広域水道企業団と連携し、水の安定供給を図るよう施設の適正な維持管理を要望するとともに、経費の削減や補助金の拡充による水道料金の値下げを要望します。
- 水道料金格差の是正について、県への要望を進めます。
- 県内水道の統合・広域化に向けて関係機関と協議を行っていきます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
経年本支管入替延長 (ガス管)	12.9km	20.8km	「導管入替計画」にもとづき、経年本支管約32kmの入替を平成40年度までに完了させる
配水管入替延長 (水道管)	9.8km	6.2km	現状値は平成22～26年度の入替延長、目標値は平成27～31年度の入替延長

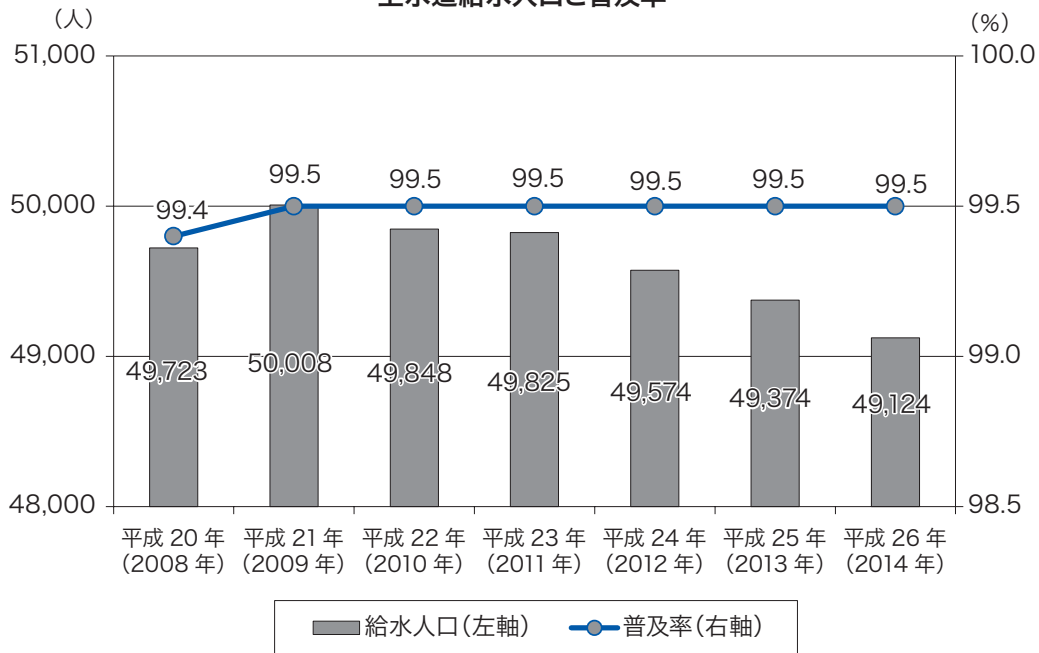


市営ガスの供給戸数と年間使用量



(出所) ガス事業課

上水道給水人口と普及率



(出所) 山武都市広域水道企業団

(3) 公園・緑地

◇現状と課題

- 小中池公園は、子どもからお年寄りまで、市内外から多くの来遊者があり、魅力的な公園となっています。今後は、公園機能を維持する環境整備とともに、周辺環境を活かした機能拡充を検討する必要があります。
- 白里海岸公園では、松枯れによる空き地が増大していることから、地元ボランティアの協力により抵抗性の松苗を植栽し、自然環境の保全に努める必要があります。
- 本市には、現在 33 箇所の都市公園と 31 箇所の緑地、4 箇所の緑道があり、住民の憩いの場となっています。維持管理については、地域住民との協働での公園管理などにより、公園機能の保全を図る必要があります。
- 現在 23 箇所の児童遊園と 3 箇所の多目的広場があり、住民の身近な憩いの場となっています。児童遊園については、遊具など、公園施設の老朽化が著しいため、効率的な改修を行うなど、適切な施設管理が課題となっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
公園機能の整備・維持	■ 老朽化が進む遊具の安全点検を実施し、危険度・優先度の高い遊具から順次修繕及び撤去・交換を行った。
維持管理体制の充実	■ 公園の維持管理について、地元自治会と協議を行い、平成 25 年度に 1 件 (1 施設)、平成 27 年度に 1 件 (2 施設) の維持管理契約を結んだ。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
公園・緑地 (前回：公園の整備・管理)	2.30	27 位 /49	2.39	17 位 /46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)



◇施策の展開

施策1 公園機能の整備・維持

① 自然公園

- 小中池公園の機能保全のため環境整備を進めるとともに、小中池の周辺環境を活かした機能の拡充を図ります。
- 公園の適正な維持管理及び老朽化した施設の修繕、更新、撤去を行い安全確保に努めます。
- 白里海岸公園の自然環境保全のため、松枯れに抵抗性のある苗の植栽を進めるとともに、海浜植物などの保全対策に努めます。

② 都市公園

- 公園の適正な維持管理及び老朽化した施設の修繕、更新、撤去を行い安全確保に努めます。

③ 児童園地、その他の公園

- 児童園地の機能保全のため環境整備を進めます。
- 地域住民の憩いやレクリエーション活動の場、災害時の一時避難場所や災害復旧の拠点として多目的広場の整備を進めます。

施策2 維持管理体制の充実

① 住民参画、協働の取り組み

- 自主防災組織活動と連動し、災害時の一時避難場所として防災機器などの配備を図ります。
- 地域コミュニティ活動と連携した公園の維持管理、美化活動や花の植栽への住民協力など、協働の推進を図ります。
- 地元区・自治会などによる公園などの管理を推進します。

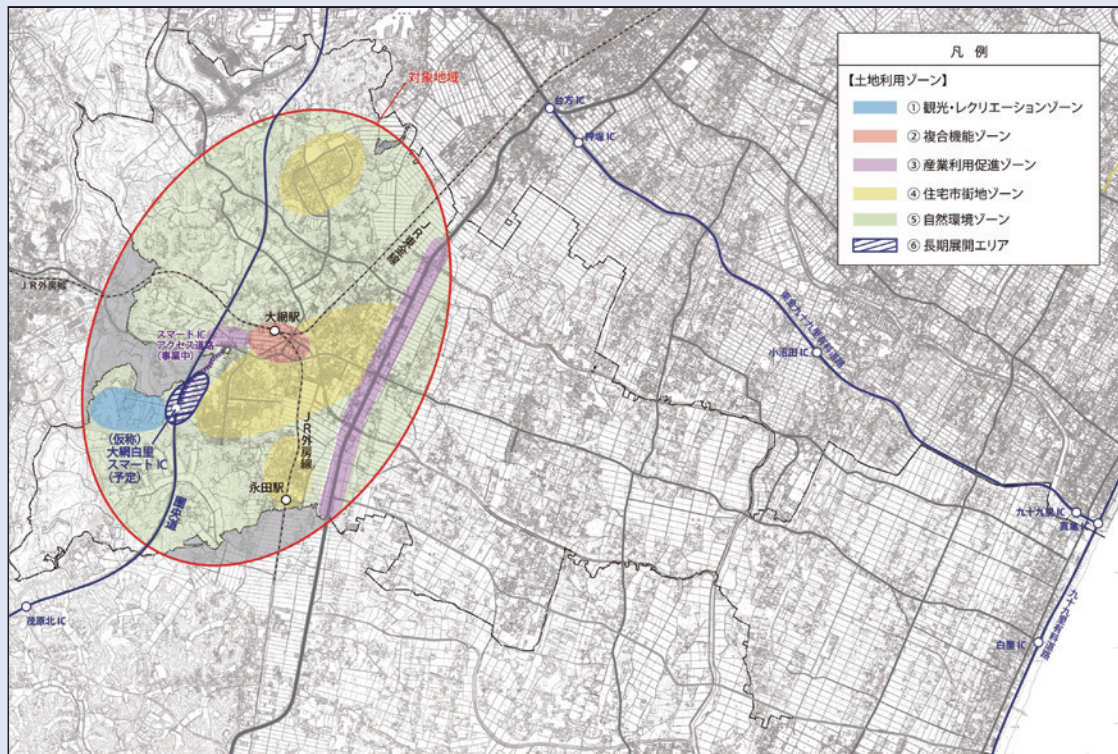
◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
市民アンケート「公園・緑地」の満足度	2.39	2.50	市民アンケート調査による満足度(加重平均値)の向上
都市公園面積	11.14ha	11.33ha	

おおあみしらさと豆知識③

圏央道スマートインターチェンジ

平成 25 年 6 月 11 日に国土交通省より、大網白里市内へのスマートインターチェンジの設置が許可されました。スマートインターチェンジとは、高速道路の本線から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を ETC 搭載した車両に限定しているインターチェンジです。(仮称)大網白里スマートインターチェンジは、圏央道の東金インターチェンジ・ジャンクションと茂原北インターチェンジ間のほぼ中間地点に位置する小中地区に設置を予定しており、その整備効果としては、①都心からのアクセス性の向上、②企業誘致や観光の促進、③高度な救急医療施設への到達時間短縮、④緊急輸送路の代替性の向上などが期待されています。



出典：圏央道スマートインターチェンジ周辺地域の土地利用方針より抜粋

第4章 豊かな自然と生活が調和する 大網白里【自然環境との共生】

政策：1 低炭素の社会づくりの推進

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 温室効果ガス排出抑制	1 地球温暖化防止の推進	① 「地球温暖化対策実行計画」の推進
		② 地球温暖化防止活動の情報提供
		③ 「環境基本計画」の見直しと推進
	2 エコライフ活動の促進	① 活動団体の育成
		② 家庭や事業所などのできる環境保全の促進
	3 新エネルギーの利用	① 新エネルギー活用の普及
② 既存の取り組みの展開		

政策：2 循環型の社会づくりの推進

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) ごみの減量化と資源リサイクル	1 ごみ収集・処理体制の充実	① 分別排出、収集、処理の推進
		② 減量化の推進
	2 ごみ減量化と資源リサイクルの推進	② 資源リサイクルの推進
		③ 広域的な取り組みの推進

政策：3 水と緑の空間づくりの推進

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 自然環境の保全	1 自然環境の保全と管理	① 環境教育・学習の推進
		② 環境保全活動の促進
		③ 環境保全型工法の推進
	2 自然とのふれあいの場づくり	① 自然のなかでの遊び場づくり
(2) 緑化・環境美化	1 緑化・環境美化活動の推進	① 緑化、花いっぱい推進
		② 環境美化の推進
(3) 公害対策	1 公害の防止、不法投棄対策	① 監視と指導、啓発の推進
	2 空き家への対策	① 空き家対策の推進



1. 低炭素の社会づくりの推進

(1) 温室効果ガス排出抑制

◇現状と課題

- 世界規模で進む温暖化など地球環境問題が深刻化し、環境負荷低減への国際的監視の眼が厳しくなっています。各種の環境保全やリサイクル法制の整備など低炭素社会と循環型社会への移行が推進されており、環境ビジネスの市場規模の大幅な増加も見込まれています。
- 「地球温暖化対策実行計画」により、行政における日常業務から生じる温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減に取り組んでいるとともに、公共施設への風力や太陽光発電設備の導入、公用車への天然ガス利用、廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料の使用などにも着手しています。
- 環境問題は、大気、水、エネルギー、食料、廃棄物など、暮らしの全般、自然環境や生物多様性などに広く関わるものであり、環境重視のまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。
- 環境の現状を踏まえ、本市では、住民・事業者・行政が協働で取り組むべき方向を示した「環境基本計画」を策定していますが、現在の環境基本計画は、策定から10年が経過したため、計画の進捗を検証するとともに、現在の本市の状況や社会情勢に合致したものへの見直しが必要となっています。
- 地域が有するエネルギー資源については、導入指針として「地域新エネルギービジョン」を策定し、活用の可能性を検討していますが、行政が先導的に取り組んでいくだけでなく、住民、事業所（者）がそれぞれ担い手として協働で取り組む必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地球温暖化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成26年度の温室効果ガス排出量が平成20年度比5%の削減となることを目標とし、太陽光発電システム、施設設備の改善、電気使用量の削減、燃料使用量の削減などを推進した。 ■ 地球温暖化防止の推進について、住民周知と取組情報を提供し、家庭、小規模事業者への温室効果ガス削減の呼びかけ、身近にできる実践活動の啓発を進めた。 ■ 太陽光発電システム設置者への補助金交付を実施した。 ■ 定置用リチウムイオン蓄電システム設置者への補助金交付を実施した。
エコライフ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭や事業所での環境保全やリサイクル活動など、環境に関する住民や事業者の取り組みへの支援を行っているが、団体の育成などの面においては十分とはいえない。
新エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の再生可能エネルギー賦存量や市内公共施設及び用地への再生可能エネルギー導入の可能性に係る調査を実施した。本調査により、中部コミュニティセンターに非常時電源を兼ねる太陽光発電設備などを導入した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
温室効果ガス排出抑制 （前回：自然資源 （地球温暖化防止対策含））	2.62	11位 /49	2.35	20位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）

◇施策の展開

施策1 地球温暖化防止の推進

①「地球温暖化対策実行計画」の推進

- 「地球温暖化対策実行計画」の削減目標の実現に向けた取り組みを進めます。

②地球温暖化防止活動の情報提供

- 地球温暖化防止の推進についての住民周知と取組情報の提供を進めます。
- 家庭、小規模事業所へ温室効果ガス削減を呼びかけ、身近でできる実践活動の啓発を進めます。

③「環境基本計画」の見直しと推進

- 「環境基本計画」の見直しを行い、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標と施策の方向性を定め、計画的な施策の推進を図ります。

施策2 エコライフ活動の促進

①活動団体の育成

- 「環境基本計画」の実践に向けた住民への啓発、情報提供などを担う環境保全活動団体の育成を図ります。

②家庭や事業所などでできる環境保全の促進

- 環境・エコに関する学習活動を推進し、ごみの減量化、資源の有効活用・資源リサイクル、廃油の適正処理など環境保全への実践活動を促進します。

施策3 新エネルギーの利用

①新エネルギー活用の普及

- 市の地域資源である天然ガスの普及・啓発を図るとともに、「地域新エネルギービジョン」を踏まえて、太陽光、太陽熱、風力などを利用した資源循環を考慮した新エネルギーの導入を検討します。
- 民間団体などによる啓発・普及のための体制づくりや新エネルギーの導入・普及のための補助制度を検討します。
- 民間事業者と連携した事業活動への新エネルギー活用を促進します。



② 既存の取り組みの展開

- 公共施設への太陽光発電設備や天然ガスコージェネレーション設備の導入、一部公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入、廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料の使用の取り組みなど、市内公共施設や用地における今後の再生可能エネルギーなどの活用を検討します。
- 小・中学生を対象とした新エネルギー・環境教育を実施します。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値(平成 32 年度)	備 考
温室効果ガス排出量	1,092,268kg-CO ₂ (平成 25 年度)	1,026,732kg-CO ₂	
新エネルギー導入 補助制度の実施	1 事業 (平成 27 年度)	拡充	現状値：太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム設置者に対する補助金

2. 循環型の社会づくりの推進

(1) ごみの減量化と資源リサイクル

◇現状と課題

- 本市では、東金市外三市町清掃組合と協力して7品目のごみ分別収集を行い、平成21年度からはごみ処理の有料化を開始し、ごみの減量化と再資源化・リサイクルに取り組んでいますが、ごみの年間総排出量は、近年、微増傾向にあります。
- ごみの収集については、収集時間の短縮などへの体制づくりに努めるとともに、住民にわかりやすいマニュアルによる分別の周知徹底、ごみ集積場の適正な管理を促進していく必要があります。
- 学校や区・自治会などによる資源ごみの回収活動、廃食用油の回収を奨励するとともに、生ごみ堆肥化装置購入への補助などを通じて、リサイクル活動を促進しています。今後も、住民、事業者にごみの減量化とリサイクルへの一層の意識向上を図り、地域が一体となって資源循環型社会の構築をめざして取り組んでいく必要があります。
- 外国籍の住民向けごみ収集カレンダーは、平成28年度分より英語版に加え、中国語版を作成したところですが、グローバル化の進展に伴い、今後は他の外国籍住民向けの対応を検討する必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
ごみ収集・処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの適正な分別と、排出マナーの向上などを目的に、ごみ収集カレンダーを作成し、区・自治会の協力を得てカレンダーを配布した。 ■ その結果、分別排出の徹底、排出マナーの向上、集積場の適正な管理の浸透が図られた。
ごみ減量化と資源リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生ごみ堆肥化装置等設置費補助金制度により、生ごみなどの減量化が図られた。 ■ 資源ごみの団体での回収に対して奨励金を交付する資源再生利用促進奨励金制度により、ごみなどの減量化、再資源化が図られた。 ■ 一般廃棄物を効率的かつ円滑に処理するため、一部事務組合（東金市外三市町清掃組合 / 山武市・東金市・大網白里市・九十九里町）にて一括処理を行い、ごみ減量化や資源リサイクルに努めた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
ごみの減量化と資源リサイクル （前回：ごみの分別・収集体制）	2.77	4位 /49	2.81	1位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）



◇施策の展開

施策1 ごみ収集・処理体制の充実

① 分別排出、収集、処理の推進

- 住民にわかりやすいマニュアルやごみ収集カレンダーの作成、広報紙、ホームページなどによる発信により、ごみの分別や排出マナーの向上を図るとともに、集積場の適正な設置や管理を進めます。
- 資源リサイクルと連携したごみの収集、処理方法の改善を進めます。

施策2 ごみ減量化と資源リサイクルの推進

① 減量化の推進

- ごみの減量化を住民、事業者、行政が一体的に地域ぐるみで推進します。
- 生ごみ堆肥化装置利用の促進、購入への支援を図ります。
- 商業事業者と連携した簡易包装やマイバックの奨励など、身近な活動を通じたごみの減量化を促進します。

② 資源リサイクルの推進

- 分別収集、処理と連動した分別種類の拡大への取り組みを進めます。
- 学校や自治会などによる資源ごみの回収活動を支援し、リサイクル倉庫の充実を図ります。
- リユース情報コーナーの活用やリサイクル活動を促進します。
- ごみの発生を抑え、資源を循環的に利用するなど、循環型社会の構築や3R運動を推進します。

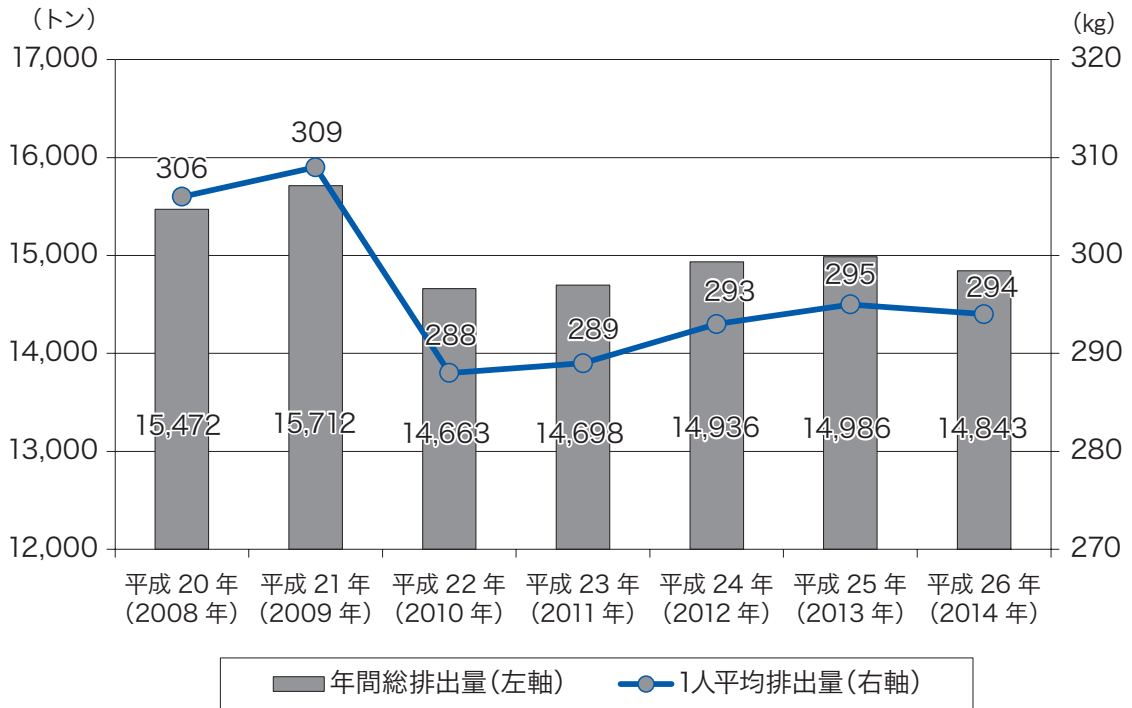
③ 広域的な取り組みの推進

- し尿・浄化槽汚泥処理施設での汚泥処理について、検討を要請していきます。
- 資源循環型社会づくりへの広域的な連携事業、環境重視の圏域づくりへの働きかけを進めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
可燃ごみ量	11,230,000kg/年	11,016,000kg/年	「清掃組合分別収集計画」による (本市分の処理量)
家庭ごみの排出量	604g/人日	588g/人日	住民1人1日あたりの日常生活から 排出されるごみ量(可燃ごみ量/人口)

年間のごみ収集量



(出所) 地域づくり課



3. 水と緑の空間づくりの推進

(1) 自然環境の保全

◇現状と課題

- 本市は、丘陵から田園、海岸に至る地勢にあり、森林、里山、河川、田園、平地林、海浜などが育む多彩な自然環境を有しています。開発などにより自然が失われつつあるなかで、千葉県立九十九里自然公園の海浜植物などについては、県や自然保護指導員と連携して自然保護に努めています。
- 圏央道スマートインターチェンジの設置を控え、小中池公園の機能に関する整備の方針について検討していくことが必要となっています。
- さまざまな活動団体が里山の再生、ホテルの保全活動など、身近な自然を紹介する情報提供、自然を活かした学習企画などに自主的に取り組んでいます。
- 今後も、自然環境保全活動を支援し、環境教育などの学習機会の拡充や次世代に継承していく取り組みを活発化していくことが必要であり、自然を活かしたまちづくりが求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
自然環境の保全と管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両総用水路上部緑道整備において透水性インターロッキングブロック舗装を採用した。 ■ 山林所有者、森林組合と協力して山林保全活動を補助した。
自然とのふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遊具の点検を行い、子どもたちが自由に安全に遊べるよう、修繕及び撤去・交換を行った。 ■ 木橋の修繕計画調査を実施した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）	差異
自然環境の保全 (前回：自然資源(自然緑地・水辺空間保全))	2.62	11 位 /49	2.48 11 位 /46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 自然環境の保全と管理

① 環境教育・学習の推進

- 市民活動団体などと連携した市の自然や動植物生態に関する情報提供の強化、学校教育や生涯学習における体験的な環境教育、学習機会の拡充を図ります。
- 生物多様性の保全・再生に向けた取り組みについては、市内外の活動団体やNPOなどと連携・協働し、自然環境保全と管理の手法を学習する機会の創出を推進します。

② 環境保全活動の促進

- 森林組合、山林所有者などの協力と活動団体との連携をもとに、里山保全、森林機能強化対策、サンブスギ溝腐れ病総合対策、平地林や水辺空間などの保全対策の推進を図ります。

③ 環境保全型工法の推進

- 施設整備や道路工事などにおける動植物の生態環境と保水能力・浸透性への配慮など、環境保全型工法の導入を検討します。

施策2 自然とのふれあいの場づくり

① 自然のなかでの遊び場づくり

- 活動団体との連携と協力をもとに、子どもたちの自然とのふれあいを重視し、自由に遊ぶプレイパークづくりの推進に努めます。
- 自然環境と調和した施設整備に努めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
森林保全のための 下刈り、間伐などの 整備面積	0	2.0ha	



(2) 緑化・環境美化

◇現状と課題

- 緑化については、開発などにより緑地が減少するなかで、本市の自然環境と調和し、身近な生活の場に潤いをもたらす緑化活動、環境美化活動の推進が必要です。
- 花のボランティア連絡協議会会員が公共施設への植栽活動を実施しているほか、花の団体 11 団体が組織され、各地区で活動をしています。今後とも緑化活動を支援するとともに、住民の緑化への意識づくりと活動への参画を拡大していく必要があります。
- 一方で、ボランティア会員の作業参加者の減少により、参加する会員への負担が大きいため、会員数の増加やモチベーションのアップが課題です。
- 環境美化については、ゴミゼロ運動の実施、ボランティア団体による清掃活動への支援に努めています。また、小・中学生を対象に環境問題に関する学習機会を提供するとともに、職場体験学習などを通して環境について考える機会を設けてきました。
- 不法投棄などをされない、させない環境づくりが必要といえます。
- 身近な生活空間や公共空間の環境美化への啓発を行うとともに、今後は、各地の事例を参考に、環境美化への地域ぐるみの実践活動を拡大していく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
緑化・環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ ゴミゼロ運動を実施するとともに、清掃ボランティアグループ活動支援、各区、自治会などとの協働による環境美化活動を促進し、快適な生活環境や豊かな自然環境の保全及び環境美化に努めた。 ■ 県道千葉大網線沿い、小中池公園、大網白里アリーナ、市役所玄関前の植樹帯へ年 2 回の植栽及び除草作業を実施している。また、各出先機関の玄関にプランターを設置している。 ■ 公共施設に花の植栽活動を実施する団体へ費用補助を実施し、緑化推進とともに、環境美化に対する意識の醸成に努めた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
緑化・環境美化 (前回：①緑化推進活動、 ②環境美化対策)	① 2.72	7 位 /49	2.49	8 位 /46	▲ 0.23
	② 2.46	17 位 /49			+0.03

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 緑化・環境美化活動の推進

① 緑化、花いっぱい推進

- 花のボランティア連絡協議会の活動を推進し、公共空間へ四季折々の草花の植栽を行い、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。
- 環境エコ活動と連携した花の景観づくりを促進するとともに、耕作放棄地の有効利用と連携した農村地域の景観づくりを促進します。
- 各地域の花の団体による草花の植栽活動に補助金を交付することで活動を継続的なものとし、色彩豊かな景観の向上とともに、地域コミュニティの維持を図ります。

② 環境美化の推進

- ゴミゼロ運動及びボランティア清掃への支援を行っていくとともに、ごみが捨てられない環境づくりを進めます。
- 観光客などに対するごみの持ち帰り運動の徹底に努めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
市民アンケート 「緑化・環境美化」の 満足度	2.49	2.72 以上	市民アンケート調査による満足度 (加重平均値)の向上



(3) 公害対策

◇現状と課題

- 騒音、振動、悪臭などの公害苦情について随時対応し、通報者と行為者の状況を調査し、必要に応じて指導などを行っています。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭などの生活型公害については、住民のモラルの問題が大きく、意識啓発による改善を求めていく必要があります。
- 近年、千葉県内の不法投棄は減少傾向にあります。依然として小規模な不法投棄が発生しています。現在、不法投棄監視員による監視及び住民からの情報を得て、不法投棄の抑止及び早期発見と県や警察との連携による行為者の検挙などに努めていますが、不法投棄監視員の高齢化や後継者不足などへの対策が課題となっています。
- 住宅や建物の老朽化、所有者の高齢化などに伴い、増加する空き家について、所有者などに対して適正な管理をするよう指導するなどの対策が求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
公害の防止、不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路交通騒音対策の基礎資料とするため、平成 25 年度から5か年で6路線（10 地点）を計画し、自動車騒音など測定を行っている。 ■ 「廃棄物等不法投棄監視員設置要綱」にもとづき、市内から 20 名の不法投棄監視員を委嘱することで快適な生活環境の保全に努めている。また、不法投棄監視員の活動などにより不法投棄数は減少傾向にある。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成 21 年度）		今回調査（平成 26 年度）		差異
公害対策 (前回：公害防止対策(不法投棄含))	2.16	39 位 /49	2.11	34 位 /46	▲ 0.05

(資料) 市民アンケート調査結果(平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 公害の防止、不法投棄対策

① 監視と指導、啓発の推進

- 公害防止、ごみの不法投棄防止への啓発と監視を進めます。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭など、生活型公害防止への住民モラル向上の啓発を進めます。
- 公害苦情、不法投棄にかかる通報に対し、関係機関などと連携した迅速な調査、指導を進めます。
- 継続して不法投棄監視員を委嘱し、連携して監視体制の強化を図ります。

施策2 空き家への対策

① 空き家対策の推進

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」にもとづき、空き家対策についての取り組みを進めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)	備 考
不法投棄発生件数	210 件	200 件	

地球温暖化対策

温暖化とは、人間の活動の拡大につれて「温室効果ガス」が大量に大気中に放出された結果、地球全体の気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。地球温暖化による影響としては、洪水や干ばつなどの異常気象の増加や、両極の氷や氷河の融解などにより海面の上昇、生態系の変化、熱射病の拡大による健康被害、食糧危機の発生などが考えられます。

地球温暖化対策は世界規模で行われていますが、本市では再生可能エネルギーの普及拡大により温室効果ガスの削減を図る施策として、住宅用省エネルギー設備等設置費補助金を整備し、太陽光発電システムや定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者に対して設置費用の一部を助成しています。

地球温暖化防止には私たち一人ひとりの身近な取り組みが大きな力になります。冷暖房などの家電製品の使用を抑えたり、車を控えて徒歩や自転車で移動するなど、生活スタイルを見直し、家庭でできることから始めてみましょう。

取り組みの例	1世帯あたりの年間CO ₂ 削減効果	1世帯あたりの年間節約効果
冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する。	約33kg/年	約1,800円/年
週2日往復8キロメートルの車の運転を控える。	約184kg/年	約9,200円/年
1日5分間のアイドリングストップを行う。	約39kg/年	約1,900円/年
待機電力を50%削減する。	約60kg/年	約3,400円/年
シャワーを1日1分家族全員が減らす。	約69kg/年	約7,100円/年
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす。	約7kg/年	約4,200円/年
ジャーの保温を止める。	約34kg/年	約1,900円/年
家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす。	約238kg/年	約10,400円/年
買い物袋を持ち歩き省包装の野菜などを選ぶ。	約58kg/年	-
テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす。	約14kg/年	約800円/年

出典：環境省「身近な地球温暖化対策～家庭でできる10の取り組み～」

第5章 安全な暮らしを確保する 大網白里【安全・安心の確保】

政策：1 災害に強いまちづくりの推進

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 防災対策	1 地域防災体制の強化	① 「地域防災計画」の推進
		② 防災施設の整備
		③ 自主防災組織の育成
		④ 「災害時要援護者避難支援プラン」の推進
		⑤ 国民保護対策
	2 災害防止、減災対策の推進	① 浸水被害の軽減
		② 土砂災害の防止
		③ 災害・防災に対する意識と行動の啓発
④ 住宅の耐震化の促進		
(2) 消防・救急体制	1 火災予防の推進	① 防火対策と予防の啓発
	2 消防体制の充実	① 常備消防の充実
		② 消防団の機能強化
		③ 消防水利の強化
	3 救急体制の充実	① 搬送体制・救急医療体制の充実
		② 応急措置の普及

政策：2 安全な日常生活の向上

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 交通安全対策	1 道路交通環境の改善	① 交通安全施設の整備
		② 道路の安全環境の整備
	2 交通安全教育と啓発活動	① 交通安全指導、教育の推進
		② 交通安全活動の推進
(2) 防犯対策	1 地域環境の整備	① 防犯灯などの整備
	2 防犯の啓発と地域活動の推進	① 防犯情報の提供など広報活動の推進
		② 地域活動の推進
	(3) 消費生活対策	1 消費生活情報の提供
② 相談窓口機能の充実		
2 消費者団体などとの連携		① 消費者団体などの活動の促進
		② 地域における消費者教育の充実



1. 災害に強いまちづくりの推進

(1) 防災対策

◇ 現状と課題

- 平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に、防災の重要性が見直されるなか、本市においては、平成 26 年に「地域防災計画」を見直しました。本計画では、『全庁的な防災体制の構築と初動対応の強化』と『自助・共助・公助にもとづく地域防災力の向上』、『要配慮者や女性の視点に立った取組』のもとに「減災の視点を取り入れた防災対策の推進」を基本理念としており、防災対応に必要な組織と設備を備え、職員全員の防災意識を高め、あらゆる面で「減災」の考え方を徹底した全庁的な防災体制の構築を図るものとしています。
- 津波避難路の指定などをまとめた「津波避難計画」、高台の整備・避難路の誘導看板の整備などを事業の柱とする「津波避難施設整備計画」を平成 27 年に策定しました。そのほか、洪水・津波ハザードマップと、地震・火災・津波・風水害などの防災情報冊子を全世帯に配布し、安全対策や避難場所などの周知を図っています。
- 災害時における必要物資の供給、医療活動、福祉避難所の指定などについて、関係機関と災害時の活動協定の締結を進めていく必要があります。また、津波に対する情報伝達体制、避難対象地域や避難困難地域の指定、避難勧告（指示）の具体的な発令基準の検討、避難所施設の耐震化などを進めていく必要があります。
- 本市では、28 の自主防災組織（平成 27 年 8 月現在）が設置され、防災資機材の整備に対する補助をしていますが、世帯数に対して組織率 35.4% と未だ低く、着実な組織化を進め、災害に備えた活動を促進していく必要があります。
- 災害の未然防止のため、雨水氾濫に対応する河川改修や排水施設の整備、土砂災害に対応する危険箇所の調査と警戒区域の指定などの推進を図っていく必要があります。また、一般住宅の耐震調査と連携した耐震化改修を促進していく必要があります。
- 防災行政無線の設備、基地局設備の老朽化が進んでおり、防災行政無線の屋外子局からの放送が聞こえづらい地域も発生しています。防災行政無線のデジタル化整備と難聴地域の対策が必要です。また、災害時における情報伝達方法の拡充を図るため、災害用メール配信システムの登録を促す普及活動の強化も必要です。
- 「国民保護計画」を策定し、有事に備えた情報通信システムとして、千葉県防災行政無線や全国瞬時警報システム、Em-NET（緊急ネットワークシステム）に接続していますが、今後は国民保護の観点から非常時に備える意識啓発を進めていく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地域防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「地域防災計画」を見直すとともに、「津波避難計画」、「津波避難施設整備計画」を策定した。 ■ 防災行政無線のデジタル化を実施した。 ■ メール配信システムの導入により、職員への配備連絡及び住民への情報伝達が迅速に行えるようになった。 ■ 防災備蓄倉庫を建設し、備蓄品保管場所を確保した。 ■ 自主防災組織の結成を促進するため、自主防災組織活動に関する出前講座を実施した。
災害防止、減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 洪水・津波ハザードマップ、防災情報冊子を作成し、全世帯に配布した。また、拠点公共施設の窓口に設置し、住民の防災意識の向上に寄与した。 ■ 災害時に円滑な避難誘導を行えるよう、避難施設への誘導看板を設置した。 ■ 防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図った。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
防災対策 (前回：防災施設などの整備)	2.48	15位 / 49	2.36	19位 / 46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)

◇施策の展開

施策1 地域防災体制の強化

① 「地域防災計画」の推進

- 「地域防災計画」にもとづき、行動主体や災害に応じた災害時対応マニュアルの整備を進め、災害時の行動規範の明確化を図り、防災体制を強化します。
- 関係団体や民間企業との災害時の活動協定締結を推進します。
- 災害時のボランティア受け入れ体制の整備や組織づくりを進めます。
- 災害時における避難指示などの情報伝達方法の拡充を図ります。

② 防災施設の整備

- 防災行政無線の難聴地域対策を推進します。
- メール配信システムの運用により、災害時の情報伝達手段の確保と防災・減災のための体制維持を図ります。
- 避難所施設の耐震化を推進するとともに、拠点地区への防災資機材の備蓄を推進します。
- 「津波避難施設整備計画」にもとづき、高台や誘導看板、誘導灯の整備を進めます。

③ 自主防災組織の育成

- 自主防災組織活動の住民周知を進め、出前講座などを通じて自主防災組織の結成を促進し、災害発生に備えての予防及び準備活動の推進を図ります。



④「災害時要援護者避難支援プラン」の推進

- 関係機関、地域コミュニティ活動との連携をもとに避難行動要支援者名簿の作成を進め、災害時の要支援者支援体制の整備を図ります。

⑤ 国民保護対策

- 「国民保護計画」の周知を図り、非常時対応への意識啓発、広域的な連携の強化を進めます。

施策 2 災害防止、減災対策の推進

① 浸水被害の軽減

- 準用河川金谷川の河川改修の推進、排水施設の整備など、浸水被害の軽減を図ります。

② 土砂災害の防止

- 土砂災害警戒区域の周知及び区域内の住民の安全対策に努めます。

③ 災害・防災に対する意識と行動の啓発

- 防災訓練の実施などを通じて防災意識の高揚を図ります。
- 有事の際の情報を迅速に多くの住民に提供するため、メール配信システムを周知し、登録の促進を図ります。
- 洪水・津波ハザードマップの周知を進めるとともに、危険箇所、避難路、避難所などの理解を進め、災害時の行動、災害に備える行動の浸透に努めます。また、土砂災害ハザードマップなどの作成を推進します。
- 「津波避難計画」を周知し、津波発生時の迅速な避難を推進します。

④ 住宅の耐震化の促進

- 住宅の耐震診断及び耐震改修を促進します。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
自主防災組織率	35.4%	50.0%	自主防災組織世帯数/全世帯数

(2) 消防・救急体制

◇現状と課題

- 地域防災の要である常備消防は、山武郡市広域行政組合で運営されており、市内には南消防署と白里出張所が設置されています。白里出張所の機能強化など、常備消防、救急対応体制の強化を促進していく必要があります。
- 消防団は、条例定数 543 名に対して、平成 27 年 4 月現在の実団員数は 467 名で 76 名あまりの欠員が生じており、欠員数が増加傾向にあります。また、団員の職業形態の多様化や高齢化が進み、団員の確保が難しくなっています。消防団活動は、火災や災害時などの対応のみならず、地域づくりの多面的な機能を担っており、活動紹介やPR、機能別消防団員の検討など、運営体制の充実を図っていくことが必要になっています。
- 本市では、全国火災予防運動に伴い、啓発活動を行っていますが、住宅用火災警報器の設置普及率が低く、設置の促進を図る必要があります。
- 消防水利については、消防水利施設管理台帳の整備、防火水槽や消火栓の新設を進めていますが、消防水利の充足率が低いため、計画的な整備を進めていく必要があります。今後は、大地震を想定した耐震性の高い消防水利の設置も求められています。
- 常備消防による救急体制については、山武郡市広域行政組合を中心に救急医療など地域医療体制の充実を進めていますが、南消防署と白里出張所への救急車配備の運用改善を促進し、複数の救急事案の発生への対応が求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
火災予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅用火災警報器の設置促進のため、広報紙への掲載やイベントなどでパンフレットの配布を行った。 ■ 年 2 回の火災予防運動、歳末の夜警において、消防団による火災予防啓発運動を実施した。
消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防火水槽 2 基、消火栓 9 基を設置し、水利の充足を図った。 ■ 消防団員の待遇改善を検討し、報酬額を改定した。
救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性消防団員の応急手当普及員資格の取得を支援し、資格取得者を 4 名増員した。 ■ 応急手当普及員の資格を有する女性消防団員を消防署などが実施する救命講習に派遣し、救命講習の実施を支援した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位		
	前回調査 (平成 21 年度)	今回調査 (平成 26 年度)	差異
消防体制	2.71 9 位 /49	2.63 4 位 /46	▲ 0.08
救急体制	2.17 38 位 /49	2.21 31 位 /46	+0.04

(資料) 市民アンケート調査結果(平成 21、26 年度実施分)



◇施策の展開

施策1 火災予防の推進

① 防火対策と予防の啓発

- 住宅や事業所における防火予防対策の普及を促進するとともに、住宅用火災警報器について広報紙やホームページを活用してより広く周知し、未設置住宅の把握を行うことで、設置普及を促進します。
- 火災予防運動・歳末夜警などによる啓発活動を通じて、防火意識の向上を図ります。

施策2 消防体制の充実

① 常備消防の充実

- 行政人口に対応した常備消防の強化及び消防・救急対応機能の強化を促進します。

② 消防団の機能強化

- 消防団の機能や日常活動の住民への情報提供、啓発を進め、消防団への理解を広げるとともに、消防団員の処遇など活動環境の改善を図ることで、消防団員の確保に努めます。
- 団員の負担軽減や機能別消防団員の導入への検討を進めるなど、就業形態や高齢化などに対応した消防団の運営体制の強化を図ります。
- 消防団の情報収集及び連絡調整などの指揮命令系統の高度化整備を推進します。

③ 消防水利の強化

- 「消防施設整備計画」にもとづき消防水利の整備を推進します。
- 消防水利の充足に努めるとともに、震災時でも活用が可能となるよう、耐震性の高い水利の設置を検討します。

施策3 救急体制の充実

① 搬送体制・救急医療体制の充実

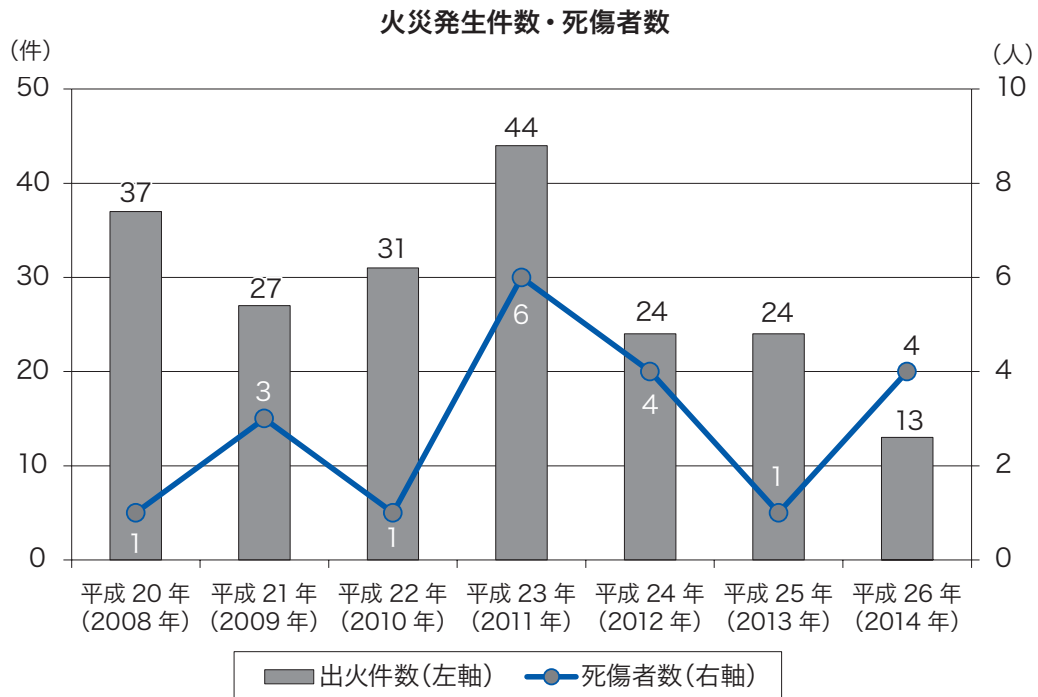
- 常備消防力の強化と連動した高規格救急車の配備を促進します。
- 広域的な連携による搬送体制と救急医療体制の強化及びドクターヘリの有効活用を促進します。

② 応急措置の普及

- 救命・応急措置講習会の拡大などを通じて、住民による救命・応急処置知識の普及を図ります。
- 応急手当普及員を消防署などが実施する救命講習に派遣することにより、救命講習受講者の受け入れ拡大を支援します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備 考
機能別消防団員の導入	未導入	導入	団員OBや市内事業所勤務を対象に、すべての消防活動を行うのではなく、一定の役割・活動に限定して活動する団員





2. 安全な日常生活の向上

(1) 交通安全対策

◇現状と課題

- 本市の交通事故件数は、148件（平成26年）、死亡・負傷者数は196人と、近年は減少傾向で、交通安全に対する住民の評価も上昇していますが、引き続き安全な交通環境の整備が期待されています。
- 交通安全施設については、カーブミラーの設置、ガードレールや転落防止柵を順次設置するとともに、路面表示や区画線などを設置して、安全対策を図っています。今後とも道路改良整備による歩道の整備、通行危険箇所の安全対策など、道路の安全環境の改善を進めていく必要があります。
- 事故が発生しやすい見通しの悪い道路、優先順がわからない道路や、通学路の合同点検において歩道整備などの対策が必要とされた箇所が多数あるため、優先度を検討しながら順次整備を進める必要があります。
- 重大な事故現場の検証について、東金警察署や関係機関と連携して対応にあたり、危険箇所などは必要に応じた安全対策を進めています。
- 東金交通安全協会大網白里支部や関係機関と連携し、交通安全の推進に努めており、交通安全教室の開催、交通安全指導を行っています。近年は高齢者が巻き込まれる事故が多く、今後も啓発を進めていく必要があります。
- 交通事故防止は、道路改良や交通規制といった道路交通環境の整備とともに、自転車を含む車両利用者、歩行者の交通マナーの向上と交通ルール遵守の徹底が必要のため、自転車などの安全な乗り方の周知やマナー向上への対策が必要です。
- 地域では、住民、PTAや交通安全推進隊による児童・生徒の登下校の見守り活動など、交通安全推進活動が行われています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
道路交通環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区・自治会などからの要望を受けて、信号機の設置や交通規制の実施が可能か、警察を含む関係機関と現地確認を行った。 ■ カーブミラーの設置、ガードレールや転落防止柵の設置、路面標示や区画線設置など、交通安全対策を実施した。
交通安全教育と啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通事故防止を目的として、交通安全運動（年4回）の期間中に啓発品の配布及び広報紙やホームページでの啓発を実施した。 ■ 子どもたちの交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守を目的として、市内の小・中学校、幼稚園、保育所で交通安全教室を実施した。 ■ 高齢者の交通事故防止を目的として、市内老人クラブの代表者宅を訪問し、啓発品を配布した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
交通安全対策 （前回：交通安全対策、安全施設）	2.09	42位 /49	2.25	28位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）

◇施策の展開

施策1 道路交通環境の改善

① 交通安全施設の整備

- 関係機関や団体と連携し、交通安全施設の設置を促進します。

② 道路の安全環境の整備

- 道路整備事業と連携した歩道整備の推進、通行危険箇所の安全対策、通行規制のゾーン路面表示など安全環境の改善を進めます。

施策2 交通安全教育と啓発活動

① 交通安全指導、教育の推進

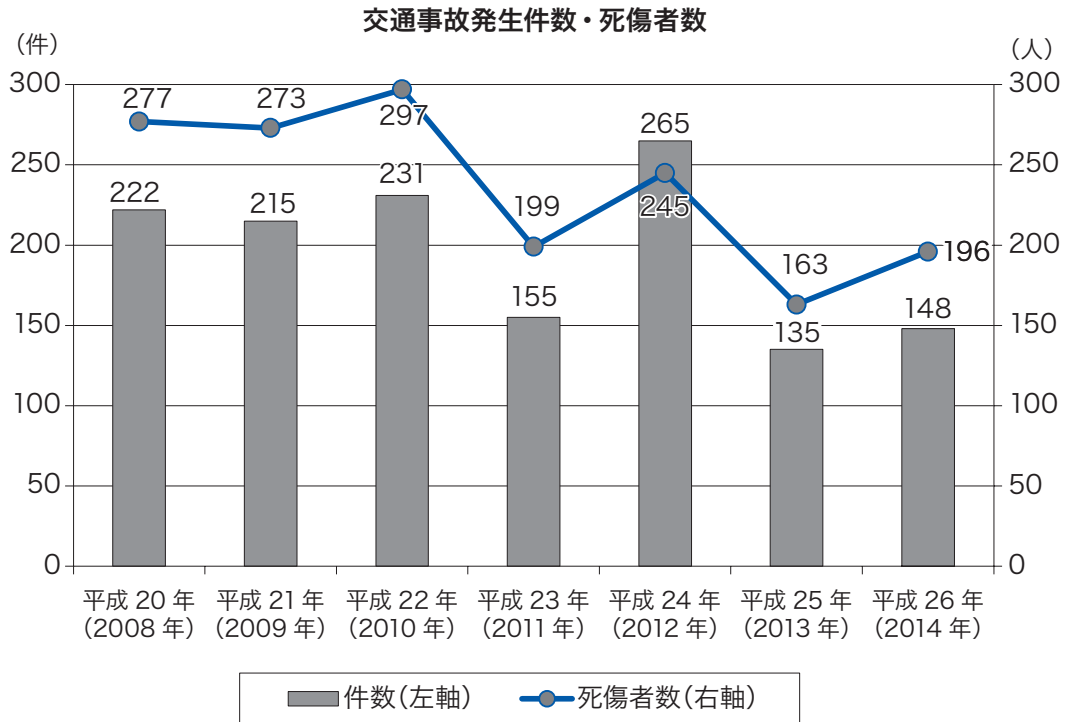
- 東金警察署、東金交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全運動などを通じた交通安全意識の高揚を図ります。
- 子どもや高齢者の交通安全教室の実施など、交通安全教育を推進します。

② 交通安全活動の推進

- 児童・生徒の登下校時の安全を図るため、地域住民などによる見守り活動を促進します。

◇成果指標と今後の目標

指標	現状値（平成27年）	目標値（平成32年）	備考
交通事故発生件数	114件	90件	
交通安全教室の開催回数	20回	20回	



(出所) 千葉県警察本部

(2) 防犯対策

◇現状と課題

- 住民の生命と財産を犯罪から守り、安心して生活することができる環境は、住民だれもの願いです。市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）は471件（平成26年）で、防犯対策についての住民の評価では重点的に改善することが期待されています。
- 本市では、「安全で安心なまちづくりに関する条例」を制定し、関係機関や防犯組合と連携した地域の防犯活動、自主防犯組織が行う地区の見回り、児童・生徒の見守り活動など、安全で安心な環境を確保するために地域ぐるみで対策に努めています。今後は、緊急時などに正確な情報収集及び情報提供を行っていくとともに、各団体における活動を統一的に行うことができるような組織づくりも必要になっています。
- 防犯組合の協力により、防犯灯及び犯罪防止のための看板やのぼり旗の設置を進めていますが、住民が利用する通学路や通勤路などでの夜間の安全確保対策が課題となっており、さらなる一般防犯灯の設置促進が必要です。
- 自主防犯団体数は、顕著な増加がみられておらず、団体数の維持・増加が課題となっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地域環境の整備	■ 防犯組合により、毎年度数灯ずつ防犯灯の設置を行った。
防犯の啓発と地域活動の推進	■ 本市で発生した不審者情報や多発している犯罪などの情報をホームページなどで発信し、住民や関係団体に情報提供を行った。 ■ 自主防犯パトロールを強化し、住民の防犯意識を高めるため、青色防犯パトロールを推進した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
防犯対策 （前回：防犯対策、防犯施設）	2.20	31位 /49	2.22	30位 /46	

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）



◇施策の展開

施策1 地域環境の整備

① 防犯灯などの整備

- 防犯組合や地域コミュニティの協力による防犯灯設置を推進します。
- 一般防犯灯の設置について、各地区防犯組合5支部において適切な箇所を調整し、防犯組合において設置を進めることにより、住民の夜間の安全確保を図ります。
- 啓発看板などの設置による犯罪防止を推進するとともに、東金警察署などと密接な連携を図り、新たな安全環境の整備を検討していきます。

施策2 防犯の啓発と地域活動の推進

① 防犯情報の提供など広報活動の推進

- 関係機関との連携により、速やかに防犯情報の提供を行い、犯罪などに対する防犯啓発、犯罪抑止の意識を高め、犯罪減少につなげます。

② 地域活動の推進

- 「安全で安心なまちづくりに関する条例」にもとづく全市的な活動の調整、組織体制を充実します。
- 防犯組合など防犯活動団体の住民への周知を進めるとともに、防犯パトロールなど地域ぐるみの防犯活動を促進し、子どもたちの見守り、こども110番など地域ぐるみで安全を確保する活動の推進に努めます。
- 青色防犯パトロール実施者数及び自主防犯組織数の増加に努めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値（平成27年）	目標値（平成32年）	備 考
犯罪件数 （刑法犯認知件数）	448件	360件	

(3) 消費生活対策

◇現状と課題

- 近年、高齢者などを狙う架空請求や悪質販売が増加するとともに、振り込め詐欺や還付金詐欺、インターネットを使った誇大広告など犯罪手口の多様化・複雑化が進んでいます。その他、不正な商品表示、食品の安全性などの問題が発生しており、悪質商法による被害は後を絶たず、消費者トラブルは多発しています。
- 本市では、消費者啓発チラシの配布、消費生活相談窓口の設置などを行っていますが、今後は消費者保護の観点から、正しい知識の啓発による消費者の自立を促し、関係機関との連携による消費者教育や相談対応が課題となっています。
- ごみ減量化、リサイクル、環境保全活動などと連携し、消費生活のあり方を考えることも重要であり、消費生活の向上と一体となった活動を育成していく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
消費生活情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報紙に消費生活情報を掲載するほか、各公共施設に消費生活啓発リーフレットなどを設置した。 ■ 消費生活相談日を段階的に増やした。(平成 24 年度週 2 日に、平成 27 年度週 4 日に増設) ■ 全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) を導入した。 ■ 訪問販売お断りステッカーを作製し、市内全世帯に配布した。 ■ 平成 26 年度より消費生活出前講座を実施している。
消費者団体などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内消費者サポートに取り組む団体の育成や連絡協議会の設置による連携体制の構築は進まなかった。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
消費生活対策	—	—	2.39	17 位 /46	—

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)



◇施策の展開

施策1 消費生活情報の提供

① 情報提供と啓発活動の強化

- 悪質商法や食の安全などに関する情報提供、環境問題に配慮した生活などの情報提供を進め、啓発を強化します。
- 消費生活相談の開設時間延長や各年代に応じた内容の出前講座の実施を進めます。
- 消費者トラブルなどの未然防止及び相談窓口の周知を図るため、広報紙、ホームページなどを活用して情報提供に努めます。

② 相談窓口機能の充実

- 県消費者センターなど関連機関との連携を進めるほか、消費生活センターを設置し、さらなる相談窓口の充実を図ります。
- 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を活用し、消費者トラブルに対する適切な対応、啓発を図ります。

施策2 消費者団体などとの連携

① 消費者団体などの活動の促進

- 消費生活の安定と向上を図るため、消費者団体や商工会など産業団体の自主的な活動を促進します。
- 消費者団体の結成促進や連絡協議会の設立により、地域内における連携を促進します。

② 地域における消費者教育の充実

- 地域における各種活動に連携した消費者教育の導入を検討します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
地域における消費者サポート活動に取り組む住民団体などの数	0 団体	1 団体	福祉・教育関係の住民団体などによる地域活動を促進する

市の防災関連の計画

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、防災の意識が高まり、安全・安心を求める声が強まるなか、本市では、平成 26 年に「地域防災計画」を見直し、平成 27 年に「津波避難計画」、「津波避難施設整備計画」を策定しました。

「地域防災計画」は、市の防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施するにあたり、防災関係機関、住民及び事業所がその全力をあげて、住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする計画です。

「津波避難計画」は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民及び観光客などの生命及び身体の安全を確保するための避難計画です。

「津波避難施設整備計画」は、津波避難にかかる施設整備の基本的な考え方を取りまとめたもので、個別の施設整備は、「津波避難施設整備計画」にもとづき、国・県の施策と連携しつつ、着実かつ可能な限り早期に行うものとしています。

これらの防災関連の計画にあるとおり、市の防災力を高め、住民の安全・安心な生活を確保するよう努めています。

【参考 津波避難の原則】

①	避難者は想定にとらわれることなく、できる限り早く、できる限り海岸から遠くの避難先へ避難します。
②	避難行動の手段は、原則、徒歩・自転車・バイクとします。
③	徒歩・自転車・バイクにより、津波ハザードマップの浸水予想区域外または津波避難ビルへ津波の到達が予想される時間までに避難できない人に限り自動車による避難とします。

第6章 賑いある産業と観光を育てる 大網白里【産業・観光の振興】

政策：1 環境変化に対応する産業・観光の振興

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 農業・漁業	1 生産基盤の整備と農地の保全	① 生産基盤の整備
		② 耕作放棄地の解消
	2 畜産の振興	① 経営環境の整備
	3 農業経営体の育成	① 認定農業者・担い手の支援
		② 新規就農の促進
	4 環境保全・循環型農業の推進	① 環境にやさしい農業の推進
		② 多面的機能支払交付金
	5 流通・販売の強化	① 産直販売体制の整備
		② 農産物などの加工開発
		③ 地産地消の推進
	6 漁業の振興	① 育てる漁業の推進
	7 ふれあい農業、観光などとの連携	① 農業体験・学習機能の創出
		② 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム企画の展開
	(2) 商業・工業	1 地域企業の育成
② 新規事業への支援		
2 地域商業の育成		① 商工団体の活動支援
		② 商業街区の環境整備
	③ 商業者の共同事業活動の支援	
(3) 観光	1 資源・基盤の整備	① 拠点の整備
		② 新たな資源の開発と魅力発信の強化
	2 推進体制の強化	① 観光推進組織の強化
		② 情報発信機能の強化

政策：2 雇用・就労の場の充実

基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 企業誘致	1 企業・事業所などの立地促進	① 交通環境の変革を活かす立地促進
		② 多様な連携を通じた施設などの立地促進
(2) 雇用・就労環境	1 雇用・就労の支援	① 勤労者の福利厚生の上昇
		② 就労の支援



1. 環境変化に対応する産業・観光の振興

(1) 農業・漁業

◇現状と課題

- 稲作を主体とした本市の農業は、取り巻く環境変化のなかで、農家数の減少と従事者の高齢化が進み、耕作放棄地が拡大するなど、営農環境は厳しさを増しており、都市近郊の立地条件を活かした農業振興への再構築が必要となっています。
- 担い手不足と耕作放棄地対策といった人と農地の問題は一体的に解決を図ることが必要であり、その将来の方向性を示す「人・農地プラン」を、本市では平成 25 年度に 4 地区において策定しました。また、国が進める農地中間管理機構による農地の貸し借りを活用し、生産意欲の高い担い手への農地の集約化も求められています。
- 生産基盤であるほ場は、水田の汎用化や利用集積、農作業受委託など、集落営農を進めていく上で効率的整備が求められています。また、個人担い手の育成・確保が求められる一方、集落営農や法人化など経営体制の強化を支援し、効率的な生産組織を育成していく必要があります。
- 担い手不足による農村環境については、農業者以外の地区住民と協力した多面的機能支払交付金事業による組織活動が進められており、今後も地域活動の展開を支援し、耕作放棄地の解消や環境にやさしい農業との連携を進めていくことが期待されています。
- 今後は、消費者ニーズに対応した取り組みが重要であり、安全・安心な農産物の生産、環境保全型農業、農産物のブランドづくりなどへの取り組みを支援するとともに、ふるさと産品の開発・育成、地産地消や食育との連携、観光と連携したグリーン・ツーリズムなどを展開していく必要があります。
- 漁業は、九十九里漁業協同組合が主体となって、貝類漁業の振興を図っており、チョウセンハマグリブランド化を進めています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
生産基盤の整備と農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来にわたり農地を保全するため、耕作放棄地発生の抑制に努めた。 ■ 農業振興地域整備計画については、平成 27 年度から見直し作業に着手し、平成 28 年度に完了する予定である。 ■ 「人・農地プラン」については、平成 25 年度に 4 地区で策定した。
畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝染病であるアカバネ病のワクチン注射を促し、市内だけでなく近隣市町の家畜への感染リスク減少に努めた。
農業経営体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国や県などの各種補助事業を活用し、意欲ある農業経営体の育成支援を行った。 ■ 農業経営体の育成、認定（新規）就農者への補助金など、人に対する支援を行った。
環境保全・循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業用廃プラスチック回収は農家組合員への回覧などにより認知度が向上した。
流通・販売の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商工会を中心に、ご当地グルメとして「いわしっコロ」や「ぴいコロ」、「大網いちごロール」を開発し、千葉テレビや新聞などメディアを活用して PR を行った。 ■ 毎週日曜日に実施している朝市・白里遊楽市を支援することで、地産地消を推進した。

施策名	主な取組内容と成果
漁業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 九十九里浜産チョウセンハマグリが「九十九里地はまぐり」として千葉ブランド水産物の認定を受けた。 ■ 認定を維持するため、チョウセンハマグリ<small>の放流を実施して漁獲量を確保した。</small>
ふれあい農業、観光などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若手農業者で構成する農業研究会を主体として収穫体験を開催し、子どもたちが農業に触れる機会を提供した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		差異
農業・漁業 （前回：①農業の振興、 ②漁業の振興）	① 2.31	24位 /49	2.08	38位 /46	
	② 2.35	22位 /49			▲ 0.27

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）

◇施策の展開

施策1 生産基盤の整備と農地の保全

① 生産基盤の整備

- 「農業振興地域整備計画」にもとづく優良農地の確保と有効利用を図ります。
- 用排水施設の整備など、農地基盤の整備と保全を土地改良区などと連携して推進し、水田の汎用化、農地の利用集積、農作業の受委託の促進を図ります。
- 土地改良区における用排水施設などの維持管理の充実を促進します。

② 耕作放棄地の解消

- 耕作放棄地の解消対策の検討を進め、農地としての保全を図ります。
- 農地中間管理事業などを活用し、生産意欲のある担い手への農地の集約化を図ります。

施策2 畜産の振興

① 経営環境の整備

- 畜産ふん尿の適正処理や防疫体制の強化など、畜産の経営環境の整備を促進するとともに、耕種農家と畜産農家の連携による堆肥利用の円滑化に努めます。



施策3 農業経営体の育成

① 認定農業者・担い手の支援

- 農地の集積や高度利用などを推進し、担い手の営農体制の強化を図り、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の実践に努めます。
- 担い手を構成する個別経営体、集落営農経営体、法人経営体の育成を図ります。

② 新規就農の促進

- 農業従事者の高齢化に対応する新規就農の促進を支援するとともに、受け入れ環境の整備について関係団体と連携した推進を図ります。
- 現在の農業経営体を各種補助事業で確保しつつ、新規経営体の育成を図ります。

施策4 環境保全・循環型農業の推進

① 環境にやさしい農業の推進

- 化学肥料や農薬を減じる環境にやさしい農業推進事業などへの取り組みを支援し、安全・安心な農産物生産を促進します。
- ちばエコ農産物の認定を推進します。
- 畜産農家と耕種農家の連携による堆肥利用の円滑化、農業資材廃棄物の適正処理など、循環型・環境保全型農業の推進に努めます。

② 多面的機能支払交付金

- 農地や水など地域資源の維持・保全と環境保全に取り組む組織活動の継承・支援を図ります。
- 耕作放棄地などを活用した景観形成作物や花の植栽などの促進を図ります。

施策5 流通・販売の強化

① 産直販売体制の整備

- 産直施設での販売、消費者との交流を通じた都市部などでの産地直送販売、インターネット利用など新しい販売方法への取り組みの促進を図ります。
- 農業参入企業の情報収集をもとに、栽培契約など企業と協働する農産物生産と販売を検討します。
- 県道、幹線市道などの沿道における流通、販売施設の立地の促進を図ります。

② 農産物などの加工開発

- 新たな付加価値を生む地域資源活用型ものづくり、地域で生産される農畜産物を活かした加工開発や料理開発への取り組みを支援します。
- 新たなご当地グルメやふるさと製品の創造を支援し、新たな人・物の流れの創出を図ります。

③ 地産地消の推進

- 朝市や白里遊楽市などの充実を図るとともに、伝統的な郷土料理、地域の食材を活かした新たなメニュー開発などへの取り組みを促進します。

施策6 漁業の振興

① 育てる漁業の推進

- 保護地区の設定や継続的な母貝の放流の実施により、チョウセンハマグリなど貝類の適切な資源管理や保護を図り、「九十九里地はまぐり」ブランドの定着を推進します。

施策7 ふれあい農業、観光などとの連携

① 農業体験・学習機能の創出

- 市民農園「あおぞら農園」の区画拡充と利用を促進するとともに、体験農園や貸農園などの事業組織づくりへの支援を図ります。また、耕作放棄地などを活用した花づくりを支援します。
- 収穫体験など農業を知り、体験する機会と場の整備を支援し、農業を活かした教育、生涯学習での体験学習企画の充実を図ります。

② 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム企画の展開

- 体験農園などを活かした作物オーナー制度、農業体験ツアー企画などの実施を支援します。
- 農家などに滞在し、農作業を手伝いながら交流する機会を促進し、情報提供とあっ旋を図ります。
- 田舎暮らしと就農希望者などの農業研修の受け入れ体制の整備に努めます。
- 市外住民に対しても訴求できる情報発信手段について検討します。

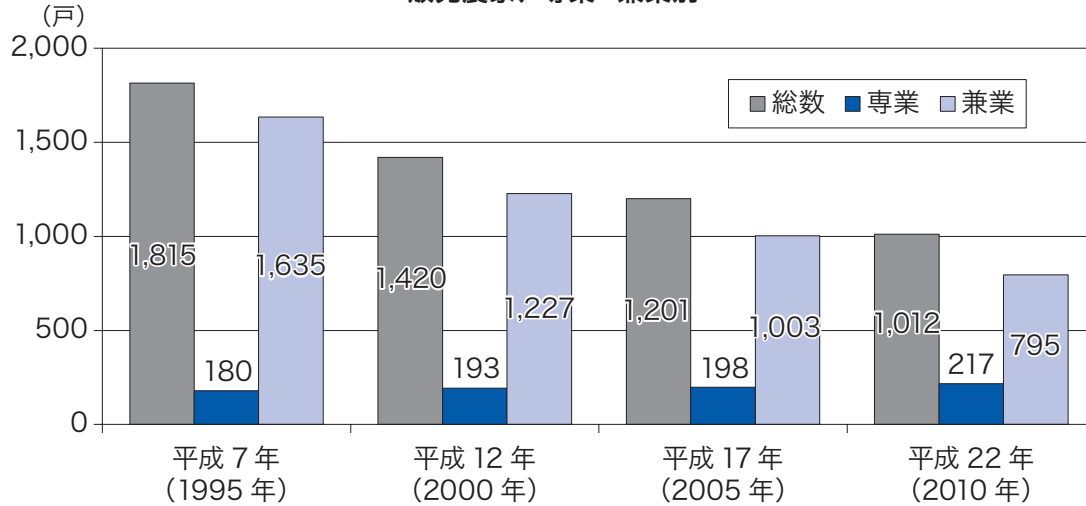
◇成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
担い手への農地利用集積件数	140件/年	50件/年	利用集積とは、所有権の移転、利用権の設定、作業受託などによって農地を集積すること
チョウセンハマグリ母貝の年間放流	330kg	500kg	

※平成27年度の「担い手への農地利用集積件数」は、土地改良事業により件数が大幅に増加。



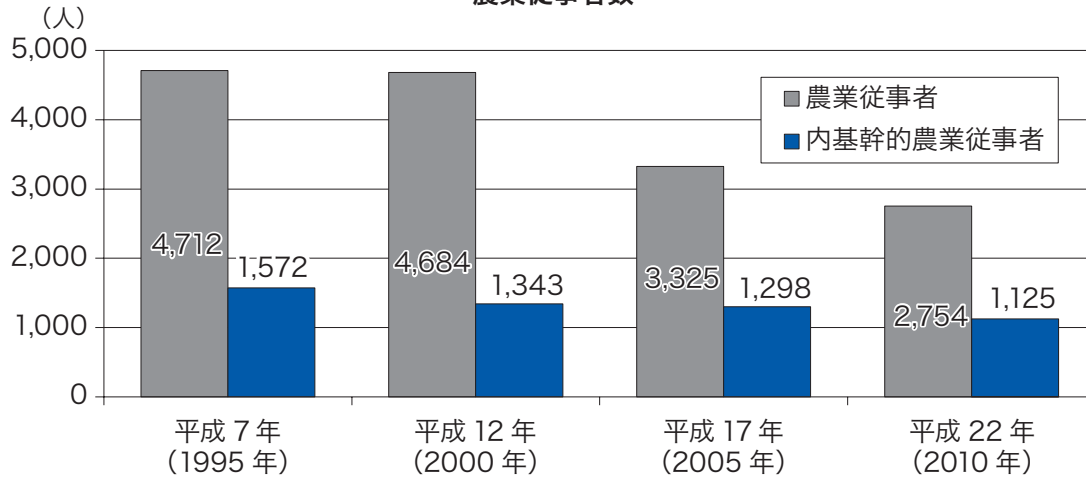
販売農家、専業・兼業別



(注 1) 出所：世界農林業センサス

(注 2) 販売農家とは、経営耕地面積 30a 以上または農産物販売額 50 万円以上の農家。

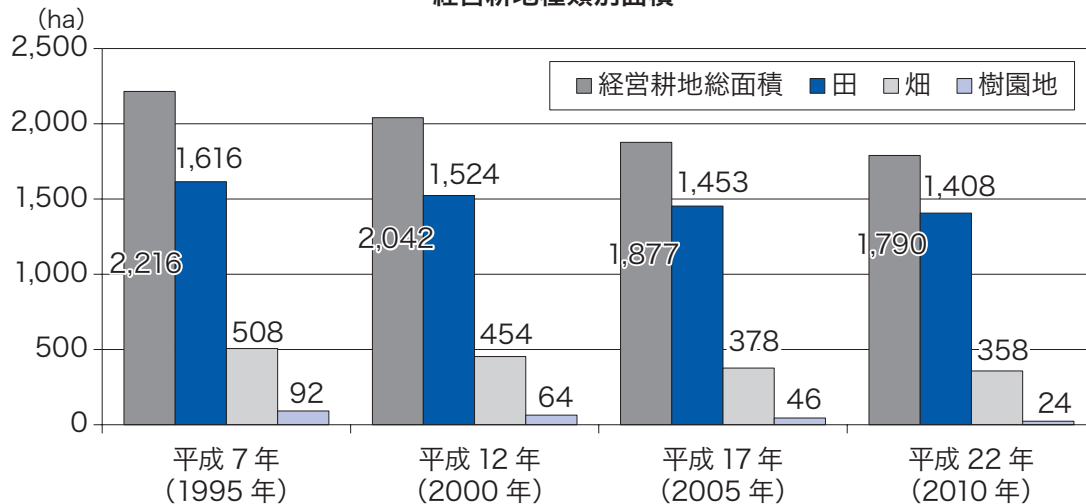
農業従事者数



(注 1) 出所：世界農林業センサス

(注 2) 農業従事者とは、1 日でも自営農業に従事した農家世帯員。基幹的農業従事者とは、ふだん自営農業に従事することを主としている農家世帯員。なお、平成 17 年と 22 年は販売農家のみの数値。

経営耕地種類別面積



(注 1) 出所：世界農林業センサス

(2) 商業・工業

◇現状と課題

- 本市の商業は、商工会活動を主体にさまざまな商業振興策に取り組んでいますが、隣接する千葉市、東金市、茂原市などへの購買力の流出も多く、商店数、従業者数、年間販売額とも減少が続いており、空き店舗が増加するなど商業を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 定住環境に不可欠な商業機能を確保していくため、市街地整備と連動した商業空間の整備、高齢者の生活に密着した商業活動など、雇用の場の創出としても事業者の共同事業や新規事業分野などへの取り組みを支援していく必要があります。
- 朝市・白里遊楽市を活かし、多様な活動団体や事業者などと協働して行う集客企画、空き店舗を活用した起業などを進めていくことが期待されます。
- 本市の工業は、食料品製造業が主体で事業所数、従業者数が減少し、製品出荷額などは伸び悩んでおり、市の経済に占める割合は低位にあります。
- 企業育成や起業・創業の活発化に向けて、各種制度の活用を促進するとともに、地元企業のPRや異業種交流会の開催など、効果的な支援を検討していく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地域企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業融資資金利子補給事業を実施した。 ■ 住宅リフォーム助成金を交付し、交付件数は増加傾向にある。 ■ 住宅リフォーム助成事業により、住民のリフォームを助成することで住宅関連産業の活性化を図った。
地域商業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商工会と協力してプレミアム商品券を発行することにより市内での購買を促した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)	差異
商業・工業 (前回：商工業の振興)	1.81	48 位 /49	1.79 43 位 /46	▲ 0.02

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)



◇施策の展開

施策1 地域企業の育成

① 経営基盤の強化への支援

- 商工会など関係機関との連携による、国・県などの各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発の促進に努めます。

② 新規事業への支援

- 新規創業や新規事業化、新製品・新技術開発、人材育成に関する国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供を図ります。
- 産・学・官連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などの促進に努めます。
- 地場産物を活用する加工品開発と商品化など、さまざまな地域の活動団体と協働して地域の課題に対応できるように、商工業者の経営ノウハウを活かした事業推進の支援に努めます。

施策2 地域商業の育成

① 商工団体の活動支援

- 商工会など関係機関との連携による経営相談・経営指導の充実、講習会の実施、国・県などの各種支援制度の活用による商業者の経営基盤強化と経営の安定化への支援に努めます。

② 商業街区の環境整備

- コンパクトなまちづくりをめざす市街地整備と連携した中心商業街区の基盤的な環境整備を促進します。
- 沿道商業機能の整備への立地誘導など、新たな商業空間の環境整備を促進します。

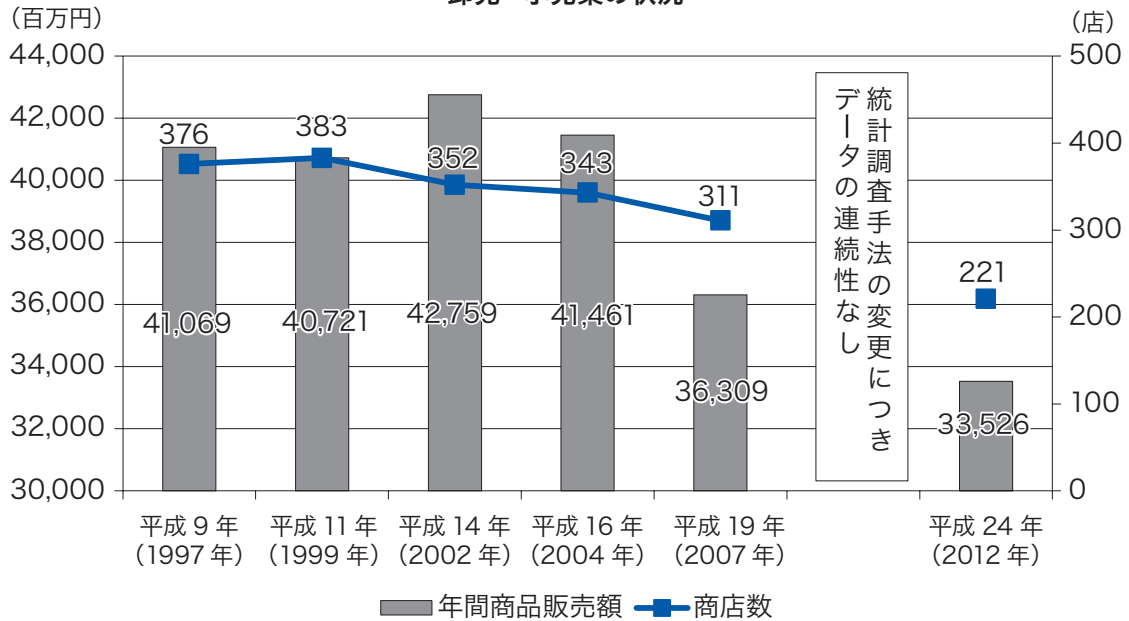
③ 商業者の共同事業活動の支援

- 商業者の共同事業活動への主体的な取り組みを支援し、定住環境に不可欠な商業機能の確保に努めます。
- 空き店舗活用と集客を促進する事業に取り組む主体の育成を図るとともに、空き店舗を活用した事業の推進への支援に努めます。
- 情報化社会に対応した販売や環境に配慮した商品開発、高齢社会に対応したサービスなど消費者の購買利便性の改善や地域課題と連携する事業活動の促進への支援に努めます。

◇成果指標と今後の目標

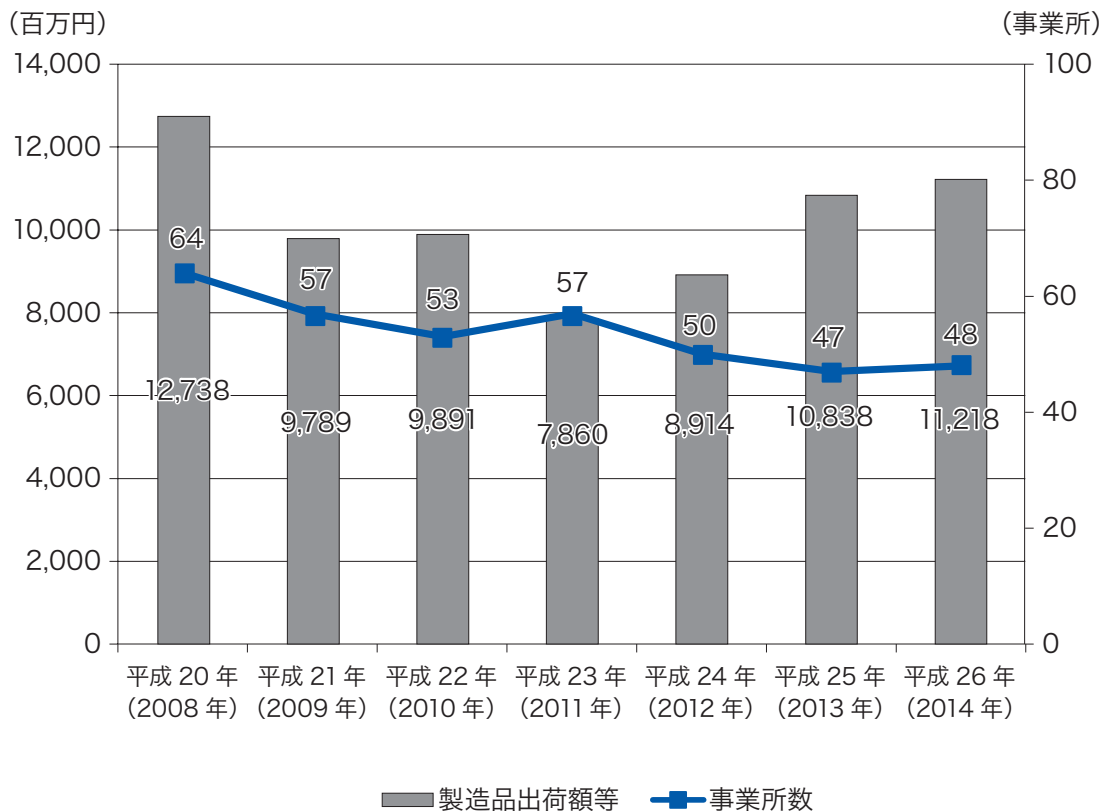
指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
市民アンケート 「商業・工業」の 満足度	1.79	2.20	市民アンケート調査による満足度 (加重平均値)の向上

卸売・小売業の状況



(注1) 出所：商業統計（平成9～19年）、経済センサス（平成24年）
 (注2) 商業統計と経済センサスは調査方法に違いがあるためデータの連続性は確保されていない。

工業の状況



(出所) 工業統計調査



(3) 観光

◇現状と課題

- 本市の観光は、夏の海水浴客に大きく依存しており、東日本大震災の影響により平成 23 年には大きく落ち込んだものの、近年は回復傾向にあります。今後は、夏季観光だけでなく、地域の資源を活用した体験や学習機能を含んだ通年型観光へと移行を図り、新たな観光振興策に取り組むことが重要です。
- 圏央道スマートインターチェンジの設置など交通アクセスの向上を踏まえ、首都圏に位置する立地条件と豊かな農業資源や歴史文化資源を活かしながら、新たな観光客の誘致拡大に取り組み、地域活性化に結びつけていく必要があります。
- 今後は、豊かな農業資源や歴史文化資源を活用し、新たな特産物や観光スポットなどの観光資源を開発・整備し、市内外に本市の魅力を積極的に PR することにより観光客の一層の誘致を図り、定住の促進につなげていく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
資源・基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 白里海岸の駐車場の適正な管理に努めた。 ■ 実行委員会によるなつまつりを継続的に実施した。 ■ 観光拠点施設の整備について検討し、基本計画を策定した。
推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 九十九里地域の関係団体と連携し、イベントを実施した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
観光 (前回：観光拠点の整備)	2.34	23 位 /49	2.11	34 位 /46	▲ 0.23

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 資源・基盤の整備

① 拠点の整備

- 小中池公園の環境整備を図るとともに、昭和の森や圏央道スマートインターチェンジなど周辺環境を活かした観光振興策を推進します。
- 白里海岸の松林やハマボウフウ、ハマヒルガオなどの海浜植生などの保全、海浜レクリエーション機能の充実を図るとともに、県などの関係機関に対し、砂浜の侵食防止など砂浜の保全を要請します。
- 地場物産の販売拠点や地元住民も楽しめる施設を備えた道の駅などの地域交流拠点の整備を検討するとともに、観光案内や情報提供機能の充実を図ります。

② 新たな資源の開発と魅力発信の強化

- 地域の農産物を活用した特産物の開発や、農産物のブランド化などを推進し、市の新たな魅力の創出を図ります。
- 地元の自然や歴史文化施設を巡るウォーキングコースなど、自然や歴史文化資源を活用した新たな観光資源の創出を図ります。
- 観光大使の活用のほか、さまざまなイベントやテレビなどのマスメディアを通して市の魅力を積極的に発信し、市のイメージアップを図り、観光客の増加や定住人口の増加を図ります。

施策2 推進体制の強化

① 観光推進組織の強化

- 観光協会の機能強化を図るとともに、官民が一体となった「(仮称)大網白里市プロモーション協議会」を設置し、観光だけでなく市のさまざまな魅力を発信し、観光客の増加、定住人口の増加を推進する体制を強化します。

② 情報発信機能の強化

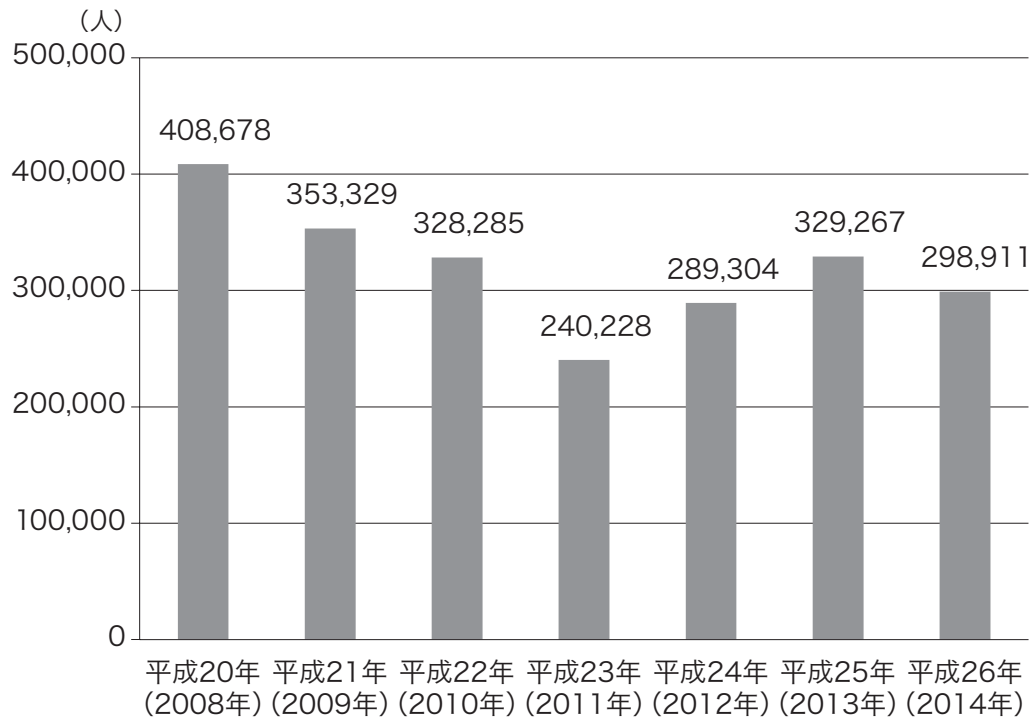
- ホームページや携帯端末による情報提供の充実を図るとともに、テレビやラジオを利用して、市のさまざまな魅力の発信を図ります。
- 「(仮称)大網白里市プロモーション協議会」を中心に官民を挙げて市の魅力発信を行うとともに、来訪者に心から喜んでいただけるようおもてなしの向上に努めます。
- 県や九十九里地域観光連盟などの広域的な推進組織と連携し、九十九里地域全体でのPR活動や誘客企画を推進し、地域全体の魅力向上に努めます。

◇成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
観光入込客数	26万人	30万人	



観光客数



(出所) 千葉県観光入込調査報告書

2. 雇用・就労の場の充実

(1) 企業誘致

◇現状と課題

- 本市では、「企業誘致条例」を制定し、立地企業への支援体制を備えましたが、市の約90%が市街化調整区域となっていることから、土地利用の制約が大きく、立地が進まない状況にありました。
- 成田空港・圏央道沿線地域の22市町村では、県や関係団体などと共に、企業立地促進法にもとづく「成田空港・圏央道沿線地域基本計画」を策定し、国の同意を得ています。これにより、企業立地や事業高度化に対する支援措置の活用が可能となっています。
- 一方で、企業誘致にあたっては、用地の近隣住民や関係団体などに理解を得る必要があり、環境への影響や産業振興、雇用促進の効果などを総合的に勘案しながら進めていく必要があります。
- 今後、圏央道スマートインターチェンジ設置による効果を活かし、企業誘致可能な土地の整理や市街化調整区域での土地利用の検討などを通じて、企業誘致に取り組んでいく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
企業・事業所などの立地促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県へ用地情報を提供している。 ■ 企業誘致条例にもとづく、企業立地奨励事業があるが活用実績はない。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位		
	前回調査 (平成21年度)	今回調査 (平成26年度)	差異
企業誘致	—	1.59 46位/46	—

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)



◇施策の展開

施策1 企業・事業所などの立地促進

① 交通環境の変革を活かす立地促進

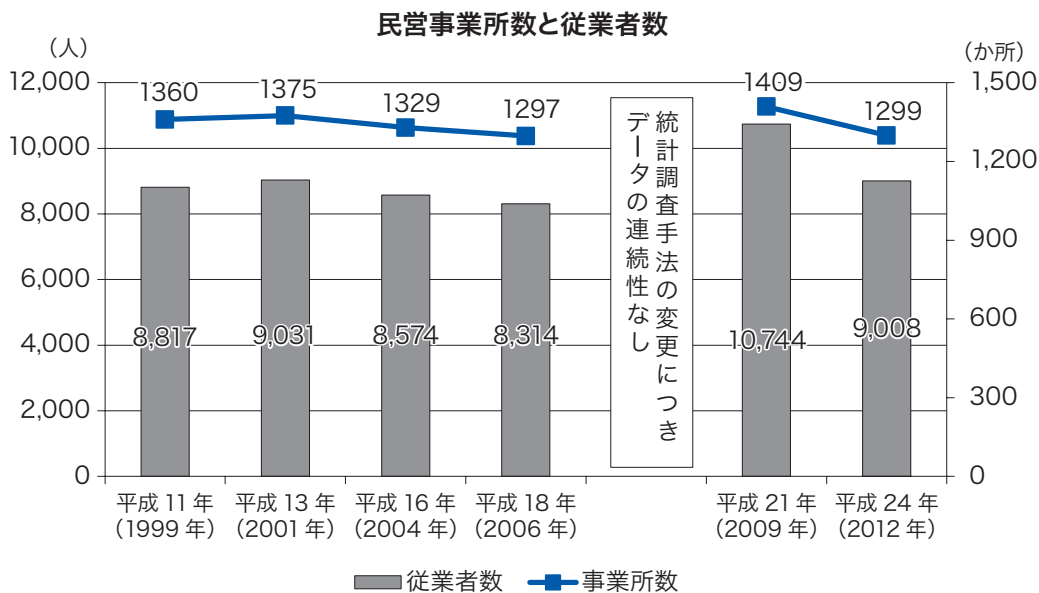
- 伝統的に盛んな「食品関連産業」、先進技術の活用を推進する「ものづくり関連産業」、成田空港・圏央道などの産業基盤を活かした「物流関連産業」、地域の資源を活かした「観光関連産業」など、「成田空港・圏央道沿線地域基本計画」にもとづき、市内の準工業地域などの産業振興を図ります。
- 「企業誘致条例」をはじめとする立地企業への支援、既存企業への支援策の拡充を検討します。
- 国道や県道、広域農道、幹線市道沿道における商業施設を含む企業立地の促進を図ります。
- 企業立地が可能な土地の洗い出し及び整理を進めるとともに、市街化調整区域での新たな土地利用を検討します。

② 多様な連携を通じた施設などの立地促進

- 研究機関・大学、企業と協働した研究施設、研修施設などの立地を促進します。

◇成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
新規企業立地件数	0	3件	平成32年度までの累計件数



(注1) 出所：事業所企業統計調査（平成11～18年）、経済センサス（平成21～24年）

(注2) 事業所企業統計調査と経済センサスは調査方法に違いがあるためデータの連続性は確保されていない。

(2) 雇用・就労環境

◇現状と課題

- 全国的な景気の回復に伴い、全国、千葉県ともに有効求人倍率が1倍を超えるなど、雇用の創出についても環境改善がみられています。一方で、建設、福祉、サービス業などでは人手不足が顕著で、雇用のミスマッチが発生している業種も散見されています。さらに、女性の就業ニーズの高まりや退職後の就業ニーズが高まっていることから、雇用の場の安定と充実への課題認識はますます大きくなっています。
- 市内での雇用・就労の場に制約が大きく、本市の就業者の7割弱(平成22年国勢調査)は市外への通勤者が占めています。
- 定住を促進するためにも、身近な地域における雇用・就労の場が重要になります。交通立地の変革などを活かした企業・事業所や施設の誘致、地域企業の育成による雇用・就労の場の創出とともに、住民自らの起業を促進するなど、多様な雇用・就労の場づくりをしていく必要があります。
- 勤労者福祉に関する情報や雇用・就労情報は、県やハローワーク千葉南と連携して提供しています。今後とも、関係機関と連携した情報提供の充実を図るとともに、子育て支援との連携など働きやすい職場環境の改善、技能習得の場の充実などを促進し、雇用・就労の安定と環境の充実を図ることが求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
雇用・就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ ジョブカフェちば、県ジョブサポートセンター、地域若者サポートステーションなどと連携してセミナーを開催した。 ■ セミナー参加者から就職者があった。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位		
	前回調査(平成21年度)	今回調査(平成26年度)	差異
雇用・就労環境	—	1.69	44位/46

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)



◇施策の展開

施策1 雇用・就労の支援

① 勤労者の福利厚生向上

- 公的な融資など支援制度利用への情報提供に努めます。
- 関係団体や商工会との連携による雇用労働条件の向上、働きやすい職場環境づくりの促進を図ります。
- 次世代育成支援対策や男女共同参画に対応した仕事と子育てが両立できる雇用環境改善への働きかけ、子育て支援の職場づくりの促進に努めます。

② 就労の支援

- ハローワークなど関係機関と連携した広域的な雇用・就労情報の提供を進めるとともに、雇用対策事業などの広報活動に努めます。
- 技能習得講座の開講など、生涯学習において実施することが可能な就業促進への取り組みを推進します。
- 高齢者や女性などの経験・技術を活かせる市内及び近隣市町村での雇用・就業の場の創出に努めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
広域的な雇用・就労の情報提供	1 回	2 回	関係機関と連携した雇用・就労情報の提供回数

就業者数と通勤流入出の状況

(単位：人)

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	(1990 年)	(1995 年)	(2000 年)	(2005 年)	(2010 年)
常住地就業者数(夜間)	16,094	19,905	21,718	23,118	23,184
就業地が市内	7,612	8,265	8,155	8,330	7,139
就業地が市外(通勤流出)	8,482	11,640	13,563	14,788	15,719
従業地就業者数(昼間)	9,730	11,324	11,507	11,960	12,166
就業地が市内(再掲)	7,612	8,265	8,155	8,330	7,139
常住地が市外(通勤流入)	2,118	3,059	3,352	3,630	3,591

(出所) 国勢調査

地域資源とご当地グルメ

本市には、農産物や水産加工品など豊富な地域資源があります。

農産物ではお米や野菜、果物など、海産物ではいわし・ハマグリやその加工品などが生産されています。

なかでも、真紅の美鈴というイチゴは、本市発祥の新品種（俗称：黒イチゴ）で、濃い赤色とコクのある甘味が特徴で、その味と外見から最近では、テレビやラジオなどで取り上げられるなど注目度が高まっています。

また、近年では、商工会を中心に、市や地元農業者、水産加工業者、食生活の研究者、大網高校などが連携して市のご当地グルメ3品を作成しました。

いわしのつみれ入りコロッケである「いわしっコロ」、落花生入りコロッケの「ぴいコロ」、黒イチゴ「真紅の美鈴」入りスイーツの「大網いちごロール」、「いちごタルト」などがあります。

今後も、新たなご当地グルメやふるさと産品づくりなど、地域で生産される農畜産・海産物を活用した取り組みが期待されます。



いわしのゴマ漬



ハマグリ



真紅の美鈴

大網白里市の観光スポット

白里海岸は、九十九里海岸のほぼ中央に位置し、古くはいわし漁で栄え、現在は都心から交通アクセスの良い九十九里浜のビーチとして、「白里中央海水浴場」を中心に多くの海水浴客でにぎわっています。

海岸には海浜植物の群生地域が広がるなど自然環境も残されており、春先から夏にかけてはコアジサシが卵を抱く姿やアカウミガメの上陸・産卵・ふ化が、5月頃にはハマヒルガオの花など海浜植物も見られます。また、太平洋から日の出がよく見えることから、元旦には初日の出を見に、多くの人が訪れています。



白里中央海水浴場



初日の出

小中池公園は、千葉市に隣接する市の西部に位置し、小中池を有し、緑や花の多い自然豊かな公園です。園内は遊歩道が整備されており、環境省「関東ふれあいの道(千葉市～茂原市間)」の一部を形成するなど、ウォーキングにも最適です。また、広場には遊具も置かれ、なかでもローラーすべり台は県内でも有数の長さを誇り、子ども連れにも人気の公園となっています。



小中池公園



ローラーすべり台



OAMISHIRASATO CITY

後期基本計画

第2部 まちづくり推進編
2016—2020

第1章 住民と行政が協働するまちづくり

【協働のまちづくり推進】

第2章 効率的な行財政運営

【行財政運営】

第1章 住民と行政が協働するまちづくり【協働のまちづくり推進】

政策：1 住民参画の仕組みづくり		
基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) まちづくりの情報共有	1 住民相互の交流促進	① 相互理解を深める住民交流
	2 広報・広聴の充実	① 広報媒体の充実
		② 広聴活動、情報交流の推進
3 情報公開の推進	① 行政資料管理と公開の推進	
	② 「情報公開条例」、「個人情報保護条例」の適正な運用	
(2) コミュニティづくりの推進	1 地域活動の支援	① コミュニティ組織の育成
		② 活動情報の発信と共有の推進
	2 地域施設の有効活用	① 地域施設の自主管理運営の推進
3 自治活動を担う人づくり	① 活動リーダーの育成	
	② 地域課題に対応する実践活動の支援	
(3) 住民参画と協働の推進	1 協働の仕組みづくり	① 「協働のまちづくり推進計画」の実践
		② 協働を支える団体活動の育成

政策：2 男女共同参画、交流の力		
基本計画		
基本施策	施策	個別施策
(1) 男女共同参画社会づくり	1 人権の尊重	① 人権尊重への啓発の推進
	2 男女共同参画の環境づくり	① 男女共同参画意識の啓発
		② 女性が活躍できる環境の整備
(2) 地域間・国際交流の推進	1 地域間交流の推進	③ 子育て支援環境の整備促進
		① 市外への情報発信の強化
		② 姉妹都市との交流
	2 国際交流の推進	③ 住民主導の交流の推進
		① 国際交流活動の支援
	3 国際化対応の環境整備	① 外国人対応の環境整備
② 国際理解、多文化共生を学ぶ機会の推進		



1. 住民参画の仕組みづくり

(1) まちづくりの情報共有

◇現状と課題

- 住民がまちづくりへの関心を高め、参画しやすい環境づくりを進めていくためには、行政の情報を積極的に提供するとともに、住民の意見をまちづくりに的確に反映していくことが重要です。住民と行政相互が情報を共有できる情報交流の推進、さらにワークショップやフォーラムなどにより、ともに考え、課題を共有していく取り組みを一層強めていく必要があります。
- 本市では、広報大網白里の発行や市ホームページにより情報を提供しています。今後とも、わかりやすく、迅速性のある広報活動を進めていく必要があります。
- 区・自治会からの要望や市長への手紙での意見・提案募集の実施、市民アンケート調査による意向把握などにより、広聴活動を行うとともに、各種検討委員会の活用、パブリック・コメントの実施を進めています。今後とも、より幅広く意見を把握するとともに、協働のまちづくり推進に効果的な取り組みを推進していく必要があります。
- 「情報公開条例」や「個人情報保護条例」にもとづき、情報公開の普及促進に努めています。情報公開についての住民周知、電子媒体での公開拡大を進めるとともに、より適正な運用を図っていく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
住民相互の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報紙に協働の趣旨や住民協働事業の活動状況として、「協働のまちづくり通信」を掲載するなど、住民協働について積極的に情報発信を行った。
広報・広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 25 年度に民間業者との協働により「暮らしの便利帳」を 21,000 部発行し、広報媒体の充実を図った。 ■ 平成 27 年度にホームページをリニューアルし、行政情報の発信力を強化した。 ■ 市長への手紙として、郵送、メールなどにより、住民から広く意見や提案を受け付け、回答が必要なものについては、すべてに回答を行った。
情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紙文書の撤廃については、本市の事務処理の状況などから方針を見直すこととし、関係例規の改正を行った。 ■ 行政情報コーナーの配架資料の見直し・更新を実施したほか、配架資料の目録を設置し、利用者の利便性の向上に努めた。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
まちづくりの情報共有 (前回：①行政情報の発信、 ②行政への住民参加機会)	① 2.87	3 位 /49	2.68	3 位 /46	
	② 2.31	24 位 /49			+0.37

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 住民相互の交流促進

① 相互理解を深める住民交流

- イベント企画や開催準備などへの住民参画の拡大を図り、住民主導により住民相互が交流し、ふれあうイベントなどの開催を進めます。
- 住民ボランティアと協力し、郷土学習を兼ねた、市の理解・学習を深める機会の拡大を図ります。
- 広報紙などによる、各地区の地域活動や各種団体活動、協働事業に関する活動の紹介など情報提供を推進します。

施策2 広報・広聴の充実

① 広報媒体の充実

- 広報紙やホームページをはじめ、データ集、各種パンフレット、住民の暮らしに役立つマニュアルなど広報媒体及び内容の充実を図り、情報発信力の強化に努めます。
- 即時性のある情報提供を可能にするなど、新しい広報媒体の活用についての検討を進めます。
- 各課のホームページ担当者に対して研修を行い、担当者の意識向上及びホームページ内容の充実を図ります。

② 広聴活動、情報交流の推進

- 区・自治会などからの要望や住民からの各種施策への提案について、庁内連携を強化します。
- 協働サロン、出前講座、各種講座・教室など、情報や課題が共有できる場づくりに努めます。
- 重要な計画策定や条例などの制定過程において、パブリック・コメント制度の活用により住民の意見を広く募ります。

施策3 情報公開の推進

① 行政資料管理と公開の推進

- 各種行政文書、統計データの収集管理、電子書庫の設置、文書管理システムの利用などを通じて、行政資料の適正管理に努めます。
- まちづくり関連資料や地域課題解決への支援情報を集積し、まちづくり資料コーナーの設置などにより、住民の利用を図ります。

② 「情報公開条例」、「個人情報保護条例」の適正な運用

- 情報公開制度の周知と適正な運用を図り、「個人情報保護条例」にもとづく厳正な管理を徹底します。



◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
ホームページへの アクセス件数	640,000 件	740,000 件	年間における閲覧件数
出前講座の開催回数	47	60	

(2) コミュニティづくりの推進

◇現状と課題

- 本市の基礎的な住民自治組織であるコミュニティ活動の単位は、行政区に相応する115の区・自治会（102区、13自治会）であり、行政から地域住民への連絡、住民から行政への要望の取りまとめなどが行われています。市全体で区長会が組織され、6つの地区区長会を通じて事業を展開しています。単位区においては、生活環境の維持や防犯、自主防災、リサイクルなどの活動が行われています。
- 中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンターなどが地域のコミュニティの拠点として活用されています。また、各地区（自治会）には地区集会施設があり、交流の場として利活用されているとともに、新築・増改築などに対する補助を実施しています。
- 住民自治機能を発揮し、協働のまちづくりを推進していくためには、住民の力がより効果的に発揮される仕組みが重要です。そのため、区・自治会が担う役割の明確化とリーダーの人材育成や活動を支援していく必要があります。
- 東日本大震災以降、人と人とのつながりの重要性が見直されるなか、防災や防犯、清掃や見守りなどのさまざまなコミュニティ活動への気運が高まっています。一方で、推進主体となる区・自治会への加入率が低下傾向にあるため、加入率向上に向けた啓発が必要となっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各地区における課題を行政と話し合う地区懇談会を開催した。 ■ ボランティア団体の情報をホームページに掲載し、情報発信、情報共有を行った。
地域施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般社団法人自治総合センターの実施しているコミュニティ助成事業について周知を行った。
自治活動を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区長会と協議し、研修などを実施することで、地域のリーダー人材の育成支援を行った。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査（平成21年度）		今回調査（平成26年度）		
コミュニティづくりの推進 （前回：地域活動の支援、 公民館などの施設整備）	2.53	12位 /49	2.49	8位 /46	▲ 0.04

（資料）市民アンケート調査結果（平成21、26年度実施分）



◇施策の展開

施策1 地域活動の支援

① コミュニティ組織の育成

- 地域コミュニティ活動を担う組織づくりを支援します。
- 住民自らが議論して意思決定をする、地区単位のまちづくりの協議会などの立ち上げを支援し、地域におけるさまざまな活動団体の協力体制構築を推進します。

② 活動情報の発信と共有の推進

- 市内各地区、各種団体などの活動情報を住民に広く提供し、活動団体相互の交流の場づくりを促進します。
- ボランティア団体などの情報を収集し、情報発信と情報の共有を推進します。

施策2 地域施設の有効活用

① 地域施設の自主管理運営の推進

- コミュニティ助成事業などを活用した地域コミュニティ施設の整備を促進するとともに、自主管理運営の充実に努めます。
- 住民による自主的な活動企画と事業運営の強化に努めます。
- コミュニティ活動での地域施設の積極的な活用を促進し、地域活動の場として学校及び公共施設の開放を進めます。

施策3 自治活動を担う人づくり

① 活動リーダーの育成

- リーダー人材の育成に向けた研修などの充実に努めます。

② 地域課題に対応する実践活動の支援

- 隣近所の絆を深める意識や地域連帯感の醸成と助け合いの実践を促進します。
- 地域課題に対応し、地域力を向上する住民提案型協働事業の支援を図ります。
- 区・自治会加入率向上に向け、区・自治会活動について情報発信していきます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
市に「誇りや愛着」を持っている住民の割合	49.8%	55.0%	市民アンケート調査による「市に誇りや愛着を持っていますか」の設問に対する「はっきりと持っている」＋「漠然と持っている」の回答割合

(3) 住民参画と協働の推進

◇現状と課題

- 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、今日の社会経済情勢が大きく変化しているなか、住民のニーズが多様化・複雑化してきており、行政だけで取り組むことが困難なさまざまな課題が生じてきています。
- 行政の変革とともに、住民・行政それぞれの意識を変えていく必要があります。また、住民が主体的にまちづくりに参加するために必要な環境整備を進める必要があります。
- 本市では、「協働のまちづくり推進計画」を策定し、住民と行政の協働を促進していくための環境整備の方向づけをしています。
- 平成 25 年度に地域づくり課「市民協働推進班」を設置し、協働のまちづくり推進計画に位置づけられた施策の実践として、住民協働事業や出前講座を行っています。
- 県やNPO団体・大網白里まちづくりサポートセンターなどと連携・協力しながら、市民活動団体の育成を進め、住民協働事業の活性化を図っていくことが必要です。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
協働の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大網白里まちづくりサポートセンターと連携し、協働を推進している。 ■ 平成 25 年度に地域づくり課「市民協働推進班」を設置した。 ■ 出前講座、住民協働事業を事業化した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)		差異
住民参画と協働の推進 (前回：行政への住民参加機会)	2.31	24 位 /49	2.27	27 位 /46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)



◇施策の展開

施策1 協働の仕組みづくり

①「協働のまちづくり推進計画」の実践

- 「協働のまちづくり推進計画」に定めた施策の実践を進め、協働のまちづくり意識の定着に努めながら、住民と行政との協働体制の構築を図ります。
- 出前講座や住民協働事業の充実を図るとともに、職員に対する研修の実施を通じて、住民協働事業の活性化を図ります。
- 学生の市に対する愛着の醸成、定着を図ることができるよう学生との協働事業の実施について検討します。

《「協働のまちづくり推進計画」13の施策》

- ・ 住民と行政及び市役所内をつなぐ「(仮称)住民協働推進室の設置」
- ・ 住民活動の拠点としての「(仮称)住民活動サポートセンターの創設」
- ・ 各種計画に住民の意思を反映させる「パブリック・コメント制度の導入」
- ・ 住民が立場を越えて話し合うことができる「協働サロンの開催」
- ・ まちづくりについて学ぶ「学習機会の充実」
- ・ まちづくりについて学ぶ「職員研修制度の充実」
- ・ まちづくりへ資金援助できる「(仮称)ふるさと応援寄付金制度の創設」
- ・ まちづくりにかかわる「情報公開及び共有の推進」
- ・ 住民が自主的に企画提案する活動を支援する「住民協働事業の導入」
- ・ 各段階での行政参加を開く「パブリック・インボルブメント制度の導入」
- ・ 協働のまちづくりをルール化する「(仮称)住民参加・協働条例の検討」
- ・ 地区単位などで住民団体が交流する「地域まちづくり協議会の立ち上げ」
- ・ 住民が事業・計画を主体的に評価する「協働型事業評価の模索」

② 協働を支える団体活動の育成

- 公的なサービス提供を担うまちづくりグループや各種団体、NPO、民間事業者など、協働の担い手となる市民活動団体などの育成を推進し、活動を支援します。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
「協働のまちづくり推進計画」の進捗率	7/13	13/13	「協働のまちづくり推進計画」による13施策のうち着手したもの
住民協働事業の提案件数	11	15	

2. 男女共同参画、交流の力

(1) 男女共同参画社会づくり

◇現状と課題

(人権の尊重)

- 本市では、人権擁護委員による人権相談所の開設（救済）、人権教室（啓発）や街頭啓発などの支援をしています。
- 千葉県の人権擁護施策を周知し、女性、子ども、高齢者及び障がい者などの人権課題に取り組んでいます。
- DV相談件数は年々増加傾向にあります。本市では、相談窓口を設置していますが、緊急一時保護などの基準が明確でないことから、的確な判断がしにくい状況にあり、専門相談員の対応も検討する必要があります。
- 人権問題は多様化しているため、人権教育などについては、より現状に即した内容を検討する必要があります。

(男女共同参画)

- 本市では、各種審議会などへの女性委員の登用や妊娠・出産に関する健康支援の充実、DV対策、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実など、庁内連携により推進しています。
- 地域に根ざした活動を行う男女共同参画地域推進員とともに、研修会やイベントの企画・運営などを行っています。また、男女共同参画社会への理解促進について住民への周知・啓発を図っています。
- 旧来の男女の役割分担意識が根強く、なかなか進まない状況にありますが、今後は、平成 27 年度に策定した男女共同参画計画にもとづき、地域・家庭・職場における男女平等意識の啓発、男女共同参画社会の環境改善に努めていく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ■ 月 1 回の人権相談窓口の開設、毎年度小学生を対象とした人権教室、街頭啓発を行っており、人権被害者の救済、住民の人権意識の向上を図った。
男女共同参画の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画地域推進員や近隣市町と連携し、啓発セミナーなどを実施した。 ■ 平成 27 年度に「男女共同参画計画」を策定した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (平成 21 年度)		今回調査 (平成 26 年度)	差異
男女共同参画社会づくり (前回：男女平等意識の定着)	2.74	6 位 /49	2.32 22 位 /46	

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)



◇施策の展開

施策1 人権の尊重

① 人権尊重への啓発の推進

- 人権擁護委員の活動を支援し、人権相談所の開設、人権教室の開催など、人権課題への対応を進めます。
- 県事業と連携した研修会など住民啓発活動を推進し、男女共同参画の推進、福祉分野との連携など、ノーマライゼーション理念の普及を推進します。

施策2 男女共同参画の環境づくり

① 男女共同参画意識の啓発

- 各種講座、講演会の開催などを通じて、人権の尊重、男女平等の意識づくりへの学習機会、啓発を推進します。
- 男女共同参画地域推進員による地域に根ざした広報・啓発活動を促進します。
- 平成27年度に策定した「男女共同参画計画」にもとづき、男女共同参画社会の形成を推進します。

② 女性が活躍できる環境の整備

- 各種審議会などへの女性登用の拡大を図るとともに、女性力を活かした地域課題に対応する活動を支援します。
- 活動リーダーの育成と女性活動団体相互の連携を図ります。

③ 子育て支援環境の整備促進

- 女性が働き続けられるための子育てと仕事が両立できる環境の充実に努めるとともに、子育てへの男女共同参画意識の浸透、事業者などへの女性就労のための条件整備の促進を図ります。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
審議会などの 女性委員の割合	22.0%	30.0%	法律、条例、規則、要綱で設置されている審議会など

(2) 地域間・国際交流の推進

◇現状と課題

(地域間交流)

- 本市では、姉妹町である群馬県中之条町とイベントを通じた相互訪問、産業文化祭やJAを通じた農産物・加工品の相互販売などの交流を行っています。今後は、住民の主体的な交流へと展開していくことが求められます。
- 姉妹町との交流にとどまらず、多様な地域間交流の展開は、本市を訪れる人を増やし、まちづくりを市外から応援してくれる人たちを創りだしていくことにつながります。また、広く市外に情報発信・PRし、市のイメージを高めていくとともに、地場産品の販売拡大や新たな定住を促進することにもつながるものと期待できます。
- 今後とも、地域活性化に効果的な幅広い交流を進め、交流の成果をまちづくりに活かしていく取り組みが必要になります。

(国際交流)

- 国際化がさまざまな分野で拡大するなかで、国際交流・多文化共生への取り組みが求められています。本市では、国際交流協会の活動を支援し、団体の育成に努めていますが、国際交流に参加する住民は限られている現状にあります。
- 本市に居住する外国人は、553人(外国人登録者数、平成27年1月)を数えますが、居住外国人との交流機会は少ない状況にあります。
- 今後の国際化の進展に対応して、交流活動団体と連携した国際交流の場、多文化共生を学ぶ機会づくりを進めるとともに、国際化対応の地域環境の整備も必要になっています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 姉妹町である群馬県中之条町とのイベントを通じた相互訪問などの交流のみではなく、市町民団体や農業団体、商工会などさまざまな分野で交流することで双方の市町の活性化につながった。
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際交流協会が主催する交流事業に参加、また支援することにより国際交流を推進している。 ■ 国際交流協会へ市内在住外国人会員の加入を促進するとともに、近隣市国際交流協会との連携を図った。
国際化対応の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際交流協会に外国人会員が加入することにより、国際化対応に向けた環境整備を進めている。 ■ 多文化共生推進に対する取り組みとして、平成26年に有識者、各種関係団体を構成員とした協議会を設立し、「多文化共生推進プラン」を策定した。 ■ 「多文化共生推進プラン」の生活支援として、市内在住の外国人を対象に日本語教室を開室した。 ■ ホームページの多言語化を行った。 ■ ごみカレンダーの英語版を作成した。 ■ ガス利用の手引きを多言語化し、ホームページに掲載した。 ■ 通訳ボランティアの登録を行った。



◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査(平成21年度)		今回調査(平成26年度)		差異
地域間・国際交流の推進 (前回:国際交流活動の場や機会)	2.51	13位/49	2.49	8位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)

◇施策の展開

施策1 地域間交流の推進

① 市外への情報発信の強化

- ホームページに市外者向けの地域・観光情報やデジタル博物館などの市のイメージを高める情報を充実させ、情報発信の強化に努めます。

② 姉妹都市との交流

- 姉妹町中之条町とのイベントを通じ、物産販売などの交流活動を推進するとともに、両市町住民の観光・余暇利用での訪問促進、まちづくり視察研修の実施などを通じた住民相互の交流を支援します。
- 地域資源や地域特性を活かした姉妹都市締結を検討します。
- 姉妹町との交流にとどまらず、多様な地域間交流の展開を図り、市のイメージ向上に努めます。

③ 住民主導の交流の推進

- 産業団体などとの連携で、観光イベントや市民農園などの農業体験、田舎暮らし体験募集などの交流企画、地場製品の販売を通じた消費者との交流、まちづくり研修など、住民主導の交流を促進します。
- 交流活動を通じて、本市の立地や環境を活かし、生涯学習や産業の振興に効果的に連携する研究機関、大学などの教育機関のセミナーハウス、企業の研修施設などの誘致を促進します。

施策2 国際交流の推進

① 国際交流活動の支援

- 国際交流関係団体の育成と活動を支援するとともに、青少年国際交流事業を推進し、国際交流を通じた多文化共生や国際平和への住民の理解を促進します。
- 国際交流協会と連携して市内在住外国人との交流事業を推進します。

施策3 国際化対応の環境整備

① 外国人対応の環境整備

- 市在住外国人の生活実態の把握、外国人対応の行政窓口サービス、暮らしの案内の充実など、外国人の居住への対応を進めます。
- 外国人向けの日本語教室の実施など、外国人が「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて環境整備を進めます。

② 国際理解、多文化共生を学ぶ機会の推進

- 学校教育における英語指導助手（ALT）配置による英会話指導の充実など、国際理解教育の推進を図ります。
- 国際交流関係団体との連携などにより、生涯学習における国際理解を広げるための講座の開設、外国人との交流機会の拡大を進めます。
- 「多文化共生推進プラン」に位置づけている、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「多文化共生推進体制の整備」を軸とした施策を推進し、多文化共生社会の実現に努めます。

◇成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
国際交流に関連する事業数	5 事業	拡充	
日本語教室参加人員	5	15	
日本語教室開催回数	4	12	

男女共同参画とダイバーシティ社会

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っていますが、男女共同参画とは、男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことをいいます。

市では、千葉県から委嘱された「男女共同参画地域推進員」と連携しながら、男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画計画」を平成 27 年度に策定し、計画にもとづき男女共同参画社会の環境改善に努めています。

また、最近ではダイバーシティという言葉も聞かれますが、これは、多様な人材を積極的に活用しようという考え方のことです。性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするということについて表すようになりました。

民間企業だけでなく、自治体でもダイバーシティを重視する動きが出てきていますが、その背景には、有能な人材の発掘、斬新なアイデアの喚起、社会の多様なニーズへの対応といった狙いがあるとされています。

第2章 効率的な行財政運営

【行財政運営】

政策：1 行財政改革の推進		基本計画	
基本施策	施策	個別施策	
(1) 組織力の強化	1 組織の改善と職員育成	① 最適な組織・機構の編成	
		② 職員の育成	
		③ 人事諸制度の推進	
	2 新たな公共経営の実践	① 総合計画の進行管理と評価の連動	
② 住民組織や民間活力の効果的な活用			
(2) 住民ニーズ対応の行政運営	1 事務、住民サービス対応の改善	① 事務処理の合理化	
		② 窓口住民サービスの充実	
	2 協働のまちづくり対応	① 協働によるまちづくりの推進	
(3) 健全な財政運営	1 財政基盤の安定化	① 自主財源の確保	
		② 財務書類の作成と検証	
		③ 経常経費の抑制	
	2 計画的な財政運営	① 財政計画の推進	
		② 予算編成手法の改善	
		③ 資産マネジメントの強化	
3 公営企業の運営	① 公営企業の経営改善		
	② 地方公営企業法の適用		
(4) 情報化対応の推進	1 電子自治体の推進	① 推進基盤の整備	
		② 行政手続業務などの電子化の推進	
		③ 情報システム化の推進	
	2 地域情報化への対応	① 地域情報化の推進	
(5) 広域連携の推進	1 広域連携事業の推進	① 一部事務組合の充実	
		② 山武郡市広域圏の連携強化	
		③ 地域課題に対応する多様な連携事業の推進	



1. 行財政改革の推進

(1) 組織力の強化

◇現状と課題

- 社会情勢の変化に伴い、行政ニーズは複雑・多様化し、行政事務は増大する傾向にあります。今後も地方分権の推進による事務事業の権限移譲が進み、より効率的な行政運営が求められてきます。
- 本市では、さまざまな行政運営の課題に対応するため、環境の変化に対応した事務事業の効率化を図る事務分担の見直し、組織・機構の改革、人員配置、情報システムの整備などを推進し、住民サービスの向上に取り組んできました。
- 今後も、新たな公共経営の実践、協働のまちづくりなどに対応した行政機構と事務改善を推進するとともに、総合計画などの進行管理と行政評価の連動、公共施設の有効利用と管理運営の効率化、協働によるまちづくりの仕組みづくりなど、さまざまな改革に取り組み、組織力を発揮する行政運営を進めていく必要があります。また、その実績を住民に広く周知していくことが求められています。
- 「人材育成基本方針」にもとづき、多様な職員研修に取り組んでいます。行政ニーズへの効果的な対応、自治体経営の強化を図るため、今後も人事評価制度の活用と一層の職員の意識改革・資質向上が必要です。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
組織の改善と職員育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市制施行を機に、機構改革を実施した。 ■ 平成 25 年度に平成 28 年 4 月までの「定員適正化計画」を策定した。 ■ 市の懸案事項への対応や職員に必要な知識習得を目的に、市独自研修を実施した。(メンタルヘルス研修、パワーハラスメント研修、コンプライアンス研修など) ■ 平成 23 年度から人材育成を目的に人事評価の試行を実施した。(一部職員を除く)
新たな公共経営の実践	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合計画における実施計画事業について、各部署で事務事業評価を行い、主要事業はまちづくり政策推進会議において 2 次評価を行った。 ■ 平成 26 年度から主要事業のパブリック・コメントを導入し、住民からの意見を受け付けているほか、結果をホームページで公表した。 ■ 「行財政改革(第 2 次集中改革プラン)」にもとづき、毎年度、計画的に対象施策・事業の進行管理・評価を実施した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査(平成 21 年度)		今回調査(平成 26 年度)		差異
組織力の強化 (前回：行財政運営の効率化)	2.02	44 位 /49	2.12	33 位 /46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 組織の改善と職員育成

① 最適な組織・機構の編成

- 権限移譲などに伴う事務事業の変化や住民のニーズに対応した機能的かつ効率的な組織・機構の編成を進めます。
- 事務の多様化や横断的な施策・事業に対し、効果的に対応するため、再任用職員、任期付職員などの雇用を含めた職員配置の適正化、部署間の横断的な連携と調整機能の強化を進めます。

② 職員の育成

- 「人材育成基本方針」にもとづき、自己啓発、自己研さんの支援を充実するとともに、各種研修制度を活用した職員研修を強化し、職員の能力開発を進めます。
- 新たな公共経営（NPM）の実践を担う職員の育成に力を入れます。

③ 人事諸制度の推進

- 「定員適正化計画」にもとづき、計画的な定員管理を図ります。
- 人事院や千葉県人事委員会の勧告などを踏まえ、給与水準の適正化を図ります。
- 職員の意欲や能力の客観的・継続的な把握と評価を行い、職務に反映させる人事評価制度の活用を図ります。
- 職員の能力開発に効果的・計画的な異動、適材適所の人員配置を図るとともに、専門知識や資格を持った任期付・非常勤職員などの有効活用を進めます。
- 職員の健康管理体制の充実を図ります。
- 年度途中での採用や市独自の採用などにより、弾力的な人材確保に努めます。

施策2 新たな公共経営の実践

① 総合計画の進行管理と評価の連動

- 総合計画にもとづく実施事業の評価の充実に向けて、住民への公表を推進します。
- 総合計画にもとづく目標管理の強化、住民ニーズと費用対効果を重視した事務事業の選択と財源配分を図ります。

② 住民組織や民間活力の効果的な活用

- 協働のまちづくりの促進と連携し、住民組織などへの公共施設の管理運営や一部業務委託の推進を検討するとともに、指定管理者制度、PFI など民間活力の導入についての継続的な検討を進めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
自治研修センターの参加者数	49 人	60 人	
市単独研修の参加者数	633 人	700 人	



(2) 住民ニーズ対応の行政運営

◇現状と課題

- 地方自治体を取り巻く環境が大きく変化するなかで、さまざまな行政サービスに対するニーズが拡大してきており、よりの確に住民サービスを充実していく必要があります。特に、これまでのように、行政の守備範囲を広げていくことは困難であり、長期的な観点から地域課題に対応していく必要があります。
- 行政内部の変革としての「行財政改革」の一層の推進、住民と行政の関係の変革としての「協働」の推進と「住民自治」の充実の仕組みづくりのなか、行政が果たす役割の明確化が必要になります。住民活力をはじめ、民間活力を掘り起こし、住民との分担と連携による協働のまちづくりの運営体制に着実に変革していく必要があります。
- 協働に関する職員の知識や意欲が不十分な状況であるため、全庁をあげて住民協働に取り組むためには、研修などを通じて意識を高めていく必要があります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
事務、住民サービス対応の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合計画における実施計画事業について、各部署で事務事業評価を行い、主要事業はまちづくり政策推進会議において2次評価を行った。 ■ 平成26年度からはパブリック・コメントを導入し、住民からの意見を受け付けているほか、結果をホームページで公表した。 ■ 「行財政改革(第2次集中改革プラン)」にもとづき、毎年度、計画的に対象施策・事業の進行管理・評価を行うことができた。 ■ 空調設備を改修し庁舎内の環境改善ができ、省エネにも努めた。
協働のまちづくり対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協働のまちづくりにかかる行政窓口として、平成25年度に地域づくり課「市民協働推進班」を設置した。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査(平成21年度)		今回調査(平成26年度)		差異
住民ニーズ対応の行政運営 (前回:行財政運営の効率化)	2.02	44位 / 49	2.46	12位 / 46	+0.44

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)

◇施策の展開

施策1 事務、住民サービス対応の改善

① 事務処理の合理化

- 事務事業評価の充実や事務改善活動と連動し、事務事業全般にわたった業務フローの見直しを行うとともに、ICTの活用を通じて業務の効率化を図ることにより、事務処理の改善を継続的に進めます。
- 事務事業評価の目標設定においては、改善につながる目標設定となるよう、具体的かつ目標として適切な指標となるよう努めるとともに、評価の客観性を高める工夫を検討します。
- 内部的な会議や申請手続きなどの簡素化、庶務業務などの内部管理業務の見直しを進め、業務の効率化を図ります。

② 窓口住民サービスの充実

- 庁内ネットワークシステムの安定稼働、電子自治体の推進と連動した窓口サービスの充実に努めます。
- 申請・届出手続きの簡素化やサービス利用者の待ち時間の短縮により、窓口サービスの利便性と質の向上を図ります。

施策2 協働のまちづくり対応

① 協働によるまちづくりの推進

- 協働のまちづくり推進に対応する職員育成と庁内体制を強化し、「協働のまちづくり推進計画」に定めた施策の実践により、住民と行政との協働体制の構築を図ります。
- 職員研修などを通じて、協働のまちづくり推進に対応する職員の育成を図るとともに、協働推進員を各課に配置し、協働を推進する仕組みを検討します。
- 庁内で協働の要否について判断し、自発的に協働に取り組むようにするため、協働のまちづくりに関する手引書の作成を検討します。
- 住民と行政が行政運営に関する課題を共有していくため、情報公開制度や個人情報保護制度の公正な運用、広報・広聴機能の強化による積極的な行政情報の発信を図ります。

◇成果指標と今後の目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)	備考
市民の意向が市政に反映されていると感じる住民の割合	22.7%	30.0%	市民アンケート調査による「市民の意向が市政にどの程度反映されているか」の設問に対する「よく反映されている」+「ある程度は反映されている」の回答割合



(3) 健全な財政運営

◇現状と課題

- 国全体の借金が 1,000 兆円を超えるなど財政再建が求められているなか、地方においても、地方交付税が減少していることなどから、財政運営は厳しさを増してきており、基金からの繰入や起債による財源補てんに頼らざるを得ない状況にあります。一方、歳出面においては、扶助費（社会保障関係の経費）などの行政需要は年々増大しており、平成 26 年度決算の経常収支比率は 94.3%と財政の硬直化が進んでいます。
- 市税収納率の向上をはじめとした、自主財源の着実かつ安定的な確保を進めるとともに、併せて経常経費の抑制にも積極的に取り組み、歳入に見合った財務体質への転換に取り組んでいかなければなりません。また、中長期的な財政計画の策定を進め、事務事業評価の活用による費用対効果を重視した事業選択、総合計画の進行管理と連動した予算編成手法の検討、収支均衡の予算編成など、健全財政の推進に向けて多面的な取り組みが必要とされています。
- 財政健全化法が平成 21 年度から本格施行され、財務指標の公表が義務づけられたことから財政の健全化に取り組むことがこれまで以上に求められています。また、新地方公会計制度に対応する財務書類の作成と検証が必要になっています。
- 大網病院、下水道、ガス事業の公営企業としての経営改善への取り組み、将来的な経営体制のあり方の検討も進めていく必要があります。
- ふるさと納税については、増収を図るため、謝礼品の充実や利便性の向上対策に取り組んだ結果、寄付件数が増加傾向にあります。一方で、税制改正によるワンストップサービスの開始により、事務量の増大に対する効率化という課題も出ています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
財政基盤の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 納税通知書発送時、家屋調査時、国民健康保険加入時に市税の口座振替のPRを行った。 ■ 口座振替受付サービスの導入により、税務課窓口においてキャッシュカードのみで国民健康保険税の口座振替申込が可能となった。 ■ 固定資産税の適正化・公平化を図るため、3年に1度の評価替えに伴い、現況調査及び航空写真などにより、課税客体（土地）の現況を正確かつ効率的に把握し、評価額の見直しを行った。 ■ ふるさと納税の増収を図るため、謝礼品の額の引き上げや、品目の拡充を図るとともに、インターネットによる申込及び電子決済を導入した。 ■ 基金運用の増益を図るため、長期運用可能な範囲で、定期預金の運用から債券による運用にシフトするとともに、平成 27 年度から一括運用に取り組んでいる。 ■ 庁内共通の事務用品については、一括購入及び集中管理を行い、経費削減を図った。 ■ 未利用資産や貸付資産で売却可能なものについては売却を行った。また、未利用資産の活用を検討するための庁内組織を立ち上げた。
効率的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予算や決算の情報発信については、財政事情の発行や出前講座などを通じて、住民への説明を行った。 ■ 将来需要の予測については、予算要求前に大規模事業の年次計画の把握を行っている。

施策名	主な取組内容と成果
公営企業の運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病院事業において、病床稼働数の維持と急性期治療後のリハビリ、在宅復帰に向けた医療や支援を図るため、「地域包括ケア病床」を新たに開設した。 ■ ガス事業において、原料ガス仕入価格の値上げ及び経年管の入れ替えなどの経費の増加からガス料金の改定を行った。歳出については、経営の効率化を図るため、費用を抑える工法を積極的に採用し、コスト削減に努めた。歳入については、ガス料金未納者対策の強化により高い収納率を維持している。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査(平成21年度)		今回調査(平成26年度)		差異
健全な財政運営 (前回：行財政運営の効率化)	2.02	44位/49	2.09	37位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)

◇施策の展開

施策1 財政基盤の安定化

① 自主財源の確保

- 市税における課税客体的確な把握と公平・適正な課税を確保します。固定資産税の適正かつ公平な賦課を実施するため、課税客体(土地)の現況に関して、正確かつ効率的な把握に努めます。
- 納税意識の高揚を図るための啓発に努め、口座振替の推進など徴収体制の強化・充実を図ります。特に、口座振替については口座振替受付サービスで利用可能な税目を拡大し、利用を促進します。
- 受益と負担の公平性の確保を基本にして、適正な受益者負担の維持に努めます。
- 未利用公有財産の有効利用や売却、ふるさと納税制度による寄付者の拡大・継続、有料広告の適用拡大など、自主財源の確保に努めます。
- 定住促進策、地域産業の活性化支援など、自主財源確保への重点施策・事業の強化を推進するとともに、地域課題に対応する新たな目的税の導入について検討を進めます。
- 住民サービスに影響を及ぼさないよう、行財政改革の取り組みを推進して、歳入確保を強化するとともに、経常経費の削減を図ります。
- 市有債権の適正な管理と効率的な回収を進めることにより、納付の公平性と自主財源の確保を図ります。

② 財務書類の作成と検証

- 企業会計的な手法による新地方公会計制度にもとづく財務書類の作成と検証、固定資産台帳の整備を図り、健全な財政基盤の確立に努めます。

③ 経常経費の抑制

- 事務事業評価や定員管理の適正化と連動する財政運営の効率化を図り、経常経費の抑制に努めます。
- 公共工事における一般競争入札の実施や電子入札の恒常的運用による入札事務の効率化、消耗品などの一括発注によるコスト削減など、経費節減へのさまざまな対応を進めます。



- 各種団体に対する補助金の対象経費を精査するとともに、補助金交付基準などにもとづき補助金交付事務の適正化を図ります。
- 随意契約の見直しなどにより公共調達に適正化を進め、調達金額の抑制を図ります。

施策2 計画的な財政運営

① 財政計画の推進

- 中長期的な財政計画の策定を進め、財政運営の検証・評価と改善を強化し、健全財政の推進に努めます。
- 住民にわかりやすい財政運営の情報発信を進め、財政への理解促進を図ります。また、財政運営の透明性を確保する観点から、予算編成過程の公表を推進します。

② 予算編成手法の改善

- 機能及び経費の両面において財務会計システムの最適化を進めます。
- 適正な歳出管理、収支均衡のとれた予算編成のため、事務事業評価を効果的に活用して事業選択を図るとともに、総合計画の進行管理と連動した予算編成手法を検討します。

③ 資産マネジメントの強化

- 「公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の集約や長寿命化対策を進めるとともに、公用車などの市有資産の共同利用や未利用市有地などの余剰資産について、公有財産利活用検討委員会に諮り、売却や貸付を行うなど、資産マネジメントを強化します。

施策3 公営企業の運営

① 公営企業の経営改善

- 病院事業について、千葉県地域医療構想における大網病院の位置づけを踏まえ、「第2次国保大網病院改革プラン」を策定し、計画的な経営改善に努めるとともに将来的な経営体制のあり方を検討します。
- ガス事業について、安定経営のためにガス料金の適正化に努めます。また、ガスの普及促進のための情報提供に努めます。

② 地方公営企業法の適用

- 下水道事業について、公営企業として独立採算の原則にもとづく経済性を発揮しながら、将来にわたって持続可能な経営を行うため、公営企業会計の導入に向けて地方公営企業法の適用に取り組みます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考	
納税の口座振替利用率	23.5%	30.0%		
健全化判断比率	① 実質赤字比率	-	・早期健全化基準を超えない ・実質公債費比率18% (地方債許可制移行基準) を超えない	① 一般会計等が赤字の場合、その比率
	② 連結実質赤字比率	-		② 全会計合計で赤字の場合、その比率
	③ 実質公債費比率	9.2%		③ 一般会計等の借入金の年間返済額の比率
	④ 将来負担比率	69.8%		④ 全会計と一部事務組合を含む借入金の将来的な市負担額の比率
経常収支比率	94.3% (県内平均 90.6%)	県内平均を超えない	市税や普通交付税など用途が限定されない収入に対して、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される額がどの程度かを表す割合	

一般会計決算状況・歳入

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度 (2009 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 23 年 (2011 年)		平成 24 年 (2012 年)		平成 25 年 (2013 年)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
歳入計	13,193	100.0	13,244	100.0	14,360	100.0	13,667	100.0	14,794	100.0
市税	5,076	38.5	4,960	37.5	4,937	34.4	4,885	35.7	4,960	33.5
地方譲与税	216	1.6	209	1.6	204	1.4	191	1.4	182	1.2
各種交付金	609	4.6	605	4.6	586	4.1	517	3.8	587	4.0
地方交付税	2,593	19.7	2,835	21.4	2,936	20.4	2,999	21.9	3,081	20.8
分担金・負担金	257	1.9	74	0.6	74	0.5	103	0.8	98	0.7
使用料、手数料	318	2.4	355	2.7	338	2.4	340	2.5	344	2.3
国庫支出金	901	6.8	1,280	9.7	1,545	10.8	1,124	8.2	1,732	11.7
県支出金	601	4.6	850	6.4	764	5.3	929	6.8	822	5.6
繰入金	391	3.0	219	1.7	577	4.0	601	4.4	555	3.8
繰越金	1,248	9.5	379	2.9	385	2.7	499	3.7	439	3.0
諸収入等	164	1.2	176	1.3	272	1.9	245	1.8	227	1.5
市債	819	6.2	1,302	9.8	1,742	12.1	1,234	9.0	1,767	11.9

(出所) 財政課

一般会計決算状況・歳出

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度 (2009 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 23 年 (2011 年)		平成 24 年 (2012 年)		平成 25 年 (2013 年)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
歳出計	12,554	95.2	12,609	95.2	13,631	94.9	12,928	94.6	14,078	95.2
議会費	146	1.1	139	1.0	183	1.3	173	1.3	168	1.1
総務費	2,149	16.3	1,413	10.7	1,598	11.1	1,632	11.9	1,560	10.5
民生費	2,962	22.5	3,560	26.9	3,545	24.7	3,925	28.7	4,479	30.3
衛生費	1,648	12.5	1,746	13.2	1,775	12.4	1,680	12.3	1,591	10.8
農林水産業費	559	4.2	499	3.8	514	3.6	423	3.1	571	3.9
商工費	81	0.6	85	0.6	100	0.7	127	0.9	139	0.9
土木費	1,668	12.6	1,674	12.6	1,412	9.8	1,556	11.4	1,482	10.0
消防費	596	4.5	631	4.8	719	5.0	778	5.7	745	5.0
教育費	1,703	12.9	1,726	13.0	2,652	18.5	1,590	11.6	2,196	14.8
災害復旧費	0	0.0	8	0.1	1	0.0	0	0.0	13	0.1
公債費	1,025	7.8	1,088	8.2	1,066	7.4	1,043	7.6	1,132	7.7
諸支出金	17	0.1	40	0.3	66	0.5	1	0.0	2	0.0

(出所) 財政課



(4) 情報化対応の推進

◇現状と課題

- あらゆる分野で高度情報化が急速に進展しており、さまざまな情報ネットワークが整備されるなか、自治体運営をはじめ企業活動や住民の暮らしの上で、地域における情報基盤の一層の整備が必要とされています。
- 情報通信インフラとしては、市内全域が光ファイバーのサービス提供エリアであり、携帯電話も各社の提供エリアになっています。
- 市行政においては、総合行政ネットワーク、庁舎内ネットワーク、公共施設間ネットワークが整備され、公的個人認証サービスの運用など、各種情報システムの導入と共同処理システムの活用を進めています。
- 今後は、電子自治体を推進するためのグランドデザインを確立するとともに、費用対効果の面での検証を図り、住民サービスの向上と業務の効率化、経費節減に向けた最適な電子自治体への構築を進めていく必要があります。また、電子自治体に対応する人材育成、情報セキュリティの強化、情報リテラシーの一層の向上など、ソフト・ハード両面への対応が求められます。
- 平成 27 年 10 月から住民への個人番号通知が開始され、個人番号カードの発行も順次始まっています。同時に、住民基本台帳カードは新規発行を行わないため、切り替えについての啓発が必要となります。個人番号制度やセキュリティ対策などに関する広報を充実させ、住民が安心して利用できる制度の確立が求められています。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民基本台帳カードの普及促進に努めた。 ■ 職員が使用するパソコンの更新について、パソコン更新計画を作成し、計画的に対応した。 ■ 職員に対する情報セキュリティ研修を実施した。 ■ 庁内ネットワーク機器の更新において、セキュリティの強化及び仮想環境構築による費用の削減を図った。
地域情報化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ ICTを活用した情報交換・交流の仕組みづくりなど検討中である。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位		
	前回調査 (平成 21 年度)	今回調査 (平成 26 年度)	差異
情報化対応の推進	—	2.30 23 位 /46	—

(資料) 市民アンケート調査結果 (平成 21、26 年度実施分)

◇施策の展開

施策1 電子自治体の推進

① 推進基盤の整備

- 情報管理担当部署の充実を進め、庁内ネットワークシステムの安定稼働、また共同処理システムの推進を図ります。
- 電子自治体の効率的な構築と運用を図る自治体クラウドシステム導入への対応など、全国的な電子自治体の構築に対応します。
- 電子自治体に対応する人材育成、情報セキュリティの強化、情報リテラシーの一層の向上を図ります。

② 行政手続業務などの電子化の推進

- 個人番号制度にもとづく個人番号カードの普及啓発に努めます。
- コンビニエンスストアでの証明書交付など、行政サービスの拡大を検討します。

③ 情報システム化の推進

- 山武郡市広域行政組合の電算共同処理システムのクラウド化を検討します。
- 防災、健康・福祉、医療、教育、産業など各分野での情報システム化を推進します。

施策2 地域情報化への対応

① 地域情報化の推進

- ICTを活用した多様な分野の情報交流、住民サービスの向上を推進するとともに、官民協働による地域ポータルサイト構築の調査研究を進めるなど、インターネット活用の情報発信の強化を図ります。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
職員の情報セキュリティ 研修受講率	100%	100%	



(5) 広域連携の推進

◇現状と課題

- 山武郡市は、全国的に見ても一部事務組合比率が高く、し尿・ごみ処理、常備消防、火葬場などの各種業務を一部事務組合で行っています。現在、本市が加入している一部事務組合は、山武郡市広域行政組合、東金市外三市町清掃組合、千葉県市町村総合事務組合、山武郡市広域水道企業団、九十九里地域水道企業団の5団体、広域連合としては、千葉県後期高齢者医療広域連合の1団体です。
- 一部事務組合は、事務事業の広域的共同処理により効率化を図ることを目的にしていますが、その負担金は多額であり、歳出予算に占める割合も高いことから、一部事務組合の予算編成にあたっては、十分な説明を求めるとともに、構成市町と同じ目線にたった行財政改革の推進、経費節減を踏まえた予算を編成する努力を継続的に求めていく必要があります。
- 基幹系業務システムについても、3市2町で同一のシステムの共同利用を行っており、法改正によるシステム改修などについては、共同導入のメリットを活かしコスト削減を図っていますが、安定稼働を担保しつつ、サーバ機器などの賃借費用の削減などについても、検討していくことが必要です。
- 今後とも、周辺地域と連携して施設の共同利用や共通する課題の解消に向けて効率的に取り組む必要があります。また、広域圏の枠を越えた幅広い交流活動を進め、各地の自治体や企業・団体、研究機関・大学などと連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討し、地域活性化に効果的な事業を興していくことも重要となります。

◇前期基本計画での主な取り組みと成果

施策名	主な取組内容と成果
広域連携事業の推進	■ 基幹系業務システムは、3市2町でシステムの共同利用を行い、法改正によるシステム改修などにおいてコスト削減を図った。

◇満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査(平成21年度)		今回調査(平成26年度)		差異
広域連携の推進	—	—	2.30	23位/46	

(資料) 市民アンケート調査結果(平成21、26年度実施分)

◇施策の展開

施策1 広域連携事業の推進

① 一部事務組合の充実

- 一部事務組合が行う共同処理事業については、その結果の検証に努めながら運営の効率化及び負担の軽減を図ります。

② 山武郡市広域圏の連携強化

- 広域連携のあり方についての研究・協議を進めるとともに、連携協約など新たな動向に対応した効果的な広域連携事業の推進や広域圏の共通する課題に対応する連携事業の充実に努めます。

③ 地域課題に対応する多様な連携事業の推進

- 共通する課題に対応する圏域や県境を越えた自治体などとの調査研究、連携事業の推進に努めます。
- 地域課題に対応する企業や業界団体など民間との交流、相互協力による効果的な連携事業、試験研究機関・大学などと協働した産・学・官の連携事業の推進に努めます。

◇成果指標と今後の目標

指 標	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
新たな共同処理事務の協議	1 件	1 件	新たな行政課題の解決や行政サービスの向上に向けての協議件数

個人番号（マイナンバー）制度

個人番号（マイナンバー）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の数字で構成される番号のことで、平成27年10月から住民票を有する全ての住民に通知されました。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

【期待される効果】

①行政の効率化	行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。
②国民の利便性の向上	添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
③公平・公正な社会の実現	所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

現在政府は、マイナポータル（情報提供等記録開示システム）といって、行政機関がマイナンバーの付いた情報をいつ、どこでやりとりしたのかや、行政機関が保有する個人情報自宅のパソコンなどから確認できるサイトの整備を進めており、平成29年1月の開設を予定しています。

本市では、今後の行政手続き業務などの電子化の推進を図るうえで、重要となる個人番号カードの普及啓発に努めています。



OAMISHIRASATO CITY

後期基本計画

参 考 資 料

1. 策定体制

■ 総合計画審議会

総合計画に関する市長の諮問機関を設置する。

- ・市議会議員、学識経験者、関係諸団体の代表及び職員、住民代表で構成（22名）

■ 策定委員会

総合計画の案を策定するために設置する。

- ・副市長、教育長、理事、各課等の長で構成（28名）

■ 策定部会

計画案の作成を円滑に推進するために策定委員会に策定部会を置く。

- ・各課等の副課長、班長級の職員で構成（24名）

■ 人口減少対策及び後期基本計画策定に係る庁内検討組織（プロジェクトチーム）

人口減少対策と後期基本計画策定に関して検討する若手職員のプロジェクトチームを組織する。

- ・各課等の若手・子育て世代職員で構成（20名）



2. 策定経過

基礎調査・人口推計			
平成 26 年	11 月	各種統計資料・データ等の整理・分析	
	12 月	人口推計の検討・分析	
平成 27 年	1 月	基礎調査報告書の作成	審議会資料

市民アンケート調査			
平成 27 年	3 月	アンケート実施（市民 3,000 人対象、回収率 37.9%）	
	4 月	アンケート集計・分析	
	5～7 月	調査報告書作成	審議会資料
	8 月	ホームページに調査結果の掲載	

各種団体等意向調査			
平成 27 年	6 月	活動課題やまちづくり提案などの意向調査実施	
	7 月	意向調査の整理	

タウンミーティング			
平成 27 年	7 月 18 日	第 1 回開催（中央公民館、6 名参加）	
	7 月 22 日	第 2 回開催（大網白里アリーナ、4 名参加）	
	7 月 23 日	第 3 回開催（農村環境改善センター、4 名参加）	

人口減少対策及び後期基本計画策定に係る市内検討組織（プロジェクトチーム）			
平成 26 年	10～11 月	参加職員の募集、各課等への推薦依頼	
	11 月 28 日	第 1 回開催（設置趣旨、人口減少問題等説明）	
	12 月 18 日	第 2 回開催（国の動向説明、事例紹介、班ごとの検討開始）	分散討議
平成 27 年	1 月 22 日	第 3 回開催（人口減少対策の討議）	分散討議
	2 月 6 日	第 4 回開催（人口減少対策の討議）	分散討議
	3 月 19 日	第 5 回開催（人口減少対策に関する中間発表）	
	4 月 30 日	第 6 回開催（第 5 次総合計画概要等説明、討議方法の検討）	
	5 月 29 日	第 7 回開催（前期基本計画（前半）の検証に関する討議）	分散討議
	6 月 24 日	第 8 回開催（前期基本計画（後半）の検証に関する討議）	分散討議
	6 月 26 日	第 9 回開催（後期基本計画策定に向けた提言の取りまとめ）	分散討議
	7 月 15 日	第 10 回開催（後期基本計画策定に関する提言発表・最終報告に向けた討議）	
	8 月 7 日	最終報告書の提出	

策定委員会・策定部会、各課等での策定作業			
平成 26 年	4月～	庁内での検討、調整、協議	随時
	11～12月	前期基本計画実施事業評価の実施	
平成 27 年	1～3月	後期基本計画に係る課題整理	
	5～6月	後期基本計画の施策事業（評価シート）の作成	
	7月	各課等シート調査の実施	
	7月21日	第1回策定委員会開催（策定方針、各種調査結果報告）	審議会資料
	8月	各課等ヒアリング（施策評価、後期基本計画の実施事業）	
	8月7日	第2回策定委員会開催（プロジェクトチーム最終報告）	
	9～12月	後期基本計画素案の作成（各課との調整）	審議会資料
	11月20日	第3回策定委員会開催（策定状況報告、策定部会設置決定）	
平成 28 年	1月12日	第1回策定部会開催（計画素案に関する協議、調整）	分散討議
	1月29日	第2回策定部会開催（計画素案に関する最終調整）	
	2月15日	第4回策定委員会開催（後期基本計画案の調整）	

総合計画審議会			
平成 27 年	8月5日	第1回開催（委嘱状交付、市長から諮問、策定方針及び各種調査結果の報告、協議）	
	9月29日	第2回開催（後期基本計画に関する審議）	
	12月21日	第3回開催（後期基本計画素案に関する審議）	
平成 28 年	1月19日	第4回開催（答申について協議）	
	1月26日	市長への答申（答申書提出）	

パブリック・コメント、市議会、計画の決定			
平成 28 年	2月19日	市議会全員協議会において後期基本計画案の説明	
	2月23日～ 3月8日	パブリック・コメントの実施 （市広報紙、ホームページ掲載、主な公共施設での閲覧） （提出者数2名、意見件数7件）	
	3月	パブリック・コメントの整理 後期基本計画の決定（市長決裁による決定）	



3. 総合計画審議会

(1) 大網白里市総合計画審議会条例

大網白里市総合計画審議会条例

平成 11 年 3 月 31 日条例第 4 号

改正

平成 24 年 12 月 14 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大網白里市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、住民福祉の向上と市勢の健全な発展を図るため、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係諸団体の代表者及び職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる委員にあつては、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。

(任期)

第 4 条 委員は必要に応じ委嘱し、当該諮問に係る事項について調査及び審議を終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において、これを処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日条例第18号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(2)大網白里市総合計画審議会委員

番号	区分	所属	役職	氏名	備考
1	市議会議員	大網白里市議会	議長	花澤 房義	～第2回
			議長	岡田 憲二	第3回～
2	学識経験者	城西国際大学	教授	渡邊 修朗	
3		千葉大学	准教授	関谷 昇	
4		山武郡市医師会	副会長	佐久間 猛	
5		山武地域振興事務所	所長	青木 隆	
6		山武土木事務所	所長	斉藤 誠	
7		関係諸団体の 代表及び職員	大網白里市教育委員会	委員長	齋藤 壽彌
8	大網白里市農業委員会		会長	八木 優志	
9	大網白里市消防団		副団長	北田 宏彦	
10	大網白里市区長会		会長	中村 勝男	
11	大網白里市社会福祉協議会		会長	小川 公延	
12	大網白里市体育協会		会長	板倉 眞一	
13	大網白里市観光協会		会長	吉田 喜久夫	
14	大網白里市商工会		会長	久我 一雄	
15	大網白里市農業研究会		会長	桑田 健二	
16	大網白里市老人クラブ連合会		会長	江澤 清	
17	大網白里市民生委員児童委員協議会		会長	澤田 和子	
18	大網白里市防犯組合		副組合長	鈴木 晟義	
19	住民代表	住民公募委員		木村 孝一	
20		住民公募委員		坂本 翼	
21		住民公募委員		濱上 興一	
22		住民公募委員		林 茂	

※大網白里市議会議長の交代に伴い、本審議会委員も花澤氏から岡田氏に交代



(3) 諮問書

企 第 7 4 8 号

平成 27 年 8 月 5 日

大網白里市総合計画審議会会長 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市第 5 次総合計画後期基本計画について (諮問)

大網白里市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

大網白里市第 5 次総合計画後期基本計画の策定について

2 諮問理由

本市では、平成 23 年 3 月に、「大網白里町(市)第 5 次総合計画」を策定し、基本構想で示す将来像「未来に向けて みんなでつくろう! 住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、「前期基本計画」に基づき、各種施策・事業を実施してまいりました。

この「前期基本計画」の計画期間が、平成 27 年度をもって終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応した「後期基本計画(平成 28 年度～平成 32 年度)」を策定いたします。

近年、東日本大震災を契機とした防災対策への要請や、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会の到来など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。また、本市にとっては、平成 25 年 1 月に市制施行した後の初めての基本計画の策定となり、市政が直面する様々な課題への対応が求められております。

こうした社会情勢の変化や本市の課題に的確に対応するため、次期 5 か年に向けた「大網白里市第 5 次総合計画後期基本計画」の策定について、貴審議会に諮問し、意見を求めるものです。

(4) 答申書

平成 28 年 1 月 26 日

大網白里市長 金坂昌典様

大網白里市総合計画審議会
会長 渡邊修朗

大網白里市第 5 次総合計画後期基本計画について (答申)

平成 27 年 8 月 5 日付け企第 748 号で諮問のありましたこのことについて、大網白里市総合計画審議会で慎重に審議いたしました結果、下記のとおり答申いたします。

記

現在、我が国で進む急速な少子高齢化、人口減少社会の到来は、本市においても直面する喫緊の課題となっており、このような状況の中で、どのように本市が活力にあふれ魅力あるまちづくりを進めていくのかということは、今後、5 年間のみならず、本市の将来のために検討すべき重要な課題である。このため、本審議会においては、本市の直面する課題に対して、長期的視点に立ち、広範な審議を行った。

本市は、「外房の玄関口」に当たり、東金、茂原、九十九里へ鉄道で行くには本市を経なくてはならないという交通の要衝である。また、都心部への通勤圏にあると同時に、丘陵地帯、田園地帯のみならず海岸部まで持つという非常に特色ある立地条件を持つ。このような環境を、観光、農業、企業誘致、住環境（通勤、子育て、教育を含む）等の各施策において、十分に活かせるように考慮されるべきものとする。

一方で、地方の衰退が叫ばれており、若年人口の減少、高齢化などによる活力の減少が全国規模で懸念されている。このような問題に対して本市は、立地上の特性と合わせた住環境の整備、若い世代が安心して子供を産み、育てていけるよう医療・教育の充実に努めると同時に、子供達が「ふるさと」として愛情を持ち、ずっと住み続けたいと思えるような施策に努める必要がある。

産業については、「外房の玄関口の玄関口」に当たる大網駅周辺の整備開発を中心に国道沿いの企業誘致等を進めていくことが必要である。農業については、観光農園、地元市民の休日菜園、特産品の開発等の新たな展開が求められている。また、観光については、海岸部の整備を進めるとともに、観光資源の掘り起こし等を通じて、海岸部以外の場所にも周流できるような環境を整えることが求められている。

このような施策を進めるとともに、本市のすばらしさを市内外に PR していくことも大切であり、このための制度整備も急がれるところである。

本審議会としては、上記をはじめとする現況分析、将来展望などについて広範な議論を行い、提示された計画案について検討した結果、計画案については概ね適切であると考えているところである。なお、後期基本計画における重要施策に対して、基本構想の基本目標及び推進項目ごとに提言を取りまとめたので、十分勘案の上、後期基本計画の策定に当たられたい。



1. まちづくりの基本目標

(1) 健康で生きがいのある大網白里【保健・福祉の充実】

① 医療体制

医療体制の充実は本市における最重要課題の一つである。少子化問題に対処していくためにも、産婦人科と小児科は必要な医療機関である。開業に対する市の援助等を含め、医療機関及び医師確保の取り組みを図られたい。

② 地域福祉、高齢者福祉

高齢社会における地域福祉については、住民同士の助け合いである共助の力を強めていく必要がある。元気な高齢者による共助を進め、行政、関係団体、住民が協働する取り組みを図られたい。

(2) 新しい文化を育む大網白里【教育・文化の充実】

① 幼児教育、学校教育

教育の充実は、将来を担う子供たちの育成という面で重要である。また、故郷に愛着を持ち、市を担う人材を育てることが重要であることから、市として特色ある教育の充実を図る取り組みを行われたい。

② 生涯学習、生涯スポーツ

市民が健康で文化的な生活を送るため、また、市外からの転入を促進するためにも、生涯学習と生涯スポーツの充実は重要である。図書館の充実や、スポーツの充実に向けた組織体制の強化など、生涯学習、生涯スポーツの推進の取り組みを図られたい。

(3) 快適で便利な都市機能を充実する大網白里【都市基盤の整備】

① 駅周辺整備

大網駅周辺整備は本市における最重要課題の一つである。東地区土地区画整理事業の進展を図るとともに、南地区及び北地区についても、道路網の整備や関係者との協議を図り、次期5か年においては、駅周辺において魅力あるまちづくりを進められたい。

② 道路整備、公共交通、下水道・排水対策

鉄道の利便性の高さは本市の強みである一方、鉄道駅からの道路、交通、住宅環境は課題も多い。特に、歩道の整備、街路灯の設置や、公共交通の充実、排水施設の整備など、都市基盤整備の取り組みを進められたい。また、無電柱化についても検討されたい。

③ 市街地形成の推進

本市におけるにぎわいの創出のために、市街化調整区域における開発の規制には課題もあるものとする。都市計画のあり方についても検討を進められたい。

(4) 豊かな自然と生活が調和する大網白里【自然環境との共生】

① 自然環境の保全

本市には、海、田園、丘陵や、夏涼しく、冬暖かい気候など、貴重な自然環境がある。自然環境に愛着を持つ活動や、自然環境を生かした市の活性化など、自然環境との共生の取り組みを図りたい。

(5) 安全な暮らしを確保する大網白里【安全・安心の確保】

① 消防・救急体制

東日本大震災以降、防災意識が高まるとともに、活動の中心となる消防団の役割も重要度が増している。一方、団員が減少しており、運営が困難となっているため、消防団活動の参画意識を年少時から醸成するなど、消防団活動の活性化に向けた取り組みを図りたい。

② 防災対策

市として、津波対策など災害に強いまちづくりを進めるとともに、国、県事業も勘案の上、計画を策定されたい。

③ 防犯対策

防犯対策としては、防犯灯や防犯カメラも有効であるとする。防犯灯、防犯カメラの増設のために、各区長等とも協議して、安全で明るいまちづくりを進めていただきたい。

(6) 賑いある産業と観光を育てる大網白里【産業・観光の振興】

① 農業・漁業

市内の農業者は高齢化が進み、今後、耕作放棄地が増加することが想定される。優良農地を守ることは、環境、安全面からも重要であるため、農業者への支援、耕作希望者への情報提供や、企業の参入、ノウハウの活用、関係団体との協力などにより、農業振興を図りたい。

② 企業誘致

地域貢献活動の活性化のためにも、市内における就業機会の確保は重要である。人的集約性の高い企業の誘致や、創業支援に対する取り組みを図りたい。また、市内には、飲食店が少ないことから、飲食店の誘致にも取り組まれない。

③ 観光

本市の観光資源として白里海岸は重要であるが、近年、砂浜が減ってきており、夏期観光時の消費額も減少している。砂浜の減少の対策を講じ、水産加工品など特産品の活用も併せて白里海岸の活性化を図り、観光振興に取り組まれない。



平成 31 年にはスマートインターチェンジが開設されるが、近隣には小中池公園があり、自然環境も豊かで、観光の振興に活用できるものと考えられる。スマートインターチェンジの活用や、アクセス道路の整備、小中池公園、周辺環境の整備については、観光や市内経済への影響など波及効果も勘案の上、スマートインターチェンジから駅周辺地域における土地利用も含めて、計画的に取り組まれない。

2. まちづくりの推進

(1) 住民と行政が協働するまちづくり【協働のまちづくり推進】

① 住民参画と協働の推進

本市では、協働をまちづくり推進のための重要な力と位置付けている。これまで具体的に協働がどのように行われ、どのように工夫してきたかを検証する必要がある。これを踏まえ、後期 5 か年において、具体的にどのような手法を使っていくかということを確認して取り組まれない。協働の取り組みに際しては、縦割りの各施策毎の取り組みにこだわらず、行政の分野を超えて取り組むことが効果的である。協働が行政運営の一つの歯車となるようなシステムの構築を進めていただきたい。

② 男女共同参画社会づくり等

本審議会においても、女性委員は 1 名であり、若年層の委員もいない。若者や女性も参画できる社会づくりに取り組んでいただきたい。

(2) 効率的な行財政運営【行財政運営】

① 健全な財政運営

高齢化、少子化、若年労働者流出によって、財政硬直化が進み、能動的な施策ができなくなる状況にある。機能面での他市との連携や、企業誘致、育成により自主財源の確保を図るなど、健全な財政運営を行えるよう取り組んでいただきたい。

② 組織力の強化

移住推進や、企業誘致などの市の重点施策を進める際には、効率的な組織の見直しにも取り組まれない。

3. その他全般的事項

① 施策の重点化について

後期 5 年間に重点的に行う施策については、重点プロジェクトに位置付けるなど、総花的にならないよう留意されたい。また、他市との差別化を図る取り組みを検討されたい。

② 計画書について

地名や施設名など文言だけでなく、個別の施策ごとに地図を入れるなど、市民や市外の方にも理解しやすい計画とされたい。

③ 各種団体への加入率向上について

各種団体（消防団、自治会、老人クラブ連合会等）における加入率の低下は、将来的に運営を困難にする事態を招きかねない。総合計画においても加入率の低下対策を講じる取り組みを図られたい。

④ 市のPRについて

交流や定住を推進するためには、市のPRが重要である。市の魅力や施策等を市内外にPRするため、観光大使やキャラクター「マリン」を積極的に活用するなど、体制や方法について検討されたい。



4. 策定委員会・策定部会

(1) 大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

平成 11 年 7 月 1 日告示第 47 号

改正

平成 19 年 4 月 2 日告示第 56 号

平成 20 年 3 月 28 日告示第 39 号

平成 21 年 2 月 2 日告示第 7 号

平成 22 年 3 月 3 日告示第 27 号

平成 24 年 12 月 28 日告示第 141 号

平成 27 年 6 月 30 日告示第 78 号

(設置)

第 1 条 大網白里市総合計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、大網白里市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(策定委員会)

第 2 条 策定委員会は、副市長、教育長、理事、大網白里市課設置条例(昭和 46 年条例第 12 号)第 1 条に規定する課等の長、ガス事業課長、大網病院事務長、教育委員会関係の課等の長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者、監査委員事務局長及び選挙管理委員会書記長をもって構成する。

2 策定委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、企画政策課長が委員長を代理しその職務を行う。

4 策定委員会は、必要に応じ委員長(前項の規定により委員長の代理となった者を含む。以下同じ。)が招集する。

5 策定委員会は、構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要があると認めるときは策定委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(策定部会)

第 3 条 計画案の作成を円滑に推進するため策定委員会に策定部会を置くことができる。

2 策定部会は職員の中から委員長が指名する。

3 策定部会は、全体部会と個別部会に分けることができる。ただし、全体部会の部会長は委員長が指名し、個別部会の部会長は、互選とする。

4 策定部会は、必要に応じ部会長が招集する。

5 策定部会は、情報、資料の収集及び分析並びに整理を行う。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は策定委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日告示第56号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日告示第39号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月2日告示第7号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日告示第27号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第141号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。



(2) 大網白里市総合計画策定委員会委員

策定委員会			
副市長	深井 良司	健康増進課長	松戸 敏彦
教育長	小高 實	産業振興課長	鶴岡 一人
理事	伊藤 栄朗	建設課長	菰田 泰平
秘書広報課長	石原 治幸	都市整備課長	新井 悟
総務課長	堀江 和彦	下水道課長	御苑 昌美
財政課長	石川 普一	ガス事業課長	鎌田 直彦
企画政策課長	菅原 和弘	大網病院事務長	加藤 計廣
安全対策課長	石川 達秀	管理課長	酒井 総
税務課長	板倉 洋和	生涯学習課長	織本 慶一
市民課長	林 浩志	議会事務局長	秋本 勝則
地域づくり課長	大原 秀夫	農業委員会事務局長	角田 利夫
社会福祉課長	安川 一省	会計管理者	橋本 嘉夫
子育て支援課長	古内 衛	監査委員事務局長	齊藤 隆廣
高齢者支援課長	町山 繁雄	選挙管理委員会書記長	石井 繁治

策定部会			
秘書広報課 副課長	田邊 哲也	産業振興課 室長	糸日谷 昇
総務課 主査	齋藤 英樹	建設課 副課長	大塚 好
財政課 主査	森川 裕之	都市整備課 主査	山本 芳久
企画政策課 副課長	戸田 裕之	下水道課 副課長	北山 正憲
安全対策課 主査	深山 元博	ガス事業課 副課長	佐久間 勝則
税務課 副課長	北田 和之	大網病院 主査	松本 剣児
市民課 副主幹	岡澤 祥子	管理課 室長	中村 幸雄
地域づくり課 主査	野口 裕之	生涯学習課 副課長	永井 正見
社会福祉課 主査	谷川 充広	議会事務局 副主幹	飯高 謙一
子育て支援課 主査	島田 洋美	農業委員会事務局 主査	小倉 正光
高齢者支援課 主査	鈴木 正典	会計課 主査	田中 喜久代
健康増進課 副課長	伊藤 文江	監査委員会事務局 主任書記	古川 郁子

5. 人口減少対策及び後期基本計画策定に係る庁内検討組織（プロジェクトチーム）

(1) 設置趣旨（各課等の長あて市長通知（平成 26 年 10 月 31 日付け企第 1104 号）抜粋）

（略）

第 5 次総合計画の前期基本計画が平成 27 年度で終了することに伴い、後期基本計画の策定作業に着手しておりますが、今後の大きな社会状況の変化として、人口減少社会への対応が求められているところであり、国、県等においても検討が進められております。本市におきましても、今後、年齢構成の変化による税収減、社会保障費の増加など、早急に対策を検討していく必要があることから、人口減少対策及び後期基本計画策定の検討に際して、庁内検討組織（プロジェクトチーム）を設置することといたしました。

（略）

記

1 募集対象

副主査、主任主事・主任技師、主事・技師

※将来を見据えた施策を検討するという観点から、庁内の若手及び子育て世代を対象とする。

（略）

3 庁内検討組織の概要

- (1) 総合計画の基本構想における 6 つの基本目標と、2 つの推進方策の各分野ごとに、前期基本計画における進捗の確認を行い、後期基本計画において必要となる施策の検討を行う。
- (2) 人口減少の 2 つの要因、自然減（少子高齢化、合計特殊出生率低下）、社会減（転入に対する転出超過）に対して、有効となる施策の検討を行う。また、施策を効果的に周知するためのシティプロモーションについて検討を行う。

4 スケジュール

平成 26 年 11 月～平成 27 年 2 月 人口減少対策・シティプロモーションの検討

平成 27 年 3 月～平成 27 年 4 月 総合計画分野ごとの検討

平成 27 年 5 月 検討結果を総合計画策定委員会へ報告

※各会議は、各月 1～2 回（1 回 3 時間）程度で開催

（略）



(2) 人口減少対策及び後期基本計画策定に係る庁内検討組織（プロジェクトチーム）職員

人口減少対策及び後期基本計画策定に係る庁内検討組織（プロジェクトチーム）			
秘書広報課 副主査	山田 直美	子育て支援課 主事	富田 真澄
総務課 主任主事	矢代 早紀子	高齢者支援課 副主査	佐藤 亜希子
財政課 副主査	秋田谷 知則	健康増進課 主任保健師	花澤 直子
企画政策課 主事	松本 克彦	健康増進課 保健師	上代 実志
安全対策課 主事	二井 翔平	産業振興課 副主査	高山 公男
税務課 主事	弘中 圭介	建設課 主事	中村 香織
市民課 主任主事	古内 奈緒子	都市整備課 副主査	加藤 源一
市民課 主事	小笠原 勇	農業委員会事務局 主任書記	千葉 利憲
地域づくり課 主事	山本 江実	ガス事業課 主事	飯倉 直子
社会福祉課 主任主事	加藤岡 大祐	生涯学習課（図書室）主任司書	嶋田 奈々子

※所属及び職名は、平成 26 年 11 月第 1 回開催時点

6. 基本構想(策定時の原文紹介)

【留意点】

平成 23 年 4 月に平成 32 年度を目標年度とした大網白里市第 5 次総合計画を定め、そのなかで、市のめざす「将来像」と、それを実現するための施策の基本的な方向を定める基本構想を策定しています。

後期基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標を達成するために必要な施策・事業を体系的に定めたものですが、基本構想は、市の最上位の計画であることから、参考資料として、平成 23 年の策定当時の基本構想を掲載します。

なお、基本構想にある名称、表現、データ等は、策定時の原文のまま掲載しているため、本市の名称が「大網白里町」と記載されているなど、現在と異なる点があることについてご留意願います。



基本構想の概要

前提

- 計画的、総合的な行政運営を行うために、まちづくりの目標を定める
- 各目標を達成するための推進力として「協働のまちづくりの推進」、「行財政改革の推進」を位置づける
- まちづくりを推進するための最上位計画として定める
- 目標年度：平成32年度（2020年） ● 目標人口：53,000人

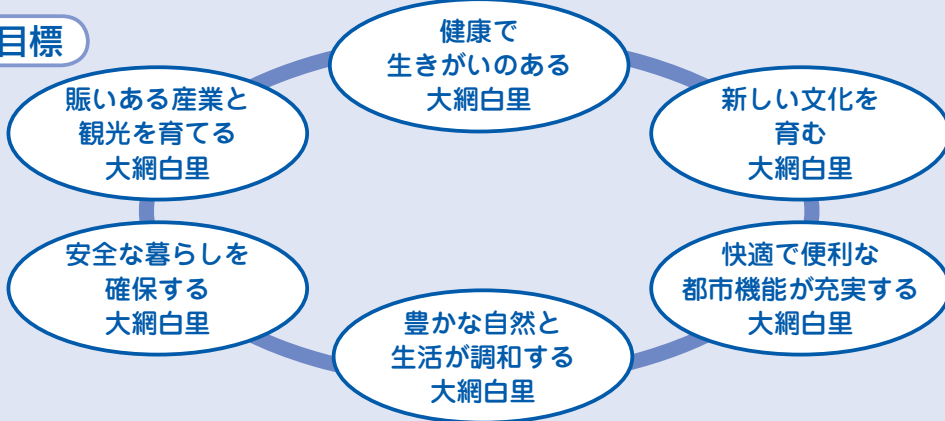
基本理念

- 町民憲章に定める“田園文化都市”の実現に向けて、自然や田園環境と都市環境の調和を念頭に、みんなでまちづくりに取り組む“参画と協働”を実践する

将来像

未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち

基本目標



まちづくりの推進

まちづくり推進力

$$= (\text{行財政改革による地域経営の力}) + (\text{協働の力}) + (\text{住民自治の力})$$

効率的な行財政運営

住民と行政が協働するまちづくり

第1章 総論

1. 総合計画のねらい

「総合計画」とは、取り巻く環境変化に対応するまちづくりのあり方を明らかにし、今後のまちづくりの目標を定め、計画的かつ総合的にまちづくりを推進するための最上位に位置する計画であり、基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成します。

大網白里町では、これまで第4次にわたる総合計画を策定し、これに基づいて効率的に町政運営を進め、着実な発展を遂げてきました。しかし、社会経済環境が大きく変化する中で多くの課題を抱えており、解決に向けたまちづくりの推進のあり方が問われている現状にあります。

第5次総合計画においては、町民憲章の精神である“明るく、豊かな、住みよい田園文化都市”の実現に向けて、これまでの長年にわたるまちづくりの歩みを糧として、地域を取り巻く環境変化に対応する必要があります。

特に、持続可能で効率的な行財政運営を行い、まちづくりの推進力を一層強化していく必要があります。

また、本町では、「協働のまちづくり推進計画」（平成21年4月）を策定し、あらゆる主体の町政への参画による協働を促進していくための環境整備を方向づけ、第5次総合計画においては、協働のまちづくりを実践していくための環境整備をしていく必要があります。

《総合計画の役割・性格》

- 行政運営における総合的な計画です。
- まちづくり、地域経営の最上位に位置する計画です。
- 基本目標を定め、まちづくりと行政運営の指針を示します。
- 住民、各種団体や企業などがまちづくり活動へ主体的に参画していくための方向性を示し、行政とともに進めるまちづくりの指針となるものです。



2. 総合計画の構成と期間

「基本構想」は、めざすべき将来目標とそれに向かう施策の方向を定めます。期間は、平成 23 年度（2011 年）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年）を目標年度とする 10 年間とします。

「基本計画」は、基本構想で定めたまちづくりの目標を達成するために必要な施策・事業を体系的に定めます。なお、「行政が主体となって進めるべきもの」、「住民の活動や民間活力で進めるべきもの」、「協働で進めるべきもの」、「国・県等への要望事項」なども加えた内容とします。

期間は、5 年間の 2 期に分けて、前期計画を平成 23 年度から平成 27 年度、後期計画を平成 28 年度から平成 32 年度としますが、社会経済状況の急激な変化などに対応し、弾力的な見直しを行います。

「実施計画」は、基本計画で示した基本的な施策の具体化を図るために、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる事業計画を示すものです。

計画期間は前期 5 年、後期 5 年として策定し、今後の法改正、制度改革や財政状況、各事業の進捗状況や実施成果などを踏まえ、柔軟に対応していきます。また、計画・事業実施・評価・改善という PDCA の循環を基本にする行政評価システムの実効性を高めながら、ローリング方式で年度ごとの見直しを加え、実施事業の最適化を図ります。

《第 5 次総合計画の構成と期間》



第2章 まちづくりを取り巻く環境の変化

1. 本町の概況

■ 地勢と位置

本町は、東京都心から50～60km圏域に位置し、県都千葉市に隣接し、九十九里平野のほぼ中央にあります。西は緑豊かな丘陵部、中央は広大な田園部、東は太平洋に面した白砂青松の海岸部という多様な地勢と身近で豊かな自然を持つ風土(土地・環境)を有しており、温暖な気候にあります。町域は東西の長さが約14km、南北は最長部で約7km、総面積は58.06km²、海岸線は約3.5kmとなっています。

交通面では、首都圏から九十九里浜へと至る幹線道路沿いに位置し、さらにJR外房線とJR東金線の分岐点にあたることから、千葉県東部地域の中では外房地区の玄関口として地理的に優位な条件を備えています。また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備も進められており、産業をはじめ新たな地域活性化の促進効果が期待されています。

■ 歴史的経緯

歴史的にみると、明治2年(1869年)には、宮谷の本國寺に庁舎が置かれ、木更津県が設置されるまでの2年9ヶ月の間、宮谷県庁として千葉県近代史の一端を担いました。

昭和29年(1954年)12月には2町1村の合併により大網白里町が誕生し、丘陵(旧大網町)・田園(旧増穂村)・海岸(旧白里町)の3つの特徴ある風土を持つまちが形成されました。

その後も豊かな海や自然を背景とした、農業を中心とする地域でしたが、高度経済成長期に入り、千葉市や東京都心部からの郊外型ベッドタウンとして注目され、昭和50年代からは、町西部の丘陵地を中心に住宅開発が進み、さらにJR京葉線の外房線乗り入れなどの交通アクセスの向上によって急速に人口が増加して、住宅都市的な性格が強くなりました。

昭和54年(1979年)に、自然環境に恵まれた良好な田園環境と都市機能が調和するまちを実現するため、町民憲章を制定して“明るく、豊かな、住みよい田園文化都市”をめざして、特に住宅開発については、5団地構想の推進と市街地機能の整備などを通じて、住みよいまちづくりを進めてきました。

■ 人口・世帯

本町の人口は、大網白里町の誕生時(昭和29年)には2万5,000人程でしたが、昭和50年代以降から人口増加が続いてきました。平成2年から7年の5年間で約8,500人(5年間増加率25.2%)の増加をみるなど、人口増加を着実に積み重ねてきましたが、最近では増加幅が鈍化してきています。

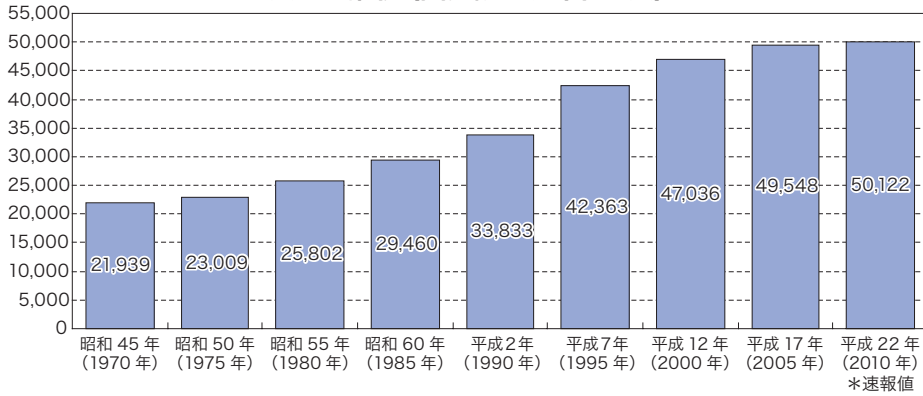
平成17年(2005年)の国勢調査では49,548人、平成23年3月1日現在の住民基本台帳人口(外国人を含む)では、51,363人となっています。

世帯数は、16,732世帯(平成17年国勢調査)で増加を続けており、1世帯当たり人員は2.96人と減少しています。

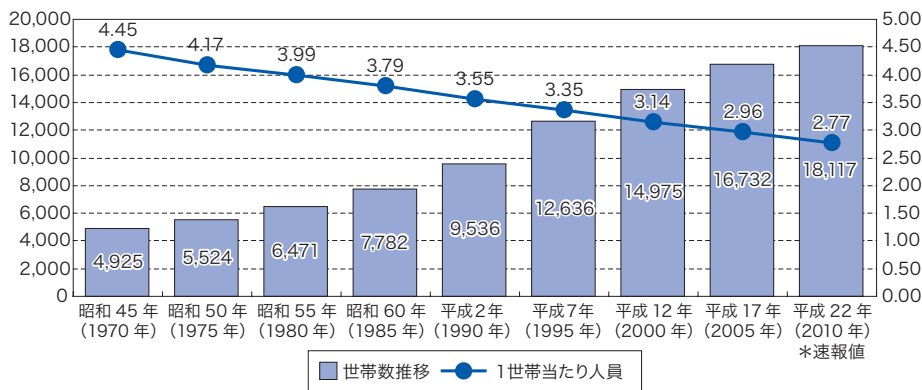
注) 平成22年(2010年)国勢調査速報値では、50,122人、18,117世帯(1世帯当たり人員2.77人)と平成17年比で574人、1,385世帯の増加となっている。



人口の推移 (国勢調査、単位：人)



世帯数と1世帯当たり人員の推移 (国勢調査、単位：世帯、人)



■ 就業・産業

本町の就業人口は 23,118 人 (平成 17 年国勢調査・常住地ベース) で、就業構成は第 1 次産業 6.2%、第 2 次産業 22.5%、第 3 次産業 68.1% (分類不能 3.2%) となっています。この就業人口の内 14,788 人 (就業総数の 64%) は、千葉市や近隣市、東京近郊など町外への通勤者が占めています。

稲作中心の農業は、取り巻く環境変化の中で従事者の高齢化が進み、遊休農地も拡大していますが、田園風景が広がる農地と農村集落は、緑の潤いを提供しています。

製造業は、食料品製造業が主体ですが、中小規模の事業所が多く、町の経済に占める位置も低位です。商業は、幹線道路沿道などに大型店やロードサイド型店舗が立地し、年間商品販売額の多くを占めていますが、隣接する千葉市、東金市、茂原市などへの購買力の流出が大きく、空き店舗が増加するなど、旧来からの商店は多くの課題を抱えています。

観光客の入り込みは、白里海岸が主体で夏には海水浴客で賑いますが、拠点となる観光施設もなく、観光客数は伸び悩んでいます。

■ 上位・関連計画

わが国の国づくり指針である「国土形成計画」(平成 20 年 7 月)、首都圏の広域体系や地域的な機能集積と分担・連携を方向づけている「第 5 次首都圏基本計画」(平成 11 年 3 月)があります。また、「千葉県総合計画・輝け!ちば元気プラン」(平成 22 年 3 月)では県土の新たな方針を定めています。

「長生・山武地方拠点都市地域基本計画」(平成 18 年 3 月)では、広域的な機能分担を重視した継続的な拠点都市機能の整備を計画しています。

2. 社会経済環境の変化

今後のまちづくりを考える上で、自治体のあり方、地域振興の方向に大きな影響を及ぼす社会経済環境の変化として、次の7つの潮流があげられます。これらに地域としての確に対応していくことが求められています。

■ 人口減少社会の到来

わが国の総人口は、平成16年にピークに達した後、減少に転じ、今後長期的に減少していくことが推計されています。これまでに経験したことがない人口減少過程に入ったことで、社会経済構造に深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。

わが国では、未婚・晩婚化傾向が進むなかで、全国的に急速な少子化が進行しています。平成17年の合計特殊出生率は、1.26となり、過去最低の水準となりました。その後やや回復しましたが、先進国の中でも最も低い水準であり、わが国の少子化の進行が極めて深刻な状況になっていることを示しています。

また、世界の先進国の中でも類を見ない速度で、高齢化が進行しています。平成17年には、わが国の高齢化率が20.2%（平成17年国勢調査結果）に達し、超高齢社会への移行は急進展しています。

■ グローバル化、国際化の進展

世界経済との連動や一体化が進む経済のグローバル化（地球・世界規模で影響が及ぶこと）をはじめ、ヒト・モノ・カネ・情報の動きは世界規模で活発化し、グローバルな地域間競争が進んでいます。グローバル企業が増加するとともに、近年、労働力としての外国人の雇用が拡大し、人口減少社会に備えた受け入れ促進により、今後とも増加すると予想されています。外国人の労働環境、教育や医療の問題など地域社会では多種多様な摩擦も生じており、内なる国際化、多文化共生社会づくりが課題となりつつあります。

■ 高度情報化社会の進展

情報通信ネットワークの構築は、国民生活の向上や国際競争力の強化に不可欠になっています。e-Japan構想をはじめ電子情報化戦略が進められ、インターネット利用人口の増加、ブロードバンドなどの普及が堅調に推移してきています。情報化の社会的浸透に伴いICTの利活用の高度化、情報活用格差の是正、セキュリティ対策の促進、IT産業の国際競争力の強化などが進められつつあります。

■ 産業経済構造の変化

経済のグローバル化が進むなかで、国内企業にも直接大きな影響を及ぼす経済問題が漸増し、また、めまぐるしく変化を続けています。これまで国外需要に依存してきた日本経済には厳しい世界経済の同時的減速に直面しています。さらに、国内需要も停滞し、景気の後退局面が長期化・深刻化しており、景気の先行きは楽観できない状況にあります。また、わが国のGDP成長率は低水準で停滞し、長期的経済成長も足踏み状態にあります。

産業構造の主要産業として、製造業では情報通信機器、半導体、製造装置、新たな産業群（燃料電池、ロボット、先端医療機器など）の成長が期待されています。非製造業ではメディアソフト（コンテンツ産業）、ファッション、食、観光、教育などに加え、医療・介護関連の新サービスが産業として大きな役割を持つと考えられます。



特に、ASEAN・韓国・中国など東アジア圏及びBOPビジネス地域のアフリカ圏での需要が成長すると期待されています。

■ 環境問題の深刻化

温暖化など世界規模で進む地球環境危機が深刻化しています。ポスト京都議定書の環境負荷低減への国際的な取り組みの気運が高まっています。各種リサイクル法制の整備など資源循環型社会への移行が進み、環境保全活動も高まり、環境ビジネスの市場規模の大幅な拡大も見込まれています。また、水循環機能、生物多様性など生態系の保全と回復に対する意識が高まっており、各地域自治体、企業はもとより国民レベルでの着実な対応が求められています。

■ 安全・安心社会の実現と維持

国民の多くが、わが国の安全・安心に不安を感じており、自然災害、犯罪、事故、医療・福祉、食・住など社会的な安全・安心を脅かす事案・事件が発生するなかで、危機管理への意識が高まっています。自然災害にも確実な予知態勢をとりながら、対策に取り組む必要があります。

■ 分権型社会の進展、行財政改革

「地方分権推進法」以降、「地方分権一括法」（平成12年4月）が施行され、地方分権改革の取り組みが進みました。

平成の大合併をはじめ、地方自治の枠組みの再編が進むとともに、広域連合や定住自立圏構想など自治体枠を越えた広域連携が強まりました。また、年々膨らむ国や地方の債務残高とともに、国と地方の関係を見直し、権限・税財源委譲論議が展開され、財政再建、税体系の再構築、都市と地方の財政力や税収力の格差是正など、地方自治体が自立的かつ持続的に運営できる財政基盤の確立、健全化に向けて取り組むべき課題も明確化してきています。

このような厳しい財政環境が続くなか、自治体におけるNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）の導入など行財政の改革が進展し、さらに、自主防災組織など市民活動による支援を背景に、公共的サービスを多様な主体（例えば、NPO、地域コミュニティ、ボランティア団体や企業など）が担う“新しい公共”という考え方が浸透しています。

3. まちづくりの評価と意向

まちづくりに対する評価や意向を把握するため、町民アンケート調査（町民 3,000 人対象、回答率 41.3%）、各種団体等意向調査などを実施しました。町民アンケート調査結果から、評価や意向の要点は次のように集約されます。

注）町民アンケート調査は、過年度の調査（平成 19 年度及び 17 年度実施）との連続性を考慮し、まちづくり施策の評価など継続的な設問と住民参加や行政運営などに関する新たな設問で構成し、平成 21 年 12 月に実施。

《継続的な設問》

■ 住みよさ意識

- * 「ふつう」が 37.1%、「住みよい」は 28.9%、「住みにくい」は 31.2% と前回調査と同様です。
- * 「住みよい」への回答は、愛着意識、定住意思がともに高く、顕著な相関を示しています。

■ 町への誇りや愛着

- * 「愛着意識がある」は 52.8% と前回調査より増えています。

■ 定住意思

- * 「定住したい」が 70.0%、「移転したい」は 18.6% で前回調査より減じていますが、ほぼ同等の結果です。
- * 住み続けたい主な理由は、「自然環境が良い」が特に高く、「近くに親族がいる」、「買い物など日常生活が便利である」、「交通（アクセス）が便利である」があげられ、前回調査と同様です。

■ 第 4 次総合計画 49 項目の施策の満足度と重要度評価

- * 施策全体で「現状の満足度が低く、今後の重要度が高い」度合いが強い施策は、住民福祉分野で多く、都市基盤分野、安全・防犯対策分野での項目が目立ち、「重点的な課題領域」として改善が特に望まれています。
 - ・ 住民福祉分野で「安心できる医療体制」、「介護サービス」、「高齢者福祉サービス」
 - ・ 都市基盤分野で「駅周辺の整備」、「下水・汚水処理の整備」、「道路の整備・管理」
 - ・ 安全・防犯対策分野で「救急体制」、「交通安全対策、安全施設」、「防犯対策、防犯施設」
 - ・ 産業振興分野で「商工業の振興」の計 10 項目があげられます。
- * 特に重要な施策の順位づけでは、「安心できる医療体制」、「駅周辺の整備」、「救急体制」の 3 項目が突出して上位にあげられています。次いで、「高齢者福祉サービス」、「道路の整備・管理」、「介護サービス」、「下水・汚水処理の整備」、「バスの利便性」、「小中学校の教育施設や教育内容」、「防犯対策、防犯施設」と続いています。



《住民参加や行政運営などに関する新たな設問》

■ 地域・地区や各種団体・サークル等の活動、行事への参加

* 「ほとんど参加していない」が52.3%と最も高く、特に20歳代～30歳代で高い割合になっています。

■ 地域における課題解決へのあるべき姿

* 「行政主体」型よりも「協働して行う、あるいは住民主体で行政は支援する」、そして「課題の内容により区別する」という意向が高くなっています。

■ 町政（まちづくり）への町民意向の反映

* 「反映されていない」が54.1%になり、「反映されている」の33.1%を上回っています。

■ これからの行政の役割やサービスのあり方

* 役割分担では、「民間でできることは民間にまかせ、行政は行政でなければできないことに集中すべきだ」が57.8%で、「民間にサービスの提供をまかせることには不安があるので、これまでどおり行政が担っていくべきだ」の42.1%を大きく上回っています。このように、行政の役割に対する意向が変化しています。

* 行政サービスでは、「財源に限られるなかでは、行政はあれもこれもではなく、重点を定め、メリハリをつけてサービスを行うべきだ」が48.9%で、「行政は、住民のニーズに応じて広くサービスを行うべきだ」の30.4%を上回っています。行政サービスにおける重点とメリハリが期待されています。

* 税等の負担では、「行政サービスの規模や水準を見直してでも税金等の負担が増えないようにすべきだ」が55.9%を占め、「行政サービスの水準が向上するなら税金等の負担が増えてもしかたない」の14.2%を大きく上回っています。「どちらとも言えない」が23.9%ですが、税金等の負担増加への懸念が大きくなっています。

■ 市制施行への意向

* 「市になるのがよい」が38.6%、「町のままだがよい」と「どちらともいえない」がそれぞれ21.0%という結果になっています。

■ 今後のまちづくりに関する意見や提案

* 記入回答には、550人の方から合計829件の意見が寄せられました。「行政運営全般」への意見が約半数を占めています。

第3章 まちづくりの将来像

1. まちづくりの基本理念と将来像

(1) 基本理念

町民憲章である“明るく、豊かな、住みよい田園文化都市”の実現とその継承をまちづくりの根底に流れる考え方や姿勢、つまり基本理念として、まちづくりを進めてきました。

大網白里町町民憲章(昭和54年10月5日制定)

緑と太陽そして海、ふるさと大網白里町は環境に恵まれています。

わたくしたちは、「明るく、豊かな、住みよい田園文化都市」づくりと、まちの限りない発展を願い、この町民憲章を定めます。

- 一、自然を大切にし、健康で安全なまちをつくりましょう。
- 一、ほこりをもって働き、豊かな、ゆとりあるまちをつくりましょう。
- 一、ふるさとを愛し、香り高い文化のまちをつくりましょう。
- 一、老人に安らぎを、若者には夢のあるまちをつくりましょう。
- 一、笑顔で助けあい、心のふれあうまちをつくりましょう。

第5次総合計画においては、これまでの基本理念を継承しつつ、時代の変化に対応する要素を付加し、新しい時代の基本理念として、次の2つを基本理念に掲げます。

“田園文化都市の継承” 田園環境と都市環境の調和

* 「田園文化都市」とは、田園が持つ身近で豊かな自然や恵み、そして、都市が持つべき快適な都市機能と新たな文化性をあわせ持つまちの姿を表し、今日においても色あせない理想の都市像です。このまちづくりの考え方を住民共通の心象として継承し、まちづくりを実践していきます。

“みんなで作ろう” 住民参画と協働の推進

* 第4次総合計画では、「みんなで作ろう い い 生き活きとした“まち 良い街”“ふるさと 良い故郷”を基本理念に掲げてきました。特にまちづくりの原点として“みんなで作ろう”を継承し、住民誰もが何かを受け持つまちづくり、住民参画と協働への努力をさらに力強く、飛躍させることをめざします。試行錯誤を繰り返しながらも、住民一人ひとりの主体性を発揮できる環境と仕組みづくりに取り組み、時代に対応したまちづくりを実践していきます。



(2) 将来像

“田園文化都市の継承”：田園環境と都市環境の調和、“みんなでつくろう”：住民参画と協働の推進という2つの基本理念を踏まえ、第5次総合計画がめざす将来像を掲げます。

未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち

この将来像には、次のような想いを託しました。

- ① 地域の特性を活かした質の高い生活を、住民、企業、行政が一体となって創造し、安心、安全、快適さを実感できる、誰もが住みよいまち、“住みたい・住み続けたいと思えるまち”をつくります。
- ② “田園の良さ”を継承し、“都市の良さ”を充実し、双方が調和する“田園文化都市”をつくります。
 - * 丘陵のみどり、田園のみどり、海岸の白砂青松など、丘陵と里山・田園・海岸地域が育てている自然環境、美しい風景、先人がつくりあげてきた地域の歴史と伝統的文化、田園地帯としての農業、食の生産、農村のきずな、ふれあいなど都市では失われつつある“田園の良さ”を大切にし、継承し、活かします。
 - * 賑いや躍動感、人の往来、工業や商業・サービス業の集積、交通・情報通信機能、教育・文化・余暇・生涯学習機能、選択の幅がある医療・福祉や雇用・就労の場、整備された市街地という“都市の良さ”が持つ機能を充実していきます。
- ③ 住民参画と協働で知恵や労力を提供しあい、“みんなで力をあわせて”未来に向けて、地域の発展可能性を引き出していくまちをつくります。

2. 将来人口と土地利用

(1) 将来人口の見通し

目標年度

平成 32 年

目標人口

53,000 人

本町の総人口は、5 団地開発を背景に一貫して増加しており、平成 17 年（2005 年）国勢調査では 49,548 人となっています。特に、平成 2 年（1990 年）から平成 7 年（1995 年）にかけての 5 年間は約 8,500 人（国勢調査）の増加をみましたが、以降は増加の度合いがしだいに鈍化してきています。

最近 5 年間の推移を基にした人口推計では、今後 5 年後までは増加し、以降は減少に推移する結果になっており、本計画の中間年度である平成 27 年では 51,700 ～ 51,800 人、目標年度である平成 32 年では 51,500 ～ 51,700 人が推計されます。

注）人口推計：最近 5 年間（平成 17 年～ 22 年）の住民基本台帳人口プラス外国人登録人口に基づいた、今後の政策効果を加味しない各推計では、人口増加の構造がしだいに弱まり、人口減少に転じる構造に変化していくことを示している。なお、平成 22 年 4 月 1 日の外国人登録人口を加えた住民基本台帳人口は、51,329 人である。また、平成 22 年（2010 年）国勢調査速報値では、50,122 人となっている。

今後は、大網駅東土地区画整理事業による都市基盤整備及び国道 128 号沿道の市街化区域編入によって、当街区及び周辺地区、また、5 団地の住宅余剰地への張り付きによる人口流入が想定され、第 5 次総合計画の実施による政策効果として、定住人口の確保、新たな定住促進などによる人口増加が期待されます。よって、目標人口を 53,000 人としました。



(2) 土地利用の基本方針

本町の土地利用については、今後の圏央道など広域幹線道路の整備による波及効果、市街地整備による土地開発の見通しなどを踏まえ、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などとの整合を図りながら、限られた町土を効果的に活かし、自然環境や田園環境との調和、災害対策を重視しながら、便利で快適な暮らしができる都市基盤を強化し、新たな活力を生み出すための土地利用を基本にします。

① 複合的な機能が調和する土地利用

住宅都市としての居住機能だけでなく、産業（農・商・漁）・業務機能、レクリエーション機能など多様な機能が調和するまちの形成を図ります。

② 町の中核となる都市機能を形成する土地利用

まちの顔となる賑いを創造しながら、安全・安心・快適な暮らしを実現していくために、すべての住民が利用しやすい中心市街地における都市機能の充実を進めます。

③ 農地と田園環境を保全する土地利用

農地は、農業生産の基盤であるとともに、田園としての潤いとみどりと水環境など自然環境の保持機能を有しており、防災面（保水性）での役割も担っていることから、必要な農地の良好な保全を図ります。

④ 豊かな自然を保全する土地利用

丘陵と里山から田園、海岸部に連なる地域に育まれている身近な自然環境は貴重な財産であり、住民にゆとりと安らぎを与えています。このため、地域の特性に応じた緑地の保全と活用を図ります。

⑤ 町内外の交流を促進する土地利用

住む人はもちろん、来訪者・来遊者にとっても利用できる歴史文化資源や自然環境、観光資源を活かした公園などの憩い空間の確保や通年型観光を実現するため、町内外の人々の交流促進に効果的な土地利用を図ります。

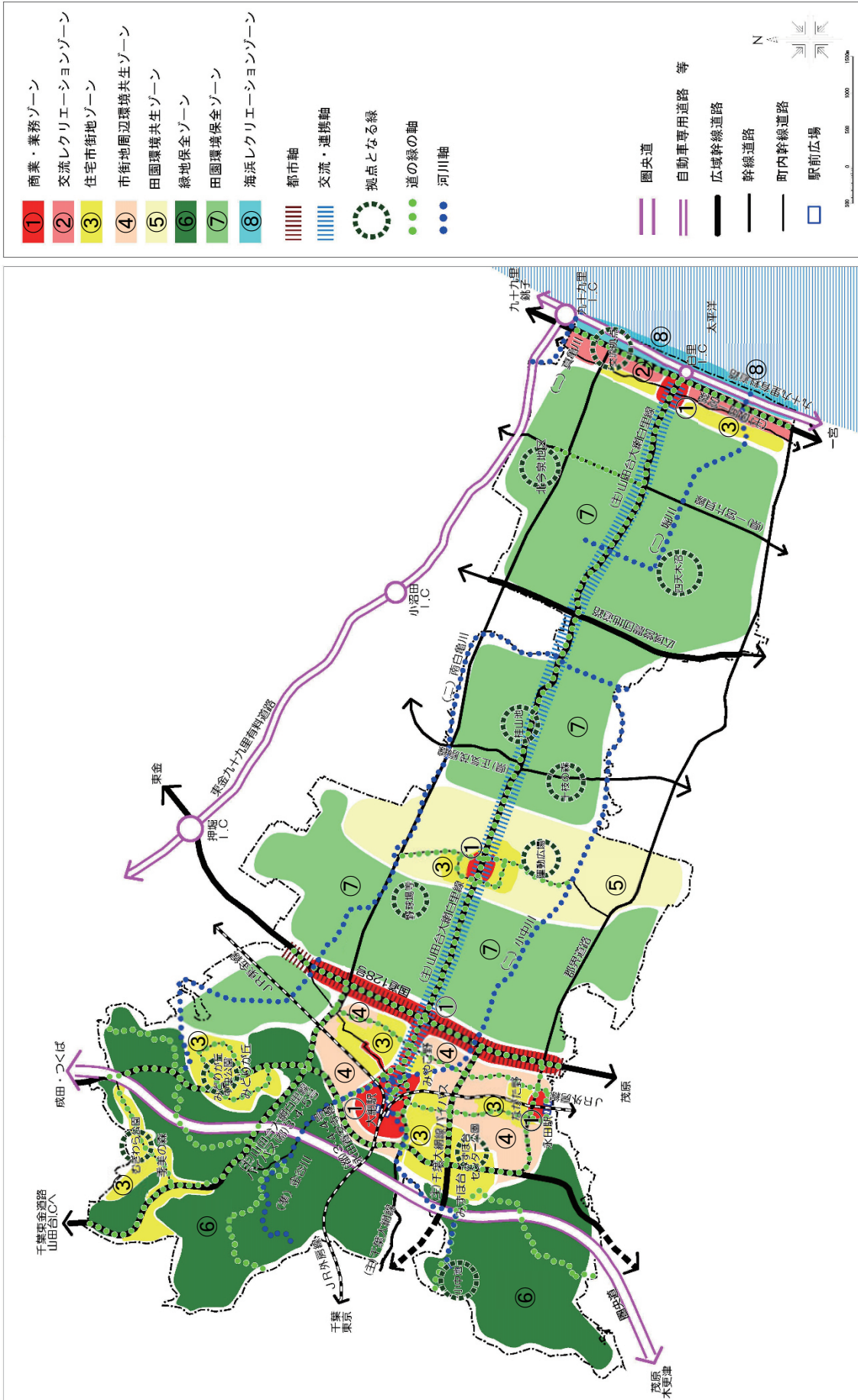
土地利用の基本方針を踏まえ、市街地、商業・業務、住宅などの都市機能の整備及び田園環境や自然環境の保全に留意して、8つのゾーンを設定して長期的な整備を方向づけます。

《ゾーンと整備の方向》

ゾーン	地区・地域	長期的な整備方向
① 商業・業務ゾーン	JR大網駅周辺	大網駅東土地区画整理事業区域をはじめとする十分な都市基盤施設を整備した上で、交通条件（鉄道、道路）を活用した、まちの中心核となる商業・業務機能を誘導します。
	国道 128 号沿道	周辺の自然環境に配慮しつつ、広域的な交通の利便性を活用した沿道立地型の商業・業務機能を誘導します。
	旧国道 128 号沿道、JR永田駅周辺、増穂地区及び白里地区の主要地方道山田台大網白里線沿道	既存市街地やまとまりのある新住宅市街地などで、近隣住民の日常生活を支える商業施設等を誘導します。
② 交流レクリエーションゾーン	主要地方道飯岡一宮線沿道	レクリエーション系商業・サービス施設を誘導します。また、東金九十九里有料道路のIC周辺において、広域的な行楽客の流動を町内に誘導するための交流拠点を整備します。
③ 住宅市街地ゾーン	大網地区市街地	大網、駒込、永田の古くからの市街地は、交通の利便性と歴史性を活かした住宅地として、道路や公園等の基盤施設整備など、居住環境の維持・増進を図ります。
	増穂地区市街地	増穂地区市街地は、田園環境と調和したゆとりある良好な住環境を維持・増進します。
	白里地区市街地	海岸と田園に隣接し一体となった景観を形成している白里地区市街地は、海と田園に囲まれた良好な住環境を維持・増進します。
	みやこ野、ながた野、みずほ台、みどりが丘、季美の森	面整備による5つの住宅団地は、今後も良好な居住環境を維持し、住宅等の立地の促進を図ります。
④ 市街地周辺環境共生ゾーン	大網地区 既存市街地周辺	JR大網駅周辺の市街地縁辺部や、国道128号以西の大網駅から永田駅までの市街化調整区域については、JR大網駅周辺整備により生活や交通の利便性の高い地域となることから、市街地としての整備については、自然環境との調和に留意するよう誘導します。
⑤ 田園環境共生ゾーン	増穂地区周辺	市街化区域の縁辺で宅地化が特に顕著な農住混在型の市街化調整区域については、田園環境との共生、農業環境に配慮するとともに、田園環境を活かしたゆとりある低層住宅地として、住環境の維持・保全に努めます。
⑥ 緑地保全ゾーン	西部丘陵地域	西部に位置する丘陵地の斜面林や谷津田は、緑地を保全し、樹林地、県立九十九里自然公園区域である小中池、谷津田といった自然環境の保全とともにその活用に努めます。なお、圏央道の開通に伴う新たな土地利用については、自然環境の保全と調和に留意します。
⑦ 田園環境保全ゾーン	中部地域及び海浜地域一帯の農地	中部地域及び海浜地域の農地一帯は、農業環境と住環境が共存した質の高い田園環境の保全・形成に努めます。なお、広域農道等幹線道路整備に伴う新たな土地利用については、地域の田園環境との調和に努めます。
⑧ 海浜レクリエーションゾーン	白里海岸部一帯	白里地区海岸部一帯は、海浜の自然環境の保全に努めるとともに、通年型の海浜レクリエーションのニーズに対応する機能を強化します。



《土地利用構想図》



第4章 まちづくりの基本目標と推進方策

1. まちづくりの基本目標

まちづくりの将来像の実現に向け、各種の施策を総合的、計画的に進めるため、施策の達成すべき基本的な目標を次のように定めます。

1 健康で生きがいのある 大網白里

町民アンケートでは、安心できる医療体制、介護サービス、高齢者福祉、さらに保育サービスなど医療と福祉分野の多くの項目が、重点的に取り組むべき課題として指摘されており、少子高齢化に対応するきめ細かな施策の充実が必要とされています。

少子高齢化の進展に対応し、全町民の願いである健康で安心して生活できるように、相互の支えあい活動を促進し、安らぎのある暮らしを実感できる“健康で生きがいのある 大網白里”をめざします。

2 新しい文化を育む 大網白里

町民アンケートでは、幼児教育や学校教育における教育環境の充実が取り組むべき重要度が高い項目として指摘されており、教育施設や教育内容の充実をはじめ、子どもたちの育成環境の向上とともに、教育や文化を担う人材育成と生涯学習の連携が必要とされています。

明日を担う子どもたちの生きる力を育む環境の一層の充実を図るとともに、人々のライフステージと価値観の多様化に応じて、生涯を通じた学習活動の広がりを図り、新しい知識や技術を生活に、また、まちづくり活動に活かしていくことができる育成環境を整備し、人と文化づくりを実感できる“新しい文化を育む 大網白里”をめざします。

3 快適で便利な都市機能が充実する 大網白里

町民アンケートでは、駅周辺の整備をはじめ、下水・汚水処理、道路の整備・管理、国道沿道の整備、鉄道・バスの利便性が重点的に取り組むべき課題として指摘されており、都市基盤整備を強化していくことが求められています。

緑豊かな田園環境との共生を基本に、広域的な交通幹線の整備に対応した道路網の整備、公共交通機関の充実、市街地機能や上下水道施設の整備、さらに公園・緑地の確保など、良好な都市基盤の形成を継続的に強化し、ここに暮らす魅力を実感できる“快適で便利な都市機能が充実する 大網白里”をめざします。



4 豊かな自然と生活が調和する 大網白里

町民アンケートでは、地球温暖化防止対策を含めた自然資源の保全、ごみの分別・収集体制、污水处理について関心が高く、課題として指摘されています。また、気候変動、地球温暖化など地球環境問題が顕在化し、生物多様性など環境保全と維持に取り組む活動が活発化する一方で、循環型社会づくりへの取り組みが一層重要になっています。

地球温暖化防止対策、エコライフ活動や新エネルギー活用に取り組むとともに、地域ぐるみでのごみの減量化やリサイクルの普及、また、身近な自然環境や田園環境と調和する水と緑の空間づくりに取り組み、自然環境との共生、環境にやさしい生活が実感できる“豊かな自然と生活が調和する 大網白里”をめざします。

5 安全な暮らしを確保する 大網白里

町民アンケートでは、日々の暮らしの中で救急体制、交通安全、防犯について関心が高く、安全・安心な暮らしの環境づくりが求められています。

防災体制の強化による災害に強いまちづくりを推進するとともに、保健や福祉の充実、都市基盤整備と連動して、交通安全や防犯など日常の暮らしにおける安全性・安心感を実感できる“安全な暮らしを確保する大網白里”をめざします。

6 賑いある産業と観光を育てる 大網白里

町民アンケートでは、生活していく上で買い物環境の改善、また、身近な雇用・就労の場づくりと関連し、商工業の振興が重点的に取り組む課題として指摘されています。

地域産業の育成は、地産地消や食の豊かさ、買い物の利便性や就労の場づくりなど定住環境の改善整備の観点からも重要です。田園環境を保全し、環境変化に対応する農業や商工業の振興、企業などの誘致をはじめ、観光交流の推進から派生する経済効果など、これまでの産業蓄積を活かし、地域が保有する潜在可能性を掘り起こしながら、地域経済基盤の底上げへのさまざまな支援対策を図り、地域の新たな発展を実感できる“賑いある産業と観光を育てる 大網白里”をめざします。

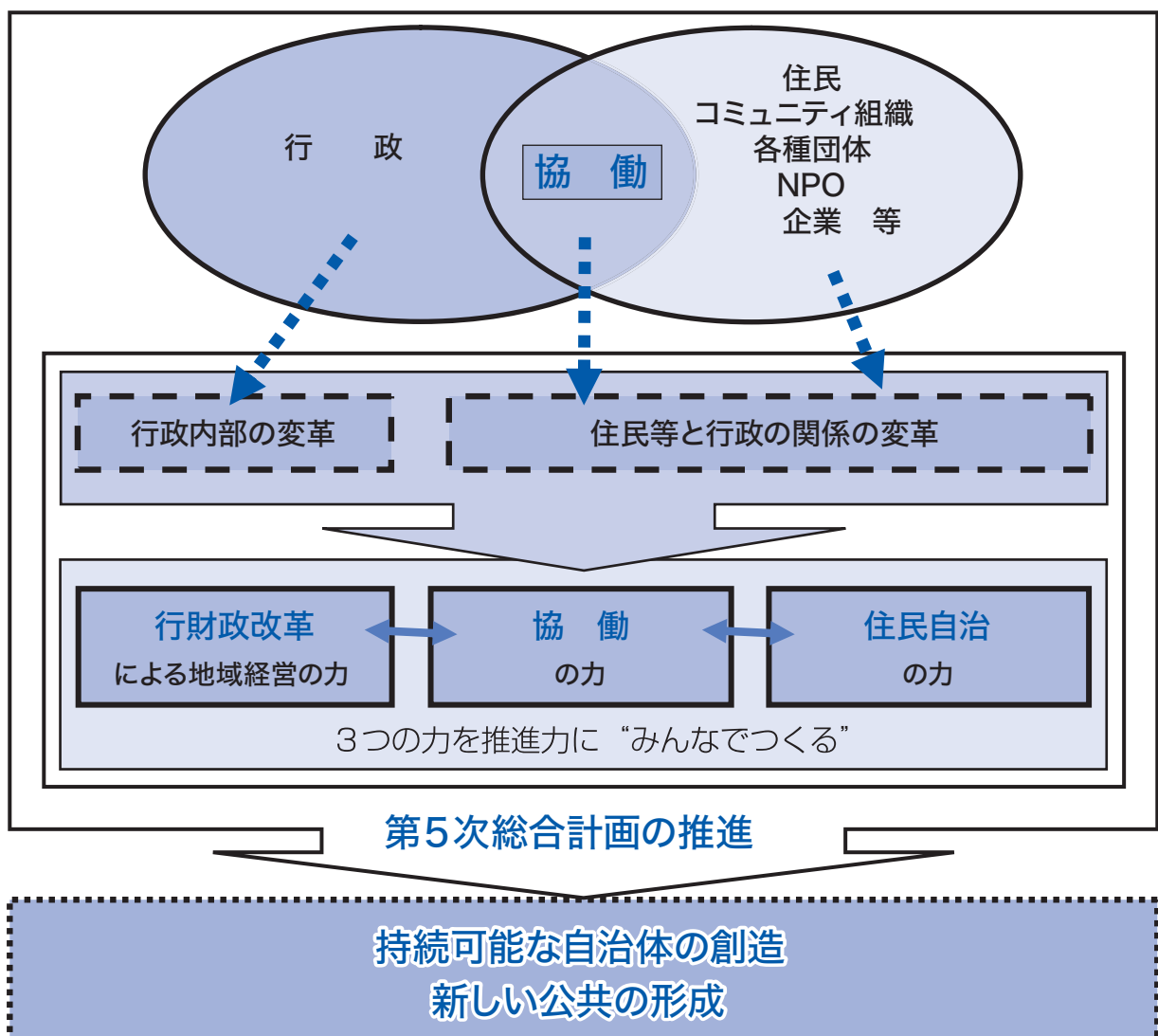
2. まちづくりの推進方策

まちづくりを推進する力・地域経営の力を高めていくために、行財政改革、住民自治と協働という3つの方向から、仕組みづくりに取り組んでいきます。なお、行財政改革、住民自治と協働によるまちづくり推進力の強化は、前項のまちづくり目標に掲げた各分野の施策を横串のように貫く位置づけになります。

(1) まちづくり推進力の強化

住民ニーズが多様化し、地域を取り巻く環境が厳しさを増しているなかで、暮らしの環境の改善を図り、自治体として守るべき基礎的なセーフティネットを確保し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、行政のみでは限界があり、“みんなで力を合わせる”総合的な地域力が必要とされています。

総合的な地域力を高めていくためには、行政内部の変革（行財政の見直し）とともに、住民等と行政の関係の変革が重要であると考えます。総合計画の推進、具体化・実践していくには、行財政改革による地域経営の力とともに、住民自治の力と協働の力という3つの力が推進力となる仕組みによって強化されます。この推進体制は“新しい公共の形成”に密接につながります。





“新しい公共の形成”とは、公共的サービスは行政が担うべきものという従来の考え方から、地域において担い手となりうる多様な主体（住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO、民間事業者や企業など）の参画を得て、行政と協働して公共的サービスを提供していく仕組みに変革していくことです。“新しい公共”の考え方は、行政組織運営の刷新や自治体経営のあり方として一般的となり、浸透が促進されています。

(2) 住民自治と協働の力

住民と行政の関係を変革するためには、地方自治の2つの柱である“団体自治”と“住民自治”のあり方を再考しなければなりません。

“団体自治”とは、いわゆる地方公共団体（主に基礎自治体である市町村）が、自主的に団体の事務（地方の行政）を担当し、実施していくことを意味します。

“住民自治”とは、地方の行政は、その地域の住民の意思と責任に基づいて処理されることを意味し、「地域・コミュニティの課題は、地域の人々がみんな考え、責任を持って決定し、解決へ主導していくこと」といえます。政策の決定と実施を行政に委ねる間接的な行政参加に加えて、これからは住民が主体者としての権利と義務を自覚し、住民自らが力をさらに活かして、町政に参画していく仕組み（環境）づくりが求められます。

“協働”は、「同じ目的のために、協力して働くこと」であり、「住民がお互いに、そして住民と行政が、それぞれが持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力して、地域課題の解決にあたること」です。地域における協働を進めるためには“住民自治”の強化が不可欠となります。

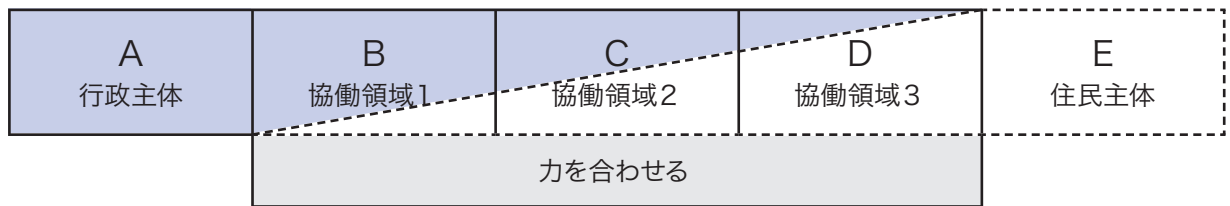
注）協働は、行政と住民（官・民）の協働のみを意味するものではなく、各種の活動団体等が相互に連携し、協働していく取り組み、住民相互（民・民）の協働も重要視されている。

このような住民自治と協働の意義を地域みんなで共有することから「住民自治（住む人）の力を活かし、協働の力を発揮するまちづくり」が持続可能なまちづくりの推進力になります。

町では、住民と行政が協力したまちづくりの具体化に向け、住民参加のあり方を検討し、住民参加機会の拡充を推進するため、一般公募による懇談会や委員会活動を進め、「協働のまちづくり推進計画」を策定し、協働を促進していくための環境整備を方向づけしています。この推進計画では、3段階10年間の戦略と13の施策を掲げ、“第5次総合計画で推進計画を取り上げ、実現をめざす”ことが明記されています。

総合計画では、まちづくりの将来像を達成するために必要な施策・事業を体系的に定めることとなりますが、行政が主体となって進めるべきもの、支援するもののほか、住民主体の活動や民間活力で進めるべきもの、国・県等への要望事項なども加えた内容となります。また、今後のまちづくりにおいて、さまざまな地域課題に対応していくためには、数多くの施策・事業を行っていかねばなりません。その施策・事業の推進にあたっては、住民と行政がさまざまな協議を重ねながら、協働型の事業分野を重視するとともに、役割分担と協働の考え方で進めていくことを基本にします。

《住民と行政の関係からみた「協働」領域》

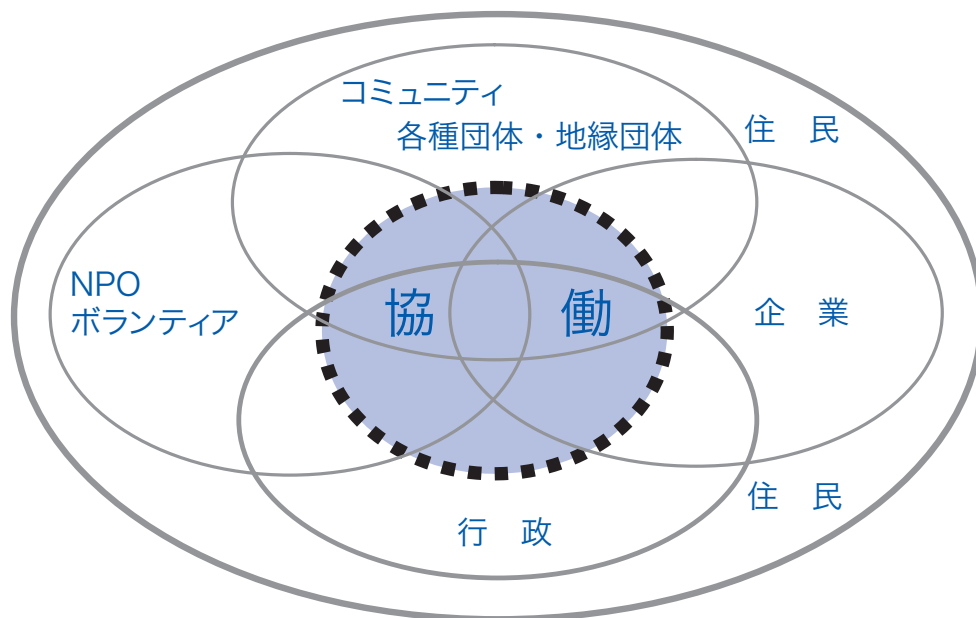


- A：行政が主体となり、行政の責任で行う領域
- B：行政が主導し、住民が協力、参加（支援）する領域
- C：住民と行政が協力して行う領域
- D：住民が主体となり、行政が支援する領域
- E：住民が主体的に、責任を持って行う領域（行政とかわからず）

（出所：「大網白里町 協働のまちづくり推進計画」）

注）住民：町に在住・在勤・在学するすべての人、区・自治会や団体等コミュニティ、NPO、企業など。

《「協働」の概念》





(3) 行財政改革による地域経営の力

“経営”とは、方針を定め、組織を整えて、業績や効率性の向上など目的達成のために、ヒト・モノ・カネ・情報など経営資源を活かして持続的に事を行うことが基本となります。

“地域経営”とは、この経営の考え方を地域づくりに相応させ、達成すべき目的は「より効率的で的確な行財政・自治体運営を行い、住民満足度を高める」こととなります。

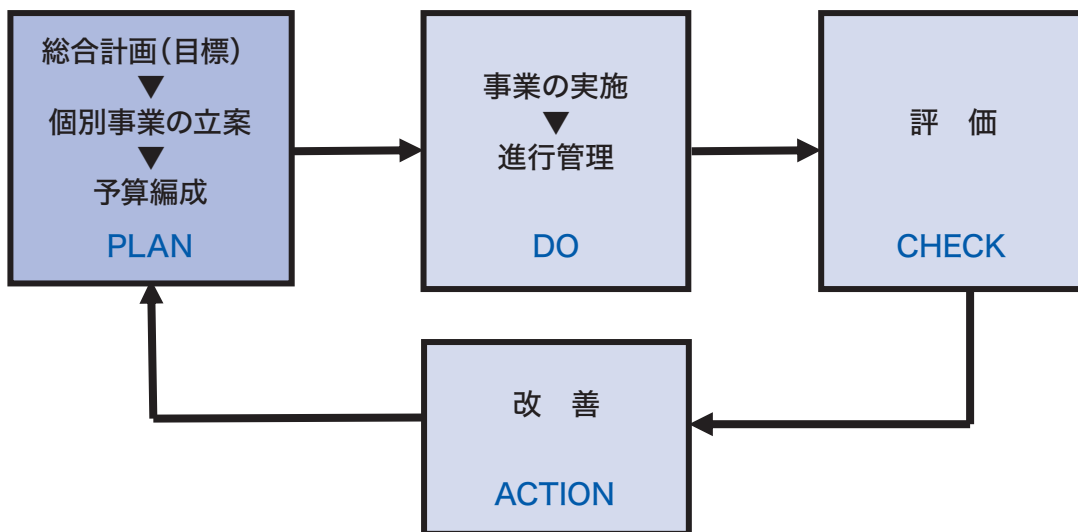
“地域経営の力”とは、「地域が保有する資源を活用して、地域を最も効率的に経営（運営）する力（能力）」です。特に、行政主導による公的サービスの提供のみから脱皮して、多様な主体による役割分担と協働の力を発揮する地域経営が要点となります。

地域経営と関連し、民間企業の経営手法を行政分野に導入し、効率的で質の高い公共経営をめざし、顧客志向や成果志向、評価システムなどを特徴とするNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）という行政経営への取り組みが拡大してきています。

行政内部の変革の核となる行財政改革の推進においては、“協働”に対応する行政経営が求められるとともに、NPMの展開による目標管理の強化と成果重視への取り組みが重点となると考えます。また、第5次総合計画を着実に推進していくためには、特に計画の進行管理と評価の仕組みづくりが重要になります。そのため、効率的な行政経営をめざし、新たな観点から行財政改革に取り組んでいきます。

本町ではこれまでも事務事業評価による行政評価システムに取り組んでおり、これを踏まえて、PDCAの循環でマネジメントを行う行政経営システムの構築と浸透を図ります。

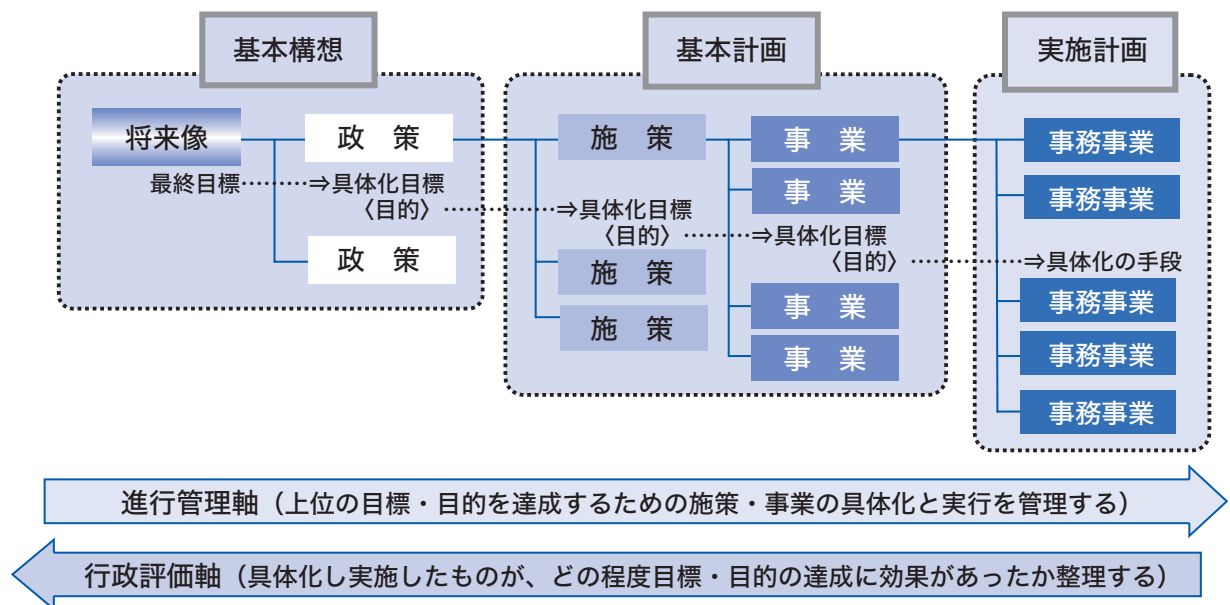
《総合計画を基本とするPDCAの循環》



総合計画の推進においては、“進行管理”と“行政評価”が連動する取り組みを強化し、総合計画に掲げた実現目標について、その達成状況と成果についての検証を繰り返しながら、予算編成と行政評価システムの連動による事業の重点化・効率化、財政見通しの明確化を図り、より効果的なまちづくりに改善していく仕組みを構築していきます。特に、協働のまちづくりを促進する協働型事業や、重点課題に対応する分野横断型の事業の推進と検証に留意していきます。

なお、行政評価は、実施している事務事業について、常に「何のために実施しているのか」、「どのように実施しているのか」、「どのような成果をあげたのか」などを整理し、“有効性”・“妥当性”・“効率性”に着目して実施し、より持続可能な行政運営を図ろうとするものです。進行管理は、政策・施策を実現するために予定された事業が、「計画に対してどの程度実施されたか」を測定するものです。

《行政評価と進行管理の連動》





第5章 まちづくり施策の大綱

1. 健康で生きがいのある 大網白里 【保健・福祉の充実】

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

(施策分野：健康づくり、医療)

日々の健康づくりに対する意識を高め、健康重視の生活を普及・定着させ、生活習慣病予防や感染症予防などの充実を図るとともに、保健指導、健康管理の体制強化や各種施設の充実・有効利用を進め、各年齢層に応じた保健事業に取り組みます。

また、中核となる町立国保大網病院の機能強化や各医療機関との広域的な連携も考え、地域医療体制の充実を促進するとともに、在宅看護や緊急時の医療の確保など、多様な医療ニーズへの対応を進めます。

(2) 安心して暮らせる福祉の推進

(施策分野：地域福祉、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、社会保障)

住民相互で支え合う意識の高揚や福祉ボランティアの育成・確保などにより、地域福祉活動を推進します。また、子育て家庭に対する相談指導や保育サービスの充実とともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる活動を推進し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組みます。

高齢者の健康の保持・増進と地域社会への積極的な参画を進め、高齢者の社会的貢献と生きがいのある暮らしの実現を図ります。介護をはじめさまざまな生活支援が必要な高齢者に対して、在宅での生活を可能にする支援サービスの提供と地域支え合い活動、民間活力の育成・活用などにより、効果的な支援を行っていきます。また、障害者などの自立と社会参加に向けた支援や福祉サービスの充実をめざします。

2. 新しい文化を育む 大網白里 【教育・文化の充実】

(1) 心豊かな子どもたちの育成

(施策分野：幼児教育、学校教育、青少年育成)

30人学級を見据えた教育環境や通学環境の整備など、時代の変化に対応した教育内容の充実を図り、創造性と心豊かな子どもたちの育成を進めます。また、学校運営への地域住民の参加や地域の教育資源の積極的活用など、地域と一体となった学校づくりを進めるとともに、次世代を担う青少年を地域ぐるみで育てていく体制を整え、地域活動と連携した育成活動を進めます。

(2) 生涯を通じた学習活動の推進

(施策分野：生涯学習、生涯スポーツ、地域文化)

自ら学ぶ生涯学習社会を浸透していくため、活動施設などの有効活用に向けた機能整備と相互連携を進めるとともに、多様な学習機会と情報の提供、指導体制の充実を図り、自己実現に向けた住民の主体的な取り組みを促進し、さまざまな学習成果が地域社会・まちづくりに還元されるよう努めます。また、文化・スポーツ施設の機能整備と有効利用を進め、各種文化事業やスポーツ事業の充実と活動組織の育成を図り、住民相互の交流を促進します。さらに、住民の誇りである貴重な有形無形の歴史文化資源の保全・継承に努めるとともに、情報発信による有効な活用を進めます。

3. 快適で便利な都市機能が充実する 大網白里 【都市基盤の整備】

(1) 総合的な交通体系の整備

(施策分野：道路整備、公共交通)

町内外の交流を活発化し、広域的な機能連携を強化するため、圏央道をはじめ広域幹線道路の整備を促進するほか、町内各地区の道路機能を維持するとともに、安全施設や歩道の整備など安全・快適な道路環境づくりを進めます。また、公共交通については、既存公共交通機関の利便性・安全性の向上を促進するとともに、新たな公共交通システムの導入を進め、公共交通空白地域の解消に努めます。

(2) 魅力ある街づくりの推進

(施策分野：駅周辺整備、市街地形成)

JR 大網駅周辺の市街地整備をはじめ、既成市街地や駅周辺に、商業・業務機能の集積など市街地活性化対策を図るとともに、居住環境などの生活基盤の整備を図り、快適で魅力ある良好な市街地の形成を進めます。

(3) 快適に暮らせる生活環境の整備

(施策分野：下水道・排水、ガス・水道、公園・緑地)

安全で快適な生活環境を確保するため、公共下水道事業、雨水排水対策を推進します。ガス事業については、安全・安心・安定を図ります。また、上水道については、山武郡市広域水道企業団と連携して安全で安定した飲料水の供給を促進します。

地域団体などと連携して公園・緑地の機能維持に努めるとともに、花によるまちづくりを推進するため、花のボランティアや各種サークル団体の活動を醸成し、憩いとやすらぎの場の充実に努めます。



4. 豊かな自然と生活が調和する 大網白里 ————— 【自然環境との共生】

(1) 低炭素の社会づくりの推進

(施策分野：温室効果ガス排出抑制)

地球的規模での環境保全に対応する取り組みとして、温室効果ガスの削減について、家庭や事業者への啓発をはじめ、新エネルギーの活用策の検討や省エネ・低公害車の導入など、環境負荷の低減対策を進めます。

(2) 循環型の社会づくりの推進

(施策分野：ごみの減量化と資源リサイクル)

ごみゼロ運動などを通じて環境美化意識と美化実践行動を醸成し、きれいなまちづくりに取り組みます。また、住民・事業者・行政の役割分担による、ごみ・廃棄物の分別減量化と資源リサイクル活動を推進し、住みよい環境づくりに努めます。

(3) 水と緑の空間づくりの推進

(施策分野：自然環境の保全、緑化・環境美化、公害対策)

豊かな自然環境を次世代に継承するため、“水を大切に、汚さない意識”を醸成し、里山、農地、川、海の保全について、NPOやボランティア、企業市民と協働して取り組みます。また、遊歩道や自転車道など自然とのふれあいの場づくりに努めます。

花のボランティアや自治会など住民活動団体の協力により、地域ぐるみの緑化・環境美化活動を推進します。また、不法投棄や公害の未然防止のため、監視体制の充実を図ります。

5. 安全な暮らしを確保する 大網白里 ————— 【安全・安心の確保】

(1) 災害に強いまちづくりの推進

(施策分野：防災対策、消防・救急体制)

住民の安全で安心な暮らしを確保するため、自治会や自主防災組織と連携して、地域防災の強化や災害時の要援護者の支援体制を充実します。また、消防・救急体制の充実と消防団の機能強化を図ります。

(2) 安全な日常生活の向上

(施策分野：交通安全、防犯、消費生活)

日常の安全・安心をめざして、適切な情報提供や啓発を図り、地域ぐるみの安全なまちづくり活動を促進し、交通事故や犯罪の未然防止に努めます。さらに、悪質な商法の回避や食の安全などに関する情報提供など消費生活対策を進めます。

6. 賑いある産業と観光を育てる 大網白里————— 【産業・観光の振興】

(1) 環境変化に対応する産業・観光の振興

(施策分野：農業・漁業、商業・工業、観光)

大消費地に近い立地を活かすため、生産技術・効率の向上を可能にする農業基盤の整備や生産組織の育成を図り、農産物のブランド化や直販体制の強化による生産性・収益性の高い農業をめざします。担い手の育成・確保に取り組み、担い手や生産組織と協力して、優良農地保全や安全・安心な農産物の安定供給ができる体制づくりに努めます。また、地産地消や気軽に農業体験などができる環境整備を進め、都市農村交流（グリーン・ツーリズム）にも取り組みます。

賑いをもたらす商工業の活性化を促進するため、振興の基礎となる企業の経営安定化、育成に努めます。また、商業機能を強化していくため、商店街の共同事業などの支援に努めるとともに、幹線道路沿線への商業施設の立地誘導を図るなど、多様な消費ニーズと環境変化に対応した商業活動を促進します。さらに、地域産業相互の連携、異業種間の交流を促進しながら、これまでの産業の蓄積や保有する地域資源を活かし、新たな付加価値を生み出す事業興しへの支援に努めます。

首都圏に近接した立地条件と丘陵から田園、海岸に連なる豊かな自然や歴史文化資源、観光資源、魅力ある味覚・土産品を活かし、観光情報の提供やPRの強化など本町の観光魅力化を図り、観光関連産業の育成を図ります。

(2) 雇用・就労の場の充実

(施策分野：企業誘致、雇用・就労)

圏央道をはじめ、広域交通網が充実する立地条件を活かし、新たな雇用機会の創出に努めるとともに、企業誘致に取り組みます。食品関連、物流関連、観光関連産業などの地域ニーズにあった企業誘致や新たな事業の育成を検討し、雇用・就労環境の充実に努めます。

高齢者の経験・技術を活かす雇用機会の確保についても、シルバー人材センターなどと連携して促進します。また、町内企業や商工会と連携して、小中学生の職場体験を通じたキャリア教育の醸成に努めます。



第6章 まちづくりの推進

1. 住民と行政が協働するまちづくり 【協働のまちづくり推進】

(1) 住民参画の仕組みづくり

(施策分野：情報共有、コミュニティ、住民参画と協働)

協働のまちづくり推進の基礎となる環境づくりとして広報・広聴活動と情報公開を進め、住民と行政の情報の共有化を図り、協働の趣旨と相互の理解を深めていきます。

就業構造や生活様式により変化してきている自治組織のあり方について検討し、住民自治の確立に向けたコミュニティ活動を促進します。また、協働のまちづくりを支える多様な主体が活動しやすくなるよう、既成団体と力を合わせて協働のまちづくりを進めます。

(2) 男女共同参画、交流の力

(施策分野：男女共同参画、地域・国際交流)

人権尊重、男女共同参画への理解と意識啓発により、共に力をあわせる社会づくりを推進します。また、地域特性と人材を活かした広域的・国際的な交流活動を支援し、交流の成果がまちづくり推進の力に反映・還元されるよう努めます。

2. 効率的な行財政運営 【行財政運営】

(1) 行財政改革の推進

(施策分野：組織力の強化、行政運営、財政運営、情報化対応、広域連携)

各施策の実現に向け、スリムで効率的な行政組織を構築するとともに、職員研修や人事諸制度の充実、目標管理型の政策形成、予算編成と行政評価システムの連動、部署間の横断的な連携と調整機能の強化などにより成果重視の新たな公共経営の実践に努め、組織力を強化します。また、事務処理、住民サービス対応を改善するとともに、住民と行政との協働体制の構築を図り、住民のニーズに対応した行政運営を進めます。

将来人口や制度の改正を見据え、事務事業の見直しと定員管理の適正化を図るとともに、自主財源の確保と事業の重点化・効率化、財政見通しの明確化を図りながら健全な財政運営と経営的視点を重視した持続可能な自治体運営を進めます。

さらに、情報機器の高度利用による電子自治体の構築を進めるとともに、近隣自治体などとの連携を強化し、スケールメリットを活かす効率的・効果的な広域連携の推進に努めます。

(2) 市制施行の推進

(施策分野：市制施行)

市制施行の基本的事項である都市基盤や生活環境施設の整備など、市制施行の要件を整えていくとともに、市制施行に向けた調査や関係各層との意見交流、市制施行に向けた組織の確立を推進し、円滑な市制への移行を図ります。



7. 用語解説

【あ行】

ICT	IT（情報技術）に Communication（コミュニケーション）を加えた表現。情報インフラの整備から情報を「いつでも、どこでも、何でも、だれでも利用できる社会」に移行するなかで、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられている。
新しい公共	これまで官が支えてきた教育や子育て、防犯や防災、医療や福祉などの公共サービスに、地域のNPO法人や住民が積極的に参加できるようにし、社会全体として支援する新しい価値観を生み出そうとする理念。“古い公共”に対する表現であり、NPO法が施行されて住民が活動しやすい環境の整備が進められるとともに、地方制度調査会などから地方分権時代における基礎的自治体の体制を構築していく上での重要な視点として“新しい公共空間”（地域社会に新たな公共的活動の領域を形成していくこと）が提案された。
e-Japan	平成12年に政府が掲げた日本型IT社会の実現を目指す構想、戦略、政策の総体。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイト。
NPM (ニュー・パブリック・マネジメント)	民間企業の経営手法を行政管理に積極的に取り入れ、効率化やサービス向上を実現しようとする行財政改革の手法のひとつで、新たな公共経営といわれる。NPMを取り入れて行財政改革に取り組む自治体が増えてきている。
NPO	Non Profit Organizationの頭文字を取った略語表現。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている市民活動団体、民間非営利活動団体。
大網駅東土地区画整理事業	土地区画整理事業とは、土地区画整理法にもとづき、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。大網駅東地区は、JR大網駅周辺の都市拠点形成の先導的な地区として、市の顔にふさわしい、質の高い市街地環境を確保した市街地形成の早期実現をめざし、その基礎となる都市基盤の整備を進めている。
大網駅南・北地区	概ねJR外房線、小中川（2級河川）、（主）千葉大網線、都市計画道路永田養安寺線（3・3・4号線）で囲まれた区域を南地区、概ねJR外房線・東金線、都市計画道路永田養安寺線（3・3・4号線）、（主）山田台大網白里線で囲まれた区域を北地区とっている。JR大網駅周辺において、市の顔としてふさわしい都市機能の形成を図るため、将来的に計画的な新市街地整備を推進する必要がある地区。

【か行】

介護予防サポーター	高齢になっても積極的に健康づくりに取り組むことができるように、高齢者の方々をサポート（お手伝い）する人。
学童保育	小学校児童のうち、保護者が共働きなどの理由で、日中「鍵（かぎ）っ子」になる児童に対して、放課後に家庭とは異なる場所で適切な遊びや生活の場を提供して、保護者にかわって保育すること。
課税客体	課税の対象のこと。

環境教育・学習	環境を学ぶという意味を表す言葉として、環境教育と環境学習があるが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われている。
企業立地促進法	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の略称。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進の取り組みを支援するため、企業の設備投資促進や人材育成を支援する制度などを定めている。
キャリア教育	職業体験などを通じて児童・生徒の勤労観と自分の将来を設計する力を育てる教育。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
ケアマネジメント	高齢者や障がい者などの生活を支援するために、地域のさまざまな福祉サービスなどを適切に活用できるように総合的に調整すること。
景観形成作物	景観形成に加えて、緑肥利用など地力向上、土壌管理、バイオマス利用などを考慮して栽培される作物。
経常収支比率	市税や地方交付税などの経常的な歳入（一般財源）に対し、人件費、社会保障費、公債費などの義務的な経常経費（一般財源）が占める比率であり、この数値が高いほど、財政構造が弾力性を失い、硬直化していると考えられる。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有するすべての公共施設などを対象に、地域の实情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画で、すべての自治体に対して総務省から公共施設等総合管理計画の策定要請がなされている。
合計特殊出生率	1人の女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値。人口統計上の指標として将来の人口予測などに用いられている。死亡率を含めて考えると、合計特殊出生率が2.07以上であることが現在の人口を維持するための必要条件といわれる。
耕作放棄地	耕作放棄地は、農林業センサスにおいて「過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地」と定義されている統計上の用語。
個人番号カード (マイナンバーカード)	平成28年1月よりスタートした個人番号制度にもとづき発行される、プラスチック製のICチップ付きカード。券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）と本人の顔写真などが表示され、本人確認のための身分証明書のほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請などさまざまなサービスに利用できる。
5団地	計画的に整備された、みやこ野、ながた野、みずほ台、みどりが丘、季美の森の5つの住宅団地。
コミュニティバス	交通空白地域を解消する交通手段として、自治体などが地域住民の利便性向上を目的に運行するバス。
コミュニティプラント	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にもとづき市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って設置され、管きょによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。



コンパクトなまちづくり	<p>これまで、市街地は郊外への拡大を続け、住宅地や大型ショッピングセンター、飲食店などの商業施設のほか、公共施設や医療機関なども郊外への移転が進んできた。これに伴い、従来からの中心市街地において空洞化が進むとともに、都市機能の郊外移転などにより、交通弱者の利便性確保やインフラ整備など公共投資の効率性が問題視されるようになった。このような問題に対して、市街地の過剰な拡大や無秩序な開発を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩ける範囲を生活圏と捉え、居住機能の再整備やコミュニティの再生など住みやすいまちづくりをめざすという考え方。</p>
-------------	---

【さ行】

財政健全化法	<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」。平成 19 年度から健全化判断指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の算定が義務化されている。</p>
里山	<p>里に近い集落周辺の低山地帯を総称し、雑木林や竹林、ため池、棚田、畑なども含めた生活エリアをいう。</p>
GDP	<p>国内総生産。国内で新たに生産されたモノやサービスの付加価値の合計額で、日本企業が海外で生産したモノやサービスは含まない。この伸び率を経済成長率と呼び、景気を測る指標として用いられている。</p>
JETプログラム	<p>語学指導などを行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略で、外国青年を招致して地方自治体などで任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと。</p>
市街化区域・市街化調整区域	<p>都市計画法において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分している。市街化区域は、既に市街地を形成している区域または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいう。</p>
自治体クラウド	<p>地方公共団体の業務効率化や環境変化への迅速な対応を図るため、新しいコンピュータシステムとしてクラウドコンピューティングの導入が総務省主導で進められている。クラウドコンピューティングでは、ソフトウェアやハードウェアの利用権などをネットワーク越しにサービスとして利用者に提供するデータセンターや、そのなかで運用されているサーバ群のことをクラウドといい、必要に応じて取り出して、使った分だけ料金を払うという形態。</p>
指定管理者制度	<p>平成 15 年の地方自治法の改正により創設された制度で、従前の管理委託制度では、公の施設の管理は公共団体や地方公共団体の出資法人などに限られていたが、指定管理者制度では、管理者の範囲を出資法人などに限定せず、民間の団体でも管理を行うことができる。</p>
住民基本台帳カード	<p>氏名や住民票コードなどが記録された IC カード。平成 28 年 1 月から個人番号カードの発行が開始されたことに伴い、現在は発行を行っていない。</p>
首都圏中央連絡自動車道（圏央道）	<p>圏央道は、首都の中心部からおおよそ半径 40 ～ 60km の位置に計画されており、横浜厚木、八王子、川越、つくば（研究学園都市）、成田、木更津などの中核をなす都市を連絡する高規格幹線道路（高速道路）として整備が進められている。平成 25 年 4 月に本市の西部丘陵地を通過する東金・木更津間が開通し、今後は、本市にスマートインターチェンジの整備が予定されている。</p>

小児救急電話相談 (# 8000 番)	子どもの夜間のケガや急病などの際、保護者が対処に戸惑うときや、医療機関を受診すべきかどうか判断が難しいときに、応急対処の方法や受診の要否などについて、プッシュホン回線の固定電話なら「# 8000」番を押すだけで電話相談が受けられる。
情報セキュリティ	コンピュータネットワークの急速な発展・普及に伴い、コンピュータウイルスや外部からの不正アクセス、情報漏えい、システム障害などが社会問題化し、個人情報保護の観点からも重要な課題となっている。情報セキュリティとは、情報システムを各種の脅威から守ることであり、建物の地震・防火対策など物理的な対策、セキュリティソフトウェアや暗号技術を用いたシステム上の対策、組織管理や物財管理など管理面の対策、セキュリティ教育や人事管理など人的な対策がある。
情報リテラシー	高度情報化に対応し、コンピュータなどの情報機器を使いこなすために必要となる知識や能力のこと。
障害者の雇用の促進等に関する法律	障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。平成 28 年 4 月の改正で、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障がい者の法定雇用率の算定基礎の見直しがなされた。
食生活改善協議会	市から委託され、地域の方々によりよい食生活を送るために活動しているボランティア団体。入会するには、市主催のヘルシー講座を受講し、修了することが必要。
新エネルギー	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光・熱、風力、バイオマス、中小水力利用による発電などに利用することを範囲にしており、地域が潜在的に保有するローカルエネルギーでもある。
人口ビジョン	国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を踏まえ、人口の現状分析を行い、今後めざすべき将来人口の展望を示すもの。
新地方公会計制度	企業会計の考え方を反映させた財務書類 4 表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)の導入が進められており、作成と分析、公表への対応が必要になっている。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップなどから高速道路に乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両は ETC (料金の支払い方法) を搭載した車両に限定している。今後、市西部に圏央道のスマートインターチェンジの整備が予定されている。
3R運動	限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会(資源循環型社会)をつくるための取り組み。ごみを減らす「Reduce (リデュース)」、何回も繰り返し使う「Reuse (リユース)」、ごみを原材料として再生利用する「Recycle (リサイクル)」の 3 つの英語の頭文字を表している。
生物多様性	いろいろな生物が存在し、人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられている様子の中で、生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。
セーフティネット	住民の暮らしの安全・安心を確保していくために必要な条件を保護し、守る仕組み。



全国消費生活 情報ネットワークシステム (PIO - NET)	複雑化、多様化、広域化する消費者被害に迅速に対処するため、独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積・活用している。
総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略の略で、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則をもとに、人口減少・地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

【た行】

待機児童	保育所入所申込書を提出しており、かつ入所要件に該当しているが入所していない（保育所施設の制約から入所を受け入れられない）児童のこと。
多文化共生	国籍や民族が異なる人々が、互いの文化的な違いを理解し、認め合い、地域社会の構成員として共に暮らしていくこと。
地域公共交通活性化協議会	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条にもとづく法定協議会であるとともに、「道路運送法」にもとづく地域公共交通会議の機能を有している。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における包括的な支援・サービスの提供体制のこと。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。①介護予防マネジメント、②総合的な相談窓口、③権利擁護、④包括的・継続的マネジメントの支援機能を有し、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが配置される。運営主体は、市町村、または市町村から委託された法人（在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人など、その他省令で定められた要件にかなう法人）とされている。平成18年4月の介護保険制度の見直しに伴い創設された。
地域防災計画	災害対策基本法にもとづき、本市防災会議が策定する計画。本市での災害予防、応急対策、復旧・復興対策において、防災関係機関、公共的機関、住民が、その機能を有効に発揮し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務を定めている。
地域ポータルサイト	ポータルとは、インターネットの入口を意味し、地域に関連する総合的な多くの情報を提供するウェブサイトのこと。検索エンジンやリンク集を核として、地域情報サービス、メールサービス、電子掲示板、チャットなど、地域内外のユーザが必要とする機能を提供する。情報発信にふさわしいメニューや双方向型を工夫し、情報鮮度を維持することが重要になる。
地球温暖化	温室効果ガスの増加により、地球全体が温室内のように気温が上昇する現象。なお、温室効果ガスとは、赤外線を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素）の総称。温室効果ガスが大気中に存在することで、地表気温が平均15℃程度に保たれている。
地産地消	地域で生産される農林水産物などの産物を、その地域で流通・消費することを意味する。千葉県では、県として独自の取り組みを表現するため「千産千消」と造語を使っている。

ちばエコ農産物	千葉県では、減農薬・減化学肥料などによる栽培に取り組む産地の指定と栽培された農産物の認証を併せて行っており、ちばエコ農業産地などで栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として、千葉県独自の認証を行い、県産農産物の信頼確保とイメージアップを図っている。
千葉県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がいのある人をはじめとして、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることがをめざし、安全かつ快適に利用しやすい施設を行政と県民、事業者が協力して整備することなどが決められている。
ちばバリアフリーマップ	車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者、妊産婦、幼児連れなどの人が、外出する際に安心してさまざまな活動に参加できるよう、県内の施設のバリアフリー情報を紹介するもの。
地方分権	政治や行政において、中央政府・省庁に独占されてきた権限・財源を地方自治体に移譲し、自立した自治体の統治運営をめざすこと。
津波避難計画	津波が発生した場合に、その発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民及び観光客などの生命及び身体の安全を確保するための避難計画。
定期予防接種の相互乗り入れ事業	居住する市町村以外にかかりつけ医がいる場合や、やむを得ない事情により居住する市町村で予防接種を受けることが困難である場合に、居住する市町村以外で定期予防接種を受けることができる制度。
低炭素(化)	現状の産業構造や企業などの活動、ライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えること。石油などの化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用など、総合的に取り組むべき課題が多い。
DV	ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者などから受ける身体的・精神的・性的・経済的な暴力などのこと。
デジタル博物館	一般の博物館(施設)とは異なり、インターネット上で公開するバーチャル(仮想)博物館であり、展示・収蔵(紹介)する素材や情報は、画像、文字、音声などで伝えられる。
電子自治体	住民の利便性の向上や行政事務の効率化に、ICTを積極的に活用する自治体のこと。本市でも、ホームページを活用した情報提供や図書室の蔵書を検索できる図書検索システムなどの住民サービスを実施している。
電子書庫	資料や文書を電子化してデータベースとして蓄積し、保管すること。
特定保健指導	特定保健指導は、特定健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人に対して実施される保健指導をいう。特定健康診査・特定保健指導は、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に義務づけられている。
特別支援教育	障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する観点から、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導、必要な支援を行う教育のこと。



【な行】

認定こども園	幼稚園、保育所などのうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県から「認定こども園」の認定を受けることができる。 ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能
認定農業者	農業経営基盤強化促進法にもとづき、効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想）に照らして農業者を認定する制度。認定を受けようとする農業者は、「農業経営改善計画書」を提出する必要がある、その計画達成に向けてさまざまな支援措置がある。
農地中間管理事業	人・農地プランにもとづき、農地の借り受けなどを行う農地中間管理機構により、農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域と定めて、意欲ある担い手に対して農地の集積と集約化を図る事業。
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者などが健常者と特別に区別されることなく、助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であり、本来の望ましい姿であるとする社会福祉をめぐる社会理念。また、男性と女性、子ども、健康な人や病気の人も、社会はさまざまな人で構成されていることを認識して、これをもとにして差別のない社会づくりをめざしていくことで、等生化と訳されている。

【は行】

バイオディーゼル燃料	主に植物油から作られた燃料で、ディーゼルエンジンを有する車両、船舶、農耕機具、発電機に使用される。なお、バイオはバイオマスのことで、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。
排水対策マスタープラン	市全域を対象として、雨水による氾濫を低減防止するため、河川、下水道、農業排水路などを総合的に検討し、雨水対策を示した総合雨水計画。
パブリック・インボルブメント	政策立案・形成・実施・評価の各段階で人々の意見や活動を積極的に取り込んでいくこと。
パブリック・コメント	行政が重要な条例や政策の策定を行う際、その案の段階で住民への公表と意見募集を行い、そこで提出された意見を可能な限り考慮して、最終的な意思決定を行う制度。
バリアフリー	障がいをもつ人が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設など）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。物理的バリアフリーのみならず、心理的・社会的バリアフリーの重要性が指摘されている。近年、バリアフリーのみならず、安全性や利便性などにも十分配慮し、すべての人に使いやすい設計として、ユニバーサル・デザインの考え方が重視されている。
PFI	Private Finance Initiative。公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法のこと。

BOPビジネス	BOPとは、世界の所得別人口構成において最も低い所得層を意味し、約40億人が相当するといわれており、この層をターゲットにしたビジネスのこと。低所得者層にも購入可能な商品を販売して健康を増進したり、新たな雇用を生み出したりするなど、世界のさまざまな企業が参入している。
PDCAの循環	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（プラン・計画）→ Do（ドゥ・実行）→ Check（チェック・評価）→ Action（アクション・改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。行政評価システムや計画の進行管理において重要な取り組みである。
東千葉メディカルセンター	平成26年4月に東金市丘山台に開院。救急医療・急性期医療を核とした病床数314床の地域中核病院。
東日本大震災	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害。千葉県においても旭市などで津波が発生し、甚大な被害が発生した。
人・農地プラン	農業従事者の高齢化や担い手不足が心配されるなか、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地区の話し合いにもとづきまとめる計画。
病児保育・病後児保育	子どもが病気の回復期または病気中のため、集団生活や家庭での保育が困難な場合に、医療機関などに付設された専用スペースにおいて一時的に保育すること。
ファミリーサポート	育児・子育ての手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる組織において、会員同士による援助活動を行う事業。
フォーラム	特定のテーマや共通の課題に関心を持つ人たちが集まり、情報交換や討議をする公開の催し。
ふるさと納税 （ふるさと応援寄付金制度）	地方（ふるさと）に対して貢献や応援をしたいという人の思いを実現するため、自治体へ寄付をする制度。
プレミアム商品券	国の交付金などを原資にプレミアム（割増金）をつけ、自治体が地域振興のために発行する商品券のこと。
ボランティア	自主的・自発的に社会貢献する活動、またはその活動を行う個人のこと。

【や行】

ユニバーサル・デザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。
--------------------	--

【ら行】

ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階のこと。
ローリング方式	計画の実施状況から単年度ごとに見直しをかけていく方法のこと。
ロコモティブシンドローム	日本整形外科学会が、平成19年に提唱したもので、運動器の衰え・障がい（加齢や生活習慣が原因といわれる）によって、要介護になるリスクが高まる状態のこと。



【わ行】

ワークショップ	語源は、集団的な手工業生産の場である作業場や工場の意味であるが、さまざまな人たちの参画により、多様な意見や考えを出し合い、重ね合いながら、課題解決や計画立案を行っていく住民参加手法として活用されている。一方通行型ではない、双方向型、融合型の議論が特徴。
---------	--

大網白里市 第5次総合計画 後期基本計画

発行日 ●平成 28 年 4 月
企画・編集 ●大網白里市企画政策課
発行者 ●大網白里市
〒 299-3292
千葉県大網白里市大網 115-2
TEL 0475-70-0315
URL <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>